平成２９年１１月定例会

# 環　境　生　活　委　員　会

## 予算決算委員会（環境生活分科会）

# 会　　議　　録

長　崎　県　議　会

# 目　　次

**（委員間討議）**
１、開催日時・場所 …… １
２、出　　席　　者 …… １
３、経　　過
≪委員会≫
審査内容等に関する委員間討議（協議） …… １

**（第１日目）**
１、開催日時・場所 …… ２
２、出　　席　　者 …… ２
３、審　査　事　件 …… ２
４、付　託　事　件 …… ２
５、経　　過
≪分科会・委員会≫
土木部長予算議案及び第９６号議案説明 …… ４
監理課長補足説明 …… ４
都市計画課長補足説明 …… ５
予算議案及び第９６号議案に対する質疑 …… ６
≪委員会≫
土木部長総括説明 …… １３
道路建設課長補足説明 …… １４
第９７号議案に対する質疑 …… １５
≪分科会≫
予算議案に対する討論 …… １９
≪委員会≫
第９６号議案及び第９７号議案に対する討論 …… １９
決議に基づく提出資料の説明 …… ２０
都市計画課長補足説明 …… ２０
建設企画課長補足説明 …… ２１
陳　情　審　査 …… ２２
議案外所管事項に対する質問 …… ２２

**（第２日目）**
１、開催日時・場所 …… ４３
２、出　　席　　者 …… ４３
３、経　　過
≪委員会（土木部）≫
議案外所管事項に対する質問 …… ４３
≪分科会・委員会（環境部）≫
予算議案及び第９５号議案説明 …… ６８
自然保護課長補足説明 …… ６９
予算議案及び第９５号議案に対する質疑 …… ７１
予算議案に対する討論 …… ８１

≪委員会（環境部）≫
第９５号議案に対する討論 …… ８１
環境部長所管事項説明 …… ８１
決議に基づく提出資料の説明 …… ８２
廃棄物対策課長補足説明 …… ８２
陳　情　審　査 …… ８３
議案外所管事項に対する質問 …… ８６

**（第３日目）**
１、開催日時・場所 …… １０９
２、出　　席　　者 …… １０９
３、経　　過
≪分科会・委員会（県民生活部）≫
予算議案及び第９３号議案、第９４号議案説明 …… １０９
県民協働課長補足説明 …… １１０
交通・地域安全課長補足説明 …… １１１
予算議案及び第９３号議案、第９４号議案に対する質疑 …… １１２
予算議案に対する討論 …… １２２
≪委員会（県民生活部）≫
第９３号議案及び第９４号議案に対する討論 …… １２２
県民生活部長所管事項説明 …… １２３
決議に基づく提出資料の説明 …… １２３
陳　情　審　査 …… １２３
議案外所管事項に対する質問 …… １２３
≪委員会（交通局）≫
交通局長所管事項説明 …… １４０
決議に基づく提出資料の説明 …… １４２
管理部長補足説明 …… １４２
議案外所管事項に対する質問 …… １４８

≪委員会≫
分科会長報告等に関する委員間討議 …… １６８

**（配付資料）**
・分科会関係議案説明資料
・委員会関係議案説明資料
・委員会関係議案説明資料（追加１）

# 委員間討議

１、開催年月日時刻及び場所

平成２９年１１月２７日

自　　午後　１時　１分

至　　午後　１時　４分

於　　本館５－Ａ会議室

---

２、出席委員の氏名

| | |
|---|---|
| 委　員　長 | ごうまなみ　君 |
| 副　委　員　長 | 山口　経正　君 |
| 委　　員 | 野本　三雄　君 |
| 〃 | 吉村　庄二　君 |
| 〃 | 溝口芙美雄　君 |
| 〃 | 中島　廣義　君 |
| 〃 | 下条ふみまさ　君 |
| 〃 | 堀江ひとみ　君 |
| 〃 | 深堀　　浩　君 |
| 〃 | 宮本　法広　君 |

---

３、欠席委員の氏名

委　　員　　髙比良　元　君

---

４、委員外出席議員の氏名

な　　し

---

５、審査の経過次のとおり

― 午後　１時　１分　開会 ―

【ごう委員長】ただいまから環境生活委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、中島廣義委員、宮本委員のご両人にお願いいたします。

本日の委員会は、平成 29 年 11 月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査方法について、お諮りいたします。

審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行うこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

― 午後　１時　２分　休憩 ―

---

― 午後　１時　４分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議しました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、理事者に正式に通知することといたします。

これをもって環境生活委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

― 午後　１時　４分　散会 ―

# 第 1 日 目

１、開催年月日時刻及び場所

平成２９年１２月　８日

自　　午前１０時　１分

至　　午後　４時２５分

於　　本館５－Ａ会議室

---

２、出席委員の氏名

| | |
|---|---|
| 委員長(分科会長) | ごうまなみ　君 |
| 副委員長(副会長) | 山口　経正　君 |
| 委　　員 | 野本　三雄　君 |
| 〃 | 吉村　庄二　君 |
| 〃 | 溝口芙美雄　君 |
| 〃 | 中島　廣義　君 |
| 〃 | 下条ふみまさ　君 |
| 〃 | 髙比良　元　君 |
| 〃 | 堀江ひとみ　君 |
| 〃 | 深堀　　浩　君 |
| 〃 | 宮本　法広　君 |

---

３、欠席委員の氏名

な　　し

---

４、委員外出席議員の氏名

な　　し

---

５、県側出席者の氏名

| | |
|---|---|
| 土木部長 | 岩見　洋一　君 |
| 土木部技監 | 野口　　浩　君 |
| 土木部次長 | 吉田　慎一　君 |
| 土木部参事監(都市・住宅担当) | 髙宮　茂隆　君 |
| 監理課長 | 天野　俊男　君 |
| 建設企画課長 | 佐々　典明　君 |
| 建設企画課企画監 | 溝越　恵介　君 |
| 新幹線事業対策室長 | 鈴田　　健　君 |
| 都市計画課長 | 池田　正樹　君 |
| 道路建設課長 | 大塚　正道　君 |
| 道路維持課長 | 馬場　一孝　君 |
| 港湾課長 | 近藤　　薫　君 |
| 港湾課企画監 | 井手　浩二　君 |
| 河川課長 | 川内　俊英　君 |
| 河川課企画監 | 浦瀬　俊郎　君 |
| 砂防課長 | 田中　比月　君 |
| 建築課長（参事監） | 大場　光洋　君 |
| 住宅課長 | 三原　真治　君 |
| 住宅課企画監 | 﨑野　義人　君 |
| 用地課長 | 岡本　　均　君 |

---

６、審査事件の件名

○予算決算委員会（環境生活分科会）

第83号議案

平成29年度長崎県一般会計補正予算（第4号）（関係分）

第84号議案

平成29年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）

---

７、付託事件の件名

○環境生活委員会

（1）議　案

第93号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第94号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第95号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第96号議案

公の施設の指定管理者の指定について

第97号議案

契約の締結の一部変更について

（2）請　願

な　　し

（3）陳　情

・要望書（特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（航路・航空路線運賃低廉化）の対象者拡大について　外）

・長崎県に対する要望書（地域高規格道路島原道路の整備について　外）

・平成30年度離島・過疎地域の振興施策に対する要望書

・平成30年度簡易水道の整備促進に関する要望書

・要望書（道路の整備について　外）

・要望書（半島振興対策の充実について　外）

・要望書（島原半島の地域高規格道路の整備について　外）

・要望書　雲仙市愛野町から小浜町までの幹線道路の整備について

・要望書（地域高規格道路（島原・天草・長島連絡道路）の早期事業化について　外）

・要望書（連携中枢都市圏構想に伴うごみ処理の広域化について　外）

・西九州自動車道の建設促進に関する要望書

---

８、審査の経過次のとおり

― 午前１０時　１分　開会 ―

【ごう委員長】 それでは、ただいまから、環境生活委員会及び予算決算委員会環境生活分科会を開きます。

なお、吉村庄二委員から、所用により出席が遅れる旨、連絡があっておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第93号議案「公の施設の指定管理者の指定について」外4件であります。

そのほか、陳情11件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を環境生活分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第83号議案「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分外1件であります。

次に、審査方法についてお諮りをいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより、土木部の審査を行います。

分科会に入ります前に、委員の皆様にお諮りをいたします。

本日審議を行う一般会計補正予算の議案と第96号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は関連があることから、まず、予算議案及び第96号議案について説明を受け、一括して質疑を行い、その後、予算議案についての討論、採決を行い、委員会再開後、第97号議案の質疑を行い、第96号議案及び第97号議案についての討論・採決を行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 それでは、そのように進めさせていただきます。

【ごう分科会長】 まず、分科会による審査を行

います。

土木部長より、予算議案及び第96号議案について説明をお願いいたします。

【岩見土木部長】土木部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料の土木部をお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第83号議案「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第84号議案「平成29年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）」。

この第83号議案「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち、土木部関係の歳入・歳出予算は、記載のとおりであります。

補正予算の主な内容としましては、職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費として、1億6,843万6,000円の増を計上いたしております。

このほか、繰越明許費及び債務負担行為については、記載のとおりであります。

なお、債務負担行為、長崎県立総合運動公園管理運営負担金については第96号議案と関連するため、追って担当課長より説明させていただきます。

また、第84号議案「平成29年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）」については、記載のとおりであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう分科会長】 次に、監理課長及び都市計画課長より補足説明を求めます。

【天野監理課長】お手元の環境生活分科会課長補足説明資料の1ページをご覧ください。

繰越明許費につきまして、補足してご説明申し上げます。

まず、表の一番下、土木部合計の欄をご覧ください。

今回お願いいたしておりますのは、合計40件、31億8,697万円でございます。

繰越縮減につきましては、個別の案件ごとに年間の執行計画を作成しまして、早期発注に向けた発注目標を立てるとともに、本庁各課、それから各地方機関に繰越縮減のための推進員を置きまして、毎月の進捗状況や課題等の把握を行うなど、部の重点目標に掲げまして鋭意取り組んでおります。今年度につきましては、上半期の執行率8割以上の目標を掲げまして、達成したところでございます。

しかしながら、今回お願いいたしております繰越明許費につきましては、地元調整の遅れや用地補償交渉の難航等によりまして、やむを得ず発注時期がずれ込み、3月末までに適正な工期が確保できないものでございまして、あらかじめ繰越承認をいただいて、翌年度にまたがる適正な工期を確保して発注しようとするものでございます。

一般会計の件数､金額の内訳につきましては、その表にありますとおり、項の道路橋りょう費37件の27億197万円、同じく港湾空港費2件の3億円、河川等災害復旧費が1件の1億8,500万円となっております。

それから、この表にまぎらわしい表示がございましたので、お詫びをさせていただきたいと思います。

道路橋りょう費の中に、目としまして2、4、5、2、4、5と6行ございます。4番目からの「2 道路維持費、4　道路改良費、5　橋りょう費」

のところは、課名が入っているだけのダブり表示でございまして、この部分は本来記載する必要はございませんでした。この部分は無視していただきたいと思います。上の3つ、2、4、5だけでご覧いただければと思います。なお、合計のところには影響ございません。お詫びして訂正させていただきます。

予算につきましては、本来、年度内に執行すべきものでございまして、事業効果の早期発現のため引き続き事業の早期執行に努力するとともに、安易な繰越しとならないように、今後とも繰越額の縮減に努めてまいります。

続きまして、資料の2ページをご覧ください。

ゼロ県債の設定につきまして、補足してご説明申し上げます。

ゼロ県債の制度といたしましては、来年度に予算化する事業につきまして、今年度は支出を伴わず前倒しして発注のみを行うということで債務負担行為を設定しようとするものでございます。

ゼロ県債につきましては平成27年度から取り組んでおりますが、昨年度から県の単独事業に加えまして、国の交付金事業にもゼロ県債を適用いたしました。4月、5月の端境期の事業量を確保するなど、さらなる発注の平準化を図っているところでございます。

昨年度は、表にありますとおり単独事業、交付金事業合わせて140件、約38億円のゼロ県債を設定いたしまして、実績ベースでは157件の前倒し発注を行いました。

これによりまして、平成28年度の2月、3月におけます土木部の発注件数は、前年度の235件から284件に増加をいたしておりまして、4月からの工事量が一定確保されたものと考えております。

同じく表にありますとおり今年度は、ゼロ県債の設定額をさらに拡大をいたしまして、交付金事業で33億400万円、県の単独事業で17億440万円、合計50億840万円となっております。事業課別の設定金額は記載のとおりでございます。内容としましては、前倒しが可能な事業、それから来年度の雨季を避けて実施すべき事業等につきまして設定をいたしたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

【池田都市計画課長】 第96号議案、県立総合運動公園に係る「公の施設の指定管理者の指定について」、補足説明を申し上げます。

お手元にお配りしております課長補足説明資料の3ページをご覧ください。

平成29年度末で指定管理期間が満了します県立総合運動公園について、8月8日から9月7日にかけて、新たな指定管理者の募集を行いましたところ、「長崎県公園緑地協会・長崎陸上競技協会・八江グリーンポート共同体」の1者から応募がありました。

この1者について、外部有識者で構成します長崎県土木部指定管理者選定委員会において、利用促進策や管理費用の縮減の取組、組織人員体制等の観点から審査した結果、先ほどの共同企業体が指定管理候補者に選定されました。

選定理由としては、都市公園を安定的に管理・運営する体制・能力があり、高齢者・子育て世代・障害者が利用しやすい公園づくりへの取組や桜の老木対策等が、都市公園を適切に管理できるものと評価されたものです。

選定委員会の選定報告を受け、県では、当該団体を指定管理候補者に決定し、本定例議会に公の施設の指定管理者の指定に係る議案を提出したものでございます。

また、「平成29年度11月補正予算 予算決算委員会環境生活分科会説明資料」の9ページをご覧ください。

指定管理期間5年における長崎県立総合運動公園管理運営負担金について、債務負担行為として5億4,229万9,000円の設定議案を提出いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【ごう分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算及び第96議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 まず、監理課長が説明くださいました、ゼロ県債のことでお尋ねします。

今年が3年目ということなんですが、平成27年は、ゼロ県債としては県単だけだったと思うんですが、幾らでしたかね。

【天野監理課長】 平成27年度の設定額は、約20億円、正確には19億7,500万円でございました。

【堀江委員】 平成27年度に約20億円、この表にありますように平成28年度に約37億円、平成29年で約50億円ということで、交付金が取れたということもあるんですが、額としては増えていて、県民の願い、それから長崎県の経済の活性化のためにも、これは了とする内容なんですけど、今後、これはどこまで増やせるのかというのはどんなふうに見たらいいんでしょうか。

要求がありますし増えていっていると思うんですけど、この3年間を見ても20億円、37億円、交付金も入って50億円と増えているんですけど、今後、これはどこまで増やせるのかというか、増えていけるのかという見通しはどんなふうに理解したらいいんでしょうか。

【天野監理課長】 まず、ゼロ県債ができる対象工事の選定の考え方の部分があろうかと思うんですけれども、基本的に平成29年度につきましては、平成28年度の規模以上に設定をしたいということをまず目標に置きまして、用地ストックとか、調査、設計のストック等を考慮した上で、先ほどちょっと触れましたが、今年度中に前倒し発注が可能な工事がどれぐらいあるのか、それから雨季の前に実施すべき工事がどれぐらいあるのかといった観点から選定をいたしました。

併せて今年度は、公共の内示が離島地区において若干低かったものですから、離島地区の工事量の安定化を図るというところで離島地区の掘り起しを実施いたしております。

そういった観点で今年度は設定しておりますが、来年度も、具体的に額が幾らというところの目標は今の段階で申し上げにくいんですが、先ほど申し上げましたように用地ストック、調査・設計ストック、それから前倒し発注可能な工事がどれぐらいあるか、そういった観点から、早期発注の平準化の効果がございますので、できる限り増やしてまいりたいと考えております。

【堀江委員】 理解いたしました。ありがとうございます。

では、第96号議案で質問します。今回、3共同体で指定管理者になっているんですが、これは今まで長崎県公園緑地協会と長崎陸上競技協会の2つで指定管理を預かってこられましたね。出されております「平成29年度事務事業の評価結果について」の中でも、総合評価がＡで、評価結果は現状維持となっていますね。指定管理者施設の評価は毎年やっているんですけど、それを見ても、利用者数などの本事業で設定している成果指標について目標を達成できている、それからいろんな意味で確実に実施されている

ということで総合評価がＡなんですよね。

これまで2つの協会でやられていて何ら問題はないし、現状維持という評価なのに、なぜ今回、八江グリーンポートが共同体ということで加わったのか、これはどう見たらいいんですか。

【池田都市計画課長】 本件につきましては、応募者の方で、その事業をどんなふうに進めていくかという判断があったんだと思います。ですから、私どもでは、2者で組んでいたものが今回は3者になったということの理由についてはわかりません。

【堀江委員】 だけど、八江グリーンポートが入ることによって、何がこれまでと違うんですか。長崎県立総合運動公園の管理を任せることに、ここが入ることによって、これまでと何が違うのか。説明としては、選定委員会のいろんな理由を述べておられましたけど、何が違うのかというのを教えてください。

【池田都市計画課長】 3者のそれぞれの仕事の分担内容を見てみますと、八江グリーンポートにつきましては、植栽の維持管理とか更新。そもそも八江グリーンポートは造園業ということでございまして、そういう専門性が高い業者と一緒に共同体を組むことが、管理の向上につながるという判断があったのではないかというふうに考えます。

【堀江委員】 これを質疑するのは、今回、公園緑地協会と陸上競技協会だけじゃなくて民間の業者が入ると、この民間の業者が現職の県議会議員と関わっているというところがあるので、透明性という意味からもどうなのかという質疑をしているんですけど、今の説明だけじゃあ。

「思う」じゃなくて、選定委員会の中で、これまで2つの協会でできたものが、民間の八江グリーンポートが入ると。だから3者でやるという、その意味がよくわからないんです。これまでじゃだめなのかと。これまで評価は全てＡですよね。総合評価はＡ、これでいいと、成果も達成しているというのに、なんで八江グリーンポートが入るのかというのは、今の話ではちょっとよくわからないんですけど。

もちろん、応募する側が一緒になってきましたというのはわかるんだけど、じゃあ、そのことによって何がこれまでと違うのか。

【池田都市計画課長】先ほど申しましたとおり、八江グリーンポートにつきましては造園業の専門業者であることから、そういう業務に携わるんですけれども、この公園につきましては特に樹木が、老木が増えてまいりまして更新時期を迎えております。その中で、提案として植栽のリニューアル計画をつくって、そこで老木の更新を行っていくというような計画も提案されています。そういう中で、非常に専門性が高い業者が参入したのではないかというふうに考えております。

【堀江委員】 老木の剪定ね。

同じ指定管理施設に百花台公園、百花台森林公園がありますね。ここは長崎県公園緑地協会と八江グリーンポートの共同体で指定管理がされています。しかし、総合評価はＢですよ。それは、いろんな意味で成果指標を達成できていなかったという部分で改善が求められるということですよね。

専門性が高いということで県立総合運動公園には八江グリーンポートが入るんだけれども、一方で、専門性が高いと言われる八江グリーンポートと公園緑地協会が入っている百花台公園では、改善が求められるＢと。これはどう見たらいいのか。同じ専門性が高いということであれば、百花台公園だってＢじゃなくてＡになら

ないとおかしいのではないですか。

【池田都市計画課長】百花台公園のＢ判定につきましては、内容が、滑り台で事故があったと、管理瑕疵があったということからＢ判定になったものでございます。

八江グリーンポートに関しましては、造園の部分を担当している専門性がある業者で、そういった管理瑕疵、点検につきましては百花台公園の場合は公園緑地協会が受け持っている業務だというふうに判断をしております。

【堀江委員】反対する対応ではないんですけれども、これまで公園緑地協会と陸上競技協会でされていて、総合評価もＡなのに、八江グリーンポートが入ってきたのはなぜかということで、やはり透明性という意味からどうなのかという意味で質疑をしたということです。

桜の老木対策ということで、今後、これまで以上に県立総合運動公園が、高齢者や子育て世代、それから障害者に利用しやすい、これまで以上の公園づくりをするという理解でいいですか。

【池田都市計画課長】委員がおっしゃるとおりでございます。

【下条委員】 お尋ねをいたしますが、先ほどから監理課長の説明で繰越明許費、繰り越しが残念ながら、相手もあることでしょうから、用地取得等でおよそ30億円、39件が新しい年度で工事が進み完了するということでありました。

私は、もともとが予算は単年度であるということが前提ですから理解をしているつもりですが、こうして繰り越していただくことは、いわゆる端境期的なものにプラスになっていく。

業界の人たち、大も小も含めてですが、10人とか50人とか従業員を持っているところは、工事がすぽっと終わってしまうと、その人たちを遊ばせて、給料だけはきちっと払わなきゃならないと。今まで得た利益が、この間にどんどん、そういった人件費として使われていくというふうな話を聞きますから、繰り越しというのは、ある意味での社会的なものの役割になっているんだと思っていますので、これは別に私は認めていくわけですけれどもね。

ゼロ県債において167件、50億円の大きな、これこそ端境期対策としての大義名分のものが計上されております。

私の素人の考えでは、繰越の39件はもうばらばら、県内あちこちでしょうから、あまり影響はないのかもしれませんが、例えば30億円を4月、5月ぐらいにやって、ゼロ県債の分を雨季前ぐらいに発注をして、雨季が終わった後ぐらいから本格的な工事に入っていく。それで167件を出しておいて、終わりぐらいにまた本予算の分も出していくということになって、いわゆる10数カ月予算で、1年間丸々12カ月、何とか業界の人たちに仕事が回っていくというふうになっていくのかなと、大変ありがたい話なんですが、そういうふうに理解をしていいものかどうかを説明いただければありがたいと思います。

【天野監理課長】今の下条委員のご理解で大体よろしいかと思うんですが、1点だけ。

基本的にゼロ県債は、支出は来年度予算ですけれども、発注は前倒しして今年度からやりましょうということでございまして、これは過去もそうですが、ゼロ県債につきましても発注工事は、今は12月ですけれども、11月定例会終了後、発注のための準備期間を経て、概ね2月、3月にほとんどの工事が発注されているという状況でございますので、その点だけ申し上げさせていただきます。

【ごう分科会長】 ほかに質問はありませんか。

【宮本委員】 1点だけ、確認の意味で質問させてください。補足説明資料の中のゼロ県債について、私も1点だけ確認をさせてください。

翌年度に予算化する交付金事業及び県単独事業について、お金は来年度、発注は今年度ということで､債務負担行為ということであります。

私も、この件については決算審査の時に質問をさせていただきました。平成27年度が約20億円、平成28年度が約38億円、平成29年度が約50億円と、これによって1年間の発注の平準化を保つということで、私もこれについては一定の評価をするところであります。私もその旨を質問させていただいたところです。

これの確認ですが、工事の箇所にもよるかと思うんですけれども、長崎県内は県北、県南、県央、離島もさまざまありますけれども、先ほど監理課長から若干、離島の件がありましたけれども、発注の平準化を図るということで、例えば工事の箇所にもよって難しいのかもしれませんけれども、一定の箇所に偏ったりだとかはないのか。県内各地で平均して工事の発注ができるのがベストであるかと思うんですけれども、地域のばらつき、バランス感覚を考えながら、これはされているのかどうかというのを確認させてください。

【天野監理課長】先ほども申し上げたんですけれども、今年度、特に離島地区の内示が若干低かったこともございまして、ゼロ県債の設定につきましては、特に内示の低かった離島地区の工事量の安定化を図るということで、これにつきましては積極的に掘り起しを行ったと、地域バランスを考慮してやったという面はございます。

基本的にゼロ県債でできるのは、さっきも申し上げましたが、用地のストックがあることとか設計ストックがあることとか、そういった観点から、今年度発注ですので、実際に前倒し発注が可能であるかどうかというところが真っ先にありますので、そういったことを前提に置きながら離島地区の掘り起し等も行ったところでございます。

【宮本委員】 わかりました。こういった形での一定の平準化ということ、偏りというか、県内全体的に活力活性化できるように。工事の発注箇所、できるもの、できないものがあるかと思いますけれども平準化、そしてまた地域の、できる限りの平準化というのもよくよく考慮されながら、ゼロ県債に取り組んでいただきたいと要望させていただきます。

【深堀委員】 私も、ゼロ県債で確認ですけれども、いい取組であるというふうにはもちろん認識をしていて、問題は、確実に4月、5月の端境期をちゃんとできているのかという意味で、今年度出している50億円の分は今からの話なのでいいんですけれども、実際の平成28年度の状況ですよね。140件。

先ほどの監理課長の説明では、実績としては157件と報告されましたね。実際には140件を設定していたわけですよね。設定した140件は、平成28年度中に発注ができたんですか。

【天野監理課長】 設定は140件、37億7,000万円でございましたが、実際の執行段階では、件数は157件で、27億円程度の執行でございました。そこがちょっと低かったんじゃないかというところは私どもも思っているんですけれども、その原因としましては、大きなところは入札の差金です。各工事の箇所ごとに予算額がございますが、実際に入札をしてみますと、それより低い額で落ちたところの入札差金の部分がございます。

平成28年度につきましては、同じ11月の時期に120億円の大型経済対策補正等もございましたので、2件程度の工事ではあるんですが、ちょっと金額の大きなものの入札実施が4月になった部分もございまして、そういったところから執行率が72％、若干低かったと分析をいたしております。

【深堀委員】入札の差金とか大型の補正予算があったことによって、実際には実績ベースでいけば7割ぐらいの執行率だったということですね。それはいたし方ないというふうに思います。

要は、今回50億円設定して件数が167件、当然これは工事件名の積み上げが167件ということで50億円を設定しているわけですよね。例えば、前倒ししてできる工事が、167件じゃなくて増える可能性も当然あるわけですよね。その時に、設定額を上回るようなことはあり得ないですか。そういうことはしないんですか。

【天野監理課長】基本的に債務負担行為の額として今回予算でご承認をいただくわけでございますので、その額を超えて前倒し発注ということは、当然制度上もできないものだと考えております。

【深堀委員】 でも、額の枠を超えてはできないけれども、件数としては167件を超えることは当然あるわけですよね。だって、平成28年度は実際に超えているわけだからね。もう一度確認します。

【天野監理課長】 件数が増えましたのは、当初想定した箇所の工事の分割ということもあったと思うんですが、そういったいろんな事情で、入札差金が出たり、たまたま翌年度回しになったりするような案件があれば、その分の枠は振り替えて、できるだけ平準化の効果が出るように、そこは柔軟に対応したいというふうに考えております。

【深堀委員】 ぜひ、その方向で趣旨を、この目的を達成するように頑張っていただきたいと思います。

もう一つだけ、繰越明許費理由別調書の中で、「資機材・人材ひっ迫・入札の不落不調等」という項目で1件、6,545万円というのが橋りょう費で計上されていますね。これは、入札の時期はいつだったんですか。

【馬場道路維持課長】 今の件については、少し調べさせていただいてよろしいでしょうか。

【天野監理課長】 6,545万円でございますが、これは一般国道202号の橋りょう補修工事、荒川橋でございまして、契約の時期は平成29年9月、完成予定の時期が平成30年7月でございます。繰り越しの事由としましては、橋りょうの耐震補強におきまして、支承や伸縮装置取り替え等の特殊部材の受注・製作が必要となりまして、工事の完成が平成30年7月になる予定といったものでございます。

【深堀委員】 ということは、ここに書いてある理由の中では若干違うんですね。特殊な部品が必要になって、その部品を入手するのに時間がかかると、一般的な資機材の不足とか人材のひっ迫とか、そういうことではないということですね。確認だけさせてください。

【天野監理課長】橋りょうの耐震補強といったことにおきまして、その支承とか伸縮装置の取り換え等の特殊部材の受注製作が必要で遅れるということでございます。

【髙比良委員】総合運動公園の指定管理について、事前に資料をいただいたんだけれども、この中身は、5年間で5億4,000万円、毎年度大体1億1,000万円から1億2,000万円ぐらいを県費で負担しましょうと。それで、管理者の事業収入

が毎年7,000万円ぐらいというふうな内訳になっているわけですね。

見てみると、利用見込みが毎年大体116万人から117万人、118万人か、ずっと横ばいですよと。そのうちの有料の施設利用者は40万人ぐらいですよと、これも横ばいなんです。

今からの活用のあり方として、Ｊリーグではありませんが、ああいうことも手伝って、計画としては少し右肩上がりにしていくというのがあってしかるべきだというふうに思うんですよね。この辺はどういうふうな評価をしたのかなと思うんですよね。

したがって、県の負担金も毎年1億1,000万円、1億3,000万円という格好で変わっていかないと。本来だったら、指定管理者が一定事業収入を上げていく。それが県民の活用を促すというようなことにもつながってくるんだけれども、そういう努力をしながら県費負担金を減らしていくあり方が望まれると思うんだけどね。

特に、今回の中で各種イベント等新規提案等を評価ということもあるんですが、具体的に、この活用をさらに促進していく方策をどう考えているのかということについて説明を求めたいと思うんですが。

【池田都市計画課長】利用者の増加についての対策、取組でございますが、今回の提案でございましたのは、大規模な全国レベルの大会とか、地域のウォーキングラリーを広域的に呼び掛けて参加を増やす。それから、特に子育て世代、高齢者の方々の健康講座、スポーツ講座、そういうものを積極的に開きながら利用者を増やしていこうという計画になっています。

【髙比良委員】スポーツ講座をどこまでやるのかというロットの問題もあるのではないかと思うんだけれども、その辺の実態がよくわからんから、空中戦でやってもしようがないんだけど。

指定管理者の事業収入は7,000万円だよね。それに対して有料施設の利用見込み数が39万人から42万人となっている。大体平均40万人として、割ると、一人当たりの客単価という言い方はおかしいかもわからんけれども、利用料金は175円だよね。これはどういうふうな算出になっているのか。まず、どういった料金設定をやって、したがってこういう数字になるのかと示してください。

【池田都市計画課長】料金設定につきましては、集客の人数に応じた単価ではございませんで、その施設1カ所を利用するものに対する料金を設定しているのが陸上競技場、そういうふうな施設でございます。

別途プールとかにつきましては、利用人数の想定に対する単価を掛けて料金を出しているところでございます。

【髙比良委員】 何かよくわからんな。1人で利用しても、10人でも50人でも同じ額になりますよというふうにも聞こえるわけよね、今のはね。利用料金はどういう設定になっているかというのを、後で資料でいただけますか。

それと、ここの駐車場の利用は料金がかかるようになっているんですか。

【池田都市計画課長】駐車場については無料でございます。

【髙比良委員】港湾特会でやっている長崎港のターミナルビルの駐車場を併せたところの指定管理については、県費の負担金はゼロだよね。むしろ逆に、指定管理者から毎年5,000万円徴収をしているよね。要するに、駐車場料金の収入が非常に高いということも手伝って、言ってみれば県としては濡れ手に粟なんですよ。黙っておって毎年5,000万円収納しているわけですよ

ね。一方ではそういう仕組みをとって、一方では今はゼロという話があった。この間、本会議の中でも駐車場対策についていろいろ話があったけれども。

1億1,000万円、毎年県費負担金を出しています。ここを縮減するために、指定管理者に事業収入を上げさせる努力をすべきだということと併せて、例えば駐車場料金を取るというか、駐車場を整備して、その料金収入をもって管理運営費を賄うというやり方をすれば、すぐにペイできると思う。こういうことを検討する余地はないですか。

【池田都市計画課長】 今現在、駐車場の有料化等については検討したことはございません。

運動公園につきましては、皆様の健康増進のためにつくったような施設でございますので、そこにアクセスするための駐車場を有料にすることの料金抵抗が加わって利用者が減るというような事態も懸念されますので、もし検討するとすれば、その辺を加味した慎重な検討が必要かと思います。

【髙比良委員】それで利用者が減るぐらいだったら、この存在価値はないよね。そこはあまりネガティブに考える必要はないと思うんだよな。もちろん料金設定をどうするかとか、額をどうするかと、そこら辺のレベルの問題は大きく影響するんじゃないかと思いますけれども。

他のこういうスポーツ施設の中で駐車場料金を取っているところは、結構あるんじゃないですか。例えば県営野球場、あそこも料金を取っているよね。あるいは、アリーナかぶとがにもそうだよね。そうだろう。（発言する者あり）アリーナかぶとがには取っていない、科学館の駐車場か、あれは。少なくとも野球場は取っているよね。

そういうふうに、取ることが利用の足かせに本当になるのかどうか。例えば、公共的にやるような利用もあったりすると思うんだよね。

そこは今まで発想として全くなかったのかもしれないけれども、毎年1億円も、あそこの指定管理に県費負担がかかっている。一方では、さっき言った例のように県費はゼロで、逆に5,000万円収納している。このアンバランスを少し考えていく必要があるんじゃないかというふうな問題提起なんです。今までは全然俎上に上がっていなかったと思いますが、県立総合運動公園の駐車場利用の問題もいろいろ出てきている話でもあるし、この辺をどういうふうに考えているか、部長、そういう問題提起なんだけど、どういうふうにしていくか、どうかな。

【岩見土木部長】 本件については、いろんな議論があると思います。先ほど、都市計画課長の説明にもありましたけれども、健康増進やスポーツ振興という観点から、その利用者のことも考えないといけませんし、あるいはイベント系のものの観戦客といいますか、そういった観点はまた別の考えがあるかもしれませんし、ここは利用状況、利用者の声、いろんなことから総合的に考えていくべきものだと考えております。

駐車場も、先ほど港の話が出ましたけれども、運動公園とはまた違った方々が利用しているというのもあろうかと思います。ですから、いろんな要素を含めて議論、検討していく必要があると考えております。

【髙比良委員】 最後にしますけど、いろいろな角度から検討しなきゃいかんでしょう、やっぱり性格的な問題もあるし。ただ、議論はぜひやってもらいたいと思うんだよ、これは。駐車場整備のあり方のことも含めて、ぜひ議論をしてもらいたいと思います。

それと、さらに加えて言えば、指定管理の中で事業収入をさらに伸ばしていくという取組方を一層促進するような手立てというものについても考えてもらいたい。その辺を申し述べさせていただきたいと思います。

【ごう分科会長】 ほかに質問はありませんか。（発言する者あり）

【下条委員】 先ほどの私の質問の中で、1点だけお尋ねをしていませんでしたので、追加して質問をしたいと思います。ゼロ県債の167件、50億円の件に関してでございますが。

今、いよいよいろんな事業が、大型事業が間もなく、数年で終わろうというものがたくさんございますね。例えば、県庁舎の3棟にしてもそうですし、新幹線の工事にしてもそうです。高速道路の4車線化、複線化、あるいはまた西九州自動車道、そしてＪＲ九州の立体事業、そういった非常にたくさんの公共事業と称するものが今、盛んに行われております。しかし、これも数年で大体、全てが完了しようというところであってですね。こういった工事が終わってしまったら、長崎県内の建設・土木業界はどうなっていくのか。

もちろんインフラ整備というのは、産業や、あるいはまた私たち県民の足、いわゆる時間の短縮ということでの経済効果、あるいは産業の活性化というものに寄与していく、あるいは災害時に対応できるということは当然、そのためにやっているわけですけれども、二次的なものとしては、建設土木業界が長崎県内の大きな産業の一つであることも事実ですから、そういった面での活性化のために大いに役に立っているというのも多面的な見方ではそうです。

ところが、今申し上げましたいろんな大型の事業が間もなく終わろうという中で、5年、10年先の将来は、この業界がどうなっていくのかという気がしてならないぐらいに、ちょっと気がかりになっているわけです。

そういった観点から見ますと、167件の50億円というものを、地域の経済活性化のために端境期をなくすと、新年度の予算を前倒ししてやっていこうということでありますので、そうしますとこれは、全てが地場産業、地場企業でできる程度の工事であるというふうに理解しておっていいでしょうか。

あるいはまた、この中でも総合評価ではなくて指名競争が大体何割ぐらいですよ、総合評価が1割ぐらいあるかもしれませんねとか、そういうふうな答弁をいただければありがたいと思っているんですが、いかがでしょうか。

【野口土木部技監】 基本的に、ゼロ県債で対応しておりますのは県内企業のみでございまして、ほとんど金額的には指名競争入札でやるような案件ばかりでございます。

【ごう分科会長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】 では、ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

本来であれば、これより予算議案に対する討論・採決に入るところではございますが、堀江委員が、請願審査の紹介議員として現在、文教厚生委員会に出席をしているため、討論及び採決を一時保留し、先に委員会審査を進めさせていただき、委員が戻り次第、討論及び採決を行いたいと思います。

【ごう委員長】 では、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、土木部長より総括説明をお願いいたします。

【岩見土木部長】土木部関係の議案についてご説明いたします。

環境生活委員会関係議案説明資料の土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第96号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、第97号議案「契約の締結の一部変更について」で、その内容は記載のとおりであります。なお、これらの議案については、補足説明資料を配付させていただいております。

次に、土木部関係の議案外の報告事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、和解及び損害賠償の額の決定について、公共用地の取得状況についてで、その内容は記載のとおりであります。

次に、土木部関係の主な所管事項についてご説明いたします。

今回ご説明いたしますのは、幹線道路の整備について、石木ダムの推進について、九州新幹線西九州ルートの建設推進について、九州新幹線長崎駅舎のデザインについて、ＪＲ長崎本線連続立体交差事業の事業期間延伸について、長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について、事務事業評価の実施について、地方創生の推進について、松が枝地区再開発構想検討について、長崎県賃貸住宅供給促進計画の策定についてで、その内容は記載のとおりであります。

なお、九州新幹線長崎駅舎のデザインについて、ＪＲ長崎本線連続立体交差事業の事業期間延伸について、松が枝地区再開発構想検討について、長崎県賃貸住宅供給促進計画の策定については、補足説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう委員長】 次に、道路建設課長より補足説明をお願いいたします。

【大塚道路建設課長】道路建設課の案件につきまして、ご説明をいたします。

今回ご審議いただきますのは、第97号議案「契約の締結の一部変更について」でございます。

配付をしております課長補足説明資料の1ページをご覧ください。

工事名は、一般県道諫早外環状線道路改良工事（（仮称）4号トンネル）であり、工事の場所は、2ページの位置図にお示ししておりますとおり、諫早市川床町から小川町でございます。

工事の内容は、3ページにお示ししておりますように延長1,594メートルのトンネルを建設するもので、4ページにトンネルの標準断面図をお示ししております。

1ページにお戻りください。

請負者は、6に記載のとおり、清水・星野・荒木特定建設工事共同企業体であり、現在の契約額65億2,741万5,240円を、今回、76億9,184万7,480円に変更するもので、約11億6,000万円の増額でございます。

次に今回の変更内容でございますが、まず、地質の相違に伴う補助工法及び支保構造等の追加、変更等による増額でございます。

3ページの平面図をご覧ください。図面中央部の波線の四角で囲んだ①の中の№298から№317間において、掘削面の風化が著しく、割れ目が発達していたことから、掘削上面の岩塊が崩落をいたしました。その状況は5ページの写

真のとおりでございます。

このため、掘削面が崩れないよう、また、地表への影響を考慮した補強工事を追加するとともに、H鋼や鉄筋挿入による支保構造を変更し、施工をいたしました。

また、これ以外の区間におきましても、地質の相違に伴い、支保構造等の変更を一部で行っております。6ページに支保構造等の変更延長を、7ページにその内容をお示ししております。これらの変更により、約5億5,100万円の増額となっております。

3ページにお戻りください。

現在、掘進位置は、右側矢印で示しておりますが、1,330メートル、№331地点付近でございますが、これまでの掘削において、当初補強工が必要ないと判断していた場所においても、地質によっては地表や掘削面に変状等を生じ、補強工を追加することとなりました。

6ページをご覧ください。

1番上にトンネルを進行方向から真横に見た図面をつけております。非常にわかりにくくて恐縮でございますけれども、中央部付近に2カ所、黒っぽくなっている箇所がございます。この部分が、追加で補強工事を行った箇所に分布をしていた安山岩でございます。

当初、この部分には補強工は必要ないと判断し、工事を始めましたけれども、結果的に補強が必要となりました。このため、今後の施工区間においても、同様に黒っぽく見える安山岩が分布している区間に補強工事が必要であると考えております。

3ページの平面図では、右側の波線の四角で囲んだ②区間、№340付近での72メートルが、その対象でございます。8ページに詳しい図面をつけておりますが、これらの変更により、約4億7,500万円の増額をさせていただきたいと考えております。

続きまして、労務費、資機材単価などの上昇により、約1億3,800万円の増額が必要となっております。

以上の理由により、約11億6,000万円の増額を行うものでございます。

併せて契約工期につきましても、これまでの対策工法検討のための期間に加え、今後見込まれる補強工事に要する時間を考慮し、約1年間延長させていただき、トンネル本体工事の完成を、現在の平成30年3月31日から平成31年3月29日に変更させていただきたいと考えております。

以上で、第97号議案「契約の締結の一部変更について」の補足説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【ごう委員長】 以上で説明が終わりましたが、第96号議案に対する質疑は終了しておりますので、第97号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【吉村(庄)委員】 第97号議案で、ちょっと基礎的なことをお尋ねいたしますが、確認の意味を含めて。

現契約は平成25年12月25日から30年でしょう。1年延長して平成31年になると。地質云々、あるいはまた支保構造というんですかね、今説明がありましたようなことでですね。

労務費、資機材単価などの物価上昇により1億3,800万円の増額となっているんですが、ここら辺が、まず最初の契約の時とどうなのかと。結果的にはそういうふうになっていくと思うんですけれども、一番最初の契約の時はですよ。契約したのはいつで、入札その他をした後、本

契約をされたのがいつで、その時の労務費とか資機材の単価は、一定のもので当然その中に入っておったと思いますが、この1億3,800万円の増額という内容が、どの期間にどういうふうに上がってきたのかという状況がわかれば、前段の最初の契約時点からということでご説明を願いたいと。

【大塚道路建設課長】 本工事の当初の契約は、平成25年12月25日でございます。

それ以降、資機材の上昇はインフレスライドということで取り扱っているんですけれども、予期することのできない特別の事情により、工期内において急激なインフレーション、またはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となった時に発注者または受注者は請負代金額の変更を請求することができるということに基づいております。

実際、この工事におきましては、全国平均で約2割、労務費が上昇しておりまして、これに伴いまして、その上昇以降の工事については労務費が当初の契約では不適当になっていると、この条項に該当するということで変更しているものでございます。

【吉村(庄)委員】 機材もですがね。

これは平成25年に契約をして、工事が一定の時期から始まっているんですね。そうすると、当初の数年間というか、まずは最初の1年間とか、こういうところについては、あなた方が見込んで契約をした段階での数字ということに当然なって、上がってくるというふうに思うんですよね。

今の説明は非常に乱暴だと思うのは、20％上がっているんですよと。いつから20％上がったんですか。そういう言い方というのは。

これは、今工事が始まったわけではないんでしょう。契約しておって、ずっとやってきたわけですから、やっている間に機材や労務費が上がってきているんですけど、20％というのは、当初の平成25年当時と今と20％上がっているという言い方なんですか。そういうことで20％上がったから、機材も入れて物価上昇で1億3,800万円という数字を出してあるんですけど。

だから、私がお尋ねしたのは、どういう状況だったのかというふうに聞いたわけですから、平成25年と今としたら20％上がっておって、例えば年間何パーセントずつぐらい上がってきたんですよと、そういう結果としてこういう状態になったんですよという言い方が出てきてしかるべきだと思うけれども、いつの時点からいつの時点で20％なんですか。推測はできますけれども。

【佐々建設企画課長】労務費の上昇等についてのお尋ねですが、平成29年3月のデータでございますが、労務費に関して主要な12職種についての単価が1万6,983円、これは長崎県の価格でございます。先ほど道路建設課長がご説明した平成25年当時の数字でいきますと1万3,483円で、率にして約25％程度、この項目に着目しますと上昇しているという状況でございます。

【吉村(庄)委員】 だから、25％というのは毎年同じようなペースで上がっているのか、そういう状況を教えて。

それから、労務費だけをおっしゃったけれども、私はさっき資材の問題もお尋ねしたわけですから、どういうふうな状況かと。

これね、上がってきたから、ほかのことも一緒にして契約変更、これをだめだと言っているんじゃないですよ。平成25年当時に契約した段階でも一定のことをちゃんとしてきたわけだから、思わぬことで、さっきおっしゃったように

一定の項目に基づいて、増加したから契約を変更すると、それはもうそれで当然だろうと思うんです。当然だと思うけれども、どういう状況でそうしたのかを私は知りたいということで、さっき労務費と資材費。あなたたちが書いているから、「労務費、資機材単価など」としていますが、などは別にしても、この2つについてどういう状況だったのかと。資機材について、先ほどのお話では労務費についてはありましたが、もう少し状況を教えてくださいということです。

【佐々建設企画課長】 平成24年から上昇が続いておりまして、約4%から5%の幅で上昇しているということが言えると思います。今のは労務費についてです。

資材につきましては、需要と供給の関係で一概に言えない状況があります。例えば、コンクリート二次製品であれば下がっている項目もあります。生コンについては、地区によって上下が違いますので、一概には言えないという状況でございます。

【吉村(庄)委員】 労務費と資機材単価と記載してありますからね、あなたたちの資料にね。「など」は結構としてね。

資機材、ここら辺について今のような状況なんですけれども、結果的に平成24年、あるいは25年度と今の平成29年度はどういう状態になっているんですか。こっちも上がっていると書いてあるから。それはいろいろ中身はあるでしょうけれども、総括的に言って、あるいは総体的に言って、どういう状態で上がってきているのか。平成25年と比較があられたわけでしょう、平成24年との比較をおっしゃったから。それは平成25年でも結構ですし、平成25年と29年、あるいは29年と28年、24年と28年、そこら辺で結構です、変更していきよるわけですからね。今は平成29年の途中です。教えてください。

【佐々建設企画課長】個別に労務費と資材について、委員がおっしゃることに関して相当するような説明はできない状況なんですが、それを総合して、例えばですが、工事の規模に応じて設計金額の推移を試算しています。これは同じ工事を実施したとすればどうなるかという試算ですが、平成25年2月を100%とした時に、平成29年9月の段階では20%程度、19%、工事費、設計金額が上昇しているというふうな試算をしています。

【吉村(庄)委員】 私が言いたいのは、そういう状況を私なりに把握をして、例えば今から長期の、あるいは平成27年とか平成26年からずっと続いているものについても契約変更が当然出てくるんじゃないかと思うんですよ、今のような状況の中では。各地のそれぞれの災害の度合いとの関係における全国的な人の動き、労務費に関係がございますがね。それから、資材その他についても、一時的には非常に需要が多いけれども、供給するところは少しどうだとか、いろいろなことがずっとあって物価上昇ということになっているというふうに思うので、そういうものがあるんじゃないかというのが一つなんです。

それからもう一つは、65億円に対して76億円と、10億2,600万円の増額となっているんですけれども、この範囲というのはどうなのかな。私はちょっとよくわからんけれども、私にすれば、65億円から10億円増というのは、かなり金額的に上っているんじゃないかというふうな思いがするんです。契約変更の金額としては大きいんじゃないかと、根拠はないけれども、そういう感じがいたしますから、そこら辺の状況に

ついてはどうですか。前段は私の意見ですから、いいです。

【大塚道路建設課長】 委員ご指摘のとおり、確かに全体事業費が現在約65億円で、約11億円の増額ということで、非常に大きい金額であることは十分認識をいたしております。

しかしながら、本工事につきましてはトンネル工事ということで、結局増額ができなければ1メートルも掘削ができなくなってしまう可能性もございますし、場合によっては作業員の方々の安全も確保できないという可能性もございます。

なおかつ、例えば増額が厳しいので打ち切りという形になると、改めて工事を発注するということになり期間も発生いたしますし、トンネル工事の場合は仮設備施設に要する費用が大きゅうございますので、単なる11億円の追加予算では済まなくなってしまうこともございまして、それで今回は、金額は大きいんですが、そういったことを総合的に判断いたしまして変更という形で議案として上げさせていただくという判断をいたしております。（「関連」と呼ぶ者あり）

【下条委員】関連をしながらお尋ねをしたいと思うんですが。

今も吉村(庄)委員から、かなり突っ込んだ質問があったんですけど、その中で合計1億3,800万円の労務費と資機材の内訳がぴしっと出ませんでした。20％とか25％とかという4年間のアップ率のことはありましたが、1億3,800万円の中で労務費が幾らというと残りが資材でしょうから、幾らと幾らですか。

【大塚道路建設課長】 先ほど、吉村(庄)委員の時にも説明が足りなくて申し訳なかったんですが、先ほどもちょっと申しましたとおり、平成25年12月に契約をいたしまして、当時の単価で工事をしております。その後、平成28年3月に単価を更新いたしまして、それ以降の分について増額をしております。

非常に項目が多くて、個別にご説明ができないんですけれども、ざっくり言いますと、ほぼ9割以上が労務費の増、資材に関する増額は1割にも満たないというのが実情でございます。

【下条委員】そういうことを説明してもらえば、なおよかったんですが。

その次の段階の、これから質問しようと思っていたことを今、建設課長がちょっと触れましたので、確認の形になると思うんですが、これは4年間ですよね、こういう長期の工事期間を要するものは、途中で契約変更、設計変更をやっているのかということをお尋ねしたいんです。

というのは私たち、髙比良委員も、特別委員会で、こういったことも含めた実勢単価、非常に今は単価が上がってきているじゃないかと。また別の形で、委員会じゃなかったかもしれませんが、全体の最低価格をもう少し上げてやった方がいいのではないかと、よその県はどんどんと勇気をもって上げていっているよと。

その時の言葉としては、実勢価格をとにかくタイムリーに調査をやって、かなり回数をやって、世の中の実際の価格をきちっと反映させた設計単価をつくっていきますと、それで、もうしばらく様子を見させてくださいという正式な回答をもって、今はそれをよしとしてじっと見ている、時間を置いているというところですけれどもね。

そういう中においてですが、課長の話では、途中で1回やって、これで労務単価の見直しは2回目と、この工事に関してですよ、この工事の区間に関してはそう思っていいのか。

もう1点は、こういうふうに3年、5年を要するスパンの工事は、途中でそういった実勢価格をきちっと反映させていますよと、変更していますよということが言えますか、どうですか。この2点を。この工事に関してのことと県内の全ての工事のことに関してですね。

【大塚道路建設課長】 本件に関しましては、委員のおっしゃるとおりでございます。

【野口土木部技監】 委員ご指摘のとおり、工期の長いものは当然、物価上昇によって実勢価格との開きが出てきます。これは契約書上、ちょっと忘れたんですけれども、スライド条項というのがございまして、何パーセントを超えたら、乙側からの発案により協議して設計金額を変えるというふうな条項になっておりまして。

ですから、1年、2年ぐらいの工事では数パーセント、一定割合を超えることはないんですけれども、今回のように5年とか、そういう長い工事スパンにつきましては当然実勢価格に開きが出てきますので、それは設計変更の対象として対応いたしております。

【下条委員】 今は、ある程度の工期を要するものは、契約条項の中に、受注側、請負側からお願いをして、実勢価格が今はこうなっていますよと、何とかこの点を考慮してくださいという提案ができるようなシステムで契約ができ上がっていると、第三者的なそういったもので、ありますと。いわゆる自動的に、そういった調査に入って、違いないという確認がとれれば、それに従っていくというふうになっているんだと思っていいですね。初めて聞きましたので、いいことですけど。

【佐々建設企画課長】 対象になるのは、12カ月を経過した工事で、かつ残工事の1.5%以上の変動分が対象となります。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】 それでは、堀江委員が戻られましたので、これより分科会に切り替えて、先ほど保留をしておりました予算議案に対する討論及び採決を行います。

予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

暫時休憩いたします。

― 午前１１時１６分　休憩 ―

― 午前１１時１７分　再開 ―

【ごう分科会長】 再開いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第83号議案のうち関係部分及び第84号議案は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【ごう委員長】これより委員会に切り替えます。

第96号議案及び第97号議案に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第96号議案及び第97号議案は、原案のとおり

それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【天野監理課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました土木部関係の資料につきましてご説明申し上げます。

提出しております内容につきましては、1,000万円以上の契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告となっております。今回の報告対象期間は、平成29年9月から10月までの間に実施したものとなっております。

初めに資料の1ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況につきまして、建設工事関係の委託、建設工事、その他の以上3つに区分いたしまして、契約状況一覧表、入札結果一覧表を添付いたしております。1ページから30ページまでが建設工事関係の委託、31ページから365ページまでが建設工事、366ページから372ページまでがその他となっております。

次に、資料の373ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載いたしております。

最後に、419ページから最終ページまで、附属機関等の会議結果を記載いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【ごう委員長】 次に、都市計画課長、建設企画課長及び住宅課長より、補足説明の申し出があっておりますので、これを受けることといたします。

【池田都市計画課長】九州新幹線長崎駅舎のデザインについて、補足説明いたします。

環境生活委員会課長補足説明資料の9ページのパースをご覧ください。

このパースは、駅舎を国道側から見たものでございます。駅舎のデザインについては、昨年7月に知事と長崎市長が、鉄道建設・運輸施設整備支援機構九州新幹線建設局長に対し、長崎駅舎駅前広場等デザイン基本計画に基づき設計を行っていただくよう要望いたしております。

内容としましては、1、来訪者を迎える大きなホーム空間の創出、2、海への方向性を感じさせる空間の実現、3、港に面した頭端駅の特徴を生かした空間の創出、4、港・まち・山に向かい合う顔の創出、5、長崎らしい素材、技術の活用の5項目を盛り込んでいただくよう要望いたしました。

これを受けまして、11月14日に九州新幹線建設局長より、知事と長崎市長に対しまして長崎駅舎のデザインが提示されたものであります。今回提示されましたデザインでは、その要望内容を反映していただき、デザイン基本計画に沿った内容となっております。今年度中に実施設計が完了し、来年度から駅舎工事が始まると聞いております。

これからも細部について調整していく項目がございますので、今後とも市、機構及びＪＲ九州とも連携し、事業の推進を図ってまいります。

なお、デザイン基本計画では駅舎の屋根を駅舎南端まで設置することとしておりますが、関

係機関と協議の結果、新幹線暫定開業時においては、運行車両のホームの長さに合わせた屋根を設置いたしますが、乗降客が濡れるなどの支障なく利用できる長さとなっております。

以上、九州新幹線長崎駅舎のデザインについての説明を終わります。

続きまして、ＪＲ長崎本線連続立体交差事業の期間延伸について、補足説明いたします。

環境生活委員会課長補足説明資料の10ページの航空写真をご覧ください。

ＪＲ長崎本線連続立体交差事業の施工順序につきましては、まず、現在の線路を仮線路に移設しまして、現在の線路用地に高架橋を建設するものでございます。

また、在来線の駅舎は、新幹線駅舎と隣り合うものとなります。

資料の11ページの工程表をご覧ください。

この工程表の赤が当初工程、黒の線が変更工程となっています。

工事につきましては、平成21年度に着手し、平成30年度末に高架切替え、平成32年度末の事業完成に向け取り組んでまいりました。

整備状況といたしましては、平成28年3月に仮線工事が完成し、列車の運行を現在は仮線で運行しております。その後、平成28年4月より高架本体工事に着手し、現在も鋭意施工しているところでございます。

資料の12ページの断面図をご覧ください。

工程につきましては、新幹線と在来線の高架構造物の詳細設計を行った結果、一体構造から分離構造に変更することとなりました。

再度、資料の11ページの工程表をご覧ください。

その検討に日数を要し、デザイン基本計画の策定が1年遅れ、平成28年3月となりました。この間、県、市、ＪＲ九州、機構とも、工期の調整、工程短縮の協議を行ってまいりましたが、在来線高架橋完成が1年遅れ、平成31年度末、在来線高架切替えとなったものでございます。

なお、この期間延伸における新幹線開業への影響はございません。

今後とも4者による協議を行い、1日でも早い完成に努めてまいります。

以上、ＪＲ長崎本線連続立体交差事業の期間延伸についての説明を終わります。

【佐々建設企画課長】松が枝地区再開発構想について、補足して説明させていただきます。

環境生活委員会課長補足説明資料の13ページをご覧ください。

この構想につきましては、これまで長崎市とともに2回の構想検討会議を開催したところであります。この中で、資料のブルーの点線で囲んだ都市機能用地に設定されている建物の高さ制限が論点になっていることは、前回の委員会でご説明させていただいたところであります。

これは、資料の右上に示しております、世界遺産である旧グラバー住宅からの眺望への影響を懸念したものでありますが、この高さ制限は、同時に民間事業者の再開発への参入を左右する重要な要素になるのではないかというふうに考えております。

このため、旧グラバー住宅からの眺望が、再開発によってどのような影響を受けるのかといったことを検証するとともに、世界遺産を所管しております内閣府の意見も聞きながら、この高さ制限について、県と市で慎重に協議を進めているところでございます。

また、併せて、当地区を取り巻く現状と課題を整理し、長崎市における当地区の位置づけや、開発に当たってのコンセプトについて検討を進

めてきており、12月に開催を予定しております第3回の検討会議において、開発コンセプトと導入すべき機能を整理する予定でございます。

さらにその後は、前回からオブザーバーとして参画していただいているまちづくりの専門家の助言も参考にしながら、想定される施設の内容や規模、民間活力の導入も含めた開発手法等を検討し、年度内に構想の素案を取りまとめたいというふうに考えています。

説明は以上でございます。

【三原住宅課長】長崎県賃貸住宅供給促進計画の策定について、補足して説明をいたします。

環境生活委員会課長補足説明資料の14ページをご覧ください。

新たな住宅セーフティネット制度は、「住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度」、「登録住宅の改修や入居者への経済的支援」、「住宅確保要配慮者のマッチング・居住支援」の3つの柱から成り立っております。

国から、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」が示され、この方針に基づき、長崎県においても、60歳未満の単身の低所得者や、県の重点施策であります人口減少・少子高齢化対策として若者世帯や子育て世帯が安心して子育てができる住宅、移住戦略として移住者を受け入れる住宅の供給を促進するために、「長崎県賃貸住宅供給促進計画」を定めました。

長崎県の計画では計画期間を、住生活基本計画の下位計画として位置づけしておりますので平成37年度までの約8.5年間として、供給目標量を約2,500戸と定めております。供給促進計画を定めることにより、住宅確保要配慮者の追加や登録住宅の登録基準の強化、耐震性を除く緩和をすることができます。

長崎県では、住宅確保要配慮者の範囲に、単身を含む移住者や新婚世帯等を追加いたしております。今後は、長崎県居住支援協議会の会員である全市町や不動産関係団体と協議を行い、制度のＰＲに努めてまいります。

以上で、長崎県賃貸住宅供給促進計画の策定についてのご報告を終わります。

【ごう委員長】 ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。対象の陳情番号は、35、37、38、40、42、44、45、46、48、49の計10件でございます。

陳情書について、何かご質問はありませんでしょうか。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

― 午前１１時３０分　休憩 ―

― 午前１１時３１分　再開 ―

【ごう委員長】 再開いたします。

陳情についての質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 では、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんか。

【深堀委員】資料の中で契約がずっと載っておりますけれども、6ページに新長崎警察署建設工事の監理業務ということで今回出ていますが、福岡の事業者の共同体の1者入札という内容に

なっております。

このあたり、競争性が保たれているのかというような思いもあって質問するんですが、この中身について、少し報告をお願いしたいと思います。

【大場建築課長】新長崎警察署建設工事の監理業務でございますが、一応、一般競争入札で公募を行いましたが、参加業者は1グループと。

こういうのに先立ちまして、例えば県庁舎の時も同様だったんですけど、一応ヒアリングはかけさせていただいて、ほかの物件とかへの参加はどうなのかと大手の設計事務所にもお尋ねしたところですけど、人様が設計した案件についてはなかなか自分たちは受注意欲がわかないというご意見だったんですけど、それでも我々といたしましては、当然ながら競争性を確保するためには公募だと、1者随契はやらないんだということで公募をしたところであります。

結果、設計に携わりましたグループしか手を挙げてこなかったということでございます。この辺は、他社の参加する意欲と申しますか、その辺の問題もあろうかと思うんですけど、一応公募をかけておりまして、ほかのところはそういうことで参加しなかったと、手を挙げなかったと、ここだけが参加したということで、そこは参加意欲を我々は問うたと思っていますので、一定の競争性は保たれたのかなと思っているところでございます。

【深堀委員】 まあ、説明は、理屈というか理由はわかったんですけど、そういう状況なら、最初から設計の部分と監理と一緒にする。だって、ほかはもう絶対に手を挙げないとなれば、それは一体したものに扱うべきじゃないんですか。簡単に言っていますけどね。

これは大きな箱ものの話なんですけど、こういう流れというのは、今までも同じような扱いをしてきたんですか。

【大場建築課長】 例えば博物館、美術館までさかのぼると、監理は設計したところと随契という流れだったんです。1者随契。

委員会の方でもいろんな議論がございまして、やはりちゃんと競争性を確保すべきだろうと、公募をしてやるべきだろうということで、一応公募に切り替えたところであります。そういった中で、（発言する者あり）現在は、監理だけを後で発注しているところであります。当時の1者随契というのも、設計は設計で1回終わらせて、監理は別途、設計したところに随契でというやり方でした。

それをある時から、委員会での議論も受けまして一般競争入札に変えていったところでありますが、結果として、なかなかほかのところが手を挙げてくれない。ほかのところが加わった案件もあるんですけど、どうしても高値でしか設計以外のところは入れないと。それだけもらわないと、やってられないというような感じであります。やっぱり設計したところは、いい建物をつくろうとして、ある程度は頑張ってくれるといいますか、そういった部分もあり、今はそういう状況であります。

例えば高等学校とか、小さい1棟の物件であれば、設計者を外したところで指名競争入札とかでやらせていただいています。こういう大型物件についてだけ、こういう特殊な結果になってしまっているということであります。

【深堀委員】 実態というか、状況はわかりました。

もう一つ、全然内容は違うんですけれども、119ページの一般国道202号橋梁補修工事の分は一般競争入札ですよね。これも1者という内

容ですが、これについてはどうですか。

【馬場道路維持課長】 119ページの一般国道202号橋梁補修工事荒川橋耐震補強工事でありますが、橋梁の耐震ということで支承等の取り換えを行う特殊な工事といったところがございまして、これに参加する業者が、今回は1者の応募になってしまったということでございます。

【深堀委員】 でも、それは事前にある程度、設計した段階でわかっていたんじゃないんですか。違うんですか。

【馬場道路維持課長】当方の想定におきましては、何者が可能性があるというところまでは記憶がございませんけれども、複数者の参加者はあり得るような想定をしておりました。

【深堀委員】あり得る想定だったんだけれども、開いて見たら1者だったと。それで競争性が担保されたのかという話についてはどうですか。

【馬場道路維持課長】あり得るというのはちょっと表現が悪かったと思いますけれども、参加できる条件の入札であったというふうに思っておりますが、結果的に1者になったことにおきまして競争性ということでございますけれども、手続上、1者でも落札可能としておりますので、競争性としてはあったと判断はしております。

【深堀委員】 1億4,400万円という高額な契約ですよね。一般競争入札で1者しかこなかった分について、一定競争性は担保されたというふうな認識なんだけれども、今後に生かすべき方向性というのは何も持ち得ていないんですか。これはもうこれで妥当だという認識を土木部としては持っていると理解していいですか。

【馬場道路維持課長】できるだけ多くの業者が参加できるような形につきましては、関係部局を含めて全体的に考えていきたいと思っているところでございますけれども、今回につきましては結果的に1者ということだったのかなと思います。

【深堀委員】何か最後は聞こえなくなってきた。

まあ、今後の課題というふうに認識をしているとは思いますけどね。

最後に、陳情・要望に対する対応状況の376ページですが、本会議等でもずっと提案しております長崎南北幹線道路の未整備区間の話ですが、県の対応の中で丸が3つありまして、真ん中のところに、「現在、長崎南北幹線道路の未整備区間である都市計画道路浦上川線～時津町までの区間については、これまでに、ルート検討と費用対効果等の検証を行ってきております」と明記されておりますけれども、もう少しその状況の報告をいただきたいと思います。

【池田都市計画課長】このルートが想定されます地域は、非常に住宅がはりついている、ちょうど谷間になった地形でございまして、ルート選択とか工法の検討が非常に大変でございまして、しかも相当額がかかるということから、非常に慎重な検討をしている状況でございます。通常のルート検討よりも、その辺に時間がかかっているというような状況でございまして、それにつきましては、例えば市の意見とか町の意見とか、そういうところを今、聞いている状況でございます。

【深堀委員】 ものすごく大きな、長崎県都の長崎の大きな道路、南北幹線道路というのは大きな課題なんですよね。もちろん課長がおっしゃるようにすごい地域なので、時間がかかるというのはわかるんだけれども、行政側として、理事者側として、大枠のスケジュール感というのはどういうふうに思っているのか。いつぐらいまでにこういうことをしてというようなイメージを、細かくじゃなくていいので、少し教えて

もらえませんか。

【池田都市計画課長】先ほど申しましたとおり、非常に予算的にお金がかかる事業でございます。ですから、ほかの事業との進捗を見ながら、例えば大きな事業が終了した後には、すぐ着手できるような。以前、予算の獲得についてお話を技監がしたかと思うんですが、予算は、対前年比でいくということもございますので、そういうところからの予算の確保ができる時期には着手をしたいとは考えております。

【深堀委員】以前､いろいろ話をしておったら、今の長崎県の大きな事業としては、高架事業がありますよね。さっき、スケジュールが出ていましたけれども、これが一定めどがつけばというふうなイメージを持っておって大丈夫ですかね。

【池田都市計画課長】 県としましては、さっき言いました予算的な波というものを考えれば、当然その後の事業というふうには考えておりますが、非常に条件整備、あるいは地元等の調整というものにも時間がかかるということから、できるだけ、そういう予算の確保できる時期に着手したいというふうには考えております。

【ごう委員長】 暫時休憩します。

― 午前１１時４３分　休憩 ―

― 午前１１時４３分　再開 ―

【ごう委員長】 再開いたします。

それでは、午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩をいたします。

午後は、1時から新議会棟の説明会が行われるために、3時から委員会を再開し、引き続き土木部の審査を行いたいと思います。

― 午前１１時４４分　休憩 ―

― 午後　３時　０分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、審査を行いたいと思いますが、所管事務一般についての質問を受けたいと思います。

質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

【吉村(庄)委員】 政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料の412ページ、この間における陳情・要望に対する対応状況というところです。福島大橋、ここには新福島大橋ということで、名前は仮称でしょうけど。

つい先日、新聞を見ておりましたら、地元が建設促進の総決起大会をやったと。もちろん松浦市長もそれにはエールというか、当然地元の意向に沿って云々ということは書いてありましたが、ここにも書いてありますように、この架け替え、リニューアルということを含めて、県としてはなかなか、今、必要性という問題について、地元の熱意はわかっておるばってん、どうかなというふうな感じでいろんなことを書いてあるんですけど、一体どういうふうに今の時点で考えておられるか。

と申しますのは、私の知人が、昔、役場におりました先輩で、地域の仕事などもされている方がいるんですが、この新聞記事を見ながら、私はお尋ねをしてみたんです、地元の思いというのを。それは具体的にごたごたという言い方はしませんが、新聞にも書いてありましたように非常に熱意が、熱が入っていると、とにかく熱望しているという状況で、それはいろいろ安全性その他についてもですね。今の段階で絶対に耐えられないというふうなことは言っておらんけれどもという話はありましたが、とにかく地元としては、相当数たっているという問題も

ありまして、新聞報道のとおり非常に熱望しているという状況なんです。

このような熱望に対して、強い要望に対して、県としての対応、ここに一応書いてありますけれども、どういう状況であるのか、再確認の意味で、今の状態を確認する意味で聞かせてください。

【馬場道路維持課長】 412ページに書いておりますとおり、県の対応といたしましては、現福島大橋については長崎県橋梁長寿命化計画に基づきまして適切な維持管理を行っていくということで、現段階においては架け替えは予定しておりません。また、耐震性能についても相当の機能があるということです。

ただ、現在の橋梁の幅員につきましては、やや狭いということは当方も認識しているところでございますけれども、機能的には大きな問題がないということで、現況の橋をしっかり維持管理していくといったところでございます。

【吉村(庄)委員】 ここにそう書いてありますからね。

前に私も、県内の橋梁は、年数かれこれ含めて、つくった時からの経過の中で、強度その他が一体どういう状態なのかと聞いたことがあります。皆さん方は、きちっと調査をしながら急ぐものは急ぐと、重点的にずっとやっていくと、予算も非常にかかることでもあるのでということでしたけれども。

ただ、ここはですね、先ほど言いましたように、細かいことはいろいろ申し上げませんけど、住民の皆さん方は、やってくださいという熱がものすごく入っているんです。だから総決起大会みたいな形になったんですけれども。

そういうものと、あなたたちが言っている状況と、乖離がちょっとあり過ぎるような感じが私はするので、地元の意向に対してどういう気持ちを持っているのかと。基本的には、県がした今までの調査の結果で重点的にやっていくと、それはそれでいいんですけれども、そういう非常に強い要望とあなた方が言っていることとの関係における乖離がひどいものですから、私はどうかなという感じがしているんです。いま一度。

【馬場道路維持課長】確かに地元の新しい橋梁の架設に対する熱意というのは、私たちもしっかり受け止めたいところでございますが、架け替えとなりますと相当額の予算も必要になりますし、その必要性といったところをしっかり説明し、国の補助等もいただくような形になりますので、現時点では、幅員が狭いということは認識しつつも大きな支障はないということで、架け替えの予定は現在のところないというようなことでございます。

【吉村(庄)委員】 いいです、状況を聞いておきます。

【ごう委員長】ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 では、次に、所管事務一般についての質問はありませんでしょうか。

【宮本委員】 所管事務一般について、質問をさせていただきます。

先ほどの吉村(庄)委員の質問にも関係してくるかと思いますが、幾つか質問をさせていただきます。私の方からは、橋の長寿命化といいますか、橋の塗装についてお尋ねをさせていただきます。

長崎県管理の橋の塗装についてでありますけれども、県民の安全で安心な生活を守る、確保するということからすると、道路、インフラと

いうのは非常に必要不可欠なものであると、大事なものであるというのは、もう言うまでもありません。

ただ、先ほどとちょっと絡みますけれども、高度成長期に建設された橋梁、橋については、今もあったとおり非常に老朽化が進んでいる現状があると考えます。今後、修繕や架け替えを必要とする、必ずそういう時は到来すると思っております。

土木部では、このようなことに対して橋梁の長寿命化計画というものを作成しておられると聞いております。この長寿命化計画について、幾つか質問させていただきます。

まず1つ目ですけど、橋の劣化が進行してきて修繕する場合、対症療法的な方法と、事前に劣化を判断して修繕を行う予防的な保全管理、この2つについてはどのような違いがあるのかというのをまず聞かせてください。

【馬場道路維持課長】橋梁の老朽化対策というお尋ねでございます。

平成27年度に、長崎県橋梁長寿命化計画の第2期というのを策定しております。その中で、予防保全的な補修に移行していくということをうたっております。

予防保全的な補修としましては、橋梁を技術を持った者がしっかり点検を行いまして、橋梁の健全性を判断し、補修必要な箇所を早期に発見をして、適切な時期に補修を行っていくというものでございます。損傷が大きくない段階で補修を行うことによりまして、結果的には橋梁を良好な状態で長持ちをさせまして、また、維持管理費としても長期的にコスト縮減につながっていくということでございます。そういった計画に基づいて、適切な補修に努めてまいっているところでございます。

【宮本委員】予防的保全という形で進めていきますということであります。もちろん全体的な費用とかを考えますと、この方がもちろん長く使えて、そしてまたコストも削減できる、縮減できる利点があることは、今ご答弁があったとおりであります。

そうするならば、最近の橋梁の補修状況についてお聞きいたします。

【馬場道路維持課長】県の橋梁長寿命化計画としましては、第1期の計画におきまして、平成20年度から平成26年度までの間に363の橋梁の補修を実施しております。事業費は109億円程度を必要としておりました。

また、平成27年度から平成36年度の10年間を第2期として計画をしているところでございますが、その中では218橋梁を実施していくということで、平成28年度までには、そのうち36橋、事業費では41億円で実施をしているところでございます。残る橋梁についても、しっかり予算を確保しながら、適切な時期に補修をしていきたいと思っているところでございます。

【宮本委員】 平成20年度から平成26年度までは363橋を補修、そして第2期となる平成27年度から平成36年度までは218橋ということでありました。

そもそも、長崎県管理の橋梁は幾つありますか。

【馬場道路維持課長】 2メートル以上の橋梁につきまして、現時点で2,099橋がございます。

【宮本委員】結構な数がありますね。2,099橋、2メートル以上ということであります。第1期に363橋、第2期に218橋でありますから、580橋ぐらいを平成36年をめどにという形ですね。予防的保全によって、これがずっとスパンが長くなる方向にいくんでしょうから、2,099橋を回る

には相当な年月がまだかかるという認識をさせていただきました。

今後の長崎県における長寿命化計画の概要について、簡単にで結構ですので、教えてください。

【馬場道路維持課長】今後の計画ということでございますが、第2期の計画が平成36年度までとなっております。218橋を対象として、現在、36橋をやっているということでございます。

今後につきましては、やはり計画的に、予算を平準化しながらやっていく必要がございます。年間19億円ぐらいを想定した中で、できるものをやっていきたいと思っております。併せて耐震補強等もやっていく計画にしております。

【宮本委員】 わかりました。

橋梁の塗り替えについては、ＰＣＢや鉛、クロムという有害物質が含まれている場合があると勉強させていただいたところであります。こういった有害物質がある場合、ない場合、さまざまあるかもしれませんけれども、その塗り替えの方法が、乾式方法と湿式方法という2つがあると聞いております。

これは確認ですけど、県は、どちらでほぼほぼされているでしょうか。

【馬場道路維持課長】 数値等について、若干補足をした上でお答えをいたします。

塗装の塗り替えということになりますと鋼橋、メタルの橋梁ですので、先ほど県管理の橋は2,099橋と申しましたけど、そのうちメタル、鋼橋につきましては230橋であります。そういったところに今後、塗装の塗り替えを行っていくということになります。

県では、これまでは一般的には乾式の手法をとりまして、研磨剤を高速で吹き付けて既存の塗装をはぎ落すという手法を用いているところでございます。

【宮本委員】これも有害物質を点検された上での工法だと思いますけれども、先ほども申しましたとおり、予防的保全という観点、そして人的影響を考えた時、やはり乾式よりも湿式の方を推奨すべしと国土交通省が言っていることも認知しております。

こういった形を、長寿命化計画でも今後、県としても考えていくべきじゃないかなと、工法について。予算とかがあるので、なかなか厳しい面もあると思いますけれども、人的影響、環境保全について、乾式と湿式、これはどちらが優勢か、今後、県としても考えていくべきところであると思いますけれども、それについて、もう一回お答えいただけますか。

【馬場道路維持課長】 先ほど、乾式についてご説明いたしましたが、湿式といったものは、既設の塗装に薬剤を塗布しまして既設の塗装をはぎ落すというふうなことでございます。乾式と比較しますと粉じん等が少なくて済むというメリットがございます。ただ、一方では決して安価ではないと聞いている次第でございます。湿式については新しい工法も出てきているということでございますので、今後補修をしていく橋梁の特異性とか周辺環境等、あるいは既設の塗装がどういった種のものが含まれるか、そのあたりも分析をした上で、適切な工法を選定しながら実施していきたいと思っているところでございます。

【宮本委員】 わかりました。ありがとうございます。

実は、橋梁の塗り替え、長寿命化については、国でも動きがあっているところです。昨日、12月7日に参議院の総務委員会がありまして、インフラの老朽化対策、特に橋の点検・修繕とい

うことで、我が公明党の秋野公造参議院議員が質問いたしました。

これは大きな流れが出てきているかと思いますので、一応確認ですけど、野田総務大臣に対して、今後は公共設備、総合的管理、点検、老朽化対策の重要性をしっかりと総務大臣も確認されたと。その上で、今年度、道路や建築物を効率的に長寿命化を行う地方公共団体に対して、地方単独事業の地方財政措置の対象としますというふうな形で、要は交付税措置をやりますというようなことも出てきています。同時に来年度においては、老朽化対策に取り組む地方公共団体の地方財政措置を拡充しますというようなものも引き出していますので、今後大きなつながりが出てくるかと考えております。

ですから、道路や橋梁などの建築物の長寿命化対策にいかに効率的に取り組むかと、そこに予防的保全という考えをもって取り組む地方公共団体をしっかりと国としてもバックアップしていきますというようなものが出てきておりますから、橋梁の長寿命化対策、塗装の塗変えにおいてもそうでありますけれども、しっかりと対応をとっていただいて、環境、人体的影響もしっかりと考えて、今後取り組んでいただきたいというふうに思っております。橋の塗り替え、長寿命化については以上であります。

【ごう委員長】ほかに質疑がある方はいらっしゃいますか。

【深堀委員】 幾つかあるので、時間は20分なので、とりあえず進めますけれども。

まず、ＪＲ長崎本線連続立体交差事業の件です。冒頭説明がありまして、事前にも話を聞きました。理由は、構造が一体構造から分離構造に変わったという説明は受けたんだけれども、それはどうして変わったというか、今の時点でそういう話になった、その理由ですよ。そのあたりが全くわからなかったので教えてください。

【池田都市計画課長】構造的な変更の理由でございますが、新幹線が長崎駅に連続立体交差事業とともに並行して入る形になりますが、新幹線の事業認可になったのは平成24年で、その後に詳細設計に入った段階で、高さとか駅舎の構造、そういうものの詳細設計に入った段階で変わってきたと。

具体的には、途中にある橋梁の高さとか、そういう桁高から変わってきた。あるいは、高さが変わった関係で、連続立体交差事業の高架構造も、杭の構造とか高架の形式、そういうものが変わってきたということでございます。

【深堀委員】 だから、具体的にいつ、この変更をすることになったのか。

【池田都市計画課長】 平成24年に諫早－長崎間の新幹線の事業認可がおりましたが、その後、詳細設計に入りまして、デザインの検討を平成26年から始めて、その折に構造的な変更も伴って検討に時間を要したということでございます。

【深堀委員】 そうしたら、平成26年の段階で、この工期は平成30年度には間に合わないとわかっておったということか。

なんで今の時期に、平成29年の12月の段階になって、平成30年度までに高架の切り替えをやりますと言っていた分が平成31年度までかかりますというふうになったのか、そこがよくわからない。

【池田都市計画課長】構造の変更を検討する中で、いろいろな施工方法とかで工期の短縮ができないかというような検討もしてまいりました。

今回、この事業認可の変更についてご説明いたしましたのは、それとともに並行して国の方とも協議をしてまいりまして、国の事業認可が

下りたのが先月、11月の末の時点で事業認可の変更を認められたということでございます。

【深堀委員】 ということは、それがはっきり動いたのは先月の話だということなのね。国の認可が先月と言われたから、11月のことなんですね。そこではっきりわかったと。

そういう説明なんだけど、資料として出されていますね、スケジュールがこう変わっていますというもの。これを見ると、デザインの検討が1年間延びているという表になっているでしょう。あとの実際の期間は4年間で変わっていないわけだから、デザイン検討が平成27年度までかかった段階で、この高架の切り替え時期が平成31年度末までかかることはわかっていたんじゃないのかなと、私は思ったんですよ、資料を見た時に。その整合性はどうなんですか。

【池田都市計画課長】ある程度、工期への影響があるということは当然予期できたということで、先ほど申しましたとおり、できるだけ当初の計画どおりに事業を進めるということでございますが、この事業期間につきましては国の認可を受けて初めて公表できる話でございまして、もちろん我々は、そこの手前の段階で事業期間が少し延びることは予想はしていたということでございます。

【深堀委員】 今さらいろいろ言っても、この期間は変わらないのはもうわかっているんだけれども、そのあたりはどういう理由でそうなったのかというのを確認したかったものですから聞いています。

資料の説明の中で、平成34年度の新幹線の開業に影響を与えることはありませんと書かれています。確かに新幹線の開業に影響はないだろうけれども、実際に高架への切替えが1年ずれることによって、もちろん県民・市民生活に与える影響はありますよね。当たり前ですけど、踏切がなくなるのが1年間延びるという問題。

そして、ほかの長崎市が行っている駅周辺の事業や、県が行っているのは高架事業ですけど、市の事業とか、新長崎駅の整備に関するいろんな事業に影響はないんですか。

【池田都市計画課長】 2点の影響についてのお話ですが、まず県民生活への影響というのは当然。4カ所の踏切を撤去するということで事業を進めておりますので、その4カ所分が撤去できないことに対しては県民生活への影響は少なからずあると、その点については非常に申し訳ないということでございます。

もう一つの駅前広場に関しましては、長崎市の事業で行っているものでございます。お手元の資料に航空写真がありますが、東口駅前広場は国道に面した部分でございますが、駅前広場につきましては在来線を撤去した上で工事をやるということで、その辺の影響は出てまいります。

ただ、段階的に、そういう施工をする中で歩道の動線の確保とか、車をできるだけ駅に近づけるとかというものは今まさに検討をしながら、少しでも県民生活に影響がないようにしてまいりたいというふうに考えております。

また、駅の玄関口として、この下の方、西側の方に西口駅前広場というものがございます。これは長崎市が今度建設を始めます交流拠点施設と駅との間にできる広場でございますが、この広場は確保いたしまして、ここへの車でのアクセスは確実にできるということでございます。

【深堀委員】 わかりました。だから、長崎市が行う事業にかなり影響を与えるということですよね。そのあたりは当然、事前にいろんな協議をやられていて、そこは齟齬がないようにやら

れているというふうに認識をしておっていいですか。

【池田都市計画課長】長崎駅の地域には非常にたくさんの事業が入ってまいります。我々が行っております連続立体交差事業、新幹線事業、交流拠点施設事業、それから区画整理といっても、その中にライフラインが入ったり、道路をつくったり、公園的なものをつくったり、駐車場をつくったりといういろんな事業がございまして、それぞれの事業者が一堂に会して工程を、月に2回ずつ、密な工程を立てるということで、できるだけそこの中でも工程を短縮できるような方策がないかということを検討しているところでございます。

【深堀委員】 遅れることは、先ほどからの説明の中で理解はするんだけど、その後、今から先も各事業者としっかり連携をして、齟齬がないように、できる限り工期が短縮できるような形で、県民生活に与える影響を最小限に抑えるような努力をぜひお願いしておきたいと思います。

それと、駅関連でもう一つだけ教えてほしいんですが。

駅舎の屋根の図面をいただきました。平面図というかね。その中で、在来線と新幹線が隣合わせになっているわけですけれども、改札の場所はどういうふうに置くのか。結局乗降客の動線ですよ。例えばバリアフリーの問題もあります。結構高さがあるところで乗り降りをするわけだから、その後、そこに来るまで、そして出る時の動線がどのようになるのか。そして、バリアフリーの対策は十分検討されているのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

【池田都市計画課長】駅舎につきましては高架構造になっておりまして、要するに2階から1階に下りるという形になります。改札につきましては1階に設けるということで、その改札を通ってホームの方に行くわけですけれども、改札口から上っていくものについては中央に階段、エレベータ、エスカレータを設置すると考えております。

【深堀委員】 改札が1階ということは、旅行客が来たとしますと、エレベータか階段で１階に降りて改札を抜けます。その後、例えば今の長崎駅の前の大黒町商店街の方に行くとすると、国道202号は平面横断できませんよね、今の駅の前はですよ。ということは、また上って、下りてという動線になりますね。駅の前を通って国道202号の対面側に移動する時の動線を考えた時に、どういう動きになるのかというのが非常に気になっていて。

新県庁舎側に現段階ではつながりませんよね、新幹線が来ても。将来行けるようにするとなった時に、改札が1階にあることによって、また動きが複雑になることも想定されるのではないか。そういったいろいろな懸念を感じているんですけれども、その点についての対策はどういうふうに考えていますか。

【池田都市計画課長】このデザインを決めるに当たってデザイン検討会議を開催いたしまして、歩行者の動線をどう確保するかということをまず検討しております。その段階では、国道202号線においては、一番最初は平面で横断をするということで、主な動線としては、改札を出てそのまま、広い歩道があって、その延長線上に横断歩道を設けるような、正確には延長線上というわけではないんですが、202号を渡る動線があります。

それから、もう一つ構想しておりますのは南側への動線。要するに、先ほどおっしゃいました県庁側への動線というものも構想いたしまし

て、南側に改札を設けて、将来的には県道を歩道橋で渡して県庁側に行くという構想も持っているところでございますが、現段階では、改札は1カ所しか設けられないとＪＲ側から言われておりまして、南側の動線につきましては、1階に降りて、1階の西側の駅前広場を通って、旭大橋の下を横断歩道で渡って、浦上川線を横断歩道で渡っていくというような動線計画になっております。

【深堀委員】デザイン会議で種々議論はされたと思います。先の事業がまだ決まっていない部分も、旭大橋関連もありますけれども、旅行客というか､そこを利用する人たちの動線の確保、いかにスムーズな移動ができるかということは、今のうちにしっかり検討していかないと、でき上がったはいいけれども、こんな妙な動きをしなければいけないということになっては、後になれば取り返しがつかないことにもなりかねないので、しっかりそこは議論をというか、実際にやるのはＪＲなんでしょうけれども、そこにしっかりと行政として意見を言っていかないといけないと思いますので、そのあたりはお願いをしておきます。

時間はまだありますね。そうしたら、別件でお尋ねをしたいと思います。

まず、「平成29年度事務事業の評価結果について」の7ページで、3世代同居・近居促進事業の評価の中で見直しの方向という項目があって、「具体的には、子育てサークルなど通常は捕捉しにくいターゲットへの周知方法や、子育てしやすいエリアでの3世代同居・近居促進事業の重点的なＰＲなどの他、親世代側の移住・住み替えを前提とした」云々と、支援策も検討するというふうに書かれているんだけれども、もう少し具体的な説明がいただけないかなと思うんですけれども。

これまで、この事業を始めて、なかなか実績が伸びていないという実態があって、それに向けてこういった見直しの方向性を書かれているというふうに思うんだけれども、もう少し掘り下げて、具体的な中身をご提示いただけませんか。

【三原住宅課長】 3世代同居・近居促進事業につきましては、使われるであろう世代をターゲットにしたＰＲをやるべきだというふうに考えておりまして、そのために、例えばＰＴＡ新聞に載せたりとか、あるいは一般の新聞に載せたりとか、そういうＰＲを行っております。

【深堀委員】 それぐらいなのか。それぐらいだったら、何かもう少し考えていかないといかんのじゃないですかね。

見直しの方向で、もう一回繰り返しになるけれども、「通常は捕捉しにくいターゲットへの周知方法や、子育てしやすいエリアでの3世代同居・近居促進事業の重点的なＰＲ」と、それはどういう意味ですか。

【三原住宅課長】 10月の予算決算委員会でも堀江委員からご質問があったと思うんですけれども、各市町によってエリアが、近いところもあれば遠いところもあったりとかしましたので、ひょっとしたら、遠いがためにできなかったとかというのがあったりしますから、そういうところを情報交換をしながら、近くでも遠くでもできますよというようなことができないかという意味だと思います。

【深堀委員】 これ、住宅課でつくっているんでしょう、事務事業の評価結果の分って。違うのかな。見直しの方向というのは、住宅課がつくった内容じゃないのか。よそが指摘した内容なのか､どうなのか｡ちょっとわからんのやけど。

【三原住宅課長】 住宅課でつくっております。

【深堀委員】あまりこれに時間をかけてももったいないので、しっかりやってくださいね。見直しの方向と書かれてあるわけだから、よりそれを具現化していく。それがＰＴＡ新聞とかぐらいでは、私は効果は発現しないと思うので、より、ＰＲやいろんな形の周知をやっていくべきだというふうに思いますので、お願いしておきたいと思います。

【ごう委員長】 休憩いたします。

― 午後　３時３８分　休憩 ―

― 午後　３時３９分　再開 ―

【ごう委員長】 再開いたします。

【野口土木部技監】 3世代同居・近居促進事業の今後の見直し方向について、ご説明いたします。

初年度の平成28年度は、全体で32件という非常に少ない数字でございまして、それを平成29年度は、もともと中古住宅の購入しか対応できないということを新築住宅にも拡充いたしまして、なおかつ、今年度上半期だけでも96件、相談件数で518件きておりました。

この成果が何だったかといいますと、子育て世帯、子どもたちがたくさんいるところ、保育園、幼稚園あたりに十分な広報活動をやった成果が今年度にあらわれております。

今後は、平成30年度に向けての見直しにつきましても、今年度をよく検証いたしまして、さらに不足分があれば、そういうところに拡充して新たな広報戦略を持って取り組んでいきたいというふうに考えております。

【髙宮土木部参事監】 ＰＲ方法について、補足して説明させていただきたいと思います。

県といたしましては、この3世代同居・近居促進事業のＰＲといたしまして全世帯広報誌、さらには新聞での広報、チラシ、あるいははり紙等の本庁や地方機関での配布、掲示等も行っております。さらに市町におきましても、同様な方法によりまして、この周知を図ってきているところでございます。

それと、県住宅課だけではなくて、こども政策局のホームページとか、あるいはながさき子育て応援アプリにも情報を掲載しております。さらに、建設関係団体への説明等も行っております。

今後とも、先ほど住宅課長からございましたけれども、さらに市町とかこども政策局とも連携を図りまして、ＰＴＡ機関紙であるとか、子育て関連施設等に対してもＰＲを実施して、今後に向けてさらにＰＲ活動をやってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【深堀委員】丁寧な答弁をありがとうございました。理解できました。

時間なので、一旦終わります。

【ごう委員長】ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

【髙比良委員】幾つかあるんだけれども、まず、総合戦略のＫＰＩのことで、建設技能労働者の就職件数というのがあるよね。これは長期総合計画の数値目標でも同じ数字が掲げられているんだけれども、そのことに関して、まず質問をいたします。

「長崎県総合計画　チャレンジ2020 平成28年度の数値目標の進捗状況」4ページに掲げられている表で、H28からH32で881件ずつとなっていますね。H28については算定中ということなんだけれども、この具体的な取組はどういうふうにしているのか。建設労働者緊急育成支

援事業を活用してやっていますとなっているんだけれど、それだけではわからないので、具体的にどういうふうな取組をやっていますかということと、併せて881件の根拠は何かということを説明してください。

【佐々建設企画課長】建設技能労働者の就労件数についてのお尋ねですが、これに関しましてはですね…。

【ごう委員長】 暫時休憩いたします。

― 午後　３時４４分　休憩 ―

― 午後　３時４４分　再開 ―

【ごう委員長】 再開いたします。

【佐々建設企画課長】産学官連携の人材確保育成協議会を立ち上げておりまして、その中でいろんな活動をしております。

一つは、土木の関係に関する広報で、1万人土木建築プロジェクト、皆さんに土木・建設業に関して理解をいただくというような活動をしている状況であります。

加えて、建設労働者緊急育成支援事業を厚生労働省の支援で建設業振興基金において実施しておりまして、これに関しましては、建設業への就職を希望する離職者、あるいは新卒者、こういった者を対象に職業訓練を実施して、それを地元の建設業に導いていくという活動をしています。本県においては平成27年度から5カ年計画で実施しておりまして、現在、33名が就職されているという状況であります。

次に、881人をどういうふうに算出したかということでありますが、高校生の就職件数と一般の状況を加味しまして、過去のデータから881という数字を設定しているということでございます。

【髙比良委員】 よくわからんな。

高校生の就職状況から勘案して、過去のデータから出しているという説明なんだけれども、それが目標値になるわけだ。これは基本的に個別職種ごとの、12職種ごとの実態というものを把握した中で、どこまで補てんできるかというか補給できるかと、そこに基づいた目標値でないと意味がないんじゃないですか。そういう調査はやっているのか。

それと併せて、さっき、職業訓練の話があったけれども、これはどこがやっているのか。ポリテクなんか、昔からやっているよね。ポリテクセンターとか、産業労働部関係、職業能力開発関係でそういうことをやっているんだけど、それとは別にやっているのか、その2点、説明してもらえるか。

【佐々建設企画課長】 先ほどの881に関しましては、平成22年から、電気とか建設躯体、建設、土木という職種ごとの実績を踏まえまして、例えば平成26年は833人、平成27年は783という数字で、不足する分を補うという数字から割り出した881であります。

それと、建設労働者緊急育成支援事業については、産業労働部でやっている高等技術専門校とか、先ほど委員がおっしゃった国の機関、ポリテクセンターといったものとは別の流れでやっているもので、先ほど申し上げた建設業振興基金というのが、厚生労働省の支援を受けて、実際には大村にありますナークで、やっているということでございます。

【髙比良委員】電気とか機械とか土木とかと分けた中でという話があったんだけれども、例えば左官とか溶接とか、あるいは型枠とか、そういった12職種の把握はしていないのか。そこを埋めるという話ではないんですか。

【佐々建設企画課長】先ほど申し上げました電

気とか建設土木の中で建設躯体というのがありまして、これが型枠とか大工とか、そういったものに相当します。

また、建設労働者緊急育成支援事業の中では職種を分けていまして、まずは職人さんが少ない鉄筋工から入っております。平成27年度は鉄筋工9名、平成28年度に入りまして、鉄筋工に加えまして型枠工の養成をやったと。平成29年、今年度は舗装工と、地方では、特に離島の方では鉄筋、型枠という区別をつけずに、いろんな仕事ができる人が求められておりますので、多能工も今年度は10月に6人養成したところでございます。

【髙比良委員】どこまでのパイで需要があるかといったことで、マンパワーをどこまで整備するかと、そこは経済的な状況というか社会的な要因というのはいろいろあって、そういったものを背景として決まってくるんでしょうけれども、一般的な現在の話として人手不足分野というふうに言われて久しいわけです。看護とか介護とか保育士とか、そういうものと併せて建設現場で働く労働者が不足してきています。長崎からよそに出ている。よそというのは東京とか東北とかね。

今後、オリンピック関係の事業もさらに進捗をしていくこともあって、建設作業現場を担っているマンパワーはもっと不足をしていくんじゃないかというふうなことが言われているわけです。

実際、私なども小さな工務店だけれども、左官がおらんとさねとか、あるいは、大工もちょっと足らんとさということで、需要があっても何カ月も仕事をというか、発注者が先延ばしをされるような状況にあるというふうに聞いている。実際に私のところにもそういう声が寄せられています。

そうであれば、公共事業なども担っていく指名業者の中で、今と同じような状況で発注をしていく限りにおいて、それを遅滞なく、きちんと工期を守った中で円滑に作業をやっていくと考えると、現場の従業員としてはどれぐらい要るかというのは出てくるだろう、今までの積み上げで。そして、実態を調べてみる。

さっき労務単価の話があったけれども、いろいろ調査をやっているよね。そういうことと併せた中で照会をしていけばわかるはず、どれぐらい足らんのか。それは、もう建設業協会としてまとめているんじゃないかと思う。人手不足だから、もっと自分たちもやっていかないといかんということで、いろいろやっている。だから、そのデータはあると思うんだけれども、そういうものと、この数値目標は符合をしているのかといったこと。

この事業は建設労働者緊急育成支援事業を中心としてやっているという話だけど、それにとどまらないで、もし売り手市場がさらに拡大する可能性があるとすれば、そこへどうやって供給をしていくかという本質的なものについて、よりやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思っているわけです。そういう意味でこれを取り上げさせてもらったんだけれども、この辺はどういう認識を建設企画課は持っているのか。

【佐々建設企画課長】 委員のご指摘のとおり、充足率がどうなっているか、求人に対してどういうふうな就職がなされたかという数字を調べています。これでいきますと、技能労働者の求人が県全体で5,078人です。これに対して実際に就職されたのが698人で、充足率でいきますと約13％と。これをほかの業種と比べますと、農

業あたりでは充足率は33％、林業では34％という数字ですから、やはり委員がおっしゃるように危機的な状態ということは否定できないというふうに考えております。

どういうふうに足らないかというのは、これはマッチングが必要だというふうに我々は思っていて、実際に職があって、働きたい人がどういう仕事をしたいのかというところがマッチングできていないんじゃないかと考えております。数だけ揃えればうまいぐあいにいくのかというと、そこがミスマッチなところがありますので、業界の各支部を回って意見交換しておりますが、そういった中で今は幹部の皆さんと話すことが多いものですから、もうちょっと小さい企業の皆さんと話をしてみたいというふうに考えております。

【髙比良委員】 Ａクラスあたりは、そこそこに要りようなところを持っているんじゃないかと思うんだけれども、ＢとかＣとか、あるいはもっと言えばＤとか、そういったところになると、これはもう大変だと思っているんだよね。

まさに課長が言われたみたいに、要するにつなぐ、マッチングの役割をする、サポーターというか、これは今いろんな分野でやっているわけですよ。広く言えば、例えば高校生の県内就職について学校にサポーターを置いているとかね。あるいは、大学あたりのＣＯＣプラスとか、いろんなことをやっているわけです。要するに、県内への就職促進策について、いろんなところが連携をしている。

産学官という話が一番最初にあったけれども、そういう仕組みの中で、いろんなマンパワーを活かしながら結びつけていく、マッチング、スイッチングをやっている。これはぜひ必要だと思っているんだよね、建設労働者、技能者に対しては。これは強くやっていかないと、ますます求人、求職のアンバランスというか、さっきの充足率、大変な数字だと思うんですよ。13％と聞いて驚きました。この解消がいつまでたってもできないのではないかと、私は、放っておけばもっと開いていくのではないかなというふうな危機意識を持っています。

今、農業では33％という話があったけど、農林部はどういうふうにしているかというと、国の経済戦略特区の中で地域指定を受けて、外国からの労働者をたくさん入れましょうと。特に今はベトナムということで、そっちの方に向いているんだけれども、そこは幾ら入れるのかといったら、年間300人入れますと。受入団体というか管理団体の方から、それだけの需要があっているわけです。そこを埋めますよと。

日本人の新規就農者を確保するのももちろんだけれども、今のようにやっていてはうまくいかんだろうから、もうそこは早速、外国から入れようやと。技能実習生をやって、一遍帰って、そういうふうな経験というか知識を持つ人を具体的に長崎で就職してもらうという制度をつくってやりましょうと、もう既に動いているんですよ。

そういう意味では、技能実習生などをもっと入れていくということも含めて、人手不足というか労働力確保対策は、土木部として、建設産業を振興する、あるいは地域の活性化ということで結びつけていくと、ウイングを広げて、ぜひ取組をしてもらいたいというふうに思うんですよね。

さっき、ナークでやっていると。ナークでやるのもいいけれども、高等技術専門校もいろんな科目を持っているわけだから、もっと定員定数を増やしてもらうという呼びかけをしてもい

いと思うんだよ。ぜひ積極的に捉えてもらいたいというふうに思います。これは喫緊の課題というふうに思いますが、技監、どうね。

【野口土木部技監】 おっしゃるとおり、これは全国的な建設産業の問題でございまして、日建連の試算では、今後10年間に技能労働者、技術労働者100万人不足するというふうな推測も出ております。

本県におきましてもご多分に漏れず、先ほど建設企画課長がご説明しましたように、5,000人の求人に対して600人程度でございます。我々も非常に危機意識を持っておりまして、まずは担い手対策としまして、佐世保工業とか長崎工業とかの高校生の技術者の卵をまず県内に呼び込もうと、県内に就職してもらおうという活動を産学官連携でやっておりまして、これまで学校訪問を建設業協会と一緒に回った結果、微々たるものではございますけれども、全産業では県内が53.4%、県外が46.6%と県内の方が今は上回っております。ところが、建設業におきましては県内が44.6%、県外が55%ということで、いまだに県外が多い状況でございますので、ここを逆転させて、担い手をまず確保したいというのが1点で、県内高校生の県内建設業への就職率をまずアップさせたい。

それと、委員がご指摘になりました海外労働者の件につきましても、今後もっと前向きに検討しようと、今、部内でも検討いたしております。

ただ、建設業協会におきまして、建設現場における外国人労働者の入職に対して、コミュニケーションの問題で少しアレルギーがあるのも事実でございます。ですから、この辺をできるだけ払拭して、外国人労働者の受入態勢についても、今後、建設業協会と十分な議論を重ねながら、その方向性について検討してまいりたいと思います。

【髙比良委員】 産業労働部とも一体になって、今ある仕組みを十分に活用するということも含めて、ぜひ一緒に取り組んでもらいたいというふうに思います。

時間だろうけんが、あとは2巡目でいいです。

【ごう委員長】ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

【吉村(庄)委員】 実は私も、髙比良委員から話があった人材育成、人材確保について質問したかったんですが、大分話が進みましたので、別の点について質問をさせていただきます。

まず一つは、先ほど深堀委員からもありました長崎駅周辺工事関連で、特に連続立体交差事業の工程が、先ほどいろいろお話があったような理由で、最終的には立体交差事業自体が1年延びるという計画にならざるを得なかったと、そういう状況になったという話だったですね。

私は、ここら辺についてあまりぴんとこないんです、先ほどの説明の中でも。いろいろずっとやってきて、平成24年度に新幹線の認可が下りた状況の中で、どうするか、こうするかという話もありましたと。私は常日ごろ、長崎市のＪＲ長崎本線の関係における立体交差事業は、10年以上遅れている、20年ぐらい遅れているんじゃないかと思っているんですよ。特に浦上駅付近の、そこだけに限りませんけれども、交通量が多い中でＪＲの特急も含めてどんどん走ってきて、開かずの踏切とは言わぬけれども、非常に市民生活に悪影響が出ているという状況がずっと。私は佐世保の人間ですけれどもね。

多分、部長や土木部次長、それぞれの担当のところも十分ご存じだと思うんですが、佐世保の場合は、駅の高架と立体交差をする時に、理

想的には実はいかなかったんですけれども、ご承知のように制限付き立体交差というのをやった。制限付きというのは、基本的には全部の立体交差のところについて、産業用トラックとかなんとか、大きいものも全部通れるようにしなきゃいかんのですけれども、必ずしもそういうところまで、なかなか待っておっても進まないという状況がありまして、それはもちろんＪＲ関係の佐世保駅の改築、駅前のまちづくり、こういうところとも関連しておったんですけれども、制限付き立体交差と。幾つかについては産業用トラックでも何でも行けるようにする。それ以外は、通常生活をする車が踏切を渡らないでいい、人もそうだという状態をつくって、今はずっときているんですよ。

しかし、私は県におらせていただいて、そういうことを申し上げた機会もあるんですけれども、長崎の場合はずっと遅れてきている。やっと浦上駅を高架にするという話でね。

県民の皆さんや特に長崎市民の皆さん方は、新幹線の関係で新駅ができる時点においては、そういう問題を全て解決をさせると、あなた方県の、あるいはまたＪＲも含めて、長崎市のまちづくりも含めて、そういう考え方でやってきたのではないかというふうに私は思うんですけれども、いや、ちょっと待ってくださいと、2階のところで新幹線と在来線が、高さがどうだこうだということの中で、実はこういうことになったんですよと、こういうふうに聞こえてね。

そういうところについて、市民生活との関係における立体交差、踏切の取扱いについて、あなたたちは非常に何といいますか、考え方が何か、状況に左右された中でずっと遅れていると、こういうふうに私は判断せざるを得ないんですけれども、いかがですか。まず、このことについて見解を聞かせてください。

【池田都市計画課長】事業期間につきましては、確かに事業効果のことを考えれば、1日でも早い開業が県民生活に反映できるものだというふうに思っております。

ただ、こういう高架事業につきましては、当然線路を引いて最終的にそこに列車が走るということで、例えば2.5キロメートルの間に1カ所だけでも支障があれば工事が、供用が遅れるということがございます。

ですから、我々としては、新幹線事業と連立高架事業は事業の目的が違うんですけれども、まちづくりの中でこれを一体的に整備する効果は非常に高いものだと考えております。結果として1年間遅れたことに対しては非常に申し訳なく思っておりますが、今後とも調整を進めて、1日でも早い開業に努めたいというふうに思っております。

【吉村(庄)委員】 次長か技監、そこら辺にお尋ねしたいですが、私は、新幹線の問題が、長崎－武雄線をずっとやってきてどうするこうするというもっと前に、長崎市内の中心部の立体交差事業は終わっておくべきだったというふうに思っているんですよ。もっと前に。

それがずっと遅れている中で、新幹線事業との関係で一体的にというのは、今話があったように、そう思わざるを得ないです、今となっては。今とというのは、こういう状態になってからは。

しかし、佐世保だって、新幹線は来ませんけれども、いろんな弱点がある、支障がある中で、ＪＲとの関係その他も含めて、県も国もＪＲも一緒になって、一定の時期にはそういう事業ができたじゃないですか。

だから、それはもうおっしゃるとおり、ずっ

とやっていく過程の中で1カ所でも遅れれば、それは遅れますよ。遅れますけど、あなた方の考え方の中で、新幹線と一体になっても、ちょっと遅れるという状態が出てきている。

目的は別なんですから、もっと前に、立体交差は長崎市の中心部においてはできていなければならなかった。問題になっていたでしょう。開かずの踏切というふうな言い方も、例えば大都会のもっと緊急に改良を要するようなところほどにはないけれども、長崎市民の皆さん方にとって、特に中心部の皆さん方の経済活動、日常の生活、いろいろ問題が残っておったと私は思うんですが、そういう認識があなたたちは薄いというふうに私は思うので、そこのところの見解を聞かせていただきたいと言っているんですよ。

【野口土木部技監】 おっしゃるとおり、市民生活を考えた場合、連続立体交差事業を先にやるという話はあったと考えております。

ところが、長崎県の念願であります新幹線、これはもうぜひとも長崎駅まで引き込みたいということでございまして、先ほど都市計画課長もご説明しましたけれども、平成24年に新幹線ルートが長崎まで乗り入れるということがはっきりしました。

それ以前から連続立体事業は起こしておりましたが、連続立体交差事業を先行することによって、新幹線が入ってきた時に手戻りが生じてはいけないということで、やはり新幹線と同時に事業を進めるべきだという判断のもとに、今現在、進めているところでございます。

【吉村(庄)委員】 そういう認識は悪いとは言いませんよ、遅ればせながらと私も。だって、新幹線の問題の前にできておかんばいかんですよ、私に言わせたら、浦上付近その他を含めて。私もずっと長崎に、県議会議員になる前だってしょっちゅう来ておりましたけど、本当に長崎はそういう点では遅れているなと。新幹線がどうだこうだという話は、もちろんある時期にありましたけど、もっと前から私はそういうふうに思っていましたから、認識を改めていただくことをぜひ願いたいと希望しておきますがね。

そういう立場からいけば、事情があって1年遅れるという状況については、先ほどもあったけれども、それは遅れるという結果になりつつあるけれども、一日でも早くそういう事業は全体として進むという認識で、県あたりはもっと積極的に、もっと熱意をもって、持たないとは言わぬけれども、しっかり頑張っていただきたい。こういうふうに私は思うわけですよ。

それから、河川と道路の維持についてお尋ねします。

「平成29年度事務事業の評価結果について」という資料でいきますと15ページです。河川課で、評価対象事業件数が幾らで、改善が幾らで云々、現状維持がどうだというふうに書いてあって、それぞれ調査をやったりですね。

1つには、国の補助事業採択に向けての調査・設計及び整備計画の策定を行ったと、改善をもう少し進めろと、こういうものがあります。一番下に河川維持修繕費では、河川敷の掘削、伐採等を行ったと、でもって適切に維持管理をするということになっているんですけど、どうなんですかね、道路維持を含めて。道路維持はまた具体的な例も言いますけれども、道路、河川の管理、維持について予算が十分に取れていますか。どういうふうな判断をしていますか。まずそこから聞かせてください。私は、十分じゃないというふうに思って話をしていると前提に置いてくださいよ。

【川内河川課長】 河川関係の掘削とか浚渫、伐採とか、そういう維持関係の件をお聞きということで理解しております。

例えば平成28年度、全県下で河川関係の要望が535件ございまして、そのうち対応しておりますのが246件でございます。46％、50％程度を対応していると。

伐採、河床掘削に限りますと189件の要望が出ておりまして、そのうち64件を対応しているということで、浚渫・伐採については35％程度の対応でございます。

【吉村(庄)委員】 その状況はわかりました。道路維持についてはどうですか。

【馬場道路維持課長】道路の維持管理についての予算的なことにつきましては、こまごまな除草であるとか、そういったものに使用している維持補修費につきましては、平成29年度予算で約20億円でございます。その他、橋梁の補修費であるとか、道路の舗装の補修費であるとか、そういったものを国の補助を交えながら対応をしているところでございますけれども、単独費予算については、できるだけ対前年度比97％とかということで一定確保いただいて、十分足りているかということでいけば、その中でしっかりやっていくと、工夫をしながらやっていっているということでございますが、国の補助等につきましては、現在は厳しいなというふうな思いを持っているところでございます。

【吉村(庄)委員】 河川の問題で、要望があって云々という話をされて、何パーセントという話をされましたけど、河川についても、道路もそうなんですけれども、例えば1年に何件あったと、平成28年で結構ですが、何件やって何パーセントぐらいと。

あのね、1年過ぎていくと、やっぱりまた要望が出てくるんですよ。今まで、そう案ずるようにはなかったところについて、川の両脇から樹木が成長してというふうな状況でね。何パーセントしておけば、それで終わりということはもちろんないです。残りもありますし、新たに出てくるものもあるわけです。ここら辺について、公共事業的な、いわゆる補助事業に該当するようなところについては、何とか国の予算を一生懸命に頑張ってというふうなことになる。

その中間にある、該当するやろうか、せんやろうかというところについて、調査を行い、できるだけ補助事業に該当するような形にもっていきたいと、これはいいですよ。

しかし、問題は、単独費用で措置しなければならない、どうしても補助事業に該当しない、こういう部分がかなり存在していると私は思う。実際的に要望もありますし、具体的に一つひとつはしませんけれども、そういうのがありますから、常に土木関係で私は単独費用をどうするかということを言っていますが、全体的に、ほかのことも含めてね。そういう努力をしていただきたいと私は思うんです。それを申し上げると同時に、道路の問題です。

実は、県北振興局で私の地元の一般県道について、こういう状況があります。

私は、今はまちの中におりますが、地元は半島地域です。海側と山側、一般県道があって、俵ヶ浦日野線です。山側のところが、集中豪雨その他で、いつの間にか石ころが壊れる、崩れる、そういうのがある。大規模になった時には公共災害ということになるんですけれども、そうじゃなくて、ずるずる、ずるずるという形とか、いろんな形で出てくるんです。それから海側、土手の方というんですか、法面というんですか、坂になっているところについても、年数

がたつごとに弱くなって云々と。

だから、この前、県北振興局では、ほかのところも重点的にやらなきゃいかんところは調査をしたんだと思いますが、私の言っている一般県道についても調査しました。そうしたら、きちっと対応をしなきゃならんところがかなり出てきたんです、箇所数が。

私もたまたま、その崩れかかっているところ、補修をしなきゃならないようなところの隣接地に私の土地もありましたので、1つだけですけれども、境がどうだこうだという立ち合いをさせていただきまして、設計事務所に委託をした結果、今年から来年に向けて予算確保をしながら、予算のあるものについて一定のことをしていこうと。一定のところについては用地買収もやらなきゃいかん。少し規模を大きくせにゃいかん。しかし、そうは言っても、そがんならんところについては、これだけのことでやっていこうと。

ここでもやっぱり単独費用が問題になってくるんです。単独費用の確保がどうなのかと。私も担当のところで話をしよると、やっぱりですね、予算的な確保をね。

今、たまたま環境生活委員会におるとばいと、こういう話をしよりましたら、そういうところで、確保するためにひとつ頑張ってくださいよと、こういう話が出てくるように、やっぱり予算の確保が非常に難しいという状況になっていますからね。

こういう点について河川も、道路を中心にしてほかにもありますけれども、そういうところにそういう考え方をもって頑張っていただきたいと私は思うんですけれども、この件についての見解を聞かせてください。

【馬場道路維持課長】補助で取りにくいような道路法面の対応についてのお話ですけれども、そういった事業に充てる予算としましては、単独費用としては道路災害防除費がございます。平成29年度予算としましては8.8億円でございます。5年前、平成25年には10億7,000万円で、毎年少し減少をしているところでございます。

我々としましても、そういった地域の要望にしっかり応えていきたいというふうな思いは強く持っておりまして、予算をしっかり確保して効率的にやっていきたいと思っておりますが、どうしても限られた予算の中で、優先順位を考えながら緊急性の高いところをまずしっかり対応していくといった方針でやっていきたいと思っております。

【吉村(庄)委員】 先ほど言いました道路維持関係で言いますと、県北振興局がやっているような調査と対応を全県下の振興局管内、島原だって、壱岐だって、そういうところはたくさんあるんじゃないかと思いますが、そういう一斉的な調査、点検はどういうふうにしていますか。してあると私は、佐世保の県北振興局の例を見て思ったんですが、どういう状況になっているのか。

もうついでに次までいきますから。そういう中で河川もあれも含めて、単独費用の問題について先ほどあったでしょう、来年度予算をする時に97%に抑えてくださいよと。私に言わせたら、102、103ぐらいはやってもらわないと、どうにもならんという実態が現実にあると思うんですがね。後段の部分について、部長か、次長か。前段の道路維持がありますが。

【吉田土木部次長】 まず、振興局ごとに点検をしているかというお尋ねがございましたけど、それについては、例えば出水期の前とか、集中的に、振興局長をトップに各振興局で点検を行

っております。そういったことで危険個所というのが散見される場合がありますが、道路維持課長が言いましたように単独費が、どうしても厳しい財政状況の中で制約があり、委員がおっしゃいますように、これを103に、110にというふうなことにはなかなかならないわけでございまして、その中で、繰り返しになりますけれども、いかにめりはりをつけて優先度、緊急度をどの事業にもってくるかという中で、しっかりと効率的・効果的な事業の遂行に努めているところでございます。

【吉村(庄)委員】 いろいろ申し上げますが、やっぱり積極的な努力をね。そういうところは市民生活、県民生活と密着している部分がある。もちろん幹線道路をどうするというのは当然ありますけれども、そういう部分についても十分、目を配っておらんとは言わぬけれども、今のように97%、95%とずっと下げていきよったら、何にもできませんよ、というふうな状況になってくるんじゃないか。

道路だって、昭和28年にできた道路については、どんどんやり直しているかもしれんけれども、その後、35年代、40年代の前半にできたものが、今から老朽化していくんです。こういうふうなことを私は切に申し上げて要望いたしておきます。

【ごう委員長】 1巡目で、ほかに質問はありますか。

そうしたら、2巡目の質問のある方が何名かいらっしゃるようなので、今日はこれにてとどめて、土木部関係の所管事務一般に関する審査の途中ですが、本日の審査結果について、一旦、整理したいと思います。

暫時休憩をとります。

---

― 午後　４時２３分　休憩 ―

― 午後　４時２４分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、12月11日は、10時から委員会を再開し、土木部の審査を行います。

本日は、これにて散会いたします。

― 午後　４時２５分　散会 ―

# 第 2 日 目

１、開催年月日時刻及び場所

平成２９年１２月１１日

自　午前１０時　０分

至　午後　４時３９分

於　本館５－Ａ会議室

２、出席委員の氏名

| | |
|---|---|
| 委員長(分科会長) | ごうまなみ　君 |
| 副委員長(副会長) | 山口　経正　君 |
| 委　　員 | 野本　三雄　君 |
| 〃 | 吉村　庄二　君 |
| 〃 | 溝口芙美雄　君 |
| 〃 | 中島　廣義　君 |
| 〃 | 下条ふみまさ　君 |
| 〃 | 髙比良　元　君 |
| 〃 | 堀江ひとみ　君 |
| 〃 | 深堀　浩　君 |
| 〃 | 宮本　法広　君 |

３、欠席委員の氏名

なし

４、委員外出席議員の氏名

なし

５、県側出席者の氏名

| | |
|---|---|
| 土木部長 | 岩見　洋一　君 |
| 土木部技監 | 野口　浩　君 |
| 土木部次長 | 吉田　慎一　君 |
| 土木部参事監(都市・住宅担当) | 髙宮　茂隆　君 |
| 監理課長 | 天野　俊男　君 |
| 建設企画課長 | 佐々　典明　君 |
| 建設企画課企画監 | 溝越　恵介　君 |
| 新幹線事業対策室長 | 鈴田　健　君 |
| 都市計画課長 | 池田　正樹　君 |
| 道路建設課長 | 大塚　正道　君 |
| 道路維持課長 | 馬場　一孝　君 |
| 港湾課長 | 近藤　薫　君 |
| 港湾課企画監 | 井手　浩二　君 |
| 河川課長 | 川内　俊英　君 |
| 河川課企画監 | 浦瀬　俊郎　君 |
| 砂防課長 | 田中　比月　君 |
| 建築課長（参事監） | 大場　光洋　君 |
| 住宅課長 | 三原　真治　君 |
| 住宅課企画監 | 﨑野　義人　君 |
| 用地課長 | 岡本　均　君 |
| 環境部長 | 太田　彰幸　君 |
| 環境部次長兼環境政策課長 | 山口　正広　君 |
| 地域環境課長 | 吉原　直樹　君 |
| 水環境対策課長 | 田口　陽一　君 |
| 廃棄物対策課長 | 重野　哲　君 |
| 自然環境課長 | 田中　荘一　君 |

６、審査の経過次のとおり

― 午前１０時　０分　開議 ―

【ごう委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

堀江委員におかれましては、請願審査の紹介議員として、現在、文教厚生委員会に出席をいたしております。

なお、野本委員からは、所用により、本委員会の出席が遅れる旨連絡があっておりますので、ご了承願います。

それでは、12月8日に続き土木部関係の審査を行います。

議案外所管事務一般について、ご質問はあり

ませんか。

【宮本委員】 議案外所管事務一般について、数点、確認の意味も含めて質問させていただきます。

まず初めに、この時期に確認をしたいことがあります。それは、県道の佐世保世知原線、通称板山トンネルの事業の進捗状況について確認をさせていただきます。

と申しますのは、報道によりますと、来年の春ごろに玄海原子力発電所の再稼働というのが見込まれているという報道があります。ほぼ確定であると思いますけれども、これを踏まえてこのことを考えてみた時に、佐世保世知原線、通称板山トンネルというのは、世知原町を抱えるところであって、半径30キロ圏内にあるというところからして、板山トンネルというのは避難経路の一つで、非常に重要であるというふうに考えております。私としても考えておりますし、皆様方もそうであると思います。

冬場は凍結、その他いろんな状況がある中で、この板山トンネルができるできない、あるないにかかわって非常に住民の方々、地域の方々は不安に感じられているところが多いというふうに思っています。

そこで、今回の玄海原子力発電所の再稼働について、今現在の板山トンネルはどういう形でどこまで進捗しているのかというのをお聞きいたします。

【大塚道路建設課長】板山トンネルの進捗についてのご質問でございます。

板山トンネルにつきましては、これまでルートの検討、詳細設計等を行ってまいりまして、本年の3月に、地元において説明会を行わせていただいております。

その中で、世知原側につきましては、基本的に計画了承ということで用地交渉に入っておりまして、現在、世知原側の取付道路の用地交渉を進めているところでございます。

佐世保側につきましては、地元のほうから、トンネルを掘ることによる地下水への影響、こういったものをもう少しきちんと調査をしてほしいというご依頼をいただいておりまして、現在、今年度にその調査を行っております。その結果が出次第、改めてまた地元のほうにお話を差し上げて、了承いただければ用地交渉に入っていきたいと考えております。

【宮本委員】 世知原側に関しては用地交渉、そして、佐世保市はトンネルを掘ることによる地下水への影響を今確認しているということですね。

どんなでしょうか、ずっと事業化に向けて少しずつ進捗しているという認識で、まず確認ですが、これはどんなですか。進みぐあいについて、年度によって早くなっている、遅くなっている、なかなか進まない、そういった感触はどうですか。

【大塚道路建設課長】 進捗につきましては、比較的順調にいっているのかなというふうに考えております。

しかしながら、やっぱり佐世保側の地権者の皆様が、地下水の影響というのを心配なさっているということで、そこはしっかり調査をして、問題がないかどうかというのをきちんと確認した上でやっていきたいと思っております。

【宮本委員】 用地交渉、そして地下水の件、難しいところではあるかと思います。となると、完成までにはまだまだ時間がかかるという認識になると思いますけれども、それまで、時を待たずとして、来年の春には、玄海原発は再稼働になります。避難経路は非常に大事なところで

はあるんですけれども、完成までの間、この避難経路について、ちょっと難しいかもしれませんけれども、どういうふうに進めていくのか、その点だけ確認させてください。

【吉田土木部次長】完成までの間の対応ということでございますが、本年の9月、原子力防災訓練が実施された時には、佐世保市世知原町の住民の方は、県道54号から小塚岳トンネルを抜ける形で、避難所がある佐世保市三川内地区に避難をされたというふうに聞いております。

板山トンネルができますと、そういう大回りをせずに佐世保市街地方面に、悪天候のもとであっても真っ直ぐ南下をすることができるようになるわけですが、それまでの間につきましては、先ほど申し上げましたような代替ルートをお示しする、また周知するなど、防災部局と連携しながら、地域住民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

【宮本委員】板山トンネルができることによって直通になるということで、非常に大事になってきます。

ちょっと部局は変わるかもしれませんけれども、玄海原発の再稼働については、避難訓練も行っているという状況、そして、また別の方面ですけど、薬剤師会のほうでも、松浦市の鷹島についてはヨウ素剤を配布したりとか、準備も行ってきているというふうに聞いております。

しかし、避難経路というのは非常に大事であると考えていますから、板山トンネルの事業の推進、そして、一刻も早い事業についての強い、強い要望をさせていただきます。よろしくお願いします。

もう一点ですけれども、課長の補足説明資料の中にもありました。これも今回確認をさせてください。「長崎県賃貸住宅の供給の促進に関する供給促進計画の策定について」という資料がありました。いわゆる住宅セーフティネット法の改正になりますけれども、これについてちょっとお聞きしたいことがあります。

この新たな住宅セーフティネット制度、これは非常に大事な法案であると考えています。ただ、14ページの図に書いてあるとおり、この賃貸人、そして都道府県、住宅確保要配慮者、この方たちの3つの柱がしっかりとなれば、これは非常にすばらしい法案であると考えますけれども、なかなかここまで行き着くのには難しいんじゃないかという気がします。

まず、確認ですけど、住宅確保要配慮者という方々、長崎は「移住者も含める」となりましたが、単身とか新婚世帯、高齢者世帯、これは登録は必要なんですか。まず確認です。この住宅確保要配慮者に対しては、それ全部が対象になる、もしくは新たに登録しなければならない。これは登録の必要はないんですか。

【三原住宅課長】要配慮者の登録ということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それは登録は必要ありません。住宅が登録が必要なのであって、配慮者の登録は必要ございません。

【宮本委員】 登録は必要ないということで、わかりました。

この方たちを探すというか、対象になる方々に対して住宅を提供する。非常に難しいかなという気はしますが、そこに供給目標量ということで、年間約290戸とあります。平成37年までに2,500戸とありますけれども、年間290戸、これの目標の設定の仕方というんですか、どこからこの数字が出てきたのかというのを確認させてください。

【三原住宅課長】 国の方から示されました「賃貸住宅供給促進計画の検討策定の手引」に基づ

きまして、登録住宅として活用が見込める住宅の戸数を推計するとともに、県内における住宅確保要配慮者を推定いたしまして算定する方法としております。

具体的には、低額所得者、高齢者、子育て世帯等につきましては、平成25年度にあります住宅土地統計調査の統計値におおむね10年間の増減予測をもとに、移住者とか、障害者とか、そういう方につきましては、地域づくり推進課とか、障害福祉課からデータを提供いただきまして、それぞれの新たな住宅セーフティネット登録住宅を推定いたしまして算定いたしました。

【宮本委員】 わかりました。昨年だったですかね、移住者が四百数十名ということもお聞きしております。290が多いか少ないかですけれども、これだけの方々に提供できれば、それはすばらしい法案であると考えますけれども、そもそもは賃貸人が、この住宅確保要配慮者の住宅を登録しなければならない。そもそも登録をしてもらわなければならない。幾つこの登録住宅がくるかということになるかと思うんですけれども、この住宅確保要配慮者が、こういう物件がありますと、長崎県内には、住宅確保要配慮者に対しての住宅がありますよという周知というか案内、要配慮者の方々は、どのような形でこれを確認できる仕組みづくりにしようとされているのか、そこを確認させてください。

【三原住宅課長】 まず、登録されることによって、全国版のホームページ上に載せられますので、そこでまず確認することができます。

あと、どういうふうにして周知していくかということなんですけれども、長崎県の居住支援協議会というのを開いております。これには全市町が入っているんですけれども、それとあと宅建協会とか、その他関係団体も入っていますが、この中で協力を依頼したりとか、全世帯広報紙に掲載したりとか、新聞広告とかを行っていきたいと考えております。

【宮本委員】 わかりました。これは、住宅確保要配慮者の方々がこういったものがあるというのを確認できないと進まないですから、やっぱりその周知の方法の徹底というものをしっかりと行うべきであると考えていますから、それを要望させていただきます。

もう一点、長崎県内に空き家バンクに登録されている空き家というのは今どれくらいあるか、わかりますか。

【三原住宅課長】そら覚えで申し訳ないですけれども、370戸ぐらいだったと記憶しております。

【宮本委員】 そうしたら、その空き家バンクとこれはかぶってもいいんですか、悪いんですか。そこも確認いたします。

【三原住宅課長】かぶることは可能だと思います。

【宮本委員】 となれば、空き家バンクというところからも、この法律と抱き合わせて空き家の活用推進というのが今後確実に進むであろうと予期されるわけですね。ということであれば、両方の面から空き家の活用、そしてまた、こういった住宅確保要配慮者の方々に対する支援というのが出てくるという理解で大丈夫ですね。これも長崎県として、全国的に始まりますので、今から制度が始まるんでしょうから、しっかりと周知徹底をして、仕組みづくりをしっかりと今から練っていかれることを強く要望させていただきます。

もう一点だけ。今月頭ですね、12月1日から2日にかけて国土交通省の石井大臣が佐世保のほうに来ていただいてご視察いただきました。1

日の夜に入っていただいて、2日の午前中ですね、佐世保のほうになりますけれども、視察をしていただきました。これについてちょっと確認をさせていただきたいんですが、この時に、2日に、長崎県からも要望し、そしてまた、佐世保市からももちろんですけれども、要望がありました。その中で関係部局としては、長崎県のほうからは、2バース化を進めるということで要望が出ておりました。「長崎松が枝国際観光埠頭の整備促進について」ということで、岸壁延伸の整備促進とあわせて、2バース化の早期事業化、これについて要望をされたと思いますが、これにおける石井大臣のご意見、そしてまた、それに対する県の感触、どういったものであったか、お聞かせください。

【近藤港湾課長】 先週の12月2日でございますけれども、石井国土交通大臣が、国際旅客船拠点形成港湾の指定を受けた佐世保港に視察に来られた際に、中村知事のほうから、まず、佐世保港の拠点港指定のお礼と佐世保港の整備促進ということ、あわせて、県内の国際観光拠点となる長崎港についても両輪となりますので、長崎港の受け入れ環境改善のための松が枝の2バース化の早期事業化のお願いをしたところでございます。

これについて、大臣のほうからは、長崎港は世界遺産と観光地や市の中心部が近い非常にいい港というお話がございました。それで、国としましては、現在、大型船対策として、松が枝岸壁の延伸工事をやっております。加えて、柳埠頭の22万トン対応にする工事を進めておりますので、まずは、整備している事業をしっかりと仕上げていくことが大事だということをおっしゃっています。2バース目につきましても、既存の施設の効果並びに今後の需要を踏まえて検討してまいりたいというふうに回答されていました。

【宮本委員】 わかりました。今度は長崎市のほうにもお越しいただいて、実際現地を確認していただきたいというふうに思っておりますけれども、今回は、佐世保における国際クルーズ拠点の整備についてのご視察でありました。土木部長も前半、午前中ですね、同行されたかと思いますが、今回は佐世保ですけれども、長崎県内全体を考えた時のクルーズ船の整備促進、そしてまた、江上交差点であったり針尾バイパスもご視察いただきましたけれども、土木部長としての全体的な感触、どういったものがありましたでしょうか。

【岩見土木部長】 まず、今回、大臣にご視察いただいたことは、非常によかったと思っております。

クルーズ船につきましては、佐世保港と長崎港と両方で、受入体制の強化を図っていくことが非常に重要だと思っております。長崎県は、福岡に次いでクルーズ船が多いですし、今後もその需要が見込まれるということで、しっかりとした受入体制、それから、クルーズ客が県内の経済振興等にも寄与していくと、そういったことから総合的に、このクルーズ客の効果というものを考えていく必要があると思っております。

【宮本委員】 わかりました。今後とも、またさらなる強い要望を国に対してしっかりとしていただきたいというふうに考えておりますから、また私たちもしっかり頑張ってまいります。

【深堀委員】 今の宮本委員との、長崎県賃貸住宅の供給の促進に関する供給促進計画の件での質疑の中で、供給する側の家主側へのそういう住宅のＰＲで、いろんなところに載せてＰＲを

するという話の中で、空き家バンクと重複して登録ができるという答弁を三原課長はされましたね。そこがちょっと気になったんですけれども、もともと、この登録した住宅は、改修費の補助等々の支援策が家主側にはあるわけです。こういった登録をすることによって、いろいろな補助をしてもらって整備をする。その住宅を空き家バンクに登録をするということは、対象外の人たちも入ってくるということになるんじゃないですか。それはオーケーなんですか。確認です。

【三原住宅課長】空き家バンクの住宅に入られる方というのは、対象者というのは移住者の方であると思いますので、今回の新たな住宅セーフティネットの住宅に入られる方についても、移住者というのは対象にしておりますので、それは入ることは可能だと考えております。

【深堀委員】 空き家バンクは、全国的な空き家バンクに登録することになれば、何も移住者だけが対象にはならないですよね。長崎市内で長崎の空き家を探す人もいるかもしれませんよね。そういう人たちが空き家バンクを見て、セーフティネット制度を利用したものが載っていたとして、それを申し込むことはできない、できるんですか。こういう補助をもらって準備しているセーフティネット制度を利用した家に、一般の人が入ることができると理解をしていていいんですか。それとも、このセーフティネット制度の対象者しか入れないのかどうかです。そこの確認です。

【三原住宅課長】一般の方というところの対象なんですけれども、今回、要するに空き家バンクであるならば移住者であると思うんですけれども、よそから来られる方は移住者ということなので、その方は住宅確保要配慮者に該当しますので、入れると思います。

【深堀委員】 移住者じゃなかったらさ。

【髙宮土木部参事監】深堀委員のおっしゃっている一般の方というのは、例えば、今回の要配慮者に当たらない方も空き家バンクの住宅に入れるんじゃないかというお話だと思います。それは、確かにそのとおりでございます。

今、課長のほうから申し上げているのは、空き家バンクに今回登録されている方の中で、家主の方が、今回の新しい住宅セーフティネット制度で、この住宅確保要配慮者に指定されている高齢者の方とか移住者の方、子育て世帯といった方に対して住宅を供給するということを選択された場合は、今、空き家バンクに登録されている住宅の家主の方がダブるというか、要は重複してこの住宅セーフティネットのほうに登録することは可能ではないかと考えております。ですから、そこは今、空き家バンクに登録されている住宅を排除しているものではありません。

ただ、おっしゃるとおり、仮に今回の新しい住宅セーフティネット制度に登録をされた場合には、この住宅については新しい住宅セーフティネットの住宅確保要配慮者に限って住宅を提供するということが条件になりますので、そこはやや入れる居住者の方というのは狭まってくると、限定されるということはあろうかと思います。

【深堀委員】 そこを確認したかったんです。ということは、そういった一定のセーフティネット制度を利用して家主さんが整備をした住宅については、特定の方しか入れないということを確認しました。

先ほど、供給目標量の2,500戸というところが、どういう考え方で設定をしたのかという質疑もありました。気になっているのは、2,500戸、年

間290戸というのが本当に確保できていくのかと。家主さんにとってみれば、いろいろな改修費の補助があるという有利な一方、入居者が限定されてくるという､家主さんにとってみれば、ある意味デメリットになってくるわけであって、そのあたりのメリット・デメリットを考えながら､この2,500戸というのが本当に達成していくのかという見通し。まだ始まったばかりのことですけれども、見通しはどうですか。

【髙宮土木部参事監】 まず、このメリットといいますのが、今回新しい住宅セーフティネットに登録された場合、そこにリフォームを行う場合に、国の方から改修費に対して直接補助という形で、その改修費の3分の1が補助されるというような制度がございます。

それと、さっき課長からも答弁がありましたけれども、全国の情報提供システムのほうに住宅セーフティネットの住宅の情報が掲載をされまして、全国の住宅確保要配慮者の方に向けたＰＲというものもできる。それと居住支援ということもいろいろな形でできるということもありますので、そういった形で住宅確保要配慮者の方にＰＲをすることで、その住宅の賃貸が進むというメリットがあろうかと思っております。そういったメリットも強調しながら登録を促し、さらに住宅確保要配慮者の方にＰＲする中で、マッチングを図っていきたいと思っております。

【深堀委員】 始まったばかりなので、見通しはなかなか言いづらい部分もあるし、一定のメリットはもちろんあるわけだから、この供給目標量に向けて、しっかり確保できるように頑張っていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

次に、ある新聞記事の中で、地すべり未調査が2割という報道がありまして、これは何かというと、国土交通省が市町村に対して、面積3,000平方メートル以上の大規模造成地の有無を確認の上、造成地での地すべりの可能性を調査してマップにして公表するように要請をしていると。可能性がある場合は、必要に応じて盛土を支える壁の補強などの対策を求めているという制度の中で、10月時点で、全体の2割に当たる358の自治体が調査をしていないということがわかったというのが新聞の報道でわかりました。

長崎県内では、佐世保市が未調査ということが明記をされているんですけれども、この内容について、県当局としての見解をまず求めたいと思います。

【ごう委員長】 休憩いたします。

― 午前１０時２６分　休憩 ―

― 午前１０時２６分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

【大場建築課長】 今の大規模盛土造成地の第1次スクリーニング調査というのを補助事業で行っておりまして、長崎県においては、長崎市、佐世保市はその両市で自ら行うこととなっております。それ以外の市町については県が行っております。

今年度が、県の事業としては4カ年目でございまして、本年度、離島地区を最後に、今、調査を行っております。これで一応、県分はすべて調査を終えまして、今随時、昨年度からマップの公表をいたしております。あと、長崎市のほうももう着手をいたしまして、今、委員からもご指摘がありました佐世保市のほうはまだということでございます。

あと、今年度も3つの離島地区が調査を終えますと、来年度早々にでもマップの公表をして

まいりたいというふうな進捗状況でございます。

【深堀委員】 4カ年計画の中でやられているというふうな報告がありましたね。長崎市と佐世保市は、中核市だからということなんですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）県が関わってないと。佐世保、長崎以外については、県が関与しながら、進捗状況としては順調にいっているというような趣旨で理解をしていいわけですね。

ただし、佐世保がどこまで進んでいるのか。新聞の中身でいけば、未調査となっているんですよ。マップをつくっていないとかいうレベルではなくて、未調査というふうになっているんですよね。これは事実ですか。

【大場建築課長】長崎市のほうは昨年度着手ということで、佐世保市のほうは、まだ今年度も調査に着手していないという状況でございます。

【深堀委員】 やっぱり着手してないんですね、確かに。その理由は何なんですか。やはり財源的なものなんでしょうか。中核市の自主判断なんだろうけれども、そこまでは把握していないですか。

【大場建築課長】そこまでの状況把握はしておりませんが、ただ、長崎市も佐世保市も非常に斜面が多い都市でございまして、準備段階と申しますか、佐世保市についてはまだそういう段階で、まだ着手できていないところだというふうに考えております。

【深堀委員】中核市の話だとは思うんだけれども、でも、国土交通省がそれを調査してマップをつくって云々ということをしているということは、それだけやっぱり危険性を地域の住民の人たちに知らしめるというか、安全のための目的なんだから、もし必要があれば、盛土を支える壁の補強とかの対策を求めているということなので、安全かどうかというチェックは、やはりやってもらわないといかんわけですよね。そこは長崎県が関与できないというのかもしれないけれども、そこはしっかり情報を共有化しながら進められるような支援というか、財源的な支援はできないんだろうけれども、そういった取組が必要だというふうに思うので、ぜひその点はお願いをしておきたいと思いますが、どうですか。

【大場建築課長】 先ほどの調査関係は、県のほうが先行して進んでおりまして、例えばどういったところに調査を委託していくかとか、そういったいろいろな手法を佐世保市にも提供を行いながら、協力しながら早期着手について促していきたいと考えております。

【深堀委員】 お願いしておきます。

もう一つだけ、これもマスコミの報道からなんですが、浸水対策計画、これはどこの部署になるのかわからないんですけれども、想定される最大の降雨、最近はゲリラ豪雨とかよく頻繁にあっているので、そういう時に浸水の恐れがある全国1,114カ所の地下施設のうち、約3割の324施設、これは3月末現在なんですけれども、民間を含む所有者らに義務づけられている避難確保と浸水防止の両計画が未作成であることが国土交通省のまとめでわかったという新聞記事がまた出ているんですよね。

これ、長崎は大丈夫かなと思って調べてみたんですよ。そうしたら、今言った、対象の全国1,114カ所の地下施設が長崎県下で言えば1カ所、大村市にありました。その大村の1カ所の対象は、避難確保計画も、そして浸水防止計画もできていませんでした。これについて、県当局としては把握をされていますか。

【川内河川課長】 実際的には、把握はしておりません。

一つ、先ほど深堀委員が言われたことで、最大降雨に対する浸水想定区域図を作成する範囲というのが、全国もそうですけれども、水位情報周知河川のところに、最大降雨にかかわる浸水想定区域図を作成することとなっております。

長崎県の場合、現在13河川でございまして、新たに13河川を数を増やすように考えているんですけれども、それについては平成32年までに作成することが義務づけられておりますので、それまでに作成することとしておりまして、昨年は佐世保の相浦川、今年度は、中島川をはじめ数河川についてやるようにしておりまして、大村につきましても、平成32年までに作成することとしておりますので、それを踏まえて、地下街については計画を立てられるものと考えております。

【深堀委員】 今、河川課長から答弁があったわけですけれども、直接河川と密接な関係はもちろんあると思うんだけれども、場所がどこなのかまでは、私は確認できてないんですね、この地下施設がどこにあるのか。大村市内のどこかだと思うんだけれども、国土交通省の河川環境課が小規模施設を中心に対応策を検討するというのが載っていたので、県下に1カ所あるというのがわかっているので、そのあたり、状況を把握されていないということだったから、ちょっと調査だけしてもらえませんか。県として何かしらの対応をする必要がないのか、国土交通省とも連携をしながら。

最近、特にゲリラ豪雨はものすごく心配されますので、いつも斜面地とかのことで、河川の氾濫とか言っていいんだけれども、こういうふうに地下施設、まちなかであっても地下施設に流れ込む、そういった降雨災害というのは考えられないこともないので、そのあたりの調査をぜひお願いをしておきたいと思います。

これはこの場でなくてもいいので、後ででも報告いただければと思います。

終わります。

【ごう委員長】 ほかに質問ありませんか。

【吉村(庄)委員】 まず最初に、次長さん以下、各担当者ね、私たちが聞いていることとマッチするような答弁をきちんとやってもらいたい。質問の趣旨がわからなければ、それはそれなりに聞いていただいて結構だと思います。

それからもう一つは、今、深堀委員から話がありました。中身はあったんですが、新聞報道等が幾つかあって、皆さん方に関係する先ほどの、いわゆる国土交通省のところから言う調査の問題とか、特に佐世保市が未調査だと、こういう話もあったでしょう。それから、今、地下施設関係の問題も指摘されましたね。

こういうのについて、あなた方は、自分たちの担当のところなんだから、じゃ、佐世保市が未調査といったら、どんな状況になっているかぐらいは、それは中核市でやって、市の責任でやることになっておったとしても、やっぱり私は把握をしておかれるべきだと。多分、把握されてないというように思いますよ、佐世保市の状況なんか。

佐世保市だって、私は佐世保市ですが、とにかく崩壊のところとか、そのほかを含めて、やっぱりいろいろ問題が山積をしているんですけれども、それに対しては当然、それは長崎市もそうなんですけど、していると思いますね。

今から私は、空き家対策についてお尋ねしたいんです。先ほどから宮本委員、それから深堀委員からもございましたが、あなた方の「事務事業の評価結果について」というところで、「今年の秋から施行される新たな住宅セーフティネ

ット事業により」云々ということで、Uターン希望とかなんとかのところで、先ほど話があったように、移住者対策とか、こういうのがあるということで、土木の事務事業の評価結果についてと、何か副題がついてないかな。そういう事務事業の評価結果というのが幾つもありますから、その部分の、ここには2項目にわたって書いてある。6ページに、長崎型移住促進空き家活用事業というのがありますね。それから、12ページには、空き家再生プロジェクトというのがありますね。これは住宅担当、先ほどのようにね。

こういうのがありまして、今も説明があったんですが、私は別の角度から言いますと、先ほどもちょっとありましたが、長崎市とか、佐世保市とか、非常に斜面都市であって、そういう空き家の問題という、そこではセーフティネット云々ということとかなんとかで言いますと、あるいはバンクというところで言いますと、大家さんがどういうふうに登録するかとか、こういう問題があると、こういう話だったんですが、今、長崎市も含めて各市町では空き家が相当数、それぞれの地域によって増えている、その場合はいろいろあると思うんですがね。私は、佐世保市の東山町というところに、駅からちょっと東部寄りですね。そこの商店街を中心とした、その脇の住宅街に住んでいるんですけれども、やっぱり道路の関係で、長崎市なんかもたくさんあると思いますが、どんどん、どんどん空き家が増えているんですね。

この実態について、県としては、全県下で、いわゆる空き家、これは定義はどうするかというのは、あなた方の定義で結構ですから、どういう状態にあるかというのをつかんでおられますか。後の対策のところで関係がありますから、まず聞かせていただきたい。

【三原住宅課長】 まず、空き家の定義ですけれども、「適正な管理が行われていない住宅で、1年間住んでいない」ということで解釈をしております。（「県内の状況の把握」と呼ぶ者あり）

県内の状況ですけれども、これは平成25年度の住宅・土地統計調査によりますと、空き家率が15.4％、空き家の数が10万1,800戸となっております。

【吉村(庄)委員】 その後は調査があってないんですか、各市町で。いや、平成25年度と言うから、今は平成29年度だから、もう4年たっているんですよね。

といいますのは、後で私は申し上げますけど、先ほど帰ってくる云々のところで、今、これは先ほどの再生プロジェクトにしても、長崎型移住促進空き家活用事業についても、国の事業等々の関係で、今から統合して、長崎県のものと国がやるものと、そういうのを統合しながら拡充と、この事業評価では拡充となっているんですけど、それはそれでわかりますよ。わかりますが、先ほど2,500という数字が、そういう計画の中での話として出てきてどうなのかと深堀委員からもありましたが、私は、空き家の出現率というか、空き家になる率、あるいは空き家になる戸数、こういうのは最近、4～5年の間にものすごく進んでいるというふうに判断しているんですよ。

というのは、私もちょうど斜面地区におりまして、上部のほうに横の道路がある。下のほうに、また横の道路がある。縦の道路がない。それから、以前から密集した住宅街であるために車が入らない。こういうこともありまして、例えば30年前、40年前は、その当時の子どもさん

たちが住んでおられたけれども、40年たつと40歳になられますから、大学に行ったりなんかしながら外に出られて、そして、結婚したりなんかされた時に帰られないと、先ほどの理由というのもありました。Ｕターンというのも、計画としては考えておられました。

そういう状況の中で、私が住んでいる地域でも、これは佐世保の場合も、例えば駅の対面の上部とかこういうところ、全部ではありませんけれども、その間に挟まれたようなところ、こういうところでは、空き家がものすごく増えているんです。だから、私は長崎だって斜面都市で、佐世保よりもっと坂があって、上の道路と下の道路は間隔がない。そういう挟まれた地域というのは、いつも見させていただいていても、そういう状況でございますが、佐世保だってほかにたくさん、造船所の上側とかそういうところはたくさんある。こういう状況ですから。

しかも、一定の年齢になると、年金生活かれこれとかなんとかで病院その他、買い物とかということで周辺地域、いわゆる高台の田舎のほうからも実家のところを離れて、まちの中のマンションに移ると、こういう率が傾向として非常に強いんですよ。

だから、そういう状況の中で、4年間、最近の調査をあまりやられてないというのは、私は、各市町ではやられているというように思うんですよ、自分のところ、自分のところでは。例えば佐世保市であれば、平成27年度ぐらいには幾らだと。こういう調査は、実はやってないんですか。まずそこから確認したい。

【三原住宅課長】 平成27年度から空き家対策特別措置法に基づきまして、空き家の実態調査を行っております。

平成27年度には2市のほうで、平成28年度からは6市町のほうで実態調査を行っています。また、平成27年度から、空き家特措法に基づく空き家対策計画をつくっているところでございます。

現在、空き家対策計画をつくっているところが、平成28年度末までに6市町ありまして、平成29年度に9市町で策定予定で、15市町のほうで策定する予定となっております。

【吉村(庄)委員】 そうすると、例えば6市町が今までに調査をやっていると。こういうところでは、大体何％ぐらい、どういうふうになっているんですか。

そして、例えば斜面都市だと、あなたたちが言った長崎とか佐世保、ほかのところもありますけれども、こういうところで、戸数は別にして、率あたりはどういうふうになっているんですか。

言うと、平成25年度の15.4％というのが、私は増えているという認識が、当然あなたたちもあると思うけれども、どういう状態ですか。

それで私は、あなたたちはきちんと実態把握をしておいて、今の国のほうの事業推進、そういう法律もできたということの中で、それぞれ空き家対策で、特に危険な状態にあるところについて、各自治体の対策が具体的に財政援助まで含めて、こういうところの対策を、それはもちろん持ち主の問題がありますから、そこら辺のことも含めて対策をずっと進めているというふうに思うんですよ。

ところが、私は、ここで言いたいのは、そこのところの対策が十分進んでいないと。いや、進んでいないというか、空き家が出てくる状態、危険になる状態のスピードが早いもんだから、それから、財政的な問題とかなんとかあるもんだから、対策で補えない、あるいはまた対策が

追いつかない。こういう状態になっているが、これをどうするかというのを、本当は聞きたいんですよ。だから、認識を少しきちんとしておいていただかないとというのがありますが、その前段階を。

【三原住宅課長】 まず、空き家の率なんですけれども、各市町ごとの空き家率というのがあるんですけれども、これを見ますと、離島・半島部のほうが、平均の15.4％よりも高いという率を示しておりますし、長崎市とか大村市等につきましては、平均よりも低いというようなデータが出ております。

これは、現在平成25年度のデータなんですけれども、今度、平成30年度に調査を行いますので、その時にデータがまた新たに出てきます。そうすると、恐らく、委員ご指摘のとおり、率というのは確かに上がっているのかなというふうに感じています。

それと、対策についてなんですけれども、空き家でも使える住宅、あるいはどうしようもなくて解体しなければならない住宅というのはあると思いますので､解体する分につきましては、市町と国のほうとで補助を出しながら解体を進めておりますし、活用できるものにつきましては、今度できております新たな住宅セーフティネットの制度に基づいて改修を行って再利用できるように、そういうふうに進めていきたいと考えております。

【吉村(庄)委員】 だから、平成27年度に計画をつくった、平成28年度までにつくったとかと、平成29年度に幾らつくるんだと、その計画をつくるところは、長崎市で例えていいですけれども、あるいは佐世保市とか、今つくっているところは、あなたたちは承知しておられる。そういうところでは、自分たちのところの空き家はどのくらいあるというのは出ているんでしょう。でないと、計画はできないですから。

だから、そういうことで言いますと、単刀直入に聞きますが、長崎は計画をつくっているんですか。その計画をつくっているところに、長崎市の場合は、何％空き家ということになっているんですか。あなた方の今言う空き家の定義でいいですから。空き家とはこういうものである、先ほどおっしゃったように。

どういう状態ですか。例えば住んでいるところで、長崎、佐世保というのは大きな都市ですから、長崎を一つ出していただくと、あと、例えば大村とか、松浦とか、そういうようなところの市とか離島という話がありましたが、五島はつくっているんですか。つくっているとすれば、どういう状態でつくっているのか、率を教えてください。

【三原住宅課長】 長崎市におきましては、空き家率は14.7％、これはもう策定済みです。離島部でいきますと、例えば五島市につきましては23.5％というデータがございます。

【吉村(庄)委員】 ですから、地域によっては相当、もちろん地域的な特性がありますから、私たちは長崎とか佐世保がそういう斜面都市が多いですから、やっぱり一つの都市で多いというふうに思っているけれども、必ずしもそうでない実態も今出てまいりましたがね。

そこで、先ほどの話の中で、先ほどあまりきちんとなかったんですが、先ほどの計画では、2,500戸を目標にしているのは､これは実現可能性があるんですか。深堀委員の質問に続けて、少しあいまいだったから、再確認します。

【三原住宅課長】 2,500戸につきましては、目標として上げているわけなんですけれども、あくまで目標ですので、一生懸命周知徹底を行い

ながら進めていきたいと考えております。

今、現時点では、まだ始まったばかりなので何とも言えないんですけれども、正直、厳しいのかなという気がしますが、一生懸命頑張っていきたいと思っています。

【吉村(庄)委員】 それは努力してください。そう言う以外にないですからね。

もう一つ、今度は具体的なところで、先ほどありました、空き家の中でも再利用ができるようなものも当然あるし、いや、もうどうにもならんばいと、しかも危険な状態になっていて、すぐ隣の住宅に迷惑をかける。こういうところについては、国と自治体で一定の費用を助成しながら解体という話があるんですけれども、私はよそのことは調査してないですから、あなたたちに先に聞いておけばよかったんですが、佐世保市の場合、かなりあるんですよ。数字はここでは、一つずつ言う必要はないですけれども。しかし、実際上の対策に対する財源確保はその何分の一、10分の1ぐらいしかなくて、しかも年間数十件程度、20件から50件ぐらいの間に予算をどう確保するかということでやっているということで、実施率としては非常に低い状態になっているんですよ。こういう状態について、県当局の担当としては、例えばほかのところについても計画を立てたりなんかしているようなところについても、実際の空き家対策が、例えば危険なところの解体に限って見ても、どういう状態になっているかというのをつかんでおられますか。

私は、非常に問題が残っていると思っているんですよ。逆に言うと、空き家の率は進んでいる。進んでいる中で、黙って対応が十分でないと、活用できるというものについても対応が十分でないと。最近は集中豪雨とかなんとかというのもありますから、そういうことになると、屋根とかなんとかというものについては、一定の年数がたつに従って非常に厳しい状態になる。そうしたら、やっぱり危険になる。こういう状態にずうっといっているわけですから、そういうところの対策、あなたたちとしては、長崎もそうですけども、各自治体についてどういう対応をしておられるかというのをつかんでいるかどうかということと、どういう方向でそういう対策を県としては頑張っておられるかというのを聞かせていただきたい。

【髙宮土木部参事監】 今、委員おっしゃいました、各市町で行っております老朽危険空き家の対策の状況についてですけれども、11の市町で老朽危険空き家に対する除却費を補助しているということを把握しておりまして、今おっしゃった佐世保市につきましては、空き家の所有者に対して、その対策費用の2分の1を補助している。上限が60万円ということですが、こういった補助金を持っておられます。

実績ですけれども、平成28年度で35件の実績がございまして、平成29年度予算ですと、先ほど委員がおっしゃいました20件ということで、おおむねこういった形で推移しているということでございます。

確かに、この実績を見ましても、あるいは予算を見ましても、先ほど申し上げています空き家の増加の数にはとても追いついておりませんので、やはりこれは全体としては非常に不十分な実績になっているのかなと思いますが、ただ、いずれにしても予算の確保ということもございますし、老朽危険空き家で一般的に言われますのは、所有者の方がなかなか確知できないというような問題もありまして、そういったいろんな総合的な対策も進めながら、県としても各市

町に対しても、この老朽危険空き家の除却についての支援というのも、いろんな形で技術的な助言も含めて行って促していきたいというふうに考えております。

【吉村(庄)委員】 佐世保の例が出ましたが、私はそういう意味で見ると、それぞれ計画を立てているようなところについて、あるいは実態、それから、先ほど言いました解体をしなきゃいかんような状況の対応、こういうものについては一定把握をしておられると思いますから、先ほどの全体で活用していく空き家再生プロジェクトの拡充とあわせつつ、要するに、危険な状態というのは、地域で生活している人から言うと、不安で安全が損なわれる部分が、すべてじゃないですけど、あります。そして、例えば建坪が30坪だったら幾らになりますか、60平米ぐらいとか、70平米とか、100平米ぐらい以下のものでも、どの程度のあれをするにしても、そんな簡単にいかないんですよ。解体してどうする、こうするということになると、一定の費用がかかりますから。先ほどおっしゃったように持ち主、そういうのもあるし、それから、地域によって持ち主がわからんようになっている部分というのはたくさんありますので、どうするかという問題もあります。

私は、対策を強化することについて、県としても一定の、これは指導ということにならないんですけれども、各市町と連携をとって、対応が少しでも前進するように努力をしていただきたいと、このように要望して終わります。（「関連」と呼ぶ者あり）

【髙比良委員】住宅課長ばかり大変だけれども、セーフティネットについて少し掘り下げてやりたいと思っています。

人口減少・少子高齢化対策云々として実施をしていきたいというふうになっています。

そこで、住宅確保要配慮者、この定義をもう一度述べてください。

【三原住宅課長】住宅確保要配慮者についてでございますが、まず法律で定めている者というのは、月収が15万8,000円以下の低額所得者、被災者、高齢者、子育て世帯等でございます。さらに、省令で定めているのが、外国人とかＤＶ被害者になります。それ以外のところの分につきましては、供給促進計画で定める者が要配慮者になるということで、今回のうちのほうの供給計画の中では、移住者とか、新婚世帯というのを追加しております。

【髙比良委員】所得は15万8,000円以下の人も該当すると法律上なっております。それに加えたところで、計画で少しパイを広げることはできるということで、新婚世帯とか、そういうところを入れましたという話だね。子育て世帯というのはどこまでを考えていますか。

【三原住宅課長】 18歳未満の子どもがいらっしゃる家庭ということになります。

【髙比良委員】それは、1人でも2人でも構わないということですか。

【三原住宅課長】 それは構いません。

【髙比良委員】そこで、まず、家賃の低廉化の補助、あるいは家賃債務保証金の補助、これは敷金についての補助だと思うんだけど、これは実際幾らを考えているんですか。

【三原住宅課長】家賃の低廉化と債務保証につきましては、これは地方のほうが補助金を出さないと出ないようになっていまして、今現在のところでは、まだそういう予算措置はとれていませんので、何とも言えないんですけれども、制度上は家賃の補助は、国費がもし出た場合、もし地方公共団体がやるとなった時には、家賃

については低廉化は国が2万円、地方が2万円の最大で計4万円になる制度になります。債務保証につきましては、国3万円、地方3万円の計6万円ということになります。これはまだあくまで制度上の話であって、まだ地方がその制度をやるというふうにならないと、これは出ないと思います。

【髙比良委員】地方とはどこを言っているわけですか。

【三原住宅課長】 地方とは、県とか市町になります。

【髙比良委員】県とか、市町。市町がまずベースとして考えて、そして、県が、義務負担じゃないけど、一緒になってやりましょうと。そこのベースがあって、国が補助をする。それがトータルで2万円、2万円の計4万円と、そういうことですか。まずは市町がイニシアティブを持っている。予算措置をするかどうか、そこにかかっているという理解でいいですか。

【三原住宅課長】 県の考え方としては、まず市町がやるということを前提に考えていて、市と県と連携してやるというふうに考えています。

【髙比良委員】連携という意味は、だから、負担割合としてどういうふうに考えているんですかと。例えば、今のスキームの中で4万円という枠があったらば、国は2万円やりますよ。だから、残りの2万円は、例えば、県として折半で1万円ずつという話なのか、そうじゃなくて、市が2万円という話なのかどうなのかという話です。

【三原住宅課長】今の段階で考えているのは折半で、2万円のうちの1万円ずつと考えています。

【髙比良委員】そうすると、市の方が積極的な取組をしない限り、これは制度として動いていかないというような仕組みになっているんだな。

だったら、そこをやっぱり掘り起こしというのは、県として積極的に働きかける。これは来年度から実施を予定しているんですか。

【三原住宅課長】 県としては、来年度からやりたいと考えております。

【髙比良委員】そうすると、市の予算措置について相当積極的に働きかけをしていかないといけないね。よく県の方でこういうふうにやるからということで、予算編成の過程の中にぽーんと来ちゃうので、それはいきなりというのはなかなか難しいよということがよく言われるんだよね。そういう意味では、今回の委員会が済んだら、すぐにでも市町に対して働きかけをして、予算措置をやっぱり促進するという取組をぜひしなきゃいかんと思うし、お願いをしたいと思います。まあ、わかった。4万円出すという話。

そうすると、この2,500戸、年間約290戸だけれども、その分については市町も一緒にやるぞという前提の中で、県としても必要な予算措置は講じていくという考えでいいですか、確認。

【髙宮土木部参事監】先ほど課長が答弁いたしました家賃低廉化、あるいは債務保証に対する補助制度の創設ということにつきましては、県といたしましては、現在、財政当局とも調整をしているところでございまして、まだ来年度当初から創設するということが決定しているわけではございません。

ただ、そういった方向に行ければとは思っておりますけれども、いずれにしても、今、髙比良委員もおっしゃるように、これは市町にもあわせて予算措置をしていただかないと、県としては、市町に対して補助するというスキームで考えておりますので、市町に対しても、県が今検討している制度についてもあわせてご説明をしていきながら、可能な限り市町にもあわせて、

その補助制度の創設についてもご検討いただくような形で、スムーズにスタートができるように考えていきたいと思っております。

【髙比良委員】 15万8,000円以下の所得であれば、例えば、もう既にどこかに入居しておっても住みかえをしたいというようなことも対象になってくるわけですね。そうですね。

そうすると、新婚世帯の話もあったけど、例えば、新規就業の予定者とか、新卒者とか、そういう人たちも、やっぱりこの枠の中で対象として考えるということは可能ですよね。

【三原住宅課長】 可能と考えます。

【髙比良委員】 そこはだから、所得として15万8,000円という話があるところなので。今、公営住宅あたりでも特定優良賃貸住宅の特定公共賃貸住宅か、ああいう制度の中に入っている若い人たちもいるんだけれども、こういった者が自己負担として、低廉な家賃であれば、こういった制度というのはどんどん活用したいというようなニーズがうんと高まってくると思っているんです。

だから、290戸という話で、その供給が本当に十分にできるかどうか、ちょっとねという話がさっきあったけれども、私は決してそうじゃないと思うんだよ。どこまでその普及を図るかによって、需要は幾らでも掘り起こされる。むしろ、だから、こういったものを活用した中で住宅を確保したいというか、住むところを確保したいという人たちがたくさん増えてくると思うんです。

今日は、長崎大学の学生の諸君が後ろで傍聴していますけれども、県内の就職を促進するという意味においては、都会との賃金格差を埋めるためには、やっぱり住みよさを長崎県としてどんどんつくっていく。特に住宅ですよ。福利厚生制度が企業において十分でないところについては、公共においてそういう手だてを一定していくということが、18歳から23歳までの転出超過をうんと食い止めていくという有効な武器になっていくんだよ。

だから、そういう意味では、この少子・減少対策として、長崎県はいろいろなことをやろうとしているけれども、一つの大きな柱というぐらいに位置づけをして、この事業を推進していってもらいたいと思うんです。

だから、290戸はどうかなと、埋まるかなという話じゃなくて、290戸なんかとても足らないよというぐらい、そういうふうな意気込みを持って、財政課にもその意を表していってもらいたいと思います。

それで、これは民間のほうの取組を助長していこうという話なんだけれども、公営住宅でこういった類のもので用意をしていくという考えはないんですか。要するに県営アパート。

【三原住宅課長】県営住宅では考えていません。

【髙比良委員】 だから、今までの整備に当たっての枠組みの中では、特定の人たちだけを対象として、そういう一定の政策目的でやっていくというのはなかなか難しいところがある。そう言いながら、障害者は一定やりましょうとか、高齢者の単身も入れましょうと、そういうこともやってきたわけだね。

やっぱりこの狙いというのは、人口減少といったものを幾らかでもその勢いを止めていくという狙いの中でやるというのであれば、今後、公営住宅の整備についても、新規就業者、単身も入れるとか、そういったものを専用としてつくっていくとか、国の補助制度ではなかなか難しかったらば、長崎県として独自に考えていくとか、そういった手法が必要になってくると思

っているんです。

そういったものとのあわせわざによって、初めてこの人口減少対策としての一定の効果は出てくると思っていますから、そういう部分に対しても配慮をしていってもらいたいと思います。

移住者とか、高齢者とか、そういったことも対象にしているみたいだけれども、ロットは少ないですよ。高齢者は、住みかえをしていこうみたいなことはなかなかしない。これはこういう制度ができたから活用してというふうには、私はなっていかないと思っているんです。そうじゃない、やっぱり若い人です。特に子育て世帯、新婚者、それから単身。

だから、そういう意味では、さっきＰＲの仕方でどうこうという話があったけど、例えば、高校とか、大学とかいったところに対しても、きちんとこのことを教える。あるいは新規就業者の採用を予定する企業に対しても、こういった制度があるということを教える。不動産業者、宅建業者に対しては当然です。

そういうことで、本当に人口減少対策の柱としてやっているんだというような意気込みを持ってやってもらいたいと思います。技監、どうですか。

【野口土木部技監】 先ほど吉村(庄)委員からも出た空き家対策の中で、10万戸と住宅課長が答弁しましたけれども、その10万戸のうちの約半分の5万戸が賃貸住宅なんです。賃貸住宅をどう活用していくかという一つの柱として、このセーフティネットは考えておりますし、また、もう一つ、今、髙比良委員がおっしゃいましたように担い手対策、子育て世帯、新婚世帯、それらの方々に有意義に使っていただくことが、先ほど言った老朽空き家、除去しなければならない空き家を出さないというためには、やっぱり流通を潤滑にやるのが一番でございますので、このセーフティネットを活用して、確かに10月に始まったばかりで、目標2,500戸でございますけれども、できるだけこの目標を超えるような格好で進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【髙比良委員】 とりあえず、いいよ。まだあるけれども、2巡目でやる。

【ごう委員長】 ほかに質問はありますか。

【山口副委員長】 また住宅関連で、住宅課長ばかり申しわけないですけれども、1点だけです。

先ほども2,500戸は難しいということでありましたけれども、やっぱり今のいろんな賃貸の現状を考えないと、そこら辺は対策がなかなか出ないんじゃないかというふうに思っております。

賃貸物件を所有するオーナーとしては、どうしても今、不動産会社のほうに管理を外注するわけでありまして、管理を外注するということは、所有者がそれは登録をしなければならないんでしょうけれども、促進をするためには、不動産の管理をしていらっしゃる業者さんのほうにこういうことをアピールしていかないと、なかなかできないんじゃないかと思っておりますけれども、その点はいかがですか。

【三原住宅課長】家主さんに対してもそうですし、不動産を管理されている不動産屋さんに対してもそうですし、こういう制度というのはこういうものなんですよということのＰＲというのは当然やっていくべきだと考えます。

【山口副委員長】その点を十分配慮いただきたいと思うんですけれども、それからまた、先ほどありました空き家の10万戸のうち5万戸はやっぱり賃貸物件であるということですね。今、賃貸物件が新しく建つうちで、家賃保証という

のを組まなければ、銀行は新たな融資はしないんです。もうここ10年ぐらいそういう状態になっておりますので、家賃保証を組むということは、やっぱり住宅管理会社ですよね。そういったところが情報は一番持っておるわけです。オーナーとしては、何もしなくても管理をしてくださるところにそういうことをやる。そしてまた、銀行としても、家賃保証がついたところに、取りっぱぐれがないという形で融資をなさる。そういう世の中の現状となっておりますので、この制度でいけば、そういう新築物件といいますか、10年以内の新しい物件に対しては、そういう適用がないわけです。その点はいかがお考えですか。

【ごう委員長】 休憩いたします。

― 午前１１時１１分　休憩 ―

― 午前１１時１２分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

【三原住宅課長】新たな住宅セーフティネットの3本の柱の中に、支援体制というのがあるんですけれども、これはＮＰＯ法人が主体となってやっていくわけなんですけれども、まだまだ指定されている法人がございませんので、その指定に向けて県のほうも研究を行って、債務保証の事業を実施してもらったりとか、高齢者への生活支援サービスとかというものをやっていきたいなと考えています。

【山口副委員長】なかなか質問の趣旨には答えていただいていないようですけれども、現状がそういう形で回っているということをしっかり認識をなさって、2,500戸の目標というのをいかにしていくか。そしてまた、オーナー側としては、やっぱり15年以内の新しい物件であれば、すぐ入られます。しかし、それ以上超えた物件に対してなかなか入らないということで、そこにはやっぱりリフォームが必要になってくるわけです。6年以上住み続けた人に対しては、もう借りた人の責任じゃなくて、6年以上たてばオーナーの責任でそれはリフォームしなければならないんです。そういう現状がずっとあるということを認識なさりながら、この2,500戸について、やっぱり難しいじゃなくて、現状も把握しながらやっていただきたいということを言っているのであって、そこら辺はご理解いただきたいと思いますけど、いかがですか。

【三原住宅課長】副委員長のおっしゃるとおり、努力してまいりたいと思います。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【大場建築課長】佐世保市の先ほどの大規模盛土造成地の第1次スクリーニング調査の取組状況でございますが、現在、佐世保市の担当部局が、財政当局と来年度の予算の確保について協議中ということでございます。

この協議がうまくいくと、平成30年度から事業着手の可能性が出てくるかなという今の状況でございます。

【川内河川課長】先ほど深堀委員のほうからご質問がありました、大村市内での地下街というのを把握しているか、どこなのかということだったんですけれど、今調べましたところ、大村マリーナホテルというところで、地下街等ということで地下駐車場があるということで、そこにつきましては、近辺に二級河川の内田川というものがございまして、その内田川につきましては、浸水想定区域図を平成30年度、来年度作成する予定にしておりますので、作成がなった後には、マリーナホテルとも協議を進めていきたいと思います。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【溝口委員】 国道202号線の整備について、前回も質問したんですけれども、平成29年7月26日に国土交通大臣から、国際クルーズ拠点港湾として指定をされているんですけれども、その中で、今回佐世保はカーニバル社等との関係を進めていると思うんですけれども、これが年間大体300回ぐらいで100万人の寄港計画で、今進めていると思うんですけれども、これを単純に割ると、1回に3,000人以上の方々が来るということになるんですね。そうしたら、車にしても100台ぐらいのバスを利用しないといけないということになるんですけれども、300回といったら、ほとんど毎日のように来るということになるんですね、このカーニバル社だけで。そうしたら、ほかの会社の方々も考えると、やはり1日に必ず100台のバスが必要になってくるんじゃないかと思うんですけれども、その辺の整備について、前回の時に佐世保とよく話し合いをしながら進めていくと、そういう話だったんですけれども、その進捗状況について聞かせてください。

【大塚道路建設課長】委員ご指摘の浦頭港に関する道路整備の件でございますけれども、せんだってからも佐世保市のほうといろいろ協議を進めておりますということでご報告をさせていただいておりました。

例えば、今お話もございましたように、バスの台数でありますとか、船の寄港の頻度、それに加えて現況の交通量もかなり多い道路でございますので、こういったことを踏まえまして、当面、浦頭港の供用である平成32年の春までに、国道202号の浦頭入り口の交差点改良は最低限必要なものではないかと現時点で考えておりまして、これの事業化に向けた準備を現在進めているところでございます。

それに加えまして、指方までの国道についても、かなり渋滞なり交通量が増加することは予想されますので、これにつきましても、4車線化の可能性といったものについても、引き続き検討しているという状況でございます。

【溝口委員】 今、交差点の改良だけでは、平成32年が開業ですから、それに向けて進めていくということですけれども、それだけでは100台のバスが出入りするということがちょっと不可能ではないかと思うんですね。地元の方々からいろいろな不満が出てきているんじゃないかと思うんですけれども、地元の方々との話は、佐世保のほうから聞いていますか。

【大塚道路建設課長】地元の方と意見交換をしてほしいというお話は佐世保市のほうからも承っておりますので、それについては、早い時期に行っていきたいと考えております。

【溝口委員】 わかりました。ただ、もうあと2年後、来年度からしても、あと2年で道路の改良等も進めていかないといけないということになるんですけれども、その中にあって、例えばお客さんが年間100万人近くの方々が来たとしても、この交通渋滞等を考えれば、今度はリピーターの方々がいなくなってくるんじゃないかと思うんですね。だから、1年目はそういうふうに来ても、何か交通の便が悪かったねということになったらいけないと思うんです。だから、来年度の予算に向けて、本当は交差点改良だけではなくて、4車線化について、少なくとも指方まで、江上までのあそこまでですけれども、それよりか300メートルとか、500メートルとか部分的に早く工事をする必要があるんじゃないかと思うんですけれども、そのことについての検討はいかがでしょうか。

【大塚道路建設課長】 300メートルから500メ

ートルぐらいのというお話は、恐らく浦頭交差点からということだと思うんですけれども、そういったことも含めて、どれだけのものが必要なのかということも含めて、今検討しております。

委員ご指摘のとおり、正直2年しか時間がございませんので、予算の確保はもちろんなんですが、一番大事なのは用地の話になろうかと思いますので、そこは佐世保市とも連携して一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

【溝口委員】 わかりました。一生懸命取り組む姿勢はわかりました。ただ、来年度予算に向けて、今から計画を進めていかないといけないことになるんですけれども、来年がどこまでできるか、そして、再来年度にどこまで要求していけるかということになってくるんですけれども、できる限り、やはり道路整備というのはきれいにしていただいて、そしてスムーズな出入りができるようにしていただきたいと思っているんですね。

だから、100台のバスのためだけにするんじゃなくて、反対に私は、地元の方々がものすごく不便になってくると思うんですよ。このことを考える時に、早急に整備をしていく必要があるんじゃないかと思っているんですね。地元の方々が本当に使われないというような状態になってきたら、大変なことになるんじゃないかと思っているんです。そのことについての検討はどうですか。

【大塚道路建設課長】 本年1月にクルーズ拠点に選定されて以降のお話になって、非常に短い時間の中でタイトなスケジュールでありますけれども、繰り返しになりますが、予算の措置、それから、道路の整備には用地の取得というのが一番重要になってきますので、そこは地元とも連携しながら、最大限頑張っていきたいと考えております。

【溝口委員】 わかりました。ただ、もう一つは、西海パールラインの利用ですね。今、ちょうど料金所が、ＥＴＣが全然ないんですけれども、長崎の出島のほうには整備がされたんですけれども、あそこは、せっかく短縮して来ても、渋滞になると、結局その時間が使われてしまうわけですね。だから、どうしても202号のそちらのほうに行くと思うんですけれども、その辺についてのＥＴＣに関する考え方、それは持ってないのかどうか、お尋ねいたします。

【大塚道路建設課長】 西海パールラインのＥＴＣ設置に関してなんですけれども、本来、ＥＴＣの設置というのは、非常にお金がかかることでございまして、今回、出島の分が実現したのは、出島に関しましてはＮＥＸＣＯ西日本が、直近に長崎インターというのがありまして、そこのシステムを使わせていただくことで、非常に安価な金額で実現したという経緯がございます。

西海パールラインにＥＴＣを設置するためには、恐らく10億円単位の費用がかかってくる可能性もございますし、独自のシステム等を使わないといけないということもありますし、それをやるためには、やはり料金に反映させないといけないという可能性もありますので、現時点では考えておりません。

【溝口委員】 結局、小迎インターかな、長崎から来た時におりるところは、（「江上」と呼ぶ者あり）いやいや、針尾におりるところがあるでしょう。針尾におりて、それで202号線を使って来るというのが多いので、結局渋滞になってくるんですよね、202号の浦頭のあそこがですね。

だから、そのことを考える時に、いかに西海パールラインのほうに逃がすかというのが、私は課題になってくると思うんですよ。そうすると、202号も少し渋滞が緩和されてくるということになるんですけれども、そのことについて、多分、西海パールラインが無料となれば、利用価値がものすごくあって、そこをほとんどの方々が利用してくると思うんですよね。ただ、無料にするのは、まだ困難だと思っていますので、そのことについて、ＥＴＣというのは非常に重要な、やっぱり進めてくるんじゃないかと思うんですけれども、部長、いかがでしょうか。

【岩見土木部長】 ＥＴＣ設置につきましては、先ほど道路建設課長からお答えしましたとおり、費用がかなりかかると考えております。

西海パールラインのほうにいかに交通量を配分するかというのは非常に重要な問題だと思っています。

現在、回数券が結構利用されていると聞いておりますし、いろんなソフト面も含めて、この周辺の渋滞対策を考えていきたいと思います。

（「無料化」と呼ぶ者あり）

【溝口委員】 今、「無料化」の声が出たんですけれども、無料化というのが一番最適なんですけれども、ただ、料金所が2カ所あるんです。それが、平日は1カ所しか使われていないんですよ。それが渋滞の原因になってくると思うんです。そうしたら、ＥＴＣをつける前に、2つの料金所を利用するとか、そういう考え方はないんですかね。

ただ、それも、今度は人件費が要るということになると思うんですけれども、その人件費をずっと払っていくのと、そうしたら、ＥＴＣを使っていくのとどちらが有利かということも考えていく必要があると思うんですけれども、そのことについての考え方をお願いいたします。

【大塚道路建設課長】 実情もよく調べさせていただいて、今後、当然委員がおっしゃるとおり、浦頭が拠点になってくると、新たな交通量も発生してきます。料金所の使用実態等も踏まえながら、そこは今後検討してまいりたいと考えます。

【溝口委員】 わかりました。ただ、国際クルーズ拠点港だけではなくて、今度は県のほうとしてはハウステンボスのほうにＩＲを誘致しようということなので、そのことについても、また交通量が増えてくるということになるんですね。東彼杵道路の建設というのも私は必要になってくると思うんですけれども、今県がいろいろやっていこう、そして、なるだけ人口減を減らしていこうという中では、やはりいろいろな交通網の整備というのが重要になってくると私は思っておりますので、その辺について、全体的な考え方を一回検討していただければと思っております。

このことについては一般質問の中で、どういう計画を立てていくかということについて、私は2月の議会で聞いてみたいと思いますので、その辺についてしっかりと検討していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【髙比良委員】 総合運動公園で、議案の中で指定管理について質疑をしましたけれども、指定管理者制度導入施設の評価結果概要一覧の7番め、松が枝の国際ターミナルと松が枝の緑地、これは長崎の緑地公園管理事務所事業協同組合が指定管理者としてやっているという話なんだけれども、まず、現状においてどういった利用状況になっているのか。年間の利用者数とか、

利用の概要とか、そういったことをお知らせしてください。

【井手港湾課企画監】松が枝国際ターミナルビルの利用状況でございますけれども、すみません。平成28年度は今手元にないんですけれども、平成27年度で大体52万8,000人の施設利用ということになっております。

【髙比良委員】 52万8,000人は大体どういう人たちかというのは、どういうことで利用がなされているかということの話なんだけれども。

端的に言えば、この国際観光船の乗船客の、言ってみれば、乗船の待合い場所みたいなことで使われているのかどうなのか。そのほかにも利用の実態があるのかということなんだけれども。

【井手港湾課企画監】あそこの利用実態としましては、松が枝ターミナルのところに駐車場がありまして、そこの利用とか、それから緑地等々もありますので、入港した時にイベントとかが行われた時の利用者数というふうに理解しています。

【髙比良委員】 何だ、それはトータルでの話なんだな。要するに、緑地とかそういったところも含めたところ、イベント等が行われる。そこの中に入場者がどれぐらいおったかとか、あるいは駐車場があるので、そこの利用者が何人おったかとか、そういったことを含んだトータルの数字という話なのか。

私が聞きたいのは、あそこの建屋というか、ターミナルビルそのものの利用者はどれくらいいるのか。

【近藤港湾課長】松が枝ターミナルの利用者なんですけれども、平成27年以前はクルーズ船がそれほどというか、70隻の時代がございましたので、クルーズ船が入ってこない時にイベント等であるとか、会議室であるとか、そういったフリースペースとしての利用が結構なされておったんですけれども、もう130数隻、200隻、300隻という中では、完全にターミナル機能としての利用しかございませんので、いわゆるクルーズ船が入港してきた時の乗船客並びにその乗員の方の利用でしか把握はできておりません。

入港隻数から言えば数十万人、80万人とかそういった数字になってきているとは思っています。

【髙比良委員】今、答弁があったけれど、課長、本当にそうですか。

私は、普通考えた場合に、乗船客というのは、要するに、おりてランドオペレーターがずっと回して、それで出港時刻に合わせて帰ってくる。結局、あそこのターミナルで出港の待機をするために使うというような状況にはなっていないんじゃないかと思うんだ。いつでも船に乗れるわけ。定期航路みたいに、ああいう時間が決まっていて、そこのために待合いが要りますよという話だったらわかるんだけど、そこは常時乗船ができるんじゃないの。そうじゃなくて、一定の時刻、要するに出港間際じゃないと乗船ができないと、そういう仕組みになっているんですか、どうなんですか。

【近藤港湾課長】基本的に乗船されているお客様というのは、一度ＣＩＱを通って、バス等に乗り換えられて市内観光であるとか、市内から出られて免税店で買い物をされたりとかいうことで、夕方に帰ってこられて、そこでまた船に乗るためのチェックを受けて船に乗るというふうな手続になるんですけれど、昼間においては、いわゆるクルーの方々、乗務員の方、実際作業されている方が、仕事の合間を縫って観光に出られるということがあるので、昼間は三々五々、

出たり入ったりということになっています。その際に自由に出入りできるわけではなくて、やっぱり出入国の管理というのが出てくるので、それなりの手続を経て、一回ターミナルにおりて、市内に出られて、帰ってきて手続を経て、また中に入るということになるので、一般の方々が入るということはございません。

【髙比良委員】 いや、それは質問に答えてないよ。

ＣＩＱは、だから、別の建物でやっているわけだな。だから、そこは順番待ちじゃないけれども、本当にたむろするぐらいに行列ができている状況になってきているんだけれども、そうじゃなくて、ここのターミナルビルというのは、ＣＩＱと関係ないところで、例えばさっき言った、船の出港待ちのために使うとか、あるいはその他、要するに国際ターミナルとしての活用を図っていく上での必要な施設として本来つくられているわけですよ。

ところが、利用実態としてどうかと見た時には、今は出る時にはＣＩＱのほうにどんと並んで、そして手続が済んで、ランドオペレーターの車で行きますよと。帰ってきた時も、だから、車で帰ってきて、ＣＩＱのところでもう一回チェックをして出港しますよと。その出港する時には、船が出港する時刻の間際のところで、岸壁で待たなきゃいけないのかと、あるいはターミナルビルで待たなきゃいけないのかというと、そうじゃなくて、それはもう常時乗船ができると、そういう仕組みになっているから、そうであれば、ターミナルビルそのものの利用価値というのは一体何なんですかということを言いたいわけだ。今、だから、そういう実態になっているでしょう。だから、あそこはいつ行ってもがらんとしているじゃないか。毎日通っているんだけれども。

そうすれば、じゃ、どういうふうな利用促進策を考えているのかという話になってくるわけよ。そういうことを話す前に、一体指定管理をした場合の収支状況というのはどうなっているのか。それをまず説明してください。その中で、県の負担割合がどうなっているのかというのを。

【井手港湾課企画監】国際ターミナルに対する県の負担割合としては、負担金支出状況ということでお答えしますけれども、平成28年度で約3,300万円、指定管理者に対して負担金を支出しております。

【髙比良委員】 いやいや、指定管理者の収支はどうなっているの。県の負担金を3,300万円入れ込んだ中で、全体の収支はどうなっていますか。

【ごう委員長】 休憩いたします。

― 午前１１時３４分　休憩 ―

― 午前１１時４２分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

【近藤港湾課長】松が枝ターミナルビルの指定管理者の自主収入というんでしょうか、利用料金の質疑でございますけれども、平成25年度が1,500万円ありました。昨今の平成28年度は2,000万円ということなんですけれど、もともとクルーズ客が少なかったころは、いわゆるフリールームといいますか、多目的ルームの利用が多くて、そういった中でイベント事であったりとか、企画展示であるとか、そういったものの収入に加えて駐車場収入、松が枝駐車場についてはバスについて17台分の駐車場があり、そこの駐車料金等の収入がございましたけれども、クルーズ船が増加することによって、そういったクルーズ客を対象にしたバスは無料化しておりますので、その分の収入が減っております。

それと、イベント事が、クルーズ客がしょっちゅういらっしゃることによってイベントができないということで減収になっておるんですけれども、逆に免税店と申しますか、そういった方のテナント収入が増えていまして、その分での収入が上がっているという状況でございます。

逆に、お客さんが増えることによって、光熱水費とかそういったものが増加、並びにかなりトイレがすぐ満杯になってしまうので、トイレの清掃等々によって人件費が増加するということで、県の負担金も増加傾向にあるということでございます。

【髙比良委員】 今言った2,000万円の事業収入というのは、あそこのターミナルビルだけの話ですか。（「それと駐車料です」と呼ぶ者あり）駐車料を除いたら、ターミナルビルは幾らですか。

【近藤港湾課長】 すみません。今、内訳までは持ち合わせをしておりません。

【髙比良委員】 あそこ、テナント入れているよね。そこは、だから、どういう選定基準で、どこがどうしてやっているのか、よくわからないけれども、ほとんどあそこでは購買がされてないんじゃないかと思うんですよ。今言った2,000万円の中の大きな収入というのは駐車場料金だというふうに私は思っているんだけれども、今、乗船客、乗員といったものが活用しています、そこが主流ですよみたいな話をしているんだけれども、そうであれば、そういう人たちがあそこで購買がうんと進むというような仕掛けをもっとつくるべきじゃないかと思うんだ。非常に貧弱な話ですよ。みんなどこに行っているかというと、ラオックスだとか、百円ショップだと、そういったところで購買をして、そのまま船に乗り込んでしまう。ターミナルビルでそういったものの活用を図っていくというか、そういう仕掛けづくりという意味においては、全然足らないと思っているんだよ。

2,000万円の中身を見れば、もっと端的に出るんじゃないかと思っているんだけれども、もっと活用を図るというか、事業収入を増やしていく。そのことによって県の負担金をもっと軽減化していくと、そういう考え方というのをすべきじゃないかと思うんだけれども、この辺はどうやっていますか、運営者は。運営する側としては。

【近藤港湾課長】 指定管理者で運営しております駐車場とそのターミナルビルなんですけれど、駐車場収入については大分減少していると思っています。逆に、テナント収入は増えています。委員おっしゃっていますけど、実際、クルーの方々が、一昔前であれば、お客さんもそうなんですけれど、免税店に行かれて家電製品等々を爆買いされて持って帰るということはあったんですけれども、それはもうなくなっております。どちらかというと、健康食品であるとか、目薬であるとか、オムツであるとか、生活必需品を買って帰っているケースが多うございまして、松が枝ターミナルにつきましては、クルーの方々が食材であるとか、健康食品であるとか、化粧品であるとか、そういったものを結構買ってらっしゃるというふうに私は理解しています。

テナントの店についても、もう二十数軒入っていると思うんですけれども、毎月抽選をやっておりまして、一定登録をされた業者がいるんですけれども、それを毎月、毎月抽選をして、指定管理者のほうで選定をした形で進出していただいているというふうな状況です。

【髙比良委員】 あなたは、あそこはものすごく活用されていてから、よかばっかりみたいな話

をするけども、いつ行ったってがらんとしているよ。なんでもっと活用が図れないのかというふうなことをいつも思っているよ。もっといい仕掛けをやっていけば、うまい工夫をやっていけば、もっともっと利用の促進が図れるんじゃないかな、もっと事業収益を上げることができるんじゃないかなというふうに思っているんだけれども、じゃ、単価の安い百円ショップで買うようなものをいっぱい買っていってますよという話だったらば、そういうものを、今、20何店舗という話だったんだけれども、そういう需要を満たすためにどーんとつくればいいじゃないの。もっと収入を上げる工夫というのは必要なんじゃないかというふうに思っているんだけれども、この辺ね、やっぱり指定管理者に全部中身というかテナント、どこをどういうふうにするかという話も含めて任せてしまうというんじゃなくて、もっと利用促進、そして収益を上げるということに対して協議をして、活用をさらに増進させるということはぜひ必要だと思うんですよ。

なんでこういう話をするかというと、2バース化をやっていこうとしているわけよ。そうすると、やっぱり既存の施設も利用促進を図っていくということを合わせわざでやっていかないと、またそこは、2バース化したけども、従来のものというのは利用ができなくて、新しいところばかりという話になると、そこは、トータルの活用の仕方としてはまずい話なんでね。

やっぱりね、毎日とは言わんけど、あそこを通るたびに眺めていて、いつも空いているなというふうな､そういう状況しかないものだから、そこは、ほかのイベント等で活用する。私たちも活用させてもらったことはありますよ。こういう仕掛けもして､一般県民でも使えるんだと。イベント等でも使えるという話であったらば、ここはＰＲをもっとしていって、これだけ文化施設とかなんとかが不足していると長崎市内で言われているぐらいなんだから、もっとああいったところにも触手を伸ばしてもらうような仕掛けをする。そして、利用として収益をより上げるというような工夫というものを、さらに受け皿として整備をしていく。ここはぜひ、やっぱり取り組んでもらいたいというふうに思っています。そうでないと、本当にもったいない。

ちょっと話変わるけど、今、あそこの前に孫文と梅屋庄吉の像があるでしょう。中国から毎日のように入ってくるけど、あそこの乗船客は誰も見ませんよ。せっかくつくっといて。要するに、案内がなされていないから見ないんだ。あるいは、梅屋庄吉の記念館というのは、香港上海銀行のところにつくっているけれども、ここにもほとんど行かない。あそこにそういったものがあると知らないからなんだ。ここは、だから、文教厚生委員会の中で大分話をしましたけれども、それと同じですよ。やっぱり利用促進を図っていく。やっぱりつくった以上は活用はしっかりやって、最大限その効果を出す。これは、民間だったら当然の話なんだよ。もっとどん欲に、言葉で尽くせるかどうかわからんけれども、やっぱり利用促進策を講じてもらいたいというふうに思います。

最後に、一言言ってください。

【近藤港湾課長】今の松が枝ターミナルにつきましては、指定管理者制度を導入して2期目に当たっているんですけど、来年度で一区切りつきます。来年度、新たな指定管理者の選定に向けた作業を始めるんですけれども、その際に、やはりターミナルの利活用、並びにその収入をいかに増やして支出を減らすという中で、元船

ターミナル、委員のほうもご指摘があって、非常にいい例だというふうにおっしゃっていましたけれども、ああいった形で利用収入をいかに上げて、県の負担を減らし活性化していくという観点で、次期の指定管理者においてはそのようにやってまいりたいと思っています。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ほかに質問がないようですので、土木部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

― 午前１１時４９分　休憩 ―

― 午前１１時４９分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

引き続き環境部の審査を行います。

しばらく休憩し、午後1時30分に再開します。

― 午前１１時５０分　休憩 ―

― 午後　１時３０分　再開 ―

【ごう委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、環境部の審査を行います。

分科会に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

本日審査を行う一般会計補正予算の議案と第95号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、関連があることから、まず、予算議案及び第95号議案について説明を受け、一括して質疑を行い、その後、予算議案についての討論・裁決を行い、委員会再開後、第95号議案についての討論・採決を行うこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 それでは、そのように進めさせていただきます。

【ごう分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

環境部長より、予算議案及び第95号議案について説明をお願いいたします。

【太田環境部長】予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料の環境部の1ページをお開きください。

環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第83号議案「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であり、歳出予算の額及びその内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、債務負担行為につきましてご説明いたします。

田代原野営場並びに金泉寺山小屋及び野営施設の指定管理者の指定に伴い、平成30年度から平成32年度までの経費として、記載の額を計上いたしております。

続きまして、環境生活委員会関係議案説明資料の環境部の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第95号議案「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

第95号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、自然公園内県営公園施設条例第2条の規定により、平成30年3月31日をもって指定期間が満了となる雲仙公園テニスコートなど7施設について、指定管理者を指定しようとするものであります。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わり

ます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう分科会長】 次に、自然環境課長より補足説明を求めます。

【田中自然環境課長】「公の施設の指定管理者の指定について」、ご説明させていただきます。

先ほど部長からご説明させていただきましたが、予算議案は、予算決算委員会環境生活分科会説明資料【平成29年度補正予算概要（11月補正）】の7ページとなりますが、指定管理者制度を導入している2施設に係る管理運営負担金の債務負担行為にかかるものです。

また、議案は、環境生活委員会説明資料環境部の1ページにあります、第95号議案「公の施設の指定管理者の指定について」となります。

このため、まず、第95号議案の「公の施設の指定管理者の指定について」のご説明をさせていただき、その後に予算議案の説明をさせていただきます。

それでは、自然公園内県営公園施設条例第2条の規定に基づきまして、自然公園内県営施設の管理運営を指定管理者に行わせるため、7つの施設につきまして、その指定管理者を指定しようとするものです。

本件にかかります公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、それから指定の期間は、資料1ページのとおりですが、補足説明資料1に基づきまして、選定の経過等をご説明させていただきます。

補足説明資料1をご覧ください。

今回、指定管理者を指定しようとする施設は、平成18年度から指定管理者制度を導入しております雲仙公園テニスコートをはじめとした7つの施設を予定しております。

今回の指定管理者候補者については、1、施設名一覧の表のとおり、民間が3施設、市町が指定管理者の候補となっている施設が4施設となっております。また、応募者数は、7施設それぞれに1者ずつという状況でございました。

次に、指定管理者の選定経緯についてですが、2の（1）にありますとおり、6月12日に第1回選定委員会を開催し、7月3日から8月2日にかけまして公募を行いました。この結果、7施設全部に応募があったことから、9月1日に第2回選定委員会を開催し、7施設の指定管理者候補者を選定していただきました。

選定委員会の構成につきましては、2の（2）に記載しておりますが、学識経験者、財務会計の専門家、類似施設等に関して知識や運営経験がある外部有識者5名となっております。委員長は、委員互選の結果、長崎大学名誉教授で環境政策がご専門の早瀬氏になっていただいております。

次に、選定方法についてですが、（3）のとおり、管理運営に関する方針などの審査項目による採点を考慮した総合評価によりまして、指定管理者の候補者として適当であると委員全員が認めた者を指定管理者候補者といたしました。

次に、2ページをご覧ください。

施設概要を上段の表に記載しておりまして、選定結果を下段の表に記載しております。

まず、①雲仙公園テニスコートについてですが、現在の指定管理者である株式会社青雲荘を指定管理者候補者といたしました。選定委員からは、民間経営ノウハウを活用した管理運営及び平等な施設利用促進が期待できる点が評価されております。

3ページをご覧ください。

②田代原野営場です。現在に引き続きまして、

雲仙市が指定管理者候補者となっております。選定委員からは､地元自治体の管理運営であり、安定的な管理運営が可能である点が評価されました。また、自然に関する知識を施設の維持管理に生かしてもらいたいとする意見がございました。

4ページをご覧ください。

③高浜園地休憩施設でございますが、現在に引き続きまして、五島市が指定管理者候補者となりました。選定委員からは、隣接する市の施設との一体的管理による安定的な管理運営が可能である点が評価されております。

次に、5ページをご覧ください。

④頓泊園地休憩施設ですが、現在に引き続きまして、五島市が指定管理者候補者となっております。選定委員からは、高浜園地休憩施設と同様、市の施設との一体的管理によりまして、安定的な管理運営が可能である点が評価されております。

6ページをご覧ください。

⑤蛤浜園地休憩施設ですが、現在に引き続きまして、新上五島町が指定管理者候補者となっております。選定委員からは、町の施設との一体的管理による安定的な管理運営が可能である点が評価されております。

次に、7ページをご覧ください。

⑥大浜園地休憩施設ですが、こちらも現在に引き続き、株式会社丸勝興産が指定管理者候補者となりました。選定委員から、民間経営ノウハウを活用した管理運営が期待できる点が評価されております。また、事業執行について、県の適切な指導を期待したいとの意見がありました。

続きまして、8ページをご覧ください。

⑦金泉寺山小屋及び野営施設ですが、現在に引き続き、民間団体である多良岳登山者山の会が指定管理者候補者となりました。選定委員会からは、周辺山岳地理等を熟知した団体ならではの利用者ニーズに合った管理運営が期待できる点が評価されました。

なお、7施設の指定管理期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3カ年を予定しております。

9ページには、指定管理者が行う主な業務内容を記載しております。

また、付け加えまして、南島原市の論所原野営場も指定管理施設でありますが、市から委譲の意向を受けまして、今年度末までの委譲に向けた手続を現在進めており、これに伴う自然公園内県営公園施設条例の改正案を平成30年3月議会に上程する予定にしております。

以上が、第95号議案「公の施設の指定管理者の指定について」の説明でございます。

続きまして、予算決算委員会環境生活分科会説明資料【平成29年度補正予算概要（11月補正）】環境部の7ページをご覧ください。

先ほどご説明しました指定管理施設のうち、山間部にありまして、特にトイレ等の維持管理費を要する施設であります田代原野営場並びに金泉寺山小屋及び野営施設につきましては、従前から、県が管理運営負担金を支出しているところですが、今回の指定管理期間が平成30年度から平成32年度までの3カ年を予定しておりますことから、3カ年分の債務負担行為を計上させていただくものです。

なお、田代原野営場につきましては年間138万円、3カ年で合計414万円、金泉寺山小屋及び野営施設につきましては年間40万円、3カ年で120万円となっており、いずれも現在の負担金と同額となっております。

以上で補足説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【ごう分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び第95号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【下条委員】 指定管理の第95号議案について、1、2、お尋ねをいたします。

今回は、皆さん方が所管する7施設の指定管理者を設定しようということですが、単純な質問がまず一つです。

これは国立公園内ということで法の規制があるのかと思うのですが、7つのうち4施設が、いわゆる県が指定をして、市がそれを受けるという形ですよね。もともとが指定管理というのは、公がずっとやるよりも、その施設は必要だけれども、これからどこまでか、汎用的な公共の施設として県民・市民が使っていくと、そういうためには必要な施設だけれども、そこを公が管理すると、いわゆる高くつくのではないかと。効率化を図っていくと、サービスも向上させていくと、そういうことで指定管理者制度が導入をされてきたと思うのですが、7つの中で4施設が、雲仙市であったり、五島市であったりするわけですけれども、これは、やはり国立公園という一つの縛りがあるからそういうことになるのかどうか、あるいは、単純にほかに応募が民間がなかったので、1者を選定したところは適当と認めたということなのか、まずお尋ねします。

【田中自然環境課長】 今、委員からご質問がありました4施設につきましては、これは国立公園を中心とした自然公園内の施設でございまして、特に離島地域、あるいは遠隔地に所在する公園施設が中心となっております。

今回の場合も、民間のノウハウを活用した指定管理者制度ということで、一般に公募をいたしましたが、最終的には、4施設については、地元の市町が応募していただいたということで、その他の民間の団体からの応募はなかったということになっております。

指定管理者導入以前も、地元の市町に管理をお願いしていた経緯もありますし、また、地元の市町につきましては、非常に重要な観光的な施設でもあるということで、管理運営、住民へのサービスを行っていただいているというところでございます。

【下条委員】 そうしますというと、季節的なこともあってでしょうけれども、民間で常駐させるというのが難しいと。だから、いわゆる民間のノウハウとか活力というものを導入する必要があるかもしれないけれども、こういったところには民間が手を挙げてくれないくらいの、いわゆる年間の稼働数が、365日の中の、ずうっと1年間回っているということではないから、そういうことにならざるを得ないということだというふうに理解をし、民間も手を挙げて、この選定委員会にかかって、民間が勝っているということになれば可能ではあったんだということに理解をしていいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）これが1点です。

いずれにしても、しかし、行政と言っても、行政の各市からは、民間のほうにも委託が出されていくんじゃないですか。どうですか、ここはずっとこういった各市が今までなさってきたということですが、その状況はどう見ていますか。もう何回目かと思うんですけれどもね。だから、もう10年ぐらいはそれぞれ地方公共団体の市がされていると思うんですが、市の職員がやるんですか、それとも民間に委託して、また

市が出しているんですか。

【田中自然環境課長】各公園施設につきましては、地元の市町が直接やっている部分もございますし、また、地元の町内会の皆さんにご協力をいただいてやっているところもございます。

特に夏のシーズンだけになっております海水浴場の休憩施設等につきましては、やはり地元の町内会の皆さん方がご協力をいただいて、管理に携わっていただいているというふうに聞いております。

また、大浜園地につきましては、民間の活力を使っているということで、ここは離島の海水浴場でありますけれども、地元の丸勝興産という株式会社が熱意を持ってやっていただいていうるという状況もございます。

【下条委員】この問題はそのくらいで置きたいと思います。

この件についての2つ目が、債務負担行為が設定されているのが2施設ですよね。ほかのところは、いわゆる費用負担はどういう形になるんですか。維持経費等の費用負担。この7つのうちで2カ所、120万円と414万円、ほかのところはどういうふうな形で費用負担がやられているんでしょうか。

【田中自然環境課長】県の負担金についてのご質問でございますが、現在、田代原野営場と金泉寺山小屋につきましては、その特殊な地理的条件もございますし、また、管理運営における負担が大きいということが判断されることから、これは指定管理者制度を導入する以前から、県が負担をしているという施設でございます。

特にこういった経緯を踏まえまして、現在もこの2施設につきましては、山岳地でのトイレの維持管理でありますとか、そういったものに、他の施設よりも負担がかかるということで、県が支払いをしておるところでございます。

また、田代原野営場につきましては、（「負担があるのは当たり前さ。ないところを聞きよるさ」と呼ぶ者あり）負担のない5施設につきましては、そういった負担金がないことを明確にしまして公募を行いまして、応募者は、これを理解した上で応募されているということを判断しております。

そういったことから、5施設については負担金をお支払してないということで、維持管理の中での収入によって運用をしていただくという形にしております。

【下条委員】 どうも合点が、一番最後の1行が理解できなかったですね。他のもので利益を出してこういうふうにやっているということですが、全体に公募したけれども、民間の応募がなかった。だから、市にさせた。指定管理費用はもともとただだった。全然理屈が通ってこないんですよね。ただで民間にやれといったって、それは無理ですよ。

だから、ここは特殊なもので、長年県立としてつくり上げたけれども、昔から五島市であるとか、新上五島町であるとか、そういったところがずっと運営をしてきたんだと。それが、今、歴史的にこのようになっているんだと。だから、指定管理というよりも公設民営と言うんですが、県設市営、県設町営で歴史的なスタートがあるんだと。だから、その歴史をずっと踏襲しているとか、そういうふうな言葉のほうがぴたっと、私は納得するんですけれどもね。指定管理で民間を募集したけれども、それは30日か40日ぐらいの稼働しかなかったら、民間は来ないだろうなと。1人どうしても職員をつけたり、何かの忙しい時には日当で雇って除草とか清掃とかをやらないといかんと。そういったところは、な

かなか民間は参入できないよなと思って見ていたら、逆に管理費、維持代というのはここに計上されないという非常におもしろい、納得できないというところがあるんですけれども、もっとずばっと、私たちを説得するように、なぜそこはこういうふうな管理費として計上しなくていいんだというようなことを説明してもらわなければ、そうすると、もう、そこの市が、あるいは町が管理するのはごく当たり前のことじゃないですか。それを指定管理者選定、選定基準を設けました、応募として、結果的に1者しかありませんでした、1団体しかありませんでしたと、そういうのはちょっと私はぴんとこないんですけれども、どうですか、ちょっと説明をしてみてください。

【田中自然環境課長】 負担金を支出してない5施設につきましては、委員のおっしゃったように、以前からの経緯もありまして、地元市町が管理されているということで、特に県が負担金を支出しなくても、これまでの中でも運営が図られてきたということがございます。

そういった中から、今回も、先ほども申し上げましたが、負担金なしで公募を行いましたところ、そういったところで、地元の市町以外には応募がなかったということで、今回の指定管理者ということで上げております。

【下条委員】 要するに、競争になじまないと言えばいいんですよ。競争になじむものじゃないんですよと。しかし、現在受け入れてくれている市町が3カ年契約はするけれども、4年、5年後はわからないと。やってくれなければ民間に出さざるを得ないとか、あるいは県が直営で運営しなければならないとか、そういうふうな中での、お互いが信用しあって、そういうことでお願いをしていると、そういうふうに理解を、私が勝手に、もう答弁は求めませんから、そういうふうなことなのかなと思っているところです。

それから、そういったことであれば、なお一層質問しづらくなりましたが、一番最後の金泉寺のところは、前回もそうだったと思うのですが、これをずっと委託するならば、多良岳登山者山の会というのはＮＰＯか何かをおとりになるよう指導したらどうですか。いわゆる任意団体になっているでしょう。そこのところはちょっと調子が悪いでしょうが、そう思いませんか。何かＮＰＯでもおとりになったらいかがですかとかということはないんですか。そういうアドバイスはしているけれども、今のところはまだこの状況なんだということなのかどうなのか。

【田中自然環境課長】多良岳登山者山の会につきましては、委員ご指摘のとおり、任意団体ということでございますが、会の方々にも機会があるたびには、そういった形で、しっかりとした形の応募が好ましいということはお伝えをしております。

【下条委員】 以上です。

【深堀委員】 幾つかお尋ねします。今、質疑がありましたけれども、田代原の分と金泉寺の分とこの2つの施設だけが債務負担行為で金額を出すということになっているわけですけれども、この7つの施設の昨年度でもいいんですけれども、収入がどれくらいあったのか。収支としてプラス・マイナスどうだったのかという額は、手元に資料がありますか。田代原と金泉寺はこういう県費が入らなかったとして収支はどうだったのかという額をちょっと教えてもらえませんか。

【田中自然環境課長】 それでは先に、現在県の負担金がございます田代原野営場の平成28年

度の収支についてなんですけれども、収入の合計が377万円、そして支出のほうが、同じく377万円というふうになっております。収入のうち県の負担金が138万円という形でございます。

それから、金泉寺山小屋につきましてでございますが、こちらのほうも平成28年度の収支につきましては、収入が93万4,000円、支出のほうが91万5,000円という形で、収支でいきますと、1万9,000円の若干の黒字という形になっております。（「県費は幾ら入っとるのか」と呼ぶ者あり）県費のほうは、こちらが40万円でございます。

それから、その他の5施設についてでございますけれども、雲仙公園テニスコートが、平成28年度の収入が66万4,000円、それから支出が57万3,000円、9万1,000円の黒字になっております。

それから高浜園地、五島市でございますけれども、平成28年度の収入が335万2,000円、支出のほうも同額の335万2,000円となっております。

同じく五島市の頓泊園地、こちらのほうも平成28年度の収入が142万4,000円、支出が84万7,000円、収支が57万5,000円の黒字になっております。

それから、新上五島町の蛤浜園地の休憩施設でございますが、収入が165万1,000円、支出のほうが同額の165万1,000円という形になっております。

それから、最後でございますが、大浜園地、収入が36万1,000円、支出も同額の36万1,000円ということになっております。

【深堀委員】 ありがとうございました。そうしたら、指定管理で田代原と金泉寺を除けば、指定管理者の努力というか、プラスがあったのは頓泊園地だけだったということですね、大きな黒字になったのは。

問題は、債務負担行為の分の414万円と120万円の金額の妥当性で聞いているわけですけれども、今言った説明の中では、田代原も年間138万円ちょうど入ってとんとん。金泉寺も40万円が入って大体とんとんということですよね。金額を合わせているということはないとは思うんだけれども、今言った138万円とか、40万円を入れなきゃいけない。収支でいけばそうなんだろうけれども、その大きな要因は、トイレの話を先ほど課長が言われていたけど、収支の差、支出の分の項目は、多分全部わかっていると思うんだけれども、そこの額と合致するんですか。県費を出すお金の、例えば田代原の分が138万円のお金は、支出の分で見ると、トイレの維持管理の分がそれぐらいかかっていると、その辺の分析ですよ。そのあたりはどうですか。

【田中自然環境課長】金泉寺の山小屋につきましては、金泉寺の頂上付近にある山小屋でございますので、トイレにつきましては、無放流タイプのオガクズを使ったトイレを使用しております。これについては、年に数回ほどオガクズの入れ替えでありますとか、そういったものが必要になっております。

また、一部のトイレにつきましては、太陽光を使いました撹拌システムも利用しておりますので、そういったものの電気系統の点検でありますとか、そういった費用を40万円の中で見ているという形にしております。

その他につきましては、金泉寺の場合は山岳地の建物でございますので、車を使って点検にまいりますので、旅費といった費用を含めて40万円の中で見ているという状況でございます。

（「田代原は」と呼ぶ者あり）

田代原野営場につきましては、県の負担金が138万円ということになっておりますが、これにつきましては、野営場の維持管理ということと、もう一つは、すぐ近接してトレイルセンターという利用者のための施設をつくっております。これは利用者に周辺の登山の案内でありますとか、あるいは休憩する施設ということでございまして、こちらのほうにも管理人を1名配置しております関係上、当時は旧千々石町でございますが、県と千々石町との間での話し合いの中で、そのトレイルセンターの増える分の管理人については、県の負担金をお願いしたいという経緯がございまして、その人件費も含めた維持管理費という形で138万円の県の負担金というのをお支払しているという状況でございます。

【深堀委員】 わかりました。先ほどの説明の中で138万円だったり、40万円だったりというのは、過去からあまり変わってないという説明がされたでしょう。これ、ずっと変わってないんでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）だから、そこの妥当性をしっかり精査されているのかなということが気になったんですよ。前からこの金額を指定管理者の負担金として出している。だから、本当に経営努力といったらおかしいけれども、指定管理を受けた側が一生懸命努力して、例えば収入を上げたとか、支出を抑えたとか、そういった努力の成果が出てきているのかなといった時に、前からずっと負担金を一定額、これだけ出していますからということになれば、そういった努力というインセンティブにならないんじゃないかというふうに、非常に気になったんですよ。

だから、そういうふうな支出、確かに赤字にならざるを得ない施設だから、負担金を出すのはわかるんですよ。わかるんだけど、その額が本当に適正なのかどうか。毎年ずうっと、過去から同じ額が毎年、毎年出ていくことが妥当なのかどうかという検証は、私はすべきだと思うんですけど、そういう感覚でした上で今の結果になっているのかどうか、そこの点だけ教えてください。

【田中自然環境課長】 田代原につきましては、以前は138万円よりも少額で雲仙市のほうに委託で管理していた時代もございますが、ここ数年は138万円ということで、毎年、年度協定を結ぶ時に、雲仙市とは、その内容につきましてお話をしております。138万円の妥当性については、雲仙市との協議の中で内容を精査しまして、こういった金額でお願いしますという形で話をしております。

また、今回の指定管理者の更新の公募を行う際には、県の内部では、当然、財政当局ともこの金額について協議をいたしまして、3カ年でまたお願いしたいという形で公募を行っているという状況でございます。

また、金泉寺のほうにつきましても、これも先ほど申しました、主にトイレの維持管理費ということで特殊な業務が入っておりますので、この分については県のほうで負担すると。それから、山小屋の宿泊等利用につきましては、収入がございますので、そういった部分を含めて管理運営を行っていただくということで、こちらのほうも、年度初めには指定管理者の方とお話をして進めていっているという状況でございます。

【堀江委員】 指定管理者制度の導入は、施設評価調べというのがあって、総務部の財政課評価班で、これは毎年更新されていて、その資料に基づいて質問いたします。

今回の7つの施設のうち、②と⑦、田代原と金泉寺については負担がありますよと。138万円が田代原ということなんですが、この評価調べを見ますと、毎年138万円ということになっているんですが、平成27年度の実績が761万円、それから、平成28年度の実績が792万円ということで、指定管理者の段階で債務負担行為で、今回もそうですけど、138万円をするんですけど、こういうふうに、その年によって県が負担する分、一般財源が増えるのはどういうことですか。

【田中自然環境課長】 今、委員ご指摘があったのは、事業評価調書の県予算のところだと思うんですけれども、ここにつきましては、各年度ごとに県が改修を行ったり、あるいは修繕を行った費用がそこに加算されておりますので、これは県の負担金、指定管理者にお支払いしている負担金とは別に、県が独自で整備を行った金額がそこに計上されております。

【堀江委員】 そうしますと、例えば大浜についても、平成28年度の実績が551万円、ここはいわゆる指定管理者にするんだけれども、県としては負担金はありませんよと言うけれども、551万円の負担をする。これは修繕費、言われるとおりですね。

そうしますと、今回債務負担行為に上がっている金泉寺につきましても、40万円で毎年やりますよということですけれども、平成27年度も実績としては、これは110万円、長崎県としては出していますね。ということは、これも修繕費、いわゆる110万円のうちの40万円が県が出した分、これは指定管理者として出す分ですから、70万円については修繕費という理解でいいんですか。

【田中自然環境課長】今、委員ご指摘のとおり、金泉寺の山小屋につきましても、40万円の負担金とは別に、屋根の修理でありますとか、あるいは床の修理でありますとか、そういったものにつきましては、県がその年度ごとに施設管理者からお話を伺いまして、必要なものについては支出をしているという状況でございます。

【堀江委員】 そうしますと、私としては、指定管理者を導入というのは、一つはコスト削減というのもありますので、本当に40万円でやれるのかという思いがあるんですけど、施設の管理として毎年40万円という債務負担行為になるけれども、必要な修繕については、県がそれ以外にきちんと見て修理をしていくと、そういう認識でいいですか。

【田中自然環境課長】 委員ご指摘のとおり、そういった形で県の施設で改修が、単純な施設修繕という場合には、指定管理者のほうで行っていただく場合もございますけれども、そういった専門的な工事が必要ということになれば、県のほうで実施するという形にしております。

【ごう分科会長】 ほかに質問はありませんか。

【吉村(庄)委員】 私も、今の指定管理者問題についてお尋ねをしたいんですが、まず一つは、市が指定管理者になっているのが、さっきからありますね。これは再委託というか、「再」という言い方がいいかどうか知らないですけど、五島市なら五島市にやった場合に、またどこかに委託をするとか、指定管理という形で受けたのを指定管理というわけにはいかん。市だって、指定管理にするところがあるんですけどね、今の法律では。それはどういう状況ですか。

委託をしているという状態があるのか。あるとすれば、それはできるとするなら、どの指定管理要綱の条文等がきて、こういうものについてやれるのかとか、そういうところについて、

ちょっとご教授願いたい。

【田中自然環境課長】県が指定管理をお願いしております、特に市町の部分につきましては、夏季のシーズンに限られたような海水浴場の休憩施設等があります。こういった施設につきましては、地元の市町ではほかにも抱えている施設もございますので、その一部をやはり地元の自治会等の方々にお願いをしておりまして、そういった面で維持管理、運営を行っていただいているという状況がございます。

【吉村(庄)委員】 質問の趣旨をきちんとしてください。私はあると知っているんですよ、そういうのがあるというのを。だから、それは何に基づいてそういう形になっているのかということを、それも一緒に聞いているんです。

【田中自然環境課長】指定管理者につきましては、県のほうで指定管理者に関しますガイドラインをつくっておりまして、その中でそれぞれの指定管理者にお願いすること、それから、できることについては、そのガイドラインの中で定めております。

そういったことに基づきまして、先ほど言いましたように、各指定管理者ごとに管理を行っていただいているという状況でございます。

【吉村(庄)委員】 それは了解としましょう。そうしたら、ガイドラインを後で見せてください。

それから、先ほど堀江委員からもあったところ、これは非常に、いつも問題になるんですよ、指定管理者の関係で。ここのところだけじゃなくてね。例えば、今もあるのかな、障害福祉というところか知りませんが、教育委員会関係とか、それぞれありますが、公の施設について、指定管理者制度を利用して指定管理することができると、こういうことに法律がなってずっとやっているわけですね。

そこで、先ほど質問があったところと、説明があったところが関連するんですよ。施設の、例えば簡易な維持管理のところで改修しなければいけないようなところの簡易なもの。それから、物品とか、それに類するようなもの、その中で使用するものについて、いわゆる指定管理の条件の中で指定管理者が負担をするものとか、あるいは、例えば備品等で言うと、高価なものについては、先ほどの話のように、修繕費が非常に大きいものについてはどうだと。これはいつも問題になって、これは指定管理者側から言えば、県が担当していいじゃないかと、県の費用でやっていくべきだと、こういうふうに言うようなところも含めていろいろ出てきているんですね、今も。ずうっと出てきているんです。いろいろ指定管理者とあれと、あるいは指定管理者の中で、例えば労働組合があるところはそこで指定管理者、使用者側との話なんかもして問題提起して、また県に持っていくとかいろいろあるんですけど、そこの基準はどういうことでしてありますか。

例えば、簡易なものは指定管理者がしなさいと。それはいろいろありましょうから、幾つも。それから、他課にわたる件で言うと、県当局内部としては、ほかのところにある部分もありましょうから、共通する部分があるんですね、教育の施設とか。今言うのは、自然環境課担当のところの施設、休憩地とかあるわけです。そういうところの基準というものはどういうふうになっているのか。あるはずだと私は思うんですけれども、教えていただきたい。どういうふうになっているか、教えていただきたい。細部については、あるとすれば、後から私にも見せてもらいたい。さっきの話と一緒に。

【田中自然環境課長】自然公園内の各指定管理

者の施設につきましては、先ほど申しましたガイドラインに基づきまして、3カ年の基本協定をまず結んでおります。さらには、各年度ごとに年度協定というのを結んでおります。

先ほど委員がおっしゃった施設の改修でありますとか、補修関係につきましては、細部にわたります部分につきましては、先ほど言いました年度協定の協定書の中で、県と指定管理者の役割を分けまして、そこの中であらわしております。

先ほども堀江委員からのご質問がありましたように、多少金額が張るような改修につきましては、建物につきましては県のほうで行っておりますし、施設の中で管理運営に使われているような物品につきましては、指定管理者のほうで行うというのが大まかな割り振りになっております。

【吉村(庄)委員】 だから、指定管理をする時の相手側との条件の中で決まるのもあるでしょうけれども、先ほど言いましたように、県全体としてならば、あなたのところだけじゃなくて、指定管理の問題があって、やっぱり施設の大きな改修とか、そういうものは、そこそこでの決め方によるというふうに聞きますけど、それは県の中に統一的な指定管理者における、施設本体の改修その他とか、あるいは、先ほど言いましたように物品、これは備品になるのか、消耗品になるのか、こういうものはありますけれども、値が張るとか、こういうものは当然出てくるんですけれども、そういう基準があって私はしかるべきだと思う。

例えば教育委員会におけるキャンプ場、こういうところについても指定管理者制度をとっているところはありますから、そういうところと、あなた方が言うところと、大体線が合ってなければならんと思うんですよ。こっちではこういうところまで見るけれども、こっちはこういうところは見ませんよと、一つひとつの指定管理の条件じゃなくて、ちゃんとあるというふうに思うんですけど、その点はわからないですか。次長あたり、答弁してください。

【田中自然環境課長】 委員ご指摘のとおり、県全体につきましては、県が定めております指定管理者のガイドラインというのが県全体の中での共通の指針になっております。

先ほど申し上げました個別の施設ごとにつきましては、それぞれの事情や抱えております施設が違いますので、基本協定と年度協定の中で、それぞれの役割分担を示しているという状況でございます。

【吉村(庄)委員】 あなたのところはそれでいいかもしれないけれども、ほかのところと線が合ってなければ問題になってくるでしょうが。

例えばキャンプ場、環境の建物についてはどうかと、自然環境課担当のところで建物の修理はどうかという時に、同一基準がないと、県全体としておかしいでしょう。だから、私は環境部次長にお尋ねしたんですよ。そういう点についてどういうふうに認識をしているか。そういうガイドラインは全体的に今あるとおっしゃいましたが、そういうところまでちゃんとしてあるのかどうか、私は聞いているんですよ。

あなたのところはあなたのところで、基本協定でガイドラインの大まかなものがあって、それから個々と、そのガイドラインが統一されてなければおかしいでしょう。備品のようなものについて、備品でも金額によりますが、高くなるのは、やっぱり県費の中で持つのかとか、こういう問題が、ちゃんと一線を画されていなきゃというふうに思うんですが、そういうのはな

いんですか。

【山口環境部次長兼環境政策課長】 今の吉村(庄)委員のほうからご質問がありました件でございますけれども、今、自然環境課長が答弁いたしましたとおり、全庁的な分としてはガイドラインというのがございます。それに基づきまして、先ほど自然環境課長がお答えしましたけれども、個別の事案ごとにそのガイドラインに沿ったところで基本協定、それと、年度ごとの協定として年度協定ということを結んで、その指定管理の中でするのか、もしくは県費をつぎ込んで改修するのかというところを判断させていただくということでございます。

【吉村(庄)委員】 答弁でわかったような、わからんような気がしますけれども、いや、思いませんか。例えばこっちのほうの担当の指定管理者の公の施設、あなたたちの担当の公の施設、例えば先ほどの、私は当然、金額の張るものとか、基礎的な施設とか、こういうものについては県がちゃんとしなきゃいかんと思うんですよ、県営であれば、県の管理であればね。市の管理であれば、市に当然やってもらわないといかんけれども。

しかし、それは、県としては一つの基準でやっていただかないと、我がところではここまでしかやらないですよ。金額的に、仮に言うとすれば、ここから先は県が持ちます。ここから下はと、そんなのは、あっちとこっちで基準が違うというのは、私は納得できませんから、そこら辺は明確に、後でしていただきたいと思います。

そして、私はいつもここの指定管理者のところで、経費節減とかなんとかというところにかかわってくるわけだけれども、人件費の査定ね、チェック、これをどうしていくのかというのが非常に気になるんですよ。だから、市に指定管理者をしていて、まだ委託をしてある。特に、さっきおっしゃったように季節的なものがある。そうすると、臨時的に雇用すると、自治会あたりに引き受けてもらえるかどうか知りません、そういう事例もあります。例えば昔は、佐世保にオートキャンプ場があったんですけど、今、市に渡ってしまっていますが、白浜海水浴場として。ここは全体的に管理委員会を地元の自治会が、佐世保では公民館と言いますが、ここの皆さん方が管理委員会をちゃんと整備をして、それと市がやっているんですが、それもやっぱり季節的なものですから、どうするかということの流れが、賃金がどうだこうだというのが、どっちかというとあいまいになっているんですよ。

しかし、指定管理者の中で、指定管理を受けた中で働いていらっしゃる皆さん方から言うと、やっぱり県の立場から言ったら、例えば最低賃金はきちんと守っといてもらわないといかんとか、こういう問題は出てくると思うので、そういう問題も含めて、例えば県が指定管理を行う場合の一定の基準といいますか、そういうものは、先ほどのものと一緒のようにして、やっぱりきちんと持っておいてもらわないといかんというふうに思うんですね。

例えばあなたたちは今ここで、自然環境課が担当しているところは、ここで出ているような部分ですが、こういうところについての人件費のチェックというか、人件費に対する考え方というのはどういうふうにしてありますか。これだけ聞いておきます。

【田中自然環境課長】各施設ごとの収支につきましては、毎年度各指定管理者施設に赴きまして、関係します証拠書類等を県の職員のほうで

チェックを行っております。

先ほど言われました人件費につきましても、適正に支払われているか等につきましても、県の中でチェックをして、実態と相違ないかというところを行っております。

【吉村(庄)委員】それは、一応聞いておきます。実態から言うと十分でないと、私は思っていますがね、現場を知っていますから。そういうことを聞いておきます。

それで、例えば今のあなたたちのところでも、ずうっと続けてやっているところがありますね。市の場合もそうでしょうし、団体の場合も。継続してやっているところ、かわっているところもあるかもしれないし、競争性を持ってね。ただし、1者ずつしか応募がないと、こういう状況の中では、継続していくというところがあるんですよね。

そういう中で、法律と県の指定管理者制度に対する経緯とか、かれこれを考えてみて、指定管理者をする場合、「知事が、必要があるときについては指定することができる」という条項があったと思うんですけれども、この点があったかどうかという問題と、それがあったとすれば、そういうものを活用して、ここはこれでやっていかなきゃしようがないじゃないか、ほかに方法はない、あるいは競争というものができてこないと。実際ここのところ、ずっと続いているところがありますから。だから、例えばＡというところについて、五島市がしていますね、市が。こういうところについては、従来からそういう立場でやってもらっているし、責任持ってやってもらえるという立場、それから、委託されようと何しようと、どういう形、法的に正しいやり方でやってもらえば、市が責任を持ってやってもらえるというところについては、その条項を活用して、公募なんかというのはしないでよろしいんじゃないかと、こういうふうな考え方もありますが、その点について考え方を聞かせてください。前段のそういう取り扱いができるのかどうかというのも。必要な場合、知事が指定することができる。

【田中自然環境課長】指定管理者制度につきましては、平成15年度の地方自治法の改正によりまして、管理委託制度から指定管理者制度が導入されるということになりましたので、先ほど委員がおっしゃったとおりだというふうに思っております。

長年管理運営を行っていただいております市町でありますとか、それから、民間の団体の方もそうですけれども、特に自然公園の施設につきましては、なかなか収益がたくさん上がる施設というのがございません。そういった中で管理運営を行っていただくということで、また、先ほどからも何回か出ておりますが、遠隔地等ということもありまして、なかなか民間の方がすぐ行って管理できるという施設でないところもございます。

そういった面からも、指定管理者制度と若干なじまない部分もあるのは事実でございますけれども、現在のところ、平成18年度に導入した際に、自然公園施設の中でも収益が上がる施設については指定管理者制度を使って民間のノウハウにより経費削減、それから住民に高い質のサービスを行っていただくということを目的に導入されたということになっております。

指定管理者制度に若干なじまないところがあるところについては、そういった部分的なところも考慮に入れて、今後また、検討を図っていきたいと思っております。

【ごう分科会長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】ほかに質問がないようですので、これをもって予算議案及び第95号議案に対する質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第83号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【ごう委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

第95号議案についての質疑は終了しておりますので、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑･討論が終了しましたので、採決を行います。

第95号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第95号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、環境部長より、所管事項説明をお願いいたします。

【太田環境部長】環境生活委員会関係議案説明資料の環境部の1ページをお開きください。

環境部関係の議案以外の主な所管事項につきまして、ご説明いたします。

資料の4ページをお開きください。

（島原半島満喫プロジェクトについて）

環境省では、国立公園における外国人利用者数を2020年までに倍増することを目指し、「国立公園満喫プロジェクト」としてインバウンド対策を進めているところです。雲仙天草国立公園は昨年度、残念ながら先行的・集中的に取組を実施する8国立公園に選定されませんでしたが、環境省は今年度から、先行する8公園の取組を全国の国立公園に展開するためのソフト支援事業を新たに始めております。

本県におきましてもこの事業を活用し、島原半島観光連盟と連携を図りながら、二次交通改善のための交通社会実験や利用者動向調査等を実施し、島原半島が一体となったインバウンド対策を進めることとしております。

島原半島におきましては、地域自らも、国立公園やジオパークなどの地域の魅力を増すための様々な取組を始めており、県もこのような地域の取組を積極的に支援するため、今後も国の支援事業等を活用しながら、地元市町とも連携して地域の活性化に取り組んでまいります。

このほかご報告いたしますのは、1ページに戻りまして、地球温暖化対策について、2ページ、島原半島の窒素負荷低減対策について、食品ロス削減対策の推進について、3ページ、災害廃棄物処理計画の策定について、生物多様性保全の推進について、4ページ、長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について、5ページ、事務事業評価及び研究事業評

価の実施について、6ページ、地方創生の推進についてであります。内容は、記載のとおりでございます。

以上で、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう委員長】以上で説明が終わりましたので、次に、提出のあった、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【山口環境部次長兼環境政策課長】お配りしております資料に基づきまして、説明いたします。「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしております環境部関係の資料について、ご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間は、本年9月から10月までに実施したものとなっております。

初めに、1ページをご覧ください。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金でございます。

直接補助金の実績につきましては、資料1ページに記載のとおり、緑といきもの賑わい事業補助金の1件であり、間接補助金につきましては、今回、該当ございません。

次に、2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況についてでございますけれども、2ページ記載のとおり、1件となっております。

また、3ページに入札結果一覧表を添付しております。

次に、4ページをご覧ください。

知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、五島市からの要望など5件であり、それに対する県の取り扱いは、資料4ページから8ページに記載のとおりでございます。

次に、9ページをご覧ください。

附属機関等の会議結果報告についてでございますけれども、附属機関については、今回該当がなく、私的諮問機関等については、希少野生動植物種指定等検討会を1回開催しております。その内容につきましては、資料10ページに記載のとおりでございます。

説明は、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【ごう委員長】 次に、廃棄物対策課長より補足説明の申し出があっておりますので、これを許可いたします。

【重野廃棄物対策課長】「長崎県災害廃棄物処理計画」について、補足説明をさせていただきます。

右上に、補足説明資料2－1と記載された資料をご覧ください。今回の計画の概要をまとめたものでございます。補足説明資料2－2と記載されたものが素案になります。

この計画は、国が平成26年3月に策定した「災害廃棄物対策指針」等を踏まえ、県内で発生が予想される大規模災害等に伴う災害廃棄物の処理について基本的な流れを整理し、処理体制や処理方法など、基本的事項を定めるとともに、市町が災害廃棄物処理計画を策定する際の指針となるよう策定するものです。

計画は、第1編総則、第2編災害廃棄物処理対策、第3編災害廃棄物処理計画の見直しの3部構成となっております。

第1編の総則は、第1章の基本的事項と、第2章の組織・推進体制となっております。

第1章では、素案、2ページに記載しておりま

すように、計画の対象とする災害について、地震災害21ケース、津波災害6ケース、風水害12ケース、計39ケースを対象としております。

次に、素案4ページ、処理主体の役割について、県及び市町の役割を記載し、災害廃棄物は一般廃棄物に位置づけられていることから、市町に処理責任があること、また、県は市町が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう技術的支援や各種調整を行うこととしております。

そのほか、素案7ページ以降に、災害発生時の県組織体制や市町、他県等との連絡、支援体制､収集する情報の内容等を記載しております。

次に、2編の災害廃棄物処理対策でございますが、全般的事項、災害廃棄物発生量の推計、災害廃棄物処理の全3章で整理しております。

第1章では、素案14ページに、長崎県における災害廃棄物処理の基本方針について記載し、処理期間をおおむね3年間で終了すること、極力再資源化や中間処理による減量化により最終処分量の削減に努めること等を記載し、災害発生後の事務の流れでは、初動期、応急対応期、復旧･復興期の対応をタイムテーブルで整理し、記載しております。

次に、素案24ページ、第2章災害廃棄物発生量の推計では、地震・津波による災害廃棄物について、県内で最大被害となる5ケースの想定活断層による地震に加え、各市町中心部直下の震源を想定した16ケース、津波被害の6ケースで推計を行い、素案34ページからは想定地震等における県内各市町での災害廃棄物の発生量を推計し、素案39ページからは、災害廃棄物の種類ごとに処理フローを記載しております。

このほか、風水害による災害廃棄物、し尿発生量及び仮設トイレ必要数等についても、同様に推計を行い記載しております。

次に、素案53ページ、第3章では、災害廃棄物処理の流れを記載し、実際の処理に当たっての収集・運搬体制、仮置場、処理施設における処理の方法や留意すべき事項を中心に記載したほか、離島における災害廃棄物処理対策等について記載をしております。

最後に、素案70ページ、第3編災害廃棄物処理計画の見直しでは、上位計画等の変更時、災害発生後の検証時など随時見直しを行うこととしております。

今後の予定といたしましては、市町への照会及びパブリックコメントを12月中旬から1月中旬まで行い、意見等を反映後、3月の県議会環境生活委員会において最終案をご説明させていただき、年度内に策定・公表まで行いたいと考えております。

あわせて、今年度中に、市町災害廃棄物処理計画策定のためのマニュアルを作成し、平成30年度4月の市町担当課長会議時に説明を行い、平成30年度中の策定に向け、市町を支援していきます。

以上で､補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう委員長】以上で説明が終わりましたので、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、35、38、39、42、48でございます。

陳情書について､何かご質問はありませんか。

【吉村(庄)委員】 陳情書の最初のほうの、これは五島市からですかね。陳情のところで書いてありますように、私も時々質問の中にあります

けど、五島市のあれでいきますと、11という数字が出ているところがあります。6番、合併処理浄化槽設置に係る補助金の問題で、補助係数の問題が取り上げられていますね。これは0.9に、平成27年からそういう係数になったと。財政力指数で、平成26年度までは分かれておったんだけれども、平成27年からは、財政力指数に関係なくという形で0.9という数字になっていて、これを1.0に復元してもらいたいと、こういうのが出てきています。

それから、あなた方の今まで説明があったところの問題で言えば、一方では、浄化槽に対することについて幾つかのところから補助を増やしてほしいとか、こういうのが出てきていますが、私も不勉強で大変申しわけなく思いますが、まず、項目は補助金ということになっているんですけど、補助係数か、上には補助係数と書いてありますが、下のほうは補正係数となっているんですが、これは正確にどっちが正解なのか、教えてもらうことも必要ですけど、ここのところの内容をちょっと説明していただきたいんですが。

1.0というのがあったのに0.9になった経過、あるいは0.9になったということで、例えば五島市から言われているように、そういうところでは問題が出てきていると、こういう状況にあるとは思いますが、その現状について。この2つについてお願いします。

【田口水環境対策課長】 まず、制度の内容についてご説明をさせていただきます。

まず、個人が設置する浄化槽に対しまして、国の補助制度がございます。国の補助制度といたしましては、個人が設置する浄化槽に対しまして、国の補助制度を活用して市町村が補助する、県は3分の1を補助しております。

具体的に申し上げますと、全体の設備費の6割、これは個人の負担となっております。残り4割について、国と市町と県が負担することになります。その4割の内訳として、国が2分の1、そして県が3分の1、残りが市町6分の1というふうになっておりました。

この3分の1に対しまして、平成26年度までにおいては、財政力指数というのを加味しまして、補正係数というのを設定いたしました。3分の1掛け補正係数という制度をつくったものでございます。

五島市の要望書の中にありますように、財政力指数が0.42を下回る、いわゆる財政力が弱いところにつきましては、一律1.0、つまり3分の1を県が補助しておりました。財政力指数が0.42よりも大きいところにつきましては、低減させるということで、最大0.9まで引き下げておりました。つまり、財政力がいいところは3分の1掛け0.9というふうな形で県が補助しておりました。平成27年度から、財政力指数による補正を改めまして、一律3分の1掛け0.9という県の補助制度にいたしておるものでございます。

その経緯でございますが、浄化槽の設置基数の要望が増加し、そういう中で、要望数を確保するためには予算を上げるというのが好ましいことでございますが、なかなか財政的にもその財源を用意することが難しいということもございましたので、要望基数を切るのではなく、要望基数を確保するために、一律補正係数を引き下げることで、皆様方の要望基数を確保したといういきさつがございます。

そういう形の中で、平成27年度から一律0.9という補正係数を適用したというのが実情でございます。五島市としましては、その分についてもとに戻してくれというご要望の趣旨でござ

います。

【吉村(庄)委員】 わかりにくいんですが、まず、五島の陳情の内容の中で、これは補助係数と書いてあるのは誤りなんですか。誤りと言ったらおかしいけど、正確に言えば「補正係数」ということで言わないといけないですね、今の説明だと。

そこで、お尋ねしますが、基数を確保した、基数のほうを確保する、そっちを重視してそういう形にしたので、全体の予算としてはどうかという問題もあったので、0.9に一律、財政力指数にかかわらず、従前の制度を変えてきたんだと、こういう話になったわけよね。全体の予算はどういうふうになったんですか。平成26年と平成27年を比べてみたら、それは確保の基数にもよるんだけれど、全体としては、やっぱり予算は増えたんですか。それとも、0.9に減らしたところの関係もあって、基数は確保したけれども、全額としては減ったんですか。そういう見方ができるかどうか、私はわかりませんが、基数の変更もあるでしょう。

【田口水環境対策課長】当初予算に要望がございました基数を申し上げますと、平成26年度におきましては2,187基の要望がございました。それに対しまして、平成27年度は2,311基ということで増加をいたしました。この数字では、前の制度のままですと、予算の限度を超えてしまうものですから、枠内におさめるために、先ほど申し上げましたような補正係数の見直しを行ったものでございます。

それによりまして、約2,000万円の予算が確保できたものですから、すべての要望基数に対して補助ができたということでございます。

【吉村(庄)委員】 そうすると、前後では制度を変えたと、制度という言い方をすれば、限度を変えたということで、大体似たような予算をちゃんと確保していますよということだろうというふうに私は受け取りましたが、それはそれで、ちょっと変化はあるかもしれませんがね。

結局、下水道処理事業でやる部分、浄化槽を中心にしてやる部分、市町、あるいはそこのトップだとか議会、あるいは地域の皆さん方の考え方がかなり変わったですね、今も、現状があるでしょう。いつも私は、例えば島原あたりは下水処理はどうなっているのかと、こういうふうなことをずっと言っているんですが、それはそれとしてもね。

いずれにしたって下水処理ということであると、下水道の管理をしていくためには多額の費用が要るし、もちろん国の費用もあるんだけれども、多額の費用が要る。だから、そこの地域の考え方やそれぞれ住んでいる人の考え方の中で合併浄化槽とか、あるいは個人浄化槽もあるんでしょうけれども、最近は、合併処理浄化槽をそこの地域でちゃんと整備することによって、あるいは設備をして、アパートとかマンションとかは、そういうことをすることによって、し尿処理については、合併処理浄化槽というのが非常に大きな役割を果たしていると、私はそう思っているんですね。これも大きな要素だと。もちろん下水処理計画をやるので、それは市によって違うんでしょう。

だから、そういうことを考えれば、やっぱりここのところの予算についても、いわゆる基数の問題も、それから補正係数の問題も含めて、やっぱり従前のものは確保してもらうと同時に、あるいは、その中で市町によって係数が、財政力指数ですか、これが非常にいいところについては、前にもありましたように、格差をしてというふうなことを私は考えられると思うんです

が、ここのところの政策について、いずれにしたって、私は予算は拡充で確保してもらわないといかんというふうに思っていますが、あなたたちは、今のところこの要望については、補助係数を引き下げる一方で、浄化槽設置基数を確保したんだからというのが、五島の陳情に対する回答として、基数を確保して、今も話があったので、0.9の分を0.1加えて1.0というふうに復元するのは難しいと、こういうふうに思っているという回答をしているんですけど、この考え方は、今のところどうですか。変えるつもりはないんですか。

私は、どういう形をとろうと、もっと確保してもらいたい、拡充してもらいたいと、こういうふうに思っていますが、その点についての見解を聞かせてください。

【田口水環境対策課長】浄化槽整備を進める上で、予算の確保というのは非常に重要だというふうに思っております。一方では、市町もそうですし、私ども県におきましても、非常に財政状況が厳しいところがございます。

個人型浄化槽の補助制度としましては、個人設置型、個人の負担が6割で、残り4割を行政が負担するという形になっておりますので、そのあたりの負担率の割合、特に国の割合を上げてくれることができないのかどうかという要望を継続して行っているところでございます。そういう中で、市町の予算を確保していきたいというふうに考えております。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【堀江委員】契約状況一覧表の中の説明がありました、この3,024万円契約の長崎県環境放射線テレメーターシステム中央監視局機器更新業務委託なんですが、これは応募が1者だけなんですけれども、これは更新業務委託という性格からですか。

【吉原地域環境課長】このシステムについては、機器の5年目の更新ということで、業者が、システムのほうのソフトの改修をしている業者ということで、1者の応募になっているところです。

【堀江委員】 そうしますと、これは現県庁、それから新庁舎もそうですよね。そうしますと、ずっとここは更新になりますので、ここの業者に限られるということになれば、契約方法としては一般競争入札なんですけど、これは実態が合わないのではないかと思うんですが、その点はどうなんですか。

【吉原地域環境課長】 業者は1者に特定されるというところなんですけれども、実際、更新のほうにつきましては3回目になりますが、1者かどうかという確認を含めまして、今までやってきたところです。実際、できるところが1者しかございませんので、次回以降は随契で実施するようなことで考えていきます。

【堀江委員】ちなみに、落札金額は2,800万円、契約金額が3,024万円、この224万円の差額はどういうふうに分析されるんですか。

【吉原地域環境課長】この差額は消費税でございます。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 では、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【堀江委員】災害廃棄物処理計画について質問したいと思います。

まず、これは災害廃棄物処理計画、通常で言うところの災害対策というふうに捉えていいんですか。それとも、災害対策とは違うんですか。

【重野廃棄物対策課長】 今、委員ご質問の件ですけれども、通常は災害廃棄物の処理計画というのは、県の防災計画の中に位置づけてはいるんですけれども、今回、熊本地震とかそういうふうな形で災害廃棄物を復旧することが地元の復興に非常に大きなものが出てくるというふうなところで、国が平成26年3月に指針を発出しまして、それに基づいて各県がこういう災害廃棄物の処理計画に特化した計画をつくっているというところでございます。

【堀江委員】 そうしますと、災害対策という認識の点からも見ていいということですかね。じゃ、具体的な質問に入りますね。

46ページですね、し尿の発生量及び仮設トイレの必要基数の推計というのがあるんですが、日本トイレ研究所というところがあって、そこが出しているハンドブックに、「東日本大震災3.11のトイレ　現場の声から学ぶ」というハンドブックがあるんですけど、それをもとに質問したいと思うのですが、この46ページに、し尿発生量の推計方法として、断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち半数、そして、残り半数が在宅住民の用水を確保するということで、仮設トイレを利用する住民が半数というふうに推計をする根拠というのがあるんですか。

【重野廃棄物対策課長】 今、46ページのし尿発生量の推計方法の下のところに出典と書いておりますけれども、環境省が出しております技術資料の中に避難所のごみの発生量、し尿必要処理量というふうな形で、こういうことで推計してくださいよという方法を出しておりますので、これに基づいて、今回、推計をさせていただいているということでございます。

【堀江委員】 そうすると、一応例示があるんですよと。それに基づいてやりましたということなんですけど、場合によっては、災害によっては、全く使えないということもあるんですよね。そういう場合は、要するに仮設トイレがこれぐらい、そうでない携帯トイレであったりとか、自宅のトイレで何とかするというふうな、そういうのは半数、半数ということじゃなくて、全く仮設トイレも使えませんよということもあるんじゃないか。逆に、自宅が全く使えませんよということもあるのではないかと思うのですが、そういうケースというのは想定しないんですか。とりあえず、国が示した一つの指標に基づいて計算をしましたということですかね。

【重野廃棄物対策課長】 今回の計画は、あくまで国の指針に基づいた計画ということでございますけれども、実際、地震が起きた時には、そういうふうなところが出てくるということでございますので、16ページのほうを参照していただければと思いますけれども、ある程度発災が起きた時に情報収集をするという形で情報を収集してトイレの不足量とか、し尿の処理はどういうふうにしたらいいかというふうな情報を収集した中で、災害廃棄物の実行計画というのを改めて立て直して実行するというところもございますので、し尿の状況を情報収集しながら、その辺については対応していきたいということで考えております。

【堀江委員】先ほど私が示したガイドブックの中では、災害時のトイレ対策は段階的にやるべきだというのがありますよね。災害の発生直後は携帯トイレを使用して、その間に避難所に備えてある組み立てトイレを準備して、さらに不足する場合には、避難所の仮設トイレを配備するということで、災害が発生していきなり仮設トイレとなりませんよね。実際に仮設トイレの業者と協定を結んだとしても、それこそすぐにとはならないし、道路が寸断されたら、仮設トイレも設置できないということもあるんですけど、そういった順を追って、災害が発生した場合の対策が行われていくと、その順を追っても、これでは、今、16ページの説明がありましたけれども、そこでし尿の量とかを把握するという、そういう視点はちゃんとあるということですか。

【重野廃棄物対策課長】 その辺を含めまして、なかなか最初から想定というのが難しいものですから、一応技術指針に基づいて、今回計画をつくらせていただいております。

そういうふうな想定も今後出てくると思いますので、そこについては随時検討をしながら、見直しが必要であれば見直していくという形になっていくと思いますけれども、今のところは、この指針に基づいて、一応計画を立てさせていただいているところでございます。

【堀江委員】 今回の立てた計画の中に、実際に東日本大震災でありますとか、そういった人たちの現場でトイレの問題についてさまざまな記録なり発信があると、そういう情報もきちんと視野に入れて計画がつくられているのかということがちょっと疑問に思ったので、この質疑をしているんですが、もう一つ、災害用のトイレの指示系統を決めておくべきだという意見がありまして、例えば下水道の被災状況がわかれば、仮設トイレ等の配備を効果的に行うことができると。つまり下水道を把握している部署が、災害時のトイレの衛生対策のリーダーシップをとることが必要だというふうに指摘をされている点があるんですが、その場合、今回の計画というのは、指揮命令系統も含めているという計画なんですが、例えば災害トイレの指示系統ということでは、そうした視点というのは加味されているんですか。

【重野廃棄物対策課長】 災害が起きた時には、県のほうに県組織チームという体制をつくってやっていくという形で考えておりますので、その中で下水道を担当している水環境対策課にもご協力をいただいて、対応のほうを図っていきたいということで考えております。

【堀江委員】これまでの災害の中で一番言われたのは、マンションとかはわかると。しかし、個別の一戸建ての住宅とかの排水がわからないと、いろんな意味で仮設のトイレも簡単にいかないという指摘があって、災害時のトイレの指示系統はきちんと決めておくべきだというご意見があったので、あわせて質疑をさせていただきました。

もう一つなんですが、計画書の61ページに、7のし尿処理というところの白丸の3番目に、平常時どうするかという時に、処理に関する備蓄を促進するというのがありますよね。例えば携帯トイレを備蓄するということで、例えば仙台市ではそういったことを進めているとかというのがあるんですが、今、長崎県も避難所の問題でいろんな備品を置くというのがありますけれども、携帯トイレを備蓄するという点については、どうなんでしょうか。

【重野廃棄物対策課長】携帯トイレについては、今のところ検討というところまで至っていない

んですけれども、仮設トイレの供給に対する協定ということでは、今、長崎県のほうが株式会社レンタルのニッケンのほうと結んでいるということでございますので、その辺を含めて、今後どういうふうに進めていったらいいかというのも同時に検討していきたいということで考えております。

【堀江委員】今回の計画は、国の指導のもとに、つくりなさいということでつくったというふうに理解をしているんですが、トイレの問題で、改めてこうしたハンドブックを読む中で、やはり避難所に食料とか水というのはあるんだけども、仮設トイレを業者と契約しているから、それでよしという考えがないか。むしろ、まずは災害発生時には携帯トイレだと。実際、それも日ごろから使わないとわからない、使うことができないというのもありますし、本当に携帯トイレから組み立てトイレ、そしてその上で仮設トイレという段階を踏んでのトイレの設置は、やはり県民に十分に周知をしていかないといけないなと私自身思ったものですから、ここで書かれているように、備蓄を促進する中で、し尿処理という、結果としてどれくらいの処理をするんだということを立てるのであれば、最初の段階の災害が発生した時の携帯トイレが、本当に長崎県内の避難所にこれがあるのかというふうな視点も、やっぱり持つべきではないかというふうに私自身思ったものですから、あえてこの質問をしたんですが、その点はどうですかね。

【重野廃棄物対策課長】この災害廃棄物の処理につきましては、九州各県集まって広域連携という面も含めて協議を現在しておりますので、熊本地震等の事案等も参考にしながら、今後、今、委員が言われたことも含めて検討していきたいということで考えております。

【堀江委員】災害が起きた時に携帯トイレの備蓄というのがないので、いわゆるビニール袋と凝固剤を即配ったというふうな対応ももちろんあると思うのですが、なかなか避難所の備品の中にもそういったものというのは、これまで視点としてはそうなかったのではないかというふうに、私の反省もありまして、ぜひ、備蓄という意味では携帯トイレの部分も今後検討していただきたいということをこの機会に申し上げておきたいと思います。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【吉村(庄)委員】 今、最初に堀江委員がお尋ねになったところと関連があるんですけれども、ちょっと教えていただけないでしょうか。

この計画の2ページ目に、真ん中より下のほうに、先ほど質問がありましたが、長崎県地域防災計画、これと左側に廃棄物処理計画というのがあって、真ん中に県災害廃棄物処理計画というのがあって、右のほうには、相互に整合を図るというのがあって、下のほうには、市町の一般廃棄物処理計画というのがあって、市町の地域防災計画があって、市町の災害廃棄物処理計画、こうなっているね。これはどういうことですか。

ありていに言えば、廃棄物処理計画というのはそのまま存在をし、地域防災計画というのも、例えば県で言えば、例えばというか、下のほうに市町を書いてありますが、県で言う場合で結構ですが、その計画はそのままあり、しかし、整合性を図って、今回、災害廃棄物処理計画というのを立てると、こういうことなのか、それとも、ここら辺が一緒になっているのかというところが少しあいまいなんですけれども、どういうふうに理解したらいいんですか。

【重野廃棄物対策課長】 今、委員ご指摘の件で

すけれども、「長崎県廃棄物処理計画」というものが、平成28年3月に策定したものがございます。それとあと、「長崎県地域防災計画」がございますので、この辺を踏まえた中で、今回、「長崎県災害廃棄物処理計画」を策定させていただいております。

この策定に当たりまして、今後、市町において災害廃棄物処理計画をつくっていただかないといけないということがございますので、県のほうである程度ひな形をつくって、今後、市町に災害廃棄物処理計画をつくっていただくという形で考えております。

【吉村(庄)委員】 いやいや、そういうことを聞いているんじゃないんですよ。廃棄物処理計画というのは、そのまま残るのかと、県で。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、じゃないですよ。それを聞いているわけです。右の地域防災計画というのも残るんですか。まず、そこを聞かせてください。

【重野廃棄物対策課長】長崎県の廃棄物処理計画も、地域防災計画も残ります。

【吉村(庄)委員】 そうすると、そことの調整を図るということですから、この長崎県災害廃棄物処理計画の素案を今出していますね。これについては、廃棄物処理計画との調整はあなたたちの担当です。当然いいんですよね、あなたたちがやられて。防災計画になると危機管理監になるんですね。ここには関連があって、相互に整合を図る計画があるから、例えば今議会で、この素案というのは、私たちで言うと総務委員会に提出してあるんですか。

【重野廃棄物対策課長】総務委員会には提出しておりません。

【吉村(庄)委員】 いや、しかし、相互に整合を図るとなっています。だから、内部的に図るのは結構ですよ。しかし、私たちが議論する時には、総務委員会に地域防災計画に関係のある災害というところに関する廃棄物ですから、そこには、議会には諮られないというか、私たちのところで諮るという立場になっているわけですが、それは諮る必要があられるんですね。というのは、ちょっと私が理解できないんですけれども。

そして、やられるのであれば、私たちも委員会という意味では、各会派を代表した委員として出ていますから、それは素案を議論することについてはやぶさかではないですが、防災計画との関係があるんだったら、これをお示しいただくのが正当だろうと私は思うんですけれども、そういう関係にはなってないですね、確認です。

【重野廃棄物対策課長】 一応、災害廃棄物に特化した計画ということでございますので、今回の環境生活委員会のほうに諮らせていただいております。

【吉村(庄)委員】 災害廃棄物でしょう。地域防災計画の中でも整合性を図るとしてあるように、左のほうの廃棄物処理計画もそうなんですけど、当然整合性が図られなきゃいかんと、こういうふうに、これは右だけ書いてありますけど、左も普通の廃棄物、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、一般処理ですね、そういうところとの整合性を図られなきゃいかんと、こういうのは当然出てくるんです、今からね。ここはあなた方のところですから、あなた方のところで、我々もそこの整合性について議論をして、意見を申し上げます。

何かちょっと私では理解が非常に厳しいと思うんですが、これですよ、これを3月までにするというんですけど、議会としては、もちろん委員会の取り扱い次第なんですが、これはずう

っとやっていたら、とてもじゃないけど時間がかかるんですけれども、どうなんですかね。パブリックコメントなんかもやるということなんですけれども、議会としてはいつまでに意見を出す、3月までに意見を出せばいいと、そういうことなんでしょうかね。どうなんですか。

【重野廃棄物対策課長】 一応、3月議会にもう一度諮らせていただきたいということで考えておりますので、その前にご意見をいただければ一番ありがたいですけれども。

【吉村(庄)委員】 通常、3月議会に提出する時には、ある程度の成案ね、ある程度と言ったらおかしいけど、あなたたちは成案化するんですよね。案として出すにしても。私たちに対してはいつごろ、いろいろ検討した経過とか、それまでのいろんなパブリックコメントだとか、何かそういうところとか、市町とどういうことをやっていくのか知りませんけれども、そういう意見を集約したものとかというのは、いわゆる成案という意味では、いつ提示をなさるつもりですか。私は、十分時間をとっていただきたいというふうに思いますが。

【重野廃棄物対策課長】今回の災害廃棄物処理計画については、議会にお諮りをしないといけない案件ということではございません。今回は、こういう計画をつくりますということでご報告をさせていただいているという形で、議案外の中で報告をさせていただいているということでございます。

【吉村(庄)委員】 それはね、議会と理事者側との関係を含めて、それから、いろいろな法律との関係を含めて、どれだけの重要性とか、そういうものがありますから、議案として出すとか、議会がちゃんと議題的に結論を出す計画案と、こういうふうになっているとか、なっていないとかは別にして、素案を説明されているわけだから、私がお尋ねしているように、多分あなたたちは3月議会に成案を出されるんですよ。そして、意見を言う必要があるなら言うわけですね。それは構わんですよ。

しかし、成案にしても、ある一定の時に出してもらわないと、前とどう違ってきたのかとかなんとかということを含めて我々は検討、あなたたちが出す以上は検討していかないといけないし、この問題は、先ほどからも話があっているように、非常に重要な部分を含んでいますね、いざとなる時の。現場では問題になる、いろんな事項がね。トイレの問題もありましたが、そういう問題のほかにもあると思いますがね。

そういう点を含めて、私たちも災害のあったところを視察したりなんかしていますので、そういうところについての意見はあるんですけれども、なかなか今のような状態でされると、今日から明日までかかって言っていいのかどうかという問題もあるんだけど、私は国の方針に基づいてやられたのはわからんでもないけれども、何か突然出てきたような感じがしますから、当然しなきゃいかんことであることは認めますから、その労はねぎらいたいと思いますけれども、やっぱり我々にも一定の期間というか、そういうものが欲しいので、例えば3月議会の議案として出すのではないけれども、3月議会の前には成案をまとめていただいて提示をしていただくということは、私は必要ではないか、こういうふうに思うのですが、その点についてのお考えが今あるのかどうかわかりませんけど、どういうふうにお考えですか。

【重野廃棄物対策課長】先ほど説明で申し上げましたとおり、市町のご意見、それからパブリックコメントを含めた中で、早めに素案を成案

として決定して委員会のほうに提示をしたいということで思っております。

【吉村(庄)委員】 最低、そういう議論とか意見などを私たちも十分、今でもこういうふうにずっと、今から見ていきますから、個々には言えると思いますね。委員会としてやっぱりいろいろ議論するようなところを十分、十分とは言わないけれども最低の時間がとれるように、なるべく早い時期に、それは、例えば今からやって1月の初めに示せとか、こんなことは言いませんけれども、一定の時期には成案なるものを私は出してもらいたいと思います。

中身については、お尋ねしたいこともたくさんあるんですよ。しかし、時間もありませんから、私は手続的なことだけ申し上げておきたいと思います。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【溝口委員】 組織なんですけれども、7～8ページになっているんですけれども、県の体制は、見れば大体わかるんですけれども、市町がどこに、どういうふうにかかわってくるのかということがちょっとわからないんですけれども、8ページのあれから言ったら、例えば県のほうに、一応こういう体制ですけれども、例えば2番目の情報収集・連絡・広報担当というこのチームをつくっておくということと、それから、広域調整担当、適正処理指導担当とかあるんですけれども、下はもう県のほうのそれぞれの部局になると思うんですけれども、これはどういうふうな担当のあれをつくっていこうとしているんですか。

【重野廃棄物対策課長】 今、委員のご指摘の件ですけれども、8ページに記載していますとおり、災害廃棄物の対策における県の組織チームの中に情報収集担当、広域調整担当、適正処理担当、庁内関係部局との連携というところをつくりまして、県としては、そういう組織の中で災害廃棄物対策における対応をしていきたいと。あと、市町にそれと同じような形になるのか、そこについては、今後、市町のほうに災害廃棄物の処理に対してどういう体制をつくれるのかというマニュアルを示した中で、各市町で組織をつくっていただいて、市町は市町で対応をしていただいて、そことの連携を図っていくというふうな形になっていきます。

【溝口委員】 それはわかります。でも、情報収集・連絡・広報担当とした場合に、例えば水産部から誰々とか、この担当チームをつくらないといかんわけでしょう。そのチームがどういうふうな組織になってくるんですかと聞いているんです。

例えば広域調整担当としていると、やっぱりこれは県の中につくるわけでしょうから、誰がそこを担当しているのかということを聞いているんです。

【重野廃棄物対策課長】その組織につきましては、環境部の中に一応設置させていただいて、各関係部局から代表者を出していただいて、庁内の連携体制というのをつくっていきたいということで考えております。

【溝口委員】こういうふうにつくっているから、私はもうあるものと思って、組織・推進体制というのをつくろうとしているその部分がどういうふうになって、市町のほうにもお示しして、自分たちは、例えば上の情報収集・連絡・広報担当としては、こういう人たちが組織的に入って、ちゃんとチームのリーダーとしては環境部がなりますと、誰々がその担当になりますとか、そういうあれはきれいにつくっていかないと、そういう体制をつくっても、市町からの連絡と

いうのがどこにやれば、情報収集としているから、最初には、一番上の情報の担当になると思うんですけれども、そこら辺ははっきり示しておかないと、市のほうも、そうしたら、誰が担当してからこちらに来るのかということをやっぱり示していかないと、こちらは、例えば水産部誰々、どこの誰々がこういうふうにして入って、担当としてはチームリーダーは環境部がなりますので、そうしたら、市町もそういう形をつくって、ちゃんと一人に情報を集めて、県のほうのチームをつくらないと、今度は国に持っていけないという形になるんじゃないかと思っているんですけれども、その辺については、やはりしっかりとした素案の中で考えて、市町に提案していかないといけないんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【重野廃棄物対策課長】先ほども申し上げましたとおり、3月までには、市町が廃棄物対策処理計画をつくるためのマニュアルというものを作成していきたいということで考えておりますので、その中にきちんと示させていただきたいということで考えております。

【溝口委員】 そうしたら、先ほど吉村(庄)委員が言われましたけれども、私たちとしては、できてしまったものは、後から追認でも、そのまま3月に一応意見を出して、もう認めてくださいということになってくると思うんですよね。だから、本当は、やっぱりこの素案の中で、そういうチームをどういうふうに考えていますよということまで、やはり今日、示せたら示してもらって、また違う場所で示してもらって、そして、それで足りるのか、足りないのかというのを私たちも審議していかないと、内容が、どこがどう入ってくるのだろう、この中にと。別に、そういう部局じゃなくて、そういうのをつくるのかどうかというそんな方向、課とかですね。ちょっとそういうあれが、本当に情報の伝達がきれいにぱっぱっぱとできていくような体制づくりになってくるのかなと思って、これを見ながら、どこに言えばいいんだろうと、私が市町になった時に、どこに、例えば県北地方本部に言うにしても、それがしっかりとした体制が、地方のほうに言ったら、ちゃんと環境部のところに伝わって､それがすぐ本部長に行って、そして、これは大きいからということで国のほうに行っているかと。

やはり災害だったら1日が勝負の時だと思うので、やっぱり大きな災害だったら、国のほうにすぐに飛んでいかないと、先ほどの仮設のトイレとかなんとかにしても準備ができないという形になりますので、これについては、やっぱりしっかりとした組織、伝達というものができるような体制づくりをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【深堀委員】 今の廃棄物処理計画の分で1点だけお尋ねしたいんですけれども、いろいろ中身は見せてもらっていますけれども、一つの視点として、収集運搬体制という項目が55ページに載っているんですけれども、通常の廃棄物処理計画じゃないわけですね。何か大規模な災害が発生した時の処理ですよね。となれば、例えば熊本地震の時を考えてみれば、至るところで道路が寸断されて行けなかった。物を運搬する人たちも確保できなかったというようなことがあるわけですね。それに対する想定が、全くこの計画の中にないわけです。例えばトイレの話であったりとか、じゃ、どこの施設がどれだけ受け入れられるというのはありますよ。じゃ、誰がそこに届けるのか、持っていくのか、そうい

う緊急事態を想定した中身として、この計画の中にはそういったところが、私は見えない。災害対策の別の計画の中であれしているのか、災害が発生した時には、当然救援物資を届けないといかん。その一方で、壊れたものを廃棄物として処理しないといかんと。優先されるのは、どうしても救援物資とかを届けるほうが、多分優先されるんでしょうね。

そういう事態を想定した時に、じゃ、廃棄物をどうやって、今計画しているところに運搬するのかとか。例えば災害の時に、輸送会社といろいろ協定を結んでいる自治体がありますよね。そういう計画、こういう災害対策の廃棄物処理計画の中にも、例えばどういった事業者と協定を結んで、これを間違いなく届けるんだ。道路の状況に関しては、例えばどことどこと連携をして、その情報をタイムリーに入手した上でするんだとか、そういう視点が見えないんだけど、そのあたりはどう考えていますか。

【重野廃棄物対策課長】協定の部分につきましては、前半のほうに、一応、産廃協会とかそういうふうなところと協定を結んでいると記載をさせていただいております。

その辺の具体的な、今、深堀委員が言われた収集運搬体制をどういうふうに具体的にするのかというところは、今回、記載が十分行き届いていなかったところがございますので、今後そこについても見直しを図っていきたいということで考えております。

【深堀委員】 一つの視点です。一つの視点として、十分な計画をつくってもらうためには、そういう視点もちゃんと入れてしていただきたいということは、要望しておきます。

引き続き、チャレンジ2020の数値目標の進捗状況の資料が出ていますので、お尋ねをしたいんですが、「身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合」という指標が、進捗状況としては遅れているということが、資料の3ページなんですけれども、ここの状況なんですよね。「平成20年度70％から平成26年度64％と低下傾向にあったが」云々と、現時点で、平成28年度が56.4％ということでして、「取り組んでいない理由」として、「情報がない」とか、「参加したい活動がない」とか、「どうしていいかわからない」と回答した人が45％以上いたことから云々というふうに書いてあるんですけれども、具体的に現在までのＰＲ活動というのはどういうふうにしたのかということ。そして、56.4％とかというパーセンテージが出てきていますけれども、その算出方法、このあたりを少し教えていただきたいと思います。

【山口環境部次長兼環境政策課長】 2点のお尋ねでございます。

まず、ＰＲ方法でございますけれども、環境教育につきましては、いろんな活動をやっています。一つは、環境アドバイザーの派遣とか、あとは情報発信をやっておりまして、総合情報サイトというのを平成27年度に立ち上げましたけれども、この中で各種環境活動団体の活動について、インターネット上で発信をしたり、メールマガジンで発信をしたりしております。

あと、そのほかにも環境の団体でございますけれども、環境カウンセリング協会長崎というのがございますが、そことＥＳＤの普及啓発活動ということで、教育委員会とも連携をとりながら普及啓発活動を図っているところでございます。

また、今年度からの事業といたしましては、環境活動の養成講座等も開催して、幅広く環境活動、環境教育の普及啓発には努めているとこ

ろでございます。

あと、算出の方法でございますけれども、これにつきましては、政策企画課がインターネットを通じて、県民の方々の意識調査を年一回やっております。その中で、「環境活動に取り組んでいますか」ということで調査をかけておりまして、その割合をここに毎年計上するような形で取り組んでいるところでございます。

【深堀委員】 わかりました。非常に定性的な指標なので、この数字を捉えて本当にやってないねなんていうことでは、私はないだろうなというふうに、数字として下がってきているからとは書かれているんだけれど、本当に真の数字なのかというのは大変わかりにくいので、その数字にあまり左右されることなく、地道な取組を続けてほしいなということだけは申し上げておきたいなと思っています。あまりこの数字にとらわれて、何が足りないのかとは。

ただ、その一方で、今度は別なんですけれども、例えば総括説明資料の中で、県下一斉ノーマイカー＆エコドライブウィークとかが12月から始まるというふうな説明があるわけですけれども、こういったところをやっていますと言うけど、実際にそれがどれだけ効果が上がっているのかとか、どれくらいの人がこれに参加しているのかとか、そういった実数をつかむ努力というのは、実際にこれはされていたんですか。ちょっと話がずれて申しわけないんですけれども、お願いします。

【山口環境部次長兼環境政策課長】県下一斉ノーマイカー＆エコドライブの実績でございますけれども、これにつきましては、エントリーをしていただくような形でしております。

それの結果につきましては、また報告をしていただくようなシステムをとっておりまして、昨年度は12月14日から20日までの1週間取り組んでおりますけれども、約3万7,000人の方々に参加していただいておりまして、$CO_2$の削減効果といたしましては、66トンの$CO_2$の削減効果があったというふうに我々は、その報告をもとに算出をしているところでございます。

【深堀委員】 県下で3万7,000人参加されたと。これは、実際にエントリー制ですから、その人たちは確実に実施したわけですよね。

だから、やはりこういった実数が間違いなく出る数字というのをしっかりまた追いかけていく必要があると思うんですけれど、これについては、目標の数値というのはなかったんですか。例えば長崎県下で138万人とか人口がいる中で、じゃ、何十万人とかという目標は立ててなかったんですか。

【山口環境部次長兼環境政策課長】これにつきましては、目標が幾らということは設定はしておりません。ただ、徐々には増えていると思っておりますし、土曜日の長崎新聞には、県下の皆様方にＰＲをしたいということで広告も打っておりますので、見ている方と見ていない方はいらっしゃると思います。なるべく幅広く参加を促したいと思っております。

【深堀委員】ぜひ今のようなこういう数字というのは実数なんだから、そこをしっかり求めていく。だって、これに参加した人は、イコール身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合にもつながりますよね。感覚的な何％なんていう数字よりも、実際に取り組んだ人の数を増やすというのを、実数をもっと明確に目標として掲げて。だって、企業は協力しますよ、絶対、こういう環境活動に関しては、恐らく。もっと企業にどんどん、企業として取り組んでもらえば、もっと参加者は増えると思うので、環境先

進県としての取組をぜひお願いします。

最後にもう一つだけ。下水道関係なんですけど、福岡で道路が陥没したのは、結局水道関係だったんですけれども、そういったところ、結局老朽化が進む水道管の対策として調査がいろいろ行われているわけですけれども、昨今、国土交通省が発表した下水道全国点検の結果、多くの老朽化したものが対策が必要だというふうに自治体に求めているということがあったわけですけれども、長崎県下も恐らく、実際に調査をやったのは基礎自治体だと思うんですけれども、長崎県の状況について教えていただきたいと思います。

【田口水環境対策課長】国土交通省が硫化水素による腐食の恐れが大きい管路、具体的に申し上げますと、管路の勾配があるところは、どうしても硫化水素が滞留しまして、マンホールの内壁を腐食する可能性が高いということで、そういったところを指定をしまして全国調査をするということで始めたものでございます。基本的には5カ年でやる調査でございまして、今年はその初年度ということでございます。

本県におきましては、調査数としましては、マンホールで74カ所、管渠におきましては1.6キロメートルについて調査を行いました。結果といたしまして、マンホール74カ所のうち7カ所について腐食があったという報告がございました。具体的には、マンホールの内側の壁面が劣化していたということと、あとはマンホールのふたがさびついて開かなかったというところでございます。

対応につきましては、来年度から再来年度の予算を使って補修するということで報告を聞いております。

【深堀委員】 5カ年調査の中の初年度ということで、それぐらいの結果だったというわけですけれども、当然、調査を進めていく中では、いろんなケースが出てくると思うんですね。そのケースによっては、福岡で起こったような、道路が陥没するようなことにつながるようなケースも、もしかしたらあるのかもしれないし、そのあたりの調査をできるだけ前倒しするということは、それはできないんですか。やっぱり5カ年かけざるを得ないという状況なんですか。

【田口水環境対策課長】 今回、公表されたのが平成28年度に実施された調査結果でございまして、今年度においては、まだ予定ではございますが、マンホールで473カ所、そして、管渠につきましては13.2キロを調査するという計画で進めているところでございます。

委員がおっしゃいますとおり、5カ年でやるのではなく、可能な限り前倒しでやっていくというのが非常に重要だと思っておりますので、調査の促進という観点から、市町のほうに要請してまいりたいと考えております。

【深堀委員】最後にします。恐らく点検の結果、早急に、緊急に対策を講じなければいけない部分と、それは長期的に、そんなにあせらなくてもいいというような結果があると思うんですけれども、そのあたりの財源というのは、当然これは恐らく基礎自治体がやる話なんでしょうけれども、そこの予算というのは、国からの補助金制度というのは何かあるんですか。それとも、基礎自治体の自主財源でやらなければいかんという状況なんですか。そこらあたりだけ、教えてください。

【田口水環境対策課長】下水道施設の更新につきましては、防災安全交付金というのを活用することができるわけでございますが、その損傷の内容ですとか、損傷の規模によって補助金が

使えるかどうかというのは個別に判断していく必要があるというふうに思っております。

【ごう委員長】 それでは、ここで一旦休憩をとらせていただきます。

再開は、3時50分としたいと思います。

― 午後　３時３８分　休憩 ―

― 午後　３時５０分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

次に、質問のある方はいらっしゃいますか。

【宮本委員】 数点、確認の意味で質問させていただきます。

まず、長崎県災害廃棄物処理計画、先ほどからさまざま議論があっていますけれども、1点だけ確認させてください。

3ページの表がありますけれども、災害廃棄物の種類ということであります。これは環境省が出したということで出典が書いてあるんですが、この中に有害廃棄物がありまして、ＰＣＢがあります。こういったのが出てくるとなると、これは非常に大ごとになります。特に長崎はカネミ油症という問題がありました。これは環境省が出した資料なので、長崎県内にＰＣＢが出てくるような発生源となるようなもの、今の現段階で特定とかされていますか。その確認をさせてください。

【重野廃棄物対策課長】ＰＣＢにつきましては、現在掘り起こし調査を行っております。高濃度ＰＣＢのトランスコンデンサーにつきましては、平成30年3月までに処理を委託しないといけないというふうな形で決まっていますし、安定器につきましては、平成33年3月まで、高濃度につきましては処理委託をしないといけないというふうなところで、現在、ＪＥＳＣＯの関係で処理委託のほうを進めておりますので、現在、掘り起こし調査を行っております。

ただ、今回、熊本県の地震でも起きたように、まだ掘りおこしが十分届いてないところで災害が起きた場合については、ＰＣＢの漏れが起きたというふうな事案もございましたので、環境省のほうで、今回、ＰＣＢのほうもきちんと注意してくださいというふうな意味も含めて、この災害廃棄物の種類というところで記載があっております。

【宮本委員】 平成30年度、そして平成33年度までに処理委託ということでありますけれども、掘りおこし調査ということですね、これについてはしっかりと原因を突きとめて、ＰＣＢ、例えばこういったのが出てくるという想定はしたくはありませんけれども、やっぱり計画ですから、しなければいけないというのはもちろんでしょうけれども、熊本の先ほどの事案も言われましたので、いち早くあらかじめ予防という観点から、課長、どういったところに長崎県内にＰＣＢがあるのかというのも、また独自で、一刻も早くしていただきたいというふうに思っています。

これについては、環境部だけでなく、横断的にしていくことが必要だと思っています。例えば土木部関係だったりだとか、そういったところとの連携というのもとってもらいたいと考えていますが、そういった横断的な部局との連携については、一応確認ですが、どんな方面に進められますか。

【重野廃棄物対策課長】 今、委員おっしゃられた連携につきましては、庁内関係各課を交えてＰＣＢ廃棄物の対策協議会というのをつくりまして、このＰＣＢの対策について協議をして、今計画的に進めているところでございますので、その辺にも情報をきちんと流しながら、漏れが

ないような形で対応を行っていきたいということで考えております。

【宮本委員】ぜひともその協議会ではしっかりと進めていただいて、ＰＣＢの原因物質、今後は、こういったのは使わないという社会には、もちろんしていくべきではありましょうけれども、そういった形でしっかりと連携をとっていただきたいと、これは強く要望させていただきます。

もう一つ、循環型社会の構築という観点から確認というか、今後の取組についてお尋ねいたします。

中国が2017年12月までに廃棄されたプラスチックの輸入を禁止するということが報道であっております。この背景、原因について、県の環境部で何か知り得ている情報があれば、教えていただければと思います。

【重野廃棄物対策課長】 今、委員ご指摘の件ですけれども、中国政府より、本年の12月31日から、生活由来の廃プラスチック等の廃棄物の輸入を禁止するということで公告がされたということで聞いております。

環境省のほうでは、現在、廃プラスチックにつきましては、容器リサイクル制度に基づいて、国内で循環型の社会、リサイクルのほうを進めておりますので、そのルートに乗っけていただきたいというふうなところで、今、海外のほうに出している部分も市町村のほうであるんですけれども、市町のほうに、国内のリサイクルのほうに回していただきたいということで通知を出しておりますので、うちのほうもそれに基づいて、市町に対して通知を出したところでございます。

【宮本委員】 確認ですけど、現状では、恐らく日本全体としても中国に輸出をしていた。長崎県も相当量を中国のほうに出していたという現状は今までありますか。確認です。

【重野廃棄物対策課長】 平成27年度の全国集計でございますけれども、ペットボトル自体が64万トン回収がされていると、そのうち海外に出ているのが29万トン、それで国内で35万トンがリサイクルに充てているということで、海外のほうにも40％ぐらいは出ているということでつかんでおります。ただ、県内については、その辺の情報は持ち合わせておりません。

【宮本委員】 となれば、40％が今まで出ていた。それが来年からは、国内でどうにかして処理をしていかなければならない。もちろん、長崎県においてもそれは同様であるということなので、これは県内の業者さんにおいては、非常に問題であろうと思います。今までのような循環がなかなか厳しくなるというふうなイメージで、何か業界からそういった意見とか、要望とかというのは上がっていますか。

【重野廃棄物対策課長】 今のところ、我々がつかんでいるところでは、そういうふうな要望等はあっておりません。

ただ、環境省のほうでそういう補助制度、リサイクルに回すための洗浄をする機械とかそういうふうなものを導入するような補助制度を設けておりますので、そういうものを使っていただいて、よりリサイクルに努めていただきたいということで推進しているところでございます。

【宮本委員】 それは、今後は県内の業者に対してもそれを推進していくという方向性でよろしいんでしょうか。

【重野廃棄物対策課長】 環境省のほうが、今のリサイクル事業の補助金制度につきましては、公益財団法人の廃棄物・3Ｒ研究財団のほうに委託して事業を行っているということでござい

ますので、そちらのほうから周知を図っているというところで、県のほうにつきましては、先ほど言いましたように、市町に対しては、国内でよりリサイクルが回るように、国内の容器リサイクル法にのっとったリサイクルを進めていただきたいということで周知を図っているところでございます。

【宮本委員】 わかりました。国内でのリサイクルの確立というのが今後重要になるということは明らかなので、これは各市町ともしっかりと連携をとっていただいて、廃プラスチック、今まで出してきたものが、今回からは国内にとどまる。そして、それを国内でリサイクルしていく、循環する仕組みづくりをしっかり国としてもとっていくという認識で、これに対しても県内もしっかりこれで取り組んでいくという認識で確認をいたしました。

来年に向けていろいろ問題が出てくるかと思いますので、これについてもひとつしっかり連携をとっていただいて、いい具合の循環ができるように措置をとっていただきたいというふうに思っています。

それともう一点、先日、壱岐のほうに行きまして、「チーム防人」に行ってまいりました。視察に行きました。

海岸漂着物、実際見るとすごかったですね。1週間前にきれいにした海岸が、1週間後はこの状態ですよというふうに見せられました。そこには、やっぱりいろんなものが落ちているわけですね。それを一つひとつボランティアの方々ととっていく作業をやっているんですよということを言われた時に、この海岸漂着物は産業廃棄物だから、取りはする。けれどもそれを処理するところは長崎にはないというお話だったと思います。北九州に送っているということを言われていました。こういうのも長崎県で処理するような、そういう動きができないのかというのをちょっと思ったんですが、今の流れは、やっぱり県外に出ているということでよろしいんでしょうか。これは確認です。

【重野廃棄物対策課長】壱岐のほうについては、壱岐の一般廃棄物の処理でできる部分については処理をして、産廃で処理している部分については島外に出しているというふうなところで聞いております。

対馬の分については、今年度から島内で処理ができるような形で、島内業者を使うような形で計画をしているというふうに聞いております。

業者が島内にいれば、島内処理というのをより進めているんですけれども、なかなか島内に業者がいない場合については、島外に出しているというふうな状況も各島においてはあっております。

【宮本委員】 対馬では、そうしたら、それを処理する業者がいるということですね、来年度から。いるわけですね。壱岐でもそれができれば、そこで完結できるということ、これは今後はどうなんですか。壱岐市自体としては、考えていってはないんでしょうか、今の現状では。

【重野廃棄物対策課長】海岸漂着物の処理だけでは、多分、採算がとれないと思いますので、その辺が、事業としてやっていけるかどうかというふうなところで、処理業としてやっていくかというところになってきますので、その辺につきましては、壱岐市のほうも、島内でできる分については島内でということは考えておりますけれども、あとは業者がそこまで育っていけるかどうかというふうなところも含めて、今後の課題というところで認識はしております。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【髙比良委員】 何点かあるんですが、まず、さっきから話に出ている災害廃棄物処理計画、全部読ませてもらったけれども、1点だけ気になるんですよね。15ページに、応急対応期と、これは時間の目安で、災害発生から2、3カ月程度ということになっているでしょう。これが、要するに、1次仮置場とか、2次仮置場とか、そこに搬入を完了する期限として、最大、マックスで3カ月程度という話なんだけど、これは遅過ぎるというふうに思うんだけれども、なんでこういうふうにしたのかな。

したがって、実際に処理をやっていくというのが2、3カ月後からしか始まらないという話なんだよな。

さっきから地震という話が出ているんだけれども、現実的には、台風被害というか、豪雨被害というか、本県における災害の中では一番頻度が高いのはそれなんですよね。仮に台風とか、豪雨とかいったことによってどういうことが生じるかというと、台風の57号じゃなかったけれども、家屋の場合は屋根が飛ばされる、瓦が飛ばされる、あるいは樹木の倒木が起こる。あるいは河川の氾濫による浸水被害があっておると。あるいは、土砂崩れがありますよと、もっと言えば、漏電等による2次災害の火災発生がある。そういうのが想定されるわけだな。

そういう中で、じゃ、廃棄物として一番多く出てくるのは何かというと、さっきし尿の話もありましたけれども、一番ロットとして大きいのは、やっぱり瓦れきですよ。あるいは一般家庭の、浸水被害に遭ったということでもう使用に耐えないようなごみというか、そういうものを考えた時に、1次仮置場までの搬出期間を2、3カ月もとるという話になると、町中に、その辺に溢れているという話になる。家屋の、要するに居住地周辺のところに野積みをしてあるというか、そういう状況が普通は想定されるわけたいね。その処理を自力でしなさい。しかも2、3カ月間はそのための期間、その後でないと処理をしませんよと。これは日常生活に大変な支障が起きてくるというふうに思うんだけれども、県がこれをつくった上で、市町がつくるという話なのか。であれば、ここのところはやっぱりもう少しスピードアップするような取組を最初からつくっておいたらどうかな。何となれば、1次仮置場とか、2次仮置場というのは、市町が事前に候補地を選定しておくわけでしょう。そこの中で、現実的な対応を見た中で、具体的に指定をするという話になるわけ。

そうすると、候補地というのはどういうところかというと、やっぱり居住地の周辺の小中学校のグラウンドであったりとか、あるいは広場、あるいは一定面積を持つ公園、そういったところに限られてくるわけよね。そうすると、地区ごとにメッシュで切った場合に、どこがどうだということは、候補地としてはおのずからわかってくるというか、わかってなきゃいかんのだ。そこの中からピックアップするだけの話だから、仮置場はどうするか、いろいろ要件は書いているけれども、こういったことも想定しながら、迅速な対応はより図られるというふうに思うんだけれども、受け皿は、だからそこにあるとすれば。そういうことを考えるのに2、3カ月というのはどうかなと思うんだけれども、この辺はどうですか。

【重野廃棄物対策課長】 今、15ページの中の復旧・復興期の2、3カ月というのは、廃棄物の処理のほうを進めるのが、実際、1次選別が終わって2次選別があって、そこから処理をしますよというふうなところが2、3カ月になってく

るのかなということで考えております。

56ページに仮置場の選定方法ということで、今、委員がおっしゃられたとおり、仮置場については、市町において事前に選定をしていただいておくと。発災が起きた時には、そこで早急に仮置場を選定して、そちらのほうに持ち込んでもらうというふうなのが、災害復旧に対しては非常に有効なところだと、我々も考えております。

持っていく中で、できれば選別が1次仮置場でできて、今後のリサイクルに進めるに当たって、2次、3次とうまく進めるようにしていくには、早めの対応が必要だと考えておりますので、そこの仮置場の設定につきましては、市町と協議を交えながら、候補地については早めに出していただいて対応を図っていきたいと考えております。

【髙比良委員】処理に当たっての行政の目標値の立て方としては、やっぱりより迅速に行っていく。それは選別をしていって、発災をしてどうだこうだと、そこは、だから、ある意味2次的な話ですよね。

だから、要するに、住民の生活から考えた場合に、早く身近にあるところのごみを処理してもらう、処理できるというような、そこの時間だよね、私が言っているのはね。だから、ここのところは、なるべく早く、スピーディーにできるように。

もちろん、例えば大規模な台風で、家屋等の倒壊被害が出ましたよと。それは罹災証明からとっていかなきゃいかんとか、そういう手続が被災者のほうは必要になってきて、そのためにちょっと時間はかかるというようなことはあるんだけれども、さっき言った、そこまでの状態じゃなくて、瓦れきがそこの周辺に散乱をしていると、ここが相当時間がかかるという話になると、生活上はやっぱり不便ですよ。それから、2次的ないろんな問題が出てくるわけだよな。だから、ここのところの処理は、もっとすっと上げてできるような、そういう立て方をしてもらいたいと思う。

それと、1次仮置場までは自分で運びなさいという話になるんだろう、原則として。書いているもんね。これはね、やっぱりなかなかかなうものと、かなわないものとあると思うんですよ。さっき産廃業者云々という話は出たけれども、あるいは災害ボランティアの活用等々も含めた中で、ここもやっぱり処理というか、どういう方法にするかというのは、少し検討を多角的にしたほうがいいと思います。1次置き場までは被災者が自分で搬入するんだというふうに限定をしないでと、そうしたほうがいいというふうに思います。

次、地球温暖化対策。これは、長崎県地球温暖化対策実行計画を策定して、$CO_2$の排出抑制に取り組んでいくと、そういう話なんだけど、そもそもこの計画において、本県における$CO_2$の排出量と、そこからの削減目標量というのはどうなっているのか。そしてまた、これまで取り組んできた実績というのはどこまでなっているのかといったことをまず答えてください。

【山口環境部次長兼環境政策課長】地球温暖化対策実行計画でございますけれども、目標といたしましては、2020年度における長崎県の温室効果ガス排出量を1990年度比で13.4％削減するということでおります。

実際の数字といたしましては、1990年（平成2年）の排出目標に対して、先ほど言いました13.4％の削減ということで掲げておりますけれども、平成32年度の目標とする排出量といたし

ましては、平成2年が892トン排出量があったのが、平成32年度には838トンまで下げるというふうな目標にしております。

現在の状況でございますけれども、現在把握しているのが平成26年度の速報値ですが、987万トンの排出という状況になっております。

【髙比良委員】これは京都議定書をもとにしてやっているのかね。そうではないのか。13.4％というのは、これは他の都道府県もやっぱりその目標値ということで考えていいわけ。長崎県独自の数値ですか。

【山口環境部次長兼環境政策課長】基準年度につきましては、先ほど委員がおっしゃいました京都議定書のところが基準年、同じでございますけれども、この算出につきましては、県独自の分として算出をいたしておるところでございます。

【髙比良委員】 それじゃ、平成2年が892万トン、それを平成32年には、うん？私が間違ったかな、838万トンでも13.4％の削減にはならないね、ぱっと計算して。どうかな。

【山口環境部次長兼環境政策課長】申しわけございません。舌足らずのところでございまして、これに、あとは吸収量を含めたところで13.4％というふうになっておりまして、排出量の削減としては、森林吸収の分を3.3％含んだところでございまして、排出量の削減としては約10％の削減という形にしております。

【髙比良委員】そこはあまり当てにならないんだよな。森林$CO_2$、森林には$CO_2$の吸収効果というのは、足し算、引き算に使ってくるんだけれども、じゃ、森林の吸収量を拡大するためにどういう手を打っているかというと、特に手を打ってないよ。森林整備で幾つかはやっているけれども、吸収量をうんと拡大するような、そういう手だてまでにはなってないんじゃないかなと思うんだよな。でも、それはそれで一定の効果があるから、百歩下がってそれを認めるとしても、基本的には、排出量そのものをやっぱりうんと削減をしていくと、そういう取組がベースだよね。

それで、さっき言った、平成26年度987万トンという話、うん？987万トンあったら、平成2年の892万トンを超えているじゃないか。これはどういうことなのか。

【山口環境部次長兼環境政策課長】基準年度の平成2年度が排出量としては892万トン、それと、先ほど申し上げました平成26年度が987万トンと増えております。これにつきましては、ご承知のように、平成23年に東日本大震災がありまして、その後、原子力発電所が止まったということで、火力発電所に頼らないといけないというような状況がございまして、排出係数が高くなったというところで排出量が増えたと、要因としてはそういうことでございます。

【髙比良委員】 要するに、$CO_2$をたくさん排出するその発生源というのは2つなんだよね。要するに、火力発電所の$CO_2$の排出、それから、車ですよ。ガソリン車、ディーゼル車、そこが一番大きい。もちろん家庭での消費に伴う部分での排出量がどうかと、そういうこともあるんだけれども、本県でも松浦の火力発電所、ここをやっぱりどうするかという話が、この計画をつくる時点において、だから、その辺の議論もやっぱりあるんじゃないかと思うんです。

そういう中で、かつかつ省エネ対策とかいろいろ進めている。それはとってもいいことなんだけれども、そのことで、しかし、本格的に$CO_2$を削減していくということにどれだけ欲し得るかという話になると、ロットとしてはやっ

ぱり少ないのではないか。例えば発生源が一番大きなところの排出量をうんと減らしていくとか、そういう取組をしていかないと、なかなか地球温暖化対策としての効果は出てこない。もちろん中国だ、インドだ、そういったところに対してもっと知恵をしっかりつけていくというような、そういう国際的な取組を促進するということでないと、それはできはしないけれど、ただ、長崎県としてそういう目標値を掲げた以上は実行というか、成果が上がるためには、一定やっぱり大規模に排出するところをどうやって少なくしていくか。言ってみれば、今の排出をしている状況をベースとして、そこをどう知恵を絞って少なくしていくかというやり方ではなくて、今の排出している状況をいかに変えていくかと、ここにやっぱり切り込まないと、なかなかその達成が難しいという話になってきはしないかと思うんだけれども、この辺を環境部として取組をどう考えているかということです。

【山口環境部次長兼環境政策課長】二酸化炭素等の排出削減につきましては、県だけでなく、国の政策等も含めながらやっていきたいと思っております。

先ほど委員おっしゃいましたように、排出量が多いところについてどうやっていくのかというところでございますので、県でやれるところ、あと、国ベースでやれるところ、確かにおっしゃるところの石炭火力発電所の問題等々もあろうかと思います。これにつきましては、国のエネルギーミックスの問題等ともあろうかと思いますので、国の事業等と連携といいますか、国の事業も含めながら、私どもの県のほうでやれるところは何なのかというところを考えて取り組んでいきたいと思っています。

【髙比良委員】 私は、基本的に環境は産業でないと進まないと思っているんだよ。要するに、環境を守るためには、産業をそういう構造に変える。製品をそういうふうなものにやっていく。要するに、環境というテーマでその産業の進化を図る。そうしないと、本来的な意味での環境の保全というのはできないと思っているんです。

だから、そういう意味で、例えば国の場合は、車の排出基準というか、それについて規制をかける。あるいは、発電所についての排出規制をかけていくための技術革新を求めるとか、そういうことをやってきているわけよ。

例えば再生可能エネルギーを拡大をしていくとか、バイオマスのボイラー等々の普及によって、カーボンニュートラルの促進をどんどんしていくとか、あるいは、もっと言えば、電気自動車とか、水素自動車とか、そういったものの普及を図られることによって排出量がうんと減ってくるというふうに思っているんですよ。もちろん家庭の省エネの取組も必要だけれども、ベースはそういうことだと思う。

そういう意味で実行していこうとすると、少なくとも本庁においては産業労働部と一緒になってやらなきゃいけない。あるいは、農林部のほうと一緒になってやっていかなきゃいけないとか、そういうことがあると思うんですよ。

そこで、$CO_2$を本格的に、この計画に基づいて削減をしていくというものを全庁的に取り組むという、そういう仕掛けを環境部のほうでできないのか。$CO_2$削減庁内戦略会議とか、言ってみればそういう話なんだけれども、この辺になったら、本当に環境部としての役割がうんと上がってくるというふうに思うというか、責任がさらに重くなるかもしれないけれども、いわゆる仕事としてやる意味というのはうんと高まるというふうに思っているんだよ。この辺につ

いてはどうですかね。

【山口環境部次長兼環境政策課長】 今、委員がおっしゃいましたとおりだと、私どもは認識しております。

この地球温暖化対策実行計画につきましては、環境部だけの計画ではないと思っていますし、この中の政策といたしましては、まさしく産業労働部のほうだったり、農林部のほうだったりということだと私どもは思っております。関係する部局とともに、やはり二酸化炭素の排出が抑制されるような方策に取り組んでいきたいというふうに思っていますし、県でできるところにつきましては取り組んでいきたいと考えております。

【髙比良委員】ぜひ進めてもらいたというふうに思います。ちょっとウィングを広げてね、環境部は大変だけれども、そういうふうな取組を促進してもらいたと思います。

長崎県食品ロス削減推進協議会をつくって、その具体的手法を検討していくと。次は、安心して協力できる方策をつくりますということなんだけれど、これは具体的にどういうことをやっていくのか。

【重野廃棄物対策課長】 具体的には、11月22日に長崎県食品ロス削減推進協議会を開きました。今後につきまして、食品ロスを削減するに当たって、入り口の部分で、まず、発生抑制をどうやっていくかというふうなところを、製造業者、小売業者を含めて食品ロスが発生しないように、例えば「食べきり協力店」を増やしていくとか、そういうふうなところをやっていくところと、あと、出口の部分で、フードバンクを今後どうやって活用していくかというところが出てくると思います。フードドライブ、フードバンク、どういったところで食品ロスが出てきて、まだ食べられるものが廃棄物になる前に、どうやったら廃棄物にならないようにやっていくかというところも検討していきたいということで、長崎県には、今、フードバンク自体が2者あります。この辺をうまく活用して、県内の中でどういうふうなシステムができるかどうかというのを検討していきたいということで考えております。

【髙比良委員】 食べきり店というのは、狙いはそうなのかは別として、そう簡単じゃないと思います。

フードバンクというのは、具体的に、どういうふうな仕組みでやるんですか。この食品ロス対策というのは、もっと進めていく必要があると思っているので、だから、実効ある施策、取り組み方をぜひつくってもらいと思うから言っているんだけれども、フードバンクというのは、具体的にどういうふうにやっていくんですか。

【重野廃棄物対策課長】フードバンクは、現在、長崎の業者と佐世保の業者がございます。佐世保の業者については、企業が自分のところで期限切れになりそうな食品を回していくということでやっていますので、ある程度母体がしっかりしているところでございますけれども、長崎のフードバンクについては、一人で、自分で意欲を持ってやっているところでございますので、この辺の事業につきましては、今後どういうふうに活用したらやっていけるのか。今、県南地区でやっている部分について、事業の拡大ができるのかどうかというふうなところも踏まえて検討していきたいと考えております。

それとあと、先ほど説明した佐世保の業者との連携ができないかどうかというのも検討して、よりフードバンクが地域に根差すような形でやっていけるように、今後進めていきたいという

ことで考えております。

【髙比良委員】 最後にしますけれども、例えば協和商工なんかが、消費期限が切れそうなやつを、従前はここに卸していたけれども、ほかのところに回しながらやっていくと。そこに協力店を集めていくということ。そういうふうなロスが、要するに、入り口の部分で発生しないような、そういうふうな取組をやっていこうと、そういうシステムなんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうすると、問題は、やっぱり出口の分だよね。ここのところは非常に難しいと思うんだよな。どうやって食品ロスをたくさん扱っていく、企業等の協力を得ることができるか。そう簡単じゃないと思いますが、これからつくるわけでしょう、具体的な手法を検討する。

この問題については、特に関心を持って推移を見守りたいと思いますから、いろんな進捗があったら、今後また、ぜひ連絡をするようにお願いをしたいと思います。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山口副委員長】災害廃棄物の処理計画の中で各委員も大分お聞きですので、私からもちょっとだけお聞きをしたいと思います。

まず、災害が発生すれば、第一に人命救助の活動がなされて、それから避難生活の対応、それからまた、生活再建という形で復旧活動に移っていくわけですけれども、復旧活動に移っていった際の廃棄物という処理が一番大事に、ここでなってこようかと思うんです。

そういう中で、災害の想定物の中で、長崎県で一番経験があるのは、土石流とか風水害の災害が一番多いわけです。それも局所的ですね。その時に、私も7.23で経験をしたわけですけども、消防団活動の中で、やっぱり土石流が発生して、そして家屋の中に土砂が流入した際に、水分を含んだ土砂というのを最初にかき出さないといかんわけですね。そういったものを災害の廃棄物に入れられないのか、そこら辺はいかがですか。

【重野廃棄物対策課長】そちらの風水害による災害廃棄物というのを、44ページから想定した部分を12河川の部分で記載をしております。あと、水害廃棄物の特徴につきましては、54ページのほうに水害廃棄物の概要というところで記載をしておりますけれども、水害廃棄物の特徴で、例えば大量に発生した粗大ごみとかがどういうふうな状況で発生しているのかというふうなところでは記載しておりますので、この辺をうまく処理のほうに活用できるような形で、今後、この辺の見直しをやっていきたいということで思っております。

【山口副委員長】 津波の堆積物という形では、3ページに海底から上がった汚泥とか、そういうものの記載があるわけですけれども、こちらで一番想定できるのは、風水害の土石流による、水分を多く含んだ土砂ですね。これも夏場に1カ月ぐらい干しておかないと、なかなかそれが普通の土、土砂という形では処理できないものですから、やっぱり濡れたものは、なかなか処理できないんでしょう。だから、そこら辺を含めて考えていただきたいというふうに思います。

それから、仮置場の件、先ほども髙比良委員からあっておりますけれども、仮置場の中で、55ページですか、住民用仮置場という形で規定をしてありますけれども、市町が指定する仮置場、そしてまた、住宅の近くに小積んでおる住民用仮置場、そういったものがあろうかと思うんですけれども、そういう定義づけについてはいかがですか。

【重野廃棄物対策課長】一応仮置場については、県のほうではなかなか地域の実情がわからないものですから、市町のほうに設置をしていただくというふうな形で56ページに、仮置場の選定方法という形で、こういう考え方で選定していただきたいということで記載をさせていただいて、市町の実情に応じて、どういう仮置場を選定するかというふうな設置になっていくのかなということで考えております。

【山口副委員長】 マニュアルを示して、市町にそういう処理計画をお願いするというわけですから、こういう住民用仮置場とか、そういった文言を挙げるならば、しっかりとそれを定義づけしていって示さないといけないんじゃないかというふうに思います。仮置場については、復旧を早く進めるためには、どうしても仮置場が必要です。それも、身近なところに仮置場が必要です。そういう考え方も盛り込んでマニュアル化をしていただきたいというふうに思います。

それからもう一つが、地球温暖化計画の中で2ページに示しておりますけれども、県有施設の省エネルギー改修モデル案を今年度策定するということになっておりますけれども、この内容について、もう少し詳しく説明いただけませんか。

【山口環境部次長兼環境政策課長】県有施設の省エネルギー改修モデル案の策定でございますけれども、これにつきましては、環境省の地方公共団体カーボンマネジメント強化事業を活用いたしまして、県有施設の$CO_2$排出削減モデル事業ということで実施しているところでございます。

これにつきましては、県有施設がございまして、これを幾つかの分類に分けていきたいというふうに思っています。その中で代表的な施設につきまして改修モデル計画を策定するようにしておりまして、それに基づきまして、今後改修計画をモデルとして実施していきたいと考えております。

【山口副委員長】 国の支援という形で、今年度モデル案を策定するのに、2分の1の国からの支援、それから、来年度、今度はモデル改修をする時には3分の1の支援が国からあるということを事前にお聞きしておりますけれども、これは波及効果を狙っていろいろやっていかれるわけでしょうけども、県の類似施設ということになりますと、公共施設等の総合管理基本方針というのが今策定されておりまして、この中で、いろいろ内容もあろうかと思います。そのグループ分けに対しまして、そういう県の総合管理計画と整合性をとれるようにやっていかれますか。そういうリンクの方法については、いかがですか。

【山口環境部次長兼環境政策課長】今の山口副委員長がおっしゃいました基本方針でございますけれども、これは管財課が所管しているものだというふうに承知しております。

このモデルの選定等につきましては、管財課が所管しております基本方針も活用しながら、データとして提供したりしておりまして、管財課と一定連携をとりながらやっているところでございます。

この基本方針の中で改修計画があったりしておりますので、その順番等を勘案しながら、このモデル等も考えていきたいと思っております。

【山口副委員長】 国のほうでは、インフラ長寿命化計画ですか、そういうふうに名前が変わっているようでありますけれども、その中でいろんな形で橋梁の長寿命化であったり、トンネルの長寿命化であったりあっておりますけれども、

公共施設の管理計画というのがありますから、そういったものと、グループ分けに際してしっかりそういう協議をなさらないと、どういうグループ分けをやって、そして、それを県の施設に波及をやっていくのかというのがはっきりしてこないと思うんです。ですから、そこら辺はしっかりと協議をなさってほしいわけですけれど、いかがですか。

【山口環境部次長兼環境政策課長】この環境省の事業につきましては、まず、建物等の施設を対象としております。それについては、基本方針等が、建物についての分がございますので、管財課と連携をとっているところでございます。

あと、山口副委員長がおっしゃいましたトンネルとかの耐震化とか、もろもろあろうかと思います。これにつきましては、例えば街灯のリース方式によるＬＥＤ化等もありますし、その辺を含めたところで、また関係課と協議を進めていきたいと考えております。

【山口副委員長】それから、省エネについては、10年ほど前からＥＳＣＯ事業というのが市町では始まっておりまして、幾つかの市町がこのＥＳＣＯ事業を取り入れてやっていると思うんですけれども、そういう実態の把握はやっておられますか。

【山口環境部次長兼環境政策課長】県内におけるＥＳＣＯ事業につきましては、佐世保市と長与町のほうで実施されているということで把握はいたしております。

【山口副委員長】そういう実例があるわけですから、そのＥＳＣＯ事業がどうであったのかというのをしっかりと検証なされて、そして、省エネに対してもそういう考え方を持ってやらないといけないと思うんですけれども、このＥＳＣＯ事業がなかなか公共施設では、俗に言う、おいしいところが少ないという形で、あまり普及が進んでないわけですね。公共施設の省エネに対していかにあるべきかということを、今回、ここでモデル案を示すわけですから、そこら辺はいろんな事業もありましたので、そういう検証を加えながら、今回、どうやるかというのもしっかり検討していただきたいわけですけど、いかがでしょうか。

【山口環境部次長兼環境政策課長】山口副委員長おっしやるとおりでございまして、私どもは、この省エネ改修のモデルの手法検討に当たりましては、ＥＳＣＯ事業をはじめとして、あと、リース事業等の外部資金を活用した場合も含めまして、費用効果等も考慮しながら、適切な手法というのを検討していきたいというふうに思っております。

例えば国の補助事業だったり、ＥＳＣＯ事業だったり、リース事業だったり、その辺をモデルの中で検討、比較しながら、進めていきたいというふうに考えております。

【山口副委員長】 今回、モデル案を一般競争入札でなさっておられまして、2者が応札したということなんですけれども、やっぱりそういうノウハウというのをしっかり引き出していただきたいと思うんですよね。そしてまた、どれくらいの省エネができたのかというのもしっかり見える化をして、そして、波及効果を狙っていくというのが一番の方法じゃないかと思うんです。その見える化に対してどういう提案があっておりますか。

【山口環境部次長兼環境政策課長】 確かに、見える化につきましては重要だと思っております。今後、このモデル事業の中で削減効果というのが、多分示されるものと考えております。それを実際、改修を行いまして、その結果がどうだ

ったのかということをきちんと検証するという形になってくると思いますので、この事業そのものが、そういうＰＤＣＡサイクルを回すものだと認識をしております。

今後ともモデル事業の中で示された効果がきちんと保たれているのか、それ以上の効果があるのかというのを検証していきたいと考えております。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ほかに質問がないようですので、環境部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

― 午後　４時３８分　休憩 ―

― 午後　４時３８分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、環境部関係の審査を終了いたします。

明日は、午前10時から委員会を再開し、県民生活部の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

― 午後　４時３９分　散会 ―

# 第 3 日 目

１、開催年月日時刻及び場所

平成２９年１２月１２日

自　　午前１０時　０分

至　　午後　４時４３分

於　　本館５－Ａ会議室

２、出席委員の氏名

| | |
|---|---|
| 委員長(分科会長) | ごうまなみ　君 |
| 副委員長(副会長) | 山口　経正　君 |
| 委　　員 | 野本　三雄　君 |
| 〃 | 吉村　庄二　君 |
| 〃 | 溝口芙美雄　君 |
| 〃 | 中島　廣義　君 |
| 〃 | 下条ふみまさ　君 |
| 〃 | 髙比良　元　君 |
| 〃 | 堀江ひとみ　君 |
| 〃 | 深堀　　浩　君 |
| 〃 | 宮本　法広　君 |

３、欠席委員の氏名

な　　し

４、委員外出席議員の氏名

な　　し

５、県側出席者の氏名

| | |
|---|---|
| 県民生活部長 | 木村伸次郎　君 |
| 県民生活部次長兼県民協働課長 | 松尾　和子　君 |
| 男女参画・女性活躍推進室長 | 中尾美恵子　君 |
| 人権・同和対策課長 | 宮崎　　誠　君 |
| 交通・地域安全課長 | 宮下　直樹　君 |
| 統計課長 | 笠山　浩昭　君 |
| 生活衛生課長 | 加藤　佳寛　君 |
| 食品安全・消費生活課長 | 永橋　法昭　君 |
| 交通局長 | 山口　雄二　君 |
| 管理部長 | 小畑　英二　君 |
| 営業部長 | 小川　雅純　君 |
| 貸切部長 | 濵口　　清　君 |
| 環境部長 | 太田　彰幸　君 |
| 土木部長 | 岩見　洋一　君 |

６、審査の経過次のとおり

― 午前１０時　０分　開議 ―

【ごう委員長】 おはようございます。

環境生活委員会及び予算決算委員会環境生活分科会を再開いたします。

これより、県民生活部の審査を行います。

分科会に入ります前に、委員の皆様にお諮りをいたします。

本日審議を行う補正予算の議案と第93号議案及び第94号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は関連があることから、まず、予算議案及び第93号議案、第94号議案について説明を受け、一括して質疑を行い、その後、予算議案についての討論・採決を行い、委員会再開後、第93号議案及び第94号議案についての討論・採決を行うこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 それでは、そのように進めさせていただきます。

【ごう分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

県民生活部長より、予算議案及び第93号議案、第94号議案について、説明をお願いいたします。

【木村県民生活部長】県民生活部関係の議案に

ついて、ご説明をいたします。

予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料の県民生活部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第83号議案「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

第83号議案のうち県民生活部関係部分につきましては、歳出予算について353万8,000円の減を計上いたしております。これは、職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費でございます。

また、債務負担行為については、記載のとおりでございます。

なお、「1 県民ボランティア活動支援センター」及び「4 長崎交通公園」の指定管理者の指定については、補足説明資料を配付させていただいております。

続きまして、環境生活委員会関係議案説明資料の県民生活部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第93号議案及び第94号議案「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

これは、県民ボランティア活動支援センターの指定管理者として、特定非営利活動法人Ｆｉｎｅネットワークながさきを、長崎交通公園の指定管理者として一般財団法人長崎県交通安全協会を、それぞれ指定しようとするものであります。

この指定管理者の指定及び債務負担の関係につきましては、後ほど、県民協働課長及び交通・地域安全課長から補足説明をさせていただきたいと存じます。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【ごう分科会長】 次に、県民協働課長及び交通・地域安全課長より補足説明を求めます。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】 第93号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、補足説明をさせていただきます。

お手元の補足説明資料1の1ページをご覧願います。

本議案は、県民ボランティア活動支援センターの指定管理者の指定についてでございます。

本支援センターは、県民ボランティア活動の普及及び促進並びに健全な発展を図るため、県民のボランティア活動の拠点として、長崎市出島町にある出島交流会館内に設置している施設でございます。

指定管理期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間としており、限度額を4,623万1,000円とする債務負担行為を計上いたしております。

今回の指定管理者の選定におきましては、去る8月3日から9月12日までの期間に公募を行い、1団体からの応募がございました。

指定管理者の候補者は、現在の指定管理者とは異なります特定非営利活動法人Ｆｉｎｅネットワークながさきでございます。

選定の経過でございますが、県で定めた指定管理制度の運用に関するガイドラインに基づきまして、ＮＰＯ、ボランティア活動に関して見識の深い外部有識者などから成る5名の委員で構成されます選定委員会を設置いたしまして、去る10月18日に委員会を開催し、申請がありました1団体から事業計画などの概要説明を受け、質疑応答を行い、審査を実施いたしました。

2ページをご覧願います。

選定審査の結果、特定非営利活動法人Ｆｉｎ

ｅネットワークながさきを指定管理者の候補者として選定をいたしました。

選定理由としましては、県民ボランティア活動支援センターの管理運営や目的に対する理解が十分で、支援センターの機能強化を図るための事業提案をするなど支援センターの活性化に向けた意欲的な姿勢が見られること、さらに、本法人の活動メンバーの中には、過去に支援センターでの勤務経験のある者が3名、ＮＰＯ、ボランティアへの支援実績が10年以上ある者が5名おり、指定管理業務やＮＰＯ法人の相談対応など専門的な視点での支援ができるとともに、また、現在、支援センターを利用している立場からも利用者目線に立った支援センターの発展、改善に期待がもてるということが理由として挙げられております。

なお、選定委員からの主な意見といたしまして、「事業執行においては、県への適時な報告や連絡等を行い、県の適切な指導、助言を受けるもの」という意見がございましたので、今後、その的確な実施を図ってまいりたいと考えております。

指定管理者が行う業務及び施設の概要につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【宮下交通・地域安全課長】 それでは私の方から、第94号議案「公の施設の指定管理者の指定について」、補足説明をさせていただきます。

お手元の補足説明資料の2、1ページ目をご覧ください。

本議案は、長崎交通公園の指定管理者の指定についてでございます。

長崎交通公園につきましては、委員ご承知のとおり、長崎市油木町にございまして、平成18年度から指定管理者制度による管理運営を行っております。

指定管理の業務内容といたしましては、交通公園の維持・管理のほか、視聴覚教材などを活用しました交通安全教育、また、模擬的横断歩道及び遊具等を利用した実践的な交通安全教育などを行っております。

指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間としており、限度額を4,725万円とする債務負担行為を計上しております。

今回の指定管理者の選定におきましては、去る8月7日から9月7日までの期間に公募を行いまして、2団体からの応募がございました。

今回、指定をしようとしておりますのは、長崎市城栄町にあります一般財団法人長崎県交通安全協会でございます。こちらは、現在の指定管理者でもございます。

選定の経過でございますが、外部有識者など6名の委員で構成されます選定委員会を設置いたしまして、去る10月3日に選定委員会を開催し、申請がありました2団体から事業計画などの概要説明を受け、質疑応答を行い、審査を実施いたしました。

次の2ページをご覧ください。

選定結果でございますが、審査基準に基づき各委員が採点を行った結果、候補者であります一般財団法人長崎県交通安全協会が1,200点満点中996点、A団体が752点ということになっております。

選定した理由といたしましては、補足説明資料の6に記載のとおりでございます。

団体の持つノウハウや事業実績を活かして、交通公園利用者に応じた交通安全教育に取り組む事業計画であり、教育能力を有する人材も適切に確保されていること、2つ目が経費縮減に

努めている事業計画であること、3つ目が交通公園の目的や運営に対する理解が十分であり、安定的な施設管理、事業運営が期待でき、前回の指定管理期間の公園利用者も増加しているなど、過去の運営実績も良好であり安定していることとなっております。

なお、選定委員からの主な意見といたしましては、市外からの利用促進や団体利用者の増加を図ってほしいと、高齢者を対象とした交通安全教育等についても積極的に取り組んでいただきたい等の意見がございました。

指定管理者が行う業務及び施設の概要につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【ごう分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び第93議案、第94号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 まず、第93号議案についてですが、課長補足説明資料1の2ページだけでは、施設の概要にあるのは、これまで指定管理者となっていた社会福祉法人長崎県社会福祉協議会の内容であるので、新たに指定管理者となるＦｉｎｅネットワークながさきの概要がわかる資料を求めたいと思います。

そして、長崎県社会福祉協議会は、これまで4期12年にわたって指定管理者として指定を受けてきたんですが、今回、9月1日付で指定を辞退するという文書を県民協働課長宛てに出していると聞いておりますので、その県民協働課長宛ての文書も資料として要求したいと思います。

【ごう分科会長】今の堀江委員から要求の資料を配付させていただきます。

（資料配付）

【堀江委員】 これまで4期12年、県社協が担ってきた県民ボランティア活動支援センターの指定管理を、なぜ辞退をするのかということですが、ここには、るる、辞退をする理由がきちんと、組織で協議をした上で判断をしたというふうに書かれているんです。この文章の横線が引いてある2段目ですかね。県社協と組織の一部門ではなく、県民ボランティア活動支援センターの目的実現に専念できる現場経験の豊かな中間支援組織により云々ということで、要は県社協としては、いろんな意味で大きくなったので手が回らなくなったというか、一言で言えばそういうことで辞退をしたいということなんでしょうか。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】実を申しまして、応募期間が8月3日から9月12日までの間でございまして、8月17日に応募をされる方向けに説明会を行いましたが、その時には県社協を含めた4者の事前申し込みをいただきまして、当日は3者の方の参加がございまして、現指定管理者である県社協の方も説明を受けておられました。

その後にこの文書をいただきまして、県社協の組織のご都合もあるのだろうとは思いましたが、県社協へ出向きまして、専務理事さんを含めたところで幹部の方にご事情を伺ったところでございます。私どもに、指定管理者にお願いするに当たって何か不都合でもあったのかというようなお話を差し上げましたら、そういうことではなくて、書いてあるとおり、社協の組織のことで、よくよく考えて、ＮＰＯや指定管理に関してはもっと専門の人がいるんじゃないだろうかというふうなことを思っている時に、自分たちが育てたと言っては何ですが、そういう団体が大きくなってきたので、ここはひとつ手を放して新しいところにお任せしてはどうかと

いう議論と、それから、2段目の下線のところにございますが、社協のいろんな事業が増大している要因もあるというようなご事情でございました。

【堀江委員】 私は、最初に議案を読んだ時に、ここは県の社協が指定管理者を受けているという認識がありましたので、なぜ今回、県社協にならなかったのかと、特別な理由があったのかということで、事前に県の社協にもお尋ねをいたしましたら、文書があるので、その文書で対応させていただきますということだったので、この委員会にも出していただきました。

今、課長が言われた、県社協が育てたというのは、今度、指定管理者になるＦｉｎｅネットワークながさきを指しているのでしょうか。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】 はい。もう一つのＦｉｎｅネットワークながさきの資料を見ていただきますと、この団体は平成19年に組織されまして、実を申しますと3年前と6年前も、この指定管理者に応募をしておられる団体でございました。それに関しましては、やはり自分たちの実力をつけないといけないということで、平成26年にＮＰＯ法人化された団体でございます。

実際、現在の講演会とか研修会の講師にも、このＦｉｎｅネットワークながさきの方の力を借りながら指定管理者の業務を行っているところがございます。

【堀江委員】 そうしますと、いただいたＦｉｎｅネットワークながさきの資料で、指定管理施設の運営体制は、中心的役割を果たした職員が3人いるということですが、来年の4月からＦｉｎｅネットワークながさきは6人体制になるということですか。要するに、どれぐらいの体制なのか。83人というのはあくまでも会員数でしょうから、中心的にやっておられる人数は、ここに書いているのを見ると来年の4月から6人体制になるという理解でいいんですか。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】 現在、主だった活動をされている方は7名おられると聞いておりまして、そのうち6名の方を指定管理の専任に向けられる予定になっております。

【堀江委員】 7人いるんですね。

課長説明の2ページ、選定理由の2番目に、支援センターでの勤務経験者が3人と、支援実績が10年以上ある職員が5人、これでダブっていなければ8人ということですけれど、ここの数字の兼ね合いはどうなるんですか。教えてください。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】こちらは重複もおられるという説明でございます。

【堀江委員】 なるほど、わかりました。

じゃあ、体制としては、ここに書いてあるように運営には支障がないという理解でいいですか。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】こちらは審査委員会の議論にもなったところでございますが、ノウハウとして、勤務実績が相当長いということも踏まえまして6人でも十分やっていけるというふうな回答をいただいております。

【堀江委員】これまでの県社協との関わりの中で何がどう違うかということでは、例えば負担金については、さほどこれまでと変わらないというふうに理解をするんですが、毎年出される指定管理者制度導入施設評価調べの中では、県民ボランティア活動支援センターが出島交流会館の4階と5階で業務を行われているんですけど、長崎県が出す負担金の部分で大体1,500万円という債務負担になっていますけれど、実際は毎年2,100万円ぐらい出していますよね。この差

額は何ですか。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】こちらは、出島交流会館を使わせていただいておりまして、その施設の管理費、下水道料とか敷地の使用料などについては県の方で負担して、再配当という形で所管の管財課の方にお出しをしております。

【堀江委員】 債務負担行為の約1,500万円は、そっくり施設運営費ですか。この中に事業費としてはどれぐらいあるんですか。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】負担金1,574万3,000円のうち、人件費が1,078万7,000円というふうになっておりまして、残りの金額を事業費及び運営経費という形で充てさせていただいております。ですから、事業費といたしましては、手元に詳しいものを持っていないんですけど、ざっくり言いますと大体350万円ぐらいになろうかと思います。

【堀江委員】債務負担行為の細かい数字は置いておいて、約1,500万円のうち、それは県の社協の時も変わらない額ですよね。今回新たにＦｉｎｅネットワークながさきを指定管理者とするんですけど、その中の350万円ぐらいの事業費は変わらないという理解でいいんですね。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】内容につきましては、今出されている負担金の内訳などを参考にしながら、新しい施策、提案等がございまして、大体ほぼ似通った額です。ただ、内容につきましては、新しい指定管理者の工夫などがあると思います。ただ、事業費ベースとしては大体同額ぐらいになるのかなというふうに思っております。

【堀江委員】 最後にしますが、これまで県社協が担ってきた県民ボランティア活動支援センターの指定管理者を、もちろん人的に厳しくなってきたというのも一方であるんですが、専念できる現場経験の豊かな中間支援組織ということで、県民ボランティア活動支援センターの質をより高めていきたいという思いの中で県の社協としては辞退したのかなという思いも私にありましてね。

そうしますと、今回の新たなＦｉｎｅネットワークながさきは、これまで県社協が行っていた指定管理者としての中身の問題で、選定理由の一つにもなるんでしょうけれども、発展、改善に期待ができるという、この改善、発展というのは具体的にどういうところなのかということもお聞きしたいと思います。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】Ｆｉｎｅネットワークながさきの概要のところに主な業務実績とございますが、そちらの2段目の項目で、こちらはＮＰＯを支援するために結成されたＮＰＯ法人でございますので、市民活動並びにＮＰＯの資金不足の問題とか人材が足りないというような問題に対して個別に指導や助言ができる法人であり、県民ボランティア活動支援センターの業務といたしましては、ＮＰＯの体力強化というような側面で、そういう支援が強化できるものと期待しております。

【堀江委員】言葉で言えば体力強化なんですけど、具体的にどういうふうに違うのかというところがイメージとしてわかないです。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】今まで県社協としては、もちろん福祉やボランティアに関して非常にノウハウを持っていらっしゃる、市町の社会福祉協議会に対するネットワークも持っていらっしゃる、そういう意味での強みがございました。

一方、Ｆｉｎｅネットワークながさきは、例えば、よその県のＮＰＯ団体、そういう造詣の

深い人たちをたくさん知っているとか、企業に対するネットワークも持っていると。フットワークを軽くして、いろんな人とつながっていけるという強みがあろうかというふうに思っております。その強みを生かして、県内のＮＰＯ法人の体力強化をしていただきたいと。

実際にどこが弱いのかというような、経営診断と言ってはちょっと語弊があるかもしれませんが、それぞれ悩みを抱えていらっしゃるＮＰＯに個別に出向いて行って助言をしたいというふうなご意見も伺っております。

【ごう分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【吉村(庄)委員】 予算関係で、債務負担行為のところです。これは食品安全・消費生活課です。これは計量検査の問題で書かれていますが、一時、長崎市あたりに移管したらどうかという話があったような感じがしますがね。ほかのところとちょっと関連するんですけれども。

それはいいとして、今、どういう状況で業務委託をしているのか教えてください。平成30年度の債務負担行為は1,400万円ですか。これが限度で全部一般財源だと横長資料の18ページに書いてありますので、1,400万円の概略的な根拠を教えてください。

【永橋食品安全・消費生活課長】 計量関係の委託で債務負担をお願いしている案件でございます。横長資料の18ページをお開きください。

これは、6月定例会の本委員会で髙比良委員からもご質問がありました案件でございまして、県の計量協会で、現在、例えばタクシーのメーターとかガソリンスタンドとか、水道・ガスメーターとかやっておりますけれども、計量法の第20条に、秤、質量計については委託ができるという条項ができております。平成15年から、私どもでは委託をとらせていただいておりまして、法律の中で指定定期検査機関に委託ができるとされておりまして、それが県内には長崎県計量協会が今は1者ということで、6月にご説明をいたしました。

1,400万円のうちの約1,000万円が、それに従事される人件費です。約3名の方が従事しておられます。計量士の資格を持った方々です。それ以外に活動費、旅費とかレンタカーの賃料とかです。全てで1年分で1,400万円という計算になっております。

【吉村(庄)委員】 私もずっと以前、この業務に行政マンとして従事をしたことがありますから、大体内容はわかるんですがね。

例えば長崎とか佐世保の中核市では、この権限は、県との関係で、どういうふうに法体系はなっているか教えてください。

【永橋食品安全・消費生活課長】 先ほど委員からご指摘がございましたが、長崎市と佐世保市につきましては、それぞれの中核市でやっておられます。ですから、私どもがやっておりますのは、長崎市と佐世保市を除いたところで委託をしています。2年に1回ですので、来年度は5市2郡がその調査対象の範囲になっております。

【吉村(庄)委員】 そこも私はお尋ねしようと思ったんです。多分、長崎市と佐世保市の中核市は、権限上そういうことになっていると思いますが、そのほかの地域がそれぞれあるんですね。離島から県南、県北ずっとあると思いますが、その5市云々というのは、計画では2年に1回だから、2年間で全県下、もちろん長崎と佐世保を除いて回る計画といいますか、そういう状況になっているのか、確認させてください。

【永橋食品安全・消費生活課長】 おっしゃるとおり、2年に1回必ず受けていただくということで、県内の長崎市と佐世保市を除くところを2

つに分けてやっているという状況でございます。

【吉村(庄)委員】 それはわかりました。

それで、先ほどの公の施設の指定管理者の指定の関係です。県民ボランティア活動支援センターの指定管理者を、今まで県社会福祉協議会にしておって、今度はＦｉｎｅネットワークながさきとすることになって、説明がいろいろあっていました。

これは県全体でこういう状態になっているんですけど、各地域のボランティアセンターはどういうふうになっていますか。あるいは、それについての考え方はどうなっていますか。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】ボランティアセンターがございますのは、長崎県内では長崎市、佐世保市、大村市という形になっております。

ただ、基本的には長崎県のボランティア活動支援センターが、県の中核施設として、例えば離島などのボランティア、ＮＰＯへの支援体制を十分整えるという形の役割を有しております。

また、先ほどありました3つのボランティアセンターにつきましても、別々に事業をするということではなく、研修をする時にお声をかけたりというような形で一緒にさせていただいているところでございます。

【吉村(庄)委員】 長崎と佐世保と大村が市で設置しているとおっしゃっているんですか。きちんと説明をしてもらいたいんですが。

そういうところとは連携をとるということですが、長崎、佐世保、大村はボランティアセンターという形で持っているとすれば、郡部地域とか離島地域の持たないところについては県の活動支援センターの活動としてどうしていくというのがあると思います。

長崎市にあれば、長崎が中心だというふうなことになっていくだろうと思うんですよね。

それで、社協の時に利用者数は平成28年度で2万3,997人という数字が出ていますが、これは地域的には長崎市が中心だろうと思います、出島にあるわけですから。2万3,997人の相談者の住居の一番大きなところはどこですか。長崎市だろうと思いますが、どのくらいですか。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】一番多いところは長崎市だろうという予測はつきますが、地域ごとの分析は特段いたしておりません。

【吉村(庄)委員】 しかし、おかしいですね。県の施設としてボランティア活動支援センターをきちんと持つと、それは中心的には県全体の問題として、関係のところとはもちろん支援をね。今の長崎県社会福祉協議会の場合でいいますと、各地に社協がありますから、いずれのところもボランティアの問題などについてはなかなか、こういう団体が少ないということもあるのかもしれませんが、今まで十分にできているのか知りませんけれども、できているのを私も承知はいたしておりますが、とにかく県の社協ということであれば各地域の社協との連携がうまくとれるんです。ボランティアのところで、例えば島原の社協がどういう活動をしているかというのは私も知りませんけれども、やっぱり関係があるということで。

例えば佐世保の場合は、支援センターをつくっていますけれども、ずっと以前は社協の中にそういう部分がありまして、そういうところが今のように発展するというか、そこの経験者がおられるという話ですが、そこのところの細目は知りませんけれども、そういう状況できていて連携がとりやすかったというふうに思うんです。

それで、社協が言っておられる理由は、社協

から言うとそういう部分も本来の部分に入るかもしれんけれども、まだほかにもたくさん事情があるのでというふうな感じにとりますから、それはそれでわかりますけれども、県全体のものとして生かしたい、しかし、長崎につくっている、そして今度はＦｉｎｅネットワークながさきを指定管理者にしようとしている。これの地域全体、県全体の活動との関係をしっかり連携していただかないといけないのではないかと、私はこういうふうに思うんです。

例えば、島原の社協の中でボランティア活動支援をやっておられるとするならば、ほかに団体がやっておられれば、それはそれでいいんですけど、そういうところとの連携をきちっとやっていただく必要があるんじゃないかと、私はこういうふう思います。

ここだけじゃないんですけれども、ほかのところでも何とかセンター、何とかセンターと長崎市におつくりになるんですよ。頑張っているところは、少し離れた市で、自分たちでそういう部分を自治体の考え方で曲がりなりにも、県のものには匹敵せぬけれども、何とか相談センターとかつくっていくんです。人権センターなども後で申し上げようと思いますがね。

そういう意味でいいますと、長崎市につくるのはつくっていいですが、地域とのネットワークという問題についてはきちっと考えていくということを県の活動の中で、方針の中できちっと位置づけて。位置づけておられると思うけど、もっとこういうものについてやっていかないと。長崎市に、3年間で4千何百万円、1年に1,500万円、指定管理として人件費その他を考え、運営を考えて県の予算を使っていくんですから、それはそれだけのものを各市だって、各町だって、くださいよというふうに言いたいです。規模が小さいなら金額が少なくていいからですね。そういうことを私は要望しておきたいと思うんです。各地域のボランティア活動支援についてのネットワーク、あるいはまたコミュニケーション、こういうものを大事にしてもらいたい。

それから、具体的にお尋ねしますが、指定管理者選定委員会の委員があります。委員長に経営学部の教授とあるんですが、この方の履歴と言ったらおかしいけれども、ボランティア活動に経験があられるから委員長をしていただいているんですか。単に経営学部の教授だからしてもらっているんですか。どうですか。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】指定管理に関する補足説明資料の1、委員のメンバーの件についてでございます。

委員長につきましては、長崎県立大学経営学部教授の村上則夫先生をお願いしているところでございますが、村上先生はＮＰＯ・ボランティア関連の委員を長年務めていただいておりまして、平成26年度から長崎県ＮＰＯ・ボランティア活動推進協議会、これは県で言うところの私的諮問機関に該当する組織でございますが、そちらの委員を務めておられます。

それから、外郭団体になりますが、公益財団法人県民ボランティア振興基金の評議員を平成27年度から務めておられるということで、ボランティアやＮＰＯに対して見識が深いというところで委員を推薦した段階で、互選で委員長を選任されたということでございます。

【吉村(庄)委員】 それはいいですけど、長い間云々というのはいつごろからですか。具体的なものは平成26年から何とか協議会の委員だとか、評議員だとかという話がございましたが。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】申し訳ありません。平成26年度からと平成27年度から、

それぞれの委員を務めていただいております。

【吉村(庄)委員】 それぞれの委員を、県の関係あたりも含めて、諮問機関がありましたから、平成26年とか平成27年はいいですから、あなたの説明が、長い間そういうところの委員を務められたと、そういう役割を果たしてこられたというふうにおっしゃったので、その「長い間」というのはいつからいつまでですかと聞いている。

あのね、あなた方は非常に不正確なんです、答弁というか考え方が。例えば諮問機関の委員になられる、あるいは協議会の委員になられると、これも理由があるわけでしょう。例えばそういう経験があられるとか、そういうところを頑張ってこられた経験があるとか、それは役職とかなんとかはないけれども。そこから出発しているわけですから。

だから、平成26年も平成27年も、そういう役割を果たしてこられたんですよと、その時に選ばれる。ほかの委員の方もいろいろあるかもしれんけれども、私は委員長だから言っているんですけれども。

あのね、きちっとそういうところについては、我々にも、それから県民にも説明ができるような状態をつくっておっていただきたい。

長い間というのは、いつごろからこういう経験があられたのか。あなたたちがそう言っているだけじゃないですか、長い間と。平成26年からは長い間じゃないですよ。今年は平成29年ですから。平成27年からだったら2年ですよ。長い間というのは、少なくとも5～6年以上とか、そういう話になってくるんですけれども、不用意にお使いになっているんじゃないかと私は思います。そうじゃなければ、例えば委員に選任する時に、あるいは諮問機関に来てもらう時に、こういう経験があられたから選びましたよということが出てくるでしょう。そうだろうと思うから、いつからですかと聞いたら、曖昧な答弁にしかなりませんから、もうそれ以上はね。委員の選定は、あなた方が適任だと思ってやっておられると思いますから、それはそれでいいんですけれども。

例えば交通公園のところ、3ページ、もうはっきりしているでしょう。子どもたちが交通公園を一般的に利用するから、委員長は大学の先生だけれども、きちっと幼児教育のところで職業として頑張っておられるから選んだんですよと、こういう説明がつくでしょうが。

経営学部というのは、わからんです、私は。それはあまり強く言うことではございませんが、予算関係については、以上です。

【ごう分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【宮本委員】 第94号議案「公の施設の指定管理者の指定について」の長崎交通公園についてお伺いいたします。補足説明資料の3ページからになります。

長崎交通公園、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで、限度額4,725万円。次の5ページに入園者とありまして、平成28年度に13万8,083人、推計と書いてあります。結構多いんですね、というのが率直な私の感触でした。1年間でこれだけの方が使われている公園があるのだなと思っていまして。

これの内訳が分かりますか。長崎市から何人とか、市外、例えば佐世保市から何人とか、そういう内訳はわかりますか。

【宮下交通・地域安全課長】昨年度の入園者は、おっしゃったとおり13万8,000人、平成27年度も13万7,000人と、13万人台に上っております。

お尋ねの利用者の内訳ということでございま

すが、11月末でご説明をさせていただきます。11月末で9万7,920人とカウントしている状況でございます。これの長崎市と市外の利用者の内訳ということですが、今年は6月、昨年は5月に1カ月間のアンケートをとりまして、アンケートの住居地によりますと、大体9割は長崎市民、1割が市外ということです。11月末統計からすれば8万8,000人が長崎市内、市外が1万人というようなところでございます。1人ずつ市内、市外というような把握はできておりませんで、そのような内訳になっている状況でございます。

【宮本委員】 わかりました。大体9割が長崎市、1割が長崎市外ということですね。

申し訳ないですが、私は佐世保ですけど、正直申し上げて、こういった公園があるというのを知らなくてですね。私の認知度不足かもしれませんけれども。

佐世保市にも佐世保市の交通公園があります。県内に、佐世保市以外にもこのような交通公園が存在するんですか。確認させてください。

【宮下交通・地域安全課長】 このような形態の交通公園は、佐世保市と長崎市の交通公園以外は把握はしていない状況でございます。

【宮本委員】 これはどうなんでしょうね、長崎県のものと考えるところが、どうなのかなと思ってですね。長崎市交通公園でもいいんじゃないかなというそもそもの意見なんですけど。

これを市に移譲するということを議論とか、市と協議とか、されたことはありますか。

【宮下交通・地域安全課長】 長崎交通公園の長崎市への移管という懸案は、開設当初の昭和46年ごろからずっと引き継がれて、その時から協議を行っております。

私も、ここに2年おりますけど、毎年2回ほど、長崎市の担当と協議は行っております。

要は9割が長崎市民ということで、交通安全教育は市の方で担当すべきじゃないかと、そういうことも含めれば市の方が妥当ではないかということで、今までの問題提起と一緒でございます。

しかしながら、この年間負担金1,590万円でございますけど、やはり長崎市も優先すべき事業があるということで、この全額負担は困難と、財政が厳しいというところがありまして、折半の2分の1負担でと、このような条件を取り交わした経緯もございまして、なかなか移管が進んでいないという状況でございます。

【宮本委員】開設当初からあったということですね。昭和46年ですか。相当前からこういった議論があって今に至るということなんですね。

長崎市と負担の折り合いがつかないというのはわかりますけれども、これはどうかなと単純に考えて思うわけです。今後ともそういった議論はされるんでしょうけれども、恐らく、昭和46年から議論されていて今までだったら、ずっと変わらないかなという思いもありますけれども。

そうであるならば、もうちょっと拡充した形で。パンフレットを見せていただきましたけれども、かなり老朽化が進んでいるというのもあります。もうちょっとリニューアルするといったところを考えてもいいのかなという気はしますけど、今後とも長崎市との協議は続けていかれるのかどうか、確認をさせてください。

【宮下交通・地域安全課長】 長崎市との協議は継続していきたいと思います。

この交通公園のあり方ですけど、子どもたちに対しまして交通知識の教養普及、道徳の涵養とマナーを向上させたりというような大きな役

割を担っていると思います。必要不可欠な施設と認識しているところでございまして、今後とも、この施設をしっかり運営しながら、移管は移管で協議を継続していきたいと思っているところでございます。

【宮本委員】実際に行ったことはないんですが、このパンフレットを見るに、恐らく地域の幼稚園、保育園の方々、そして小学校等でも遠足とかで使われているところだなとわかります。ただ、先ほどから言っているとおり、県北の方々はこれはほとんど利用していないんじゃないかなというふうに私は考えているんです。

これ自体は、私はなくてはならないものだと思います。ですから、なくすことはもちろんせずに、管理に関しては、もうちょっと議論を深めていくべきではないかなと思っています。

選定委員からの主な意見が3つあるんですね。結構多いかな、今までずっとされてきた割には意見が結構あるなと感じているんですが、①に長崎市外からの利用促進を図るため取り組んでいただきたいとありますけれども、今後、市外からの利用促進って難しいんじゃないかなと思うんですけど。わざわざ佐世保から、平戸から、松浦から、島原から来て利用するものかなと思うんですが、どうでしょう、今後、長崎市外からの利用促進をどのような形で取り組むか、現段階でわかりますか。

【宮下交通・地域安全課長】 この交通公園の利活用、有効活用につきましては、本年2月定例会でも髙比良委員からご指摘を受けたところでございます。

その後、9割が長崎市内から利用されるという現状を鑑みまして、大村から以西の大村市、諫早市、島原半島3市、時津町、長与町に、このパンフレット等を含めてご利用の案内、通知文を発出しました。保育園、幼稚園、小学校、全部で490カ所ぐらいあるんですけど、ここに発送しまして、遠足で使ってくださいとか、研修施設もありますのでということで活用をお願いしているところでございます。

あとは、知ってもらうという意味で、地元民放テレビ局で取材をしてテレビ放映していただいたり、新聞社で取り上げてもらったりという活動もしております。

もう少し踏み込んだところでいけば、高齢者の事故が多発しておりますので、高齢者の交通安全講習会を開催しました。長崎警察署とうちの担当も赴いて、これまで9月、10月と秋口に5回ほど、公園の2階の教室を使って、そのような取組を行っているところでございます。

さまざまな取組で、これ以上に有効活用を、市外からの利用を図っていきたいと考えているところでございます。

【宮本委員】 最後に1点だけ。ゴーカートが51台、自転車69台、結構な数があるんですけど、これは設備として点検していらっしゃるんでしょうけど、これの修理代は管理限度額から出すという形ですか。

【宮下交通・地域安全課長】 修理のところでございますけど、経費縮減ということで、職員が一生懸命、草刈りをしたり、修理をしたりしている状況でございます。

この経費は、基本協定でリスク分担ということで、限度内108万円と設定しておりますけど、軽微な場合は修繕は指定管理者の方で、それを超す場合は県の方でという原則で、そういうふうな取り決めを年度協定で結んでいる状況でございます。日ごろ行う修理等は、極力自分たちで、自前で修理を行って縮減に努めていると、そのような状況でございます。

【宮本委員】 わかりました。

長崎交通公園、いろいろな問題等あるかもしれませんけれども、実際私も行って確認をしてこようかと思っていますが、今後とも広く活用できるよう、子どもさんたち、そしてまた今後は高齢者が安心して使えるような施設に努めていただきたいと要望しておきます。

【ごう分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【深堀委員】 1点だけ、県民ボランティア活動支援センターの件でお尋ねしたいんですけど、先ほど、県下にセンターがどういうところにありますかという質疑があって、佐世保市、長崎市、大村市の3カ所にありますという答弁がありました。

この県のボランティア活動支援センターの業務活動の内容と、各市がやられている活動は、目的とか内容が違うんですか。それとも、全く一緒なんですか。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】それぞれの施設の運営方針とかを具体的に手元に寄せて比較したことはございませんが、長崎市でいきますと、ボランティアの人たちのためのインキュベーションルームと申しましょうか、5室ほどをボランティア、ＮＰＯに年間を通じて貸し出す事業をしておられます。そこら辺は、県の支援センターとは少し役割が違うのかなというふうに思っております。

【深堀委員】 違いはそれぐらいの話ですか。

というのが、よくこの委員会でも言っているんですけど、例えば消費生活センターは、県のものは法令に基づいて設置されて、長崎市にもある。相談を受け付ける内容はほとんど一緒なので、重複しているんじゃないのかと、もっと効率的にできるんじゃないかと提言したことが過去に何回もあった。

このセンター自体が長崎市内にもあって、目的といいますか、やっている内容がほぼ重複しているのであれば、長崎市のセンターと県のセンターとのコラボと言ったらおかしいけれども、協働するとか、そういったことができるんじゃないのかなというふうにちょっと感じたんだけれども、その点はいかがですか。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】もちろんそれぞれ別々にやられている事業もありますが、年に1回は寄り合いをいたしまして、それぞれの施設の運営方針とか講座開催の状況などをすり合せをして、一緒にやれるような事業は一緒にやろうとお話を差し上げているところであります。

また、例えば相談の内容がちょっと込み入ったりして専門的になってくると、長崎市の方から、県の方に詳しいことは聞いてというようなご相談もあっておりますので、振り分けといいましょうか、一緒にやっていくところもありますし、それぞれの強み、特徴を生かした事業をやっている状況でございます。

【深堀委員】 今の答弁で、消費生活センターの話ばかりして申し訳ないですけど、県の役割は、県内にある各センターの指導といった役割もあると聞いていました。

このボランティアセンターも、県内のそういった機関、市のセンターを指導するような役割があるんですか。今の答弁でいけば、あるような答弁だったと思うんです。そうであるなら、今度は逆に、こういったＮＰＯ法人に任せていいのかという議論になると思うんです。県の社協が今までやっていて、県内各地に拠点もあって、そういったところを指導することもできたと思うんですよ、県の社協だったら。

しかし、それを完全にＮＰＯ法人に移行して

しまった時に、県民協働課長が答弁したような、県内各地にあるそういったところを指導するような役割は担えないんじゃないのか。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】すみません、ちょっと言葉が不足しておりますが、あくまでも連携とか協力という意味合いでの相談は、あっちに行ったら、こっちに行ったらというような交通整理ということになっておりまして、市を指導するとかということではございません。

【深堀委員】 であるなら、今度はまた、言葉じりを捉えるようで悪いんだけど、長崎市のセンターと県のセンターの役割がほとんど一緒じゃないのか。結局、長崎にいる一般の市民がボランティアのことで相談する時、県に行くか、市に行くか、どっちでもいいわけでしょう。施設としての役割が重複していないのか。

そういうのはもったいないと私は常日頃から感じているので、なぜ、県のボランティアセンターが長崎市に必要なのか。長崎市もあえて持っている。そこの明確な線引きはあるのか。ないんでしょう。そこをもったいないというふうに私は感じているんですよ。それに対して、何か明確な答弁をもらえますか。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】ボランティア活動支援センターは、県内の情報発信をするような役割も担っておりまして、メールマガジンや広報誌を発行したりしております。

また、例えば、Ａという法人が長崎市にあり、Ｂという法人とか企業が別の市にあって、コラボレーションが図られるようだったら、一緒に研修をやりませんかというような情報発信、あるいは情報の収集ということができる施設かなというふうに思っております。

加えまして、貸し館という形で会議室を持っているところが大きな違いかなと思っております。長崎市の方は、会議室はございますが、数が1室しかないという状況です。

【深堀委員】今現在ある施設でやっているわけですから、できる限り連携をする。そして、それぞれのセンターの役割を県民の皆さんにもわかりやすくＰＲしながら、重複感がないような形でやっていただきたいと思います。

【ごう分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって予算議案及び第93号議案、第94号議案に対する質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】 討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第83号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【ごう委員長】 次に、委員会による審査を行います。

まず、議案を議題といたします。

第93号議案及び第94号議案についての質疑は終了しておりますので、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第93号議案及び第94号議案は、それぞれ原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第93号議案及び第94号議案は、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定されました。

県民生活部長より、所管事項説明をお願いいたします。

【木村県民生活部長】環境生活委員会関係議案説明資料の県民生活部をお開きください。

県民生活部関係の議案以外の主な所管事項について、ご説明をいたします。

今回、ご報告いたしておりますのは、女性の活躍推進について、人権尊重の社会づくりの推進について、交通死亡事故多発警報の発令について、犯罪被害者等支援について、統計の普及啓発について、長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について、事務事業評価の実施について、地方創生の推進についてであり、内容については記載のとおりであります。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【ごう委員長】 次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました県民生活部関係の資料について、ご説明いたします。

1ページ目をご覧願います。

知事及び部局長等に対する陳情･要望のうち、本年9月から10月に県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、「平成30年度 離島・過疎地域の振興施策に対する要望書」の1件となっており、それに対する県の取り扱いは資料記載のとおりであります。

次に、2ページ目をご覧願います。

附属機関等会議結果についての本年9月から10月の実績は、長崎県消費生活審議会など計2件となっており、その内容については資料3ページから4ページに記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

【ごう委員長】以上で説明が終わりましたので、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は38番です。

陳情書について、何かご質問はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんか。

質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんでしょうか。

【吉村(庄)委員】 今度、新庁舎になりますよね、県庁がね。それで、男女共同参画推進センターとか人権教育啓発センターとかと言われる部分が新県庁舎の中に移っていくと。そして1階と2階で処理していくというか、体制としてとって

いくということです。

一般質問で坂本(浩)議員から質問して、部長答弁もずっとあっているんです。そういうところが､各人権団体その他で非常に不安というか、今までのような機能をきちっと果たしていけるんだろうかという話がございました。

それで、先ほどもちょっと申し上げたボランティア活動支援センター、県がつくっている。ほかにも人権問題で言うならば男女共同参画推進センターもありますけれども、人権教育啓発センターに限っていいますと、新県庁舎に相談体制だとか、そういうものの研修とか、交流をする場所を集約することになったんですけれども、センターが持っている広報、啓発、教育研修、相談、学習支援、交流連携、こういう主な機能が果たせるのかと質問したら、これは十分果たしていくんですよと答弁なさっているんです。最後のあたりは、きちっとそれが将来に向かって大丈夫なのかというふうなことになっていくと、部長答弁は少し、私も聞いていて曖昧なようなところがございましたが。

この点について、報告がありました関係の審議会というのかな、一番最後あたりにありました男女共同参画審議会で男女共同参画推進センターの移転について説明があっていますね、あなたたちの資料に。そういう立場で十分説明していかれるべきだというふうに私は思っておりますから、人権団体、それから利用者の団体といったら、利用者という意味では団体が限られてはきますけれどもね。

そういういろんな皆さん方、関係の皆さん方に､これまでどういう説明をしてこられたのか、お聞かせを願いたいです。

【宮崎人権・同和対策課長】 吉村(庄)委員の質問で、県庁舎移転に際しまして、人権教育啓発センターも新しい庁舎内に入るということで、その利用、特に機能面について利用者の方のご不安があるんじゃないかというご質問と、それに対して県はどういうふうに説明してきたのかということでございます。

一般質問でお答えしましたように、新県庁舎においての人権教育啓発センターも、委員ご案内のとおり広報啓発、教育研修、人権相談、学習支援、交流連携事業、この5つの機能についてはしっかりと担保をしてまいりたい、確保をしてまいりたいということで、最終的な詰めを行っているところでございます。

1階の部分にこういった機能は集約されて、県の執務室は2階になりますが、非常にまとまった形で存在しているということ、それと人権・同和対策課との連携も図られる関係にあることで一体的な機能を保っていくという方針で貫いてまいりたいというふうに考えております。

この5つの機能につきましては、人権教育啓発センターが平成17年に開設した時に、こういった機能をしっかり持ちましょうというふうな提言を受けて、それに従いまして私どもが開設しまして、それをずっと10年展開してまいりまして、新しい県庁舎においても、そういう形でやっていくとご説明をさせていただいているところでございます。

利用者の皆様方は、一昨年ぐらいから、こういった移転に際してどういう機能になるのだろうかと、年に1回、要求というのがございまして、そういう場でもお尋ねになってきたところでございます。私どもは、今ある機能をしっかり展開できるような形でというご説明を、ここ2年ぐらいしてきたところでございます。

本年度に入りまして、いよいよ具体的な設計とか、形が具体的に見えるようになってまいり

ましたので、いろんな利用者の方から具体的な要望も上がってきたところでございます。例えば、図書とかビデオのライブラリーの使い方であるとか、貸出しの方式であるとか、そういったレファレンス、相談機能もちゃんとやっていただけるんでしょうかというふうなご質問。また、少数者のご利用、例えばＬＧＢＴであるとか、そういう方がしっかりプライバシーも保ちながら、いろんな連携、交流ができる機能ができるんでしょうかといったご質問も上がってきたところでございます。私どもは、そういったお尋ねに対しては、いろんな場をお借りしてご説明を差し上げるとともに、10月には関係団体の方が一堂に会した場で、部としてご説明をさせていただいたところでございます。

また、将来に向けてというご質問もあっています。私どもは、今ある一体的な機能を新しい県庁舎の場でしっかり展開していく。また、これに加えまして新県庁舎の利点を最大限生かして、人権教育・啓発のさらなる充実に向けてやっていきたいというふうなご説明を差し上げているところでございます。

例えば、新県庁舎には女性とか子ども、障がい者、こういった各部門の直接の課が入っておりますので、こういう方に必要に応じてご案内をしていくとか、あるいは、今まで駅前にございましたセンターは、人権の関係でお寄りになった方に対応する施設でございましたけれども、新県庁舎におきましては一般の多くの皆様が来られるわけでございまして、こういう方にもいろんな形で情報発信、あるいは啓発ができるのではないかというふうな利点を生かしたセンターの充実を図っていきたいという趣旨でもってご説明を差し上げているところでございます。

【吉村(庄)委員】 部長、あなたの答弁でこういう話をされておりましたから、ここは確認をしておきますよ。

坂本(浩)議員への答弁で、「新庁舎に移るわけでございまして、そこでの機能の充実、利用者の方にご不便をかけないようなシステムにきちんとしていく、まずそういうところに注力してまいりたいと考えております」と、ここに書いてあります。それはもうそういう認識と受け取っておってよかですね、確認します。

【木村県民生活部長】 委員おっしゃるとおり、今ある機能を低下させることなく、加えて、機能充実に努めていきたいというふうに考えております。

【吉村(庄)委員】 本会議の答弁ですから、それは当然確認されるものだと思いますがね。

坂本(浩)議員からも話が出ていましたけれども、ここ最近、法律が幾つか、前にも関係法律があったのが、さらに新しい法律という形で、例えば障害者差別解消法、これは我々のところでは「障害のある人もない人も」云々という条例を先につくったんです。国はちょっと遅れましたが、そういうものができて、そのほかにもいろいろできているんです。今まであった法律が進んだ形でね。

最近の状況の中でそういうところが出てきたのは、国家行政も含めて、一般国民、一般県民、一般市民含めて、人権をめぐるさまざまな課題がある、あるいは起こっていることについて認識が進んできていると、我々としてもこういう認識をしなければならないというふうに思います。

考え方によっては、これが全ていいとは思いませんけれども、人権の問題に対することを中心的にやっていくとなった時には、いわゆる行政組織を介してどうだということが当然あって、

あるいはコネクト、あるいはそういう意思疎通はあってしかるべきですけれども、行政組織そのものとは切り離して、独立してそういう機能を果たせるように、今の人権教育啓発センターがもっと進んだ形で、県庁のほかにそういう体制ができる。

これはなぜ、別のところというふうに。あなたたちが考えたのは、一番最初は、男女共同参画推進センターもそういう意味があったかどうかわかりませんが、どっちかといえば県庁が狭かったといった問題もあったんですね。

ですけど、特に人権の問題について言えば、男女参画のところにも関係がありますけれども、非常に何といいますか微妙なね。相談をするとか何だとかということについても微妙な問題がね。今はそういう言い方しかしません。いろいろ長く言ったって始まりませんからね。そういう問題があります。そういう人権意識に市民の皆さん方の関心が出てきた中で、従来からの人権侵害というのはやっぱり、本来は、人権問題についての関心が深くなれば、周りが、あるいは世の中全体がね、あるいは行政もそういうところについて、例えば人権迫害とか、人権差別とかは少なくならにゃいかんですけれども、逆にいろんな問題が出てくる中で、今まではあまり取り上げられなかったが、いわゆるヘイトスピーチ関係の法律、こういうことを絶対に言うてはならんよというような法律ができてきたわけです。

言いたいことは坂本(浩)議員と一緒なんですけれども、行政組織とは別に、独立して、そういう機能を果たすべきという意見を捨てることはできないと私は思うんですよ。

だから、当面はそういうことでずっと計画をしてやってこられましたから、1階に相談その他で、行政は県庁組織という意味で2階でということですから、それはそれでいいし。先ほど言われたように、いろんな意味で優位性をですよね。活用していくということについては私も否定はしませんが、そういう考え方もあるということをぜひ認識をしていただきたいと思います。

今からの運営の問題についても先ほどありましたから、私はそういう認識に立っていただいていると思いますけれども、そういう人権団体あたりとも十分意思疎通を必要に応じてやっていただいて、その皆さん方のご理解も得る、あるいは皆さん方からの意見についても皆さん方は真剣に向き合うと、こういう姿勢を貫いていただきたいと思うんです。最後のところについて、ご見解を聞かせてください。

【宮崎人権・同和対策課長】 今、吉村(庄)委員からいただきました、今後の運営に際しましては利用団体と十分意思疎通を図りながら誠実に対応していただきたいということでございます。

私どものセンターのあり方につきましては、こういう形で来月からスタートするわけですけれども、必ずしもこれが完全形とは思っておりませんので、課題が出てきた時には適切に対応していかないといけないと思いますし、足りるもの、足らざるものをしっかり見極めながらやっていきたいというふうに思っております。

その際、利用者の方々のご意見はしっかり私どもも把握をし、ご意見をしっかり噛み砕いて業務に当たってまいりたいと思っております。そのためのいろんな話し合いの場も考えていきたいというふうに考えております。

【ごう委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【深堀委員】 幾つか質問させてもらいます。

部長説明の中で、女性の活躍推進の項目があ

りました。12月上旬から中旬にかけて長崎、佐世保、諫早地区において、ダイバーシティマネージメント等に精通するファシリテーターのもと、若い人たちと企業の経営者、管理職の意見交換を実施するということです。意見交換をやるのは非常にいいことだと思うんですけれども、要はそれをどう生かすかという話であって。

この説明資料の中では、「働きやすい職場環境づくりや多様な人材の活躍に向けた企業の自発的な取組を推進してまいります」と、いうなれば企業任せになっているわけですよね。果たしてそれぐらいでいいのかなと。参加してもらって意見が出た内容を企業がどういうふうに改善につなげたかとか、若い人たちの意識も少し変わったとか、そういったところを定量的に何かで数値化して、わかるようなことをやらないと、掛け声で、あとは企業に任せますからということでは、行政の役割としてはちょっと足りないんじゃないかというふうに思っているので、そのあたりをどう考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】 このセミナー、働き方を考えるワールドカフェを開催することといたしました趣旨でございますが、これまでも、女性の活躍を推進するためにはそれぞれの職場の働きやすい環境づくりが必要だということで、経営者向けの啓発セミナー等を行ってまいりました。ただ、座学といいますか、一方的に話を聞くだけではなかなか、その意識に訴えるものがない、届いていないのではないかということもありまして、今回、今後の職場を担っていく大学生であるとか、若い職員の方の率直な意見を直接、管理職層に伝えることで、例えば人材不足であるとか、離職の防止であるとか、そういったところも含めたところで、それぞれ自身の問題として深く考えていただくということを目的として開催をしたものでございます。

委員のご指摘の、それをどうつなげていくのかというところでございますが、まず根本は、それぞれ意識をきちんと持っていただくというところをスタートにしまして、職場に戻って取組をするためにどういった支援ができるのかということで、職場環境づくりのアドバイザーの派遣等を実施しております。そういったご案内もして、それぞれの企業の取組につなげていきたいというふうに考えております。

【深堀委員】 理由は大体わかるんですけど、あとは、やっている事業が成功しているかというところの把握の部分です。そこらあたりをしっかりやらないと、次の施策の展開には、ＰＤＣＡサイクルを回すためには、それがどうだったかというところをしっかり評価しないと進んでいかないと思うので、その点はしっかり踏まえた上で。今までの経過を踏まえて、反省を踏まえて新たに取り組むわけだから、今度やったことをまた次のステップに生かすような数値化というか、そういったことをしっかり取り組んでいただきいというふうに思います。

次に、犯罪被害者支援の件ですけれども、一般質問でも、これに対する条例の話が出ていたと思います。それについて、県としては必要性を現段階では感じていないというような答弁があったわけですけれども、この中で、9月末現在で相談件数が227件で昨年同時期の1.5倍で推移をしているという報告になっています。

で、感じたのは、相談内容をどういうふうに分析しているのかということ、そして、相談を受けたサポートながさきが、どうやってその相談者の悩みを解消していったのかというところ

に少し着目をしたいと思ったんです。相談内容の分類や、相談があったことをどうやって解決をしたのかというところの分析です。そのあたりがわかれば教えていただきたいと思います。

【宮下交通・地域安全課長】 サポートながさきの相談件数と対応のところでございます。記載では9月末現在で227件としておりますけど、10月末では252件と、昨年と比較しまして65件、1.3倍ぐらいに増えている状況でございます。

相談の内容、種別等につきましては、婦女暴行事案、強姦のたぐいで81件、強制わいせつ事案が69件と、パーセント的にもそれぞれ30%から27%、約3割を占めている状況でございます。

相談員は、初めに電話で相談を受け付けるわけでございますが、内容を伺いまして、緊急を要するという場合は、まずは警察につなぐということで事件化を促している状況でございます。それでも、かかる事情でご相談したいということで、電話で相談を受け付ける場合はなかなかわからないところもあり、古い話もあるということで、そこから直接支援につなげてサポートセンターに来てもらうとか、こっちから行って接触いたしまして、学校や警察に同伴するとか、必要であれば弁護士相談につなげます。経済支援ということで医者の相談、公費負担とか、弁護士とか、精神的カウンセリングもありますので、相談内容に応じて、ニーズに応じて対応を親切丁寧に図っているというふうな状況でございます。

【深堀委員】 わかりました。女性が被害を受けるようなケースの事案の割合が結構多いと。事件化していない分については警察につないで事件化をする。電話だけでは内容がよくわからないので、直接面談をしながら、より中身をしっかり把握していくという取組をやられていると、円滑にいっていると理解を一応しておきたいと思うんですけどね。

犯罪被害者の精神ケアが4割不十分という新聞の記事を持っています。その中で私が気になったのは、全国48カ所にある犯罪被害者支援センターのうち約4割の20カ所が、犯罪被害者や遺族に心的外傷後ストレス障害、ＰＴＳＤなどの治療ができる提携医療機関と精神科医のリストを持たないことがわかったということです。長崎県も、精神科医リストがない、提携医療機関もないというくくりに入っています。

そういったところを持たないセンターはどうしているかというと、紹介を求められると、個人的な判断でいろんなところを紹介したりとか、もしくはインターネットで探したりとかというようなことをやっていると、これは新聞記事の話なんですけどね。

で、長崎県はどうなんですかという話ですよ。そのあたりをしっかりやられているのかどうか。

【宮下交通・地域安全課長】 先ほどの委員のお尋ねでございます、リストがないと、確かにそういう報道もございました。

サポートながさきについては、犯罪被害者支援センターのスタッフが一緒になって支援に当たっている状況でございまして、サポートながさきの産婦人科の医療機関は18医療機関とか、これはしっかりしております。

そして、直接支援につなげる場合は、当然カウンセリング支援も臨床心理士と提携している状況でございます。

【深堀委員】 ということは、私の懸念は問題ないと、サポートながさきではしっかりと、そういった精神的な専門家につなぐ時には一定のリストがあって、的確にそこにつないでいると理解をしておってよろしいんですね。わかりまし

た。

もう少し、この案件ででですけれども、一般質問でやられたのは山本(啓)議員じゃなかったのかな、被害者条例をつくるべきじゃないかという話。あの時に部長の答弁では、冒頭に言った同じような答弁でなかったんだけど。ただ、条例をつくるということによってね。

直近の新しいデータはわかりませんが、都道府県では、9県が犯罪被害者支援条例をつくっているということで、その条例では見舞金制度を設けているのが多いと。死亡で30万円、全治1カ月以上の傷害で10万円とされている自治体が多いと、ある報道で見ているんです。

佐世保市が今、そういった条例をつくろうとしていて、佐世保市もそのような内容を盛り込もうとしていると報告を受けています。

国の犯罪被害者給付制度があるんだけれども、それは給付するまでに半年以上かかっていて、実際に被害を受けた方々の救済という意味では、治療費とか生活費とかで非常に厳しいんだと、国の制度では。だから、各県がそういった条例をつくって、被害を受けている方に手を差し伸べると。ある県とない県があれば当然、同じような被害を受けても助けてもらえる県と助けてもらえない県がある不合理があると報道で見た時に、部長は本会議で、いやいや、そこまでの必要性はないんだと言われたんだけど、どうかなと、これを考えた時に。

例えば佐世保市がこういう条例をつくれば、同じ長崎県の中で同じような被害を受けた時に、手を差し伸べられる人とそれがない人と出てくるということになるでしょう。私は、それを考えた時に、やはり長崎県の条例としてつくるべきだと思うんだけど、もう一度、そういう点も踏まえて、給付制度という点も踏まえてどう思うか、答弁をお願いします。

【木村県民生活部長】犯罪被害者支援条例の制定についてのお尋ねでございます。

9県で条例をつくっているということは、そのとおりでございます。ただ、その中身でございますが、見舞金等々の内容を書き込んでいる都道府県はございません。

都道府県で金銭的な給付というか支援といったものをつくっているところは3県でありまして、見舞金は1県のみで、あとは貸付金が2県でございます。ただ、近年の実際の支給の実績を見ると、ほとんど実績は上がっていないというような状況でございます。

委員がおっしゃったのは、県ではなくて市や町の条例の中で見舞金というような制度をつくっていらっしゃる市や町は、全国的には割と見られるというような状況でございます。

私が本会議の席でご説明いたしましたのは、被害に遭って、すぐに金銭的に困るという中で、条例をつくって金銭給付をすべきじゃないかというお尋ねでございましたので、それについては、例えば犯罪被害に遭って家に住めなくなった、あるいは医療機関にかからなければいけない、もしくは弁護士に相談しなければいけないというような緊急の事態があれば、現在、警察の方で現物給付という形で、もうその日から実際は支援をしているわけでございます。

その中でも本当に直ちに、例えば少額でもいいから金銭が要るというような事態があれば、またこれは別の民間の支援センター等を通じて、早ければ3日ぐらいで、少額ではありますけれども金銭の給付が受けられるという仕組みもございます。

それを越えて本当に経済的に困るというような実態があれば、そこは県なり市町なりの福祉

のセーフティネット、あるいはさまざまな支援の方策もございます。そういったところで実際は支援ができている実態がございます。

今年の3月に県の犯罪被害者の支援計画をつくって、そこの中で実際進めているという状況にありますので、直ちに条例をつくって何かをするというような状況には、まだ少し遠いのではないかというようなご答弁をさせていただいたところでございます。

【深堀委員】私の認識している分とは若干違うような話だったので、もう一回確認しますけれども、9県が犯罪被害者支援条例をつくっていると、その中に見舞金とか給付の部分が入っているのは3県しかないと、その3県はほとんど実績がないということなんですね。

【宮下交通・地域安全課長】 全国で県の条例があるところが9つでございます。九州では佐賀県が最後でございます。

それで、金銭給付のところでございますけど、見舞金は岐阜県のみで、これは傷害児、被害児に対する奨励金制度で、小学生に1万5,000円、中学生に2万円、高校生に2万5,000円ということで、給付が行われているんですけど、実績がないというわけではございませんが、例えば平成27年度は3件、6万5,000円ということです。見舞金については少ないというふうな状況でございます。

また、貸付金につきましては山形県があるんですけど、平成20年4月に県の条例ができまして、これまで殺人事件での適用1件のみということです。山形県で貸付金制度を設けているんですけど、今まで1件のみということです。また、神奈川県につきましても、これは平成28年度に1件ということで、貸付金制度は手続がちょっとかかるというようなところも含めて、利用がされていない、実績があまりないというふうな情勢でございます。

【深堀委員】 確かに、今の報告を聞けば、制度をつくってから利用しているケースは少ないんだろうと理解しました。

ただ、利用が少ないからといっても、ゼロじゃないわけですよね。本当に長崎県でそういった事件が発生して困る方が出てくる可能性は当然あるわけで、あるとないのでは全然違うわけですよ。だから、そこは件数が少ないからという視点ではなくて、そういった困った人が出てくる。

だって、9県はそういう条例をつくったわけだから、必要性がなくてつくっているわけじゃないと思うんですよ。もう一度、よくよくそこは県民の立場に立って、県民サイドに立って。件数が出なければ財政的な支出は少なくて済むわけですよね。ある意味セーフティネットですよ。そこにお金がかかるわけではないので、やはり考えていくべきだということは申し上げておきたいと思います。

チャレンジ2020の数値目標の進捗状況の中で一つだけ気になったのが、7ページに載っている消費生活センターの相談件数が1万1,149件、91%、目標値は1万2,200で進捗状況が「遅れ」となっているんだけど、「遅れ」なのか。相談件数が少ないということは、私は、ある意味いいことじゃないのかなと、困っている人が減ったのかなと思うんだけど、書き方を見ると相談件数が多いのが正なんだというふうに見えてしまって、非常に気になったんですけど、どうですか。

【永橋食品安全・消費生活課長】 この「遅れ」とか「順調」とかという表現は、チャレンジ2020全体の中で、目標値に達していない、かつ基準

年よりも落ちている、そういうものは自動的に「遅れ」という表現をつけるという一定の整理がなされております。

ですから、委員がおっしゃるように、相談件数が多いのがいいのか、少ないのがいいのかという議論がございますが、一応、そういう視点で整理がされているということでございます。

（発言する者あり）

【深堀委員】 わかるんだけど、目標値が多ければいいのか、その逆かというのは、これを取り扱っている課に、いろんな指標があって、そこに対しての記載の仕方とか、分析とか、書き方でも、そのあたりはちょっと考え方を整理しましょうということは言っておってください。わかりにくいですよ、こういう出し方をされたら。お願いしておきます。

【ごう委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【宮本委員】 1点だけ、確認させてください。民泊について確認です。

来年の6月に民泊を解禁する住宅宿泊事業法、民泊法が解禁になるということで、各自治体では独自の上乗せ規制をしているという報道があっておりまして、2月定例会で意見書を採択していただいたところですけど、この報道を見ますと都市部ですね。京都、北海道、横浜、東京では、来年6月に向けて自治体としての独自の規制をかけていくということであります。

ここ長崎においても、非常に外国人観光客、宿泊客も増えているという現状の中、県内における民泊規制について何か動きがあるのか、教えていただきたいと思います。

【加藤生活衛生課長】今ご質問のありました民泊の上乗せ規制ということですけれども、住宅宿泊事業法の第18条におきまして、環境の悪化を防止するために必要のある場合は、合理的に必要と認められる限度において区域を定めて、また、期間を定めて制限ができるというふうになっております。

それで、各自治体で先行して条例を制定しようとする動きがございますけれども、今のところ制定には至っておらず、6月の施行に向けて、先ほどの委員のお話にありました幾つかの自治体で進んでいるところでございます。

また、この条例を制定するに当たりましては、各市町の意見を十分聴取することとなっております。制限できる期間とか区域といったガイドラインが、今度の19日に説明会が開かれますので、その時に示されたものをもって、説明会等を開きまして、さらに市町の方に、どういった制限をしなければいけない区域があるかということをお伺いしようとしております。それで市町の意見、関係団体の意見等を聞きながら、条例の制定の必要があるか検討していくように生活衛生課では考えております。

上乗せというのは、先ほどおっしゃいました自治体で出ておりますけれども、今のところ、国が具体的な案として示された部分にほぼ沿っているような形、近い形で上乗せをしようとしているところでございます。

【宮本委員】 地域の実情に応じて、こういった規制をつけていいということで、今度、ガイドラインが示されて、それをもとに各市町に説明をすると。そこで、制限区域とか、関係団体の方々とのいろいろな意見交換をする流れということを確認いたしました。

今後、市町と協議をする中において、関係団体はさまざまあるかと思いますが、例えば旅館業の組合の方は協議する団体の中には入っていないんですか。

【加藤生活衛生課長】 先日も旅館・ホテル業の

方と意見交換というか、お話をしたところでございます。

予定としましては､ガイドラインが示されて、制限できるものの具体例が出ましたところで、また、ホテル・旅館業を含めた団体とも意見交換を続けてまいりたいと思っております。

【宮本委員】 わかりました。現段階では具体的な案が示されていないと、その案に沿って話を進めていくということですね。

この報道には、地域の住民からの不安、不信感を取り除くために独自の制限、規制をかけているという話があります。例えば北海道では、学校周辺は休みの日だけに営業を限るとか、住宅地であっても駅周辺は規制対象外だとかというのがあります。こういったものも各地域で、自治体によって取り決めていいという認識でよろしいでしょうか。

【加藤生活衛生課長】先ほどお話ししましたように、国の政省令が発表された後に、ガイドラインの具体例の案が自治体連絡会議で示されまして、その中には、学校・保育所の運営に支障を来すほど現状で保たれている生活環境が悪化する場所、具体的な距離というのはございませんけれども、学校とか小学校の周辺とか、別荘地において住宅宿泊事業法を行うことにより現状では静かな環境が悪化を招くような場所とか、山間部の道路が狭いところで観光客が増えると交通渋滞が起きて周辺の住民が通れなくなるとか、そういった具体例は出されております。今後、もう少し深い具体例というかガイドラインが示されるものと思っております。

【宮本委員】あくまでもガイドラインに沿ってというのが基本になるかと思います。

ただ、旅館業の組合の方々の意見もしっかりと聞いていただいて、どういう形で民泊を長崎県において進めていくのかというのを、来年の6月の解禁に向けてしっかりと協議をしていっていただきたいと要望しておきます。

【ごう委員長】 暫時休憩します。

― 午前１１時５０分　休憩 ―

― 午前１１時５０分　再開 ―

【ごう委員長】 再開いたします。

午前中の審査はこれにてとどめまして、午後は1時30分から再開したいと思います。

しばらく休憩いたします。

― 午前１１時５１分　休憩 ―

― 午後　１時３０分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、県民生活部の審査を行います。

議案外所管事務一般についての質問はありませんか。

【堀江委員】 部長説明の4ページ、統計の普及啓発について質問します。

この中で、統計教育の一環として「初めて出前講座を実施し、大変好評でした」とあるんですが、これは統計課の職員が例えば中学校に出向いたのか、中身をもう少し教えてください。

【笠山統計課長】出前講座についてのご質問でございますが、こちらは、本県の統計課として初めて取組をさせていただきました。

ご質問いただきましたように、今年は2カ所で実施いたしまして、私立日大中学校で約90名の参加をいただきました。もう1カ所は、江戸町の学童保育星座クラブで実施させていただきまして、28名の参加がございました。

内容でございますが、中学校は「統計で見る長崎県」というテーマで統計クイズを実施しま

して、データで見る長崎県の全国に占める位置とか、そういったところを学んでいただきました。

学童の方は○・×クイズ、例えば「長崎県の人口は男性と女性でどっちが多いですか」という質問をして右左に分かれていただく、遊びながら統計に親しんでもらうようなテーマで実施させていただきました。

併せて報告させていただきますと、出前講座を実施した後にアンケートをとります。そのアンケートの中で、お一人だけ「よくわからなかった」という方がいらっしゃったんですけど、それ以外は「満足」ということが大勢を占めておりまして、成果としましては、最初の取組としては効果があったのかなと考えております。

【堀江委員】「統計教育の一環として」という言葉がありますね。この統計教育というのはどういうことなのか、この機会に教えていただけますか。

【笠山統計課長】統計教育という言い方をしておりますのは、いろんな学問に通じて必要となる基礎的な素養が統計というふうに私は考えております。それは、いわゆる科学であれ、あるいは数学であれ、社会であれ、必要であろうと考えております。

文部科学省では、この統計に関しまして学習指導要領に定めております。しばらく前、ゆとり教育の段階で一時、統計教育が非常に手薄くなったことがございました。

最近でいきますと、平成23年、平成24年、平成25年と学習指導要領の改訂がございまして強化されております。身近な問題について統計的にものを考えるというふうなことが教育サイドで求められておりまして、今年の3月には学習指導要領の改訂がさらにございまして、例えば小学校1年生でいきますと、身近な問題をグラフにできるというものが求められるレベルとしますと、それから一歩進んで、平成32年からの実施では、グラフにすることに加えて考察を加える、いわゆる思考力や判断力を身につけさせるということが目標として掲げられております。

そういったことで統計教育という言い方をしておりますけれども、教育庁とも連携しながら、こういった出前講座も使いながら進めていければと考えております。

【堀江委員】確かに統計課長が言うとおり、算数・数学というとどうしても正解が一つしかない答えを出す教科だと思われがちだが、実は、必要な情報を取り出し、解釈し、正解が1つとは限らない答えを自分なりに出すというプロセスも、これからの算数・数学教育では一層重要視されてくると。社会や仕事で当たり前の統計の見方というのも改めて教育の中に活かそうということでの統計教育というのは、私も今回改めて学ばせていただいたんですが。

その統計教育の一環として、今回出前講座をやったということですけど、これは、統計課から「行きますよ」というふうに言ったのか、それとも中学校の方から「来てください」と言ったのか、最初としてはどうなんですか。

【笠山統計課長】今年初めての取組でございますので、年度途中で始めたこともありまして、日大中学校は、実を申しますと国の方で統計教育に関する先生方の研修をやっております。そこで、うちの方から各学校に参加される方はいらっしゃいませんかと募集をして、行っていただいた先生を通じてこういった企画ができました。

学童も、すぐ近くの学童でございますので声

かけをしたところ、喜んでと応じていただいたという経過でございます。

現在、県内の小学校から、うちもやりたいという話が今、きているところでございます。

【堀江委員】 県民生活部の概要の中で、当初予算の時には、事業の概要として、統計課のホームページの中に、小・中学生を対象としたキッズページを開設して、「教育現場における統計教育の支援」という言葉がありますね。この時には「統計教育の支援」と言っていて、今回、「統計教育の一環として」というふうになっているんですが、これは同じような意味と理解していいんですか。

【笠山統計課長】 はい。その延長線上にあると考えております。これまでは統計教育の支援ということで、平成15年から県のホームページにキッズコーナーを設けております。そこに、例えば人口の減少の問題を取り扱って、子どもさんにわかりやすく見ていただくようなものを設けております。

これからは、こういった出前講座を通じて、私どもも現場に入って、冒頭に委員から誰が説明しているかというご質問があったんですけれども、うちの職員が現場で説明をしております。ある意味、その支援の延長線上ではあるんですけれども、学校現場とよく話し合いをしながら、総合学習、あるいは統計教育の一環で、各教科の中で統計を扱うようなことにつながればと考えております。

【堀江委員】 そうしますと、統計教育の支援としてということで、今まではキッズコーナーを設けて、子どもたちが統計に親しみを持てるように、イラスト入りで本当にわかりやすいホームページがあるんですけれども、それだけではなくて、実際に職員が出向いて統計教育の一環を担うということで、より積極的に統計課が統計教育に関わってきたのかなという認識を持ったんです。

そこで質問ですけど、今、来てくださいと言いう学校があるということですが、より積極的に統計課から、こういうふうにやりますから、どうぞ利用してくださいという呼びかけなりはされないんですか。

【笠山統計課長】 ありがとうございます。こういう場でご質問いただくことでＰＲになると思っておりまして、（発言する者あり）すみません。

具体的に今進めておりますのは、先ほど申し上げたような研修会に行かれた学校の先生方と連絡をとって、こういったことができるんじゃないですかという話を、研究会みたいなこともやってみたいと思っておりまして。

年度途中でしたので、県民センターが取りまとめております出前講座の一覧にもまだ載っていないかと思います。そういったいろんな情報発信、あるいはうちの方から先生方のネットワークを、協議の場をつくらせていただいてＰＲに努めていきたいと考えております。

【堀江委員】 私も、こういう場を機会にちょっと苦言を呈したいと思うんですけど。

統計課のホームページに、出前講座を行いますというのがありますね。でも、それはただ1行、「出前講座を行います」、あとは「連絡先はこちらです」というだけですよね。

例えば、出前講座をすることによってどう違うのかとか、どういうことをやりますみたいなものがもっとわかるようなホームページにして、どうぞ利用してくださいというんだったらいいんですけど、積極的に統計教育に関わると言うわりには「出前講座をやります」と1行しかな

いから、私としては、もうちょっとホームページもいろんな知恵を出しながら、ぱっと見て、これが必要だと思うように、ホームページの見直しも含めてもうちょっとアピールしてもいいのではないかと思うんですが、この機会に見解を求めます。

【笠山統計課長】 大変申し訳ございません。うちのホームページがちょっと見にくいというのは私も感じておりまして。あと数年かけて、うちのホームページを、統計のニーズに応じて、ユーザーのニーズに合った形につくり変えていきたいと考えております。

例えば、今ご指摘いただきました出前講座につきましても、実はフェイスブックでＰＲはしているんですけど、なかなかフェイスブックまでたどり着かないというところもございまして。ＳＮＳ、ツィッターも実はやっております。そういったものも少しずつはやっているんですけど、より県民の皆様がわかりやすいホームページにつくり変えていく中で、この出前講座も積極的にＰＲを進めていきたいと考えております。

【堀江委員】 最後にしますが、要は、初めて出前講座を実施したというところに、ちょっと私はすごいなと思いまして、いろいろ調べつつ、私も学ばせていただいて、一言だけ取り上げようと思って準備したところなんですが。

もちろん教育委員会との連携も当然ですけれども、統計課としても、統計教育の一環という形で、より積極的に県民の中に統計の重要性、必要性を、本当に地道な活動だと思うので、その必要性を認めていただくには時間がかかることかと思いますが、大事なことだと思いますので、積極的にＰＲをしていただきたいと思いまして取り上げましたので、よろしくお願いいたします。

【髙比良委員】 それでは、私の方から3点ばかり質問させてもらいたいと思います。

まず1点目は、午前中に指定管理のことでいろいろ議論がされた、ボランティア活動支援センターの件です。

私は、今のというか、これからの自治体運営のあり方を考えた時に、県としては必要不可欠な機関として率先して設置をしたというふうに認識をしているわけです。それはどういうことかというと、一人行政が公共サービスを担う、あるいは公益的な活動に関わっていくという今の自治体運営のあり方を今後もずっと続けていく限りにおいては、いろんな制度を維持していくといったことが非常に難しくなる。そういう中では、住民と企業、団体、行政、そういったもののベストミックスによって地域運営を、お互いの連携の中で役割分担をしながら担っていくと、そういう協業型の社会をつくっていく必要がある。

もう一つは、それに関連するんだけれども、住民は、公共サービスの受け手となるだけではなくて自ら自治体運営に参画をしていくと、市民の本当の意味での自治社会をつくっていくことに奉仕をしていこうということで、単なる奉仕活動をやる個人、団体を育てるということではなくて、まさに今言った自立ある市民を育成するというふうな認識というか、使命を持ってボランティア活動支援センターをつくったと、大変に意義のあることだと私は思っているんだよ。だから、もっともっとこれは拡充していかなきゃいけない。そういう意味では、市町村もいろいろつくっていくでしょう。そこと一定のすみ分けをしなきゃいかんけれども、重複するようなものがあっても私は構わないと思っている。

ただ、県の業務は市町村とどう違うかといったことを端的に言いあらわすキーワードとしては、この間も言ったかもわからんけれども、高度、専門、総合、広域ですよ。そういう意味では、今回の指定管理者は、知識・経験において専門性が高い、あるいは高度な取組ができる、ふさわしいところが選ばれたと思う。

そういう中で受動的に相談を受ける、指導をするといったことについては、今の機能が十分発揮されるだろうと思う。それに加えて総合とか広域といったことが必要になってくるので、そういう意味では、例えば県内各地でのいろんな研修をやるとか、巡回相談活動をやるとか、あるいは県内のいろんな支援機関のネットワークももちろんだけど、県内外のＮＰＯ団体等のネットワークをつくっていくとか、もっと言えば災害ボランティアを災害対策本部だけに任せるんじゃなくて、受付とか送り出しといったことについての構えをやっていくとか。

これまでもやってきたかもしれんけれども、そういったところに特に能動的な取組としてやっていくことが必要ではないかなと思っているんだけど、この辺についてはどう考えていますか。

【松尾県民生活部次長兼県民協働課長】今まさに委員がおっしゃったとおり、県の支援センターとしての立ち位置とすれば、広域性、総合性、そういうものをますます重視していく必要があるんだろうというふうに考えております。

指定管理者が提案の中で、地域担当というものを置いて、出向いて行って、それぞれのニーズを把握して、足らざるところを補うような形での支援をしたいというふうに言っておりました。

また、ＮＰＯ同士で県外の方ともいろいろ情報交換をしていますので、もっとたくさんの方を講師に招いて、実践型の研修を深めていきたいというふうに思っております。

【髙比良委員】十分な展開をされることを望みたいと思います。

2点目は、女性の活躍推進です。

まず、説明資料に書いてあるダイバーシティマネージメント、ファシリテーター、ワールドカフェ、ライフデザイン、キャリアデザインと、横文字を使うなとは決して言いませんけど、ボキャブラリーが乏しい私にとっては、ちょっと意味がようわからんとさ。噛み砕いて説明して。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】 わかりにくい表現になりましたことを、まずお詫び申し上げます。

ダイバーシティマネージメント等に精通すると申しますのは、今、経営をする中で、多様な人材の能力とか発想を生かしていく、それを会社の組織の活性化とか経営基盤の強化につなげる経営戦略、そういったことに詳しい方です。

ファシリテートは、日本語でいいますと促進者とか調整役、要するに会議を円滑に、より充実したものにするための進行をしていただくということです。女性活躍も含めたダイバーシティ、多様性を活かした経営に詳しい方にまず説明をしていただいて、それから意見交換をする。その意見交換を有意義に進行していただくという形でのセミナーを実施したものでございます。

ワールドカフェは、意見交換をより有意義にする一つの手法でございまして、テーブル幾つかに分かれまして、1人のホストを残して、一度テーマで話をした後、次は別のテーブルにホスト以外の方は動いていただく、そういった中でさまざまな人の意見を交換していくことを、リラックスした雰囲気でするという一つの手法

でございまして、働き方を考えるというテーマで、活発な意見交換、さらに深層に訴えるようなセミナーをしたいということで実施したものでございます。

【髙比良委員】 ありがとうございます。

要は、働きやすい職場環境をつくっていこうと、あるいは、多様な人材が活躍できるような職場環境をつくっていこうと、それにつながるような取組として、ツールとしてやっていますよという話なんだね。

一つは、能力が生かせるような職場環境を整備していくことが求められている。ワークライフバランスのとれた就業形態といったことが求められているというようなことで、働く上で生き生きとやっていけるような、そういう環境づくりに腐心をしてください、取り組んでくださいと促していくという話だろうと思うんだけど。

ただ、私はね、何というかな、女性が働き続けていく上で一番ネックになっている、もちろん毎日の業務の中で個々の仕事の仕方についての環境はどうかということは当然あると思うんだけれども、それにも増して、これは前にも言ったと思うんだけど、やっぱり一番大事なことは、結婚して妊娠して出産してという女性のライフサイクルを考えた時に、働くことと子育てとが両立できるためには、働く上での産前・産後休暇とか、あるいは一旦休んだ後での完全復職の確保だとか、あるいは育児休業とかという就業規則、ここをきちんとつくらないと、なかなか女性が頑張りたくても頑張れないということになってしまうと。根本のところの取組こそが大事だと思っているんだけど、この辺はどういうふうにやっているんですか。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】 委員ご指摘の就業規則とか、休暇の整備についてはもちろん、まず根本になるものだと考えております。それにつきましては、労働基準法の第89条の中で、常時10人以上の従業員を雇用する雇用主については、就業規則を作成して労働基準監督署に届け出が義務づけられております。届け出があった際に監督署でその内容を確認して、仮に法律の定めを満たさない項目があった場合には、そこは自動的に法定の内容が適用されることを説明した上で修正の指導をしていると聞いております。

併せまして監督署の方で、年間約2,000件程度の立ち入り調査なども行われまして、就業規則の届け出状況の確認、指導も行われていると聞いております。

【髙比良委員】 それは、具体的な業務として担っているのは労働局なのか。男女参画・女性活躍推進室としては、その辺の実態把握は承知をしているんですか。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】 細かな就業規則の中身等の把握まではいたしておりません。

就業規則の整備等が必要なのはもちろんのことですけれども、男女参画・女性活躍推進室としましては、規則が整備されていても、実際にその制度が運用されていない、されにくいということがないように、そういった意味での働きやすい職場環境づくりへの支援をしていきたいと考えております。

【髙比良委員】就業規則の改善の促進ということも併せて、説明があっている事業も含めたところで男女参画・女性活躍推進室の取組としてね。

今、政府は、働き方改革を推進、実現をしていこうとしているわけだ。そのことに寄与をする室として、役割を担うことについてはどうい

うふうに考えているのかなというふうに思うんですよね。

例えば、雇用形態の違いによる不均等待遇というか、待遇の格差というか、これを改善していこうとか、あるいは労働時間等の設定を改善していこうとか、あるいは短時間労働者の雇用管理を改善していこうとか、あるいは派遣労働者を保護していこうとか。今言ったようなことは、女性に特に関わってくるような、あるいは対象として女性のシェアが多いというような話だろうと思っている。こういうことを進めることがまさに、女性が働きやすい職場づくりというか、ここの使命というか、命題とするところにつながってくるというふうに思っている。

ここは、直接的には労働局の話になってくるんだろうけれども、そこだけに任せるのではなくて、まさにある意味連携をするとか、今言ったようなことを視野に入れた今後の事業活動を展開するとか、こういったことが必要じゃないかというふうに思うんだよね、より今の取組の成果を上げさせていくためには。この辺についてはどう考えているのか。

【中尾男女参画・女性活躍推進室長】 委員ご指摘のとおり、労働局、あるいは労働監督署、それと県庁の中で言えば産業労働部が就業規則等の説明会を開催しておりますので、こういったところとの連携は必要だと思います。

先ほど申し上げましたように、私どもは、規則の指導をするというよりは、規則を整備された上で、それをいかに活用して働きやすい環境をつくっていくかといったところの意識啓発なり、働きやすい職場をつくっていくためにはどうしたらいいか、そういったことを担っていきたいと考えておりますので、例えば、派遣するアドバイザーは社会保険労務士の資格も持っている方ですので、就業規則をどういうふうに改正していったらいいかというノウハウをお持ちです。両方合わせたところで、他の所管部局とも連携しながら努めてまいりたいと考えております。

【髙比良委員】そういう立ち方になるんじゃないかと思うけれども、一歩さらに踏み出して取組をお願いしたいと思うんです。女性にとって働きやすい職場は、男性にとっても働きやすい。もちろん性差によって特別なこともあるかもしれないけれども、通常は男女関わりなく働きやすい職場環境をどうつくっていくかという話でしょうから、基本のテーマになっているところについては、しっかり視野に入れて、より成果が上がるように頑張ってもらいたいと思います。

考えてみるに、このメンバーでの生活環境委員会は今回で終わりなんですよね。そういう意味で、最後に、発言の機会が少なかった優秀な統計課長にちょっと、最後にお願いしたいなと思っているんだけど。

今の長崎県の命題、あるいは知事がとにかく集中して取り組むんだというテーマ、一つは人口減少対策、もう一つは県民所得の向上対策だよね。

そういったものを何年かずっと継続してやっていって、直ちには成果が発現しないところはあるんだけど、進捗状況についてどうかといったことを検証してく、そのベンチマークというのは、まさに統計ですよね。それが指標として使われているというようなこともあるわけだね。

それで、例えば人口のことについては国勢調査をやる、あるいは住民基本台帳から一定、人口統計というものをやっていきます。

県民所得が産業の振興を含めてどういうふうな状況にあるかということを見るに当たっては、

例えば年間工業出荷額、工業統計、年間商業販売額の商業統計、あるいは農林業センサス、ちょっとほかの部門で扱っているかもしれないけど。そういうものをもとにしたところでの県民経済計算をやっていくことによって県民所得がどうかということが出てくる。その辺がベースになっていくわけだね。

要は何を言いたいかというと、そういった統計が、各部各課が事業として企画立案する際のベースになってくるわけですから、統計が表していることの意味を読みくだくというか、読み取るというか、そういう作業は非常に大事だと思っている。

逆に言えば､そういうことがしやすいように、通常やっている統計のほかに、それを補完するような調査資料とか参考資料といったものを整えてやることは、施策立案にとってはベターになる環境をつくることにつながってくるというふうに思うんだよね。

そこで、もちろん各課がそれぞれの事業をやるに当たって市場調査をやってみるとか、あるいはフィジビリティスタディをやるとか、そこはそれぞれの課独自でやらなきゃいかんところだけど、統計課が今やっている、担っている統計にプラスして、統計資料を読みこなすというか、より理解をして課題を発見、問題を発見して、それに対策を打っていくことに奉仕するような、関連するような調査とか、参考となる資料の添付とか。

もっと言えば、統計を業務としてやっているプロとして、いろんな統計の原因分析ではないけれども、要するに原因についての一定の指摘といったことを含めて、各部各課と統計をもとにした協議をやっていくような取組があっていいんじゃないかなというふうに思っている。

今、いろいろ資料が出ました、速報値が出ましたと配付をするだろう。もちろん少しコメントなんかもあったりするんだけど、もっと踏み込んで、やっていることを施策立案にさらに生かしていくということについて統計課としてどういうことができるかと。これは、統計課の立ち方というかあり方としてはすごく重要なことかなと私は思っているんだよ。この辺はどう考えているのか聞かせてください。

【笠山統計課長】大変重たいご指摘でございまして、今のご質問に対して十分なお答えになるかどうかわかりませんけれども、今進めていることについてご説明をさせていただきます。

県政の最重要課題の一つであります人口減少については、ご案内のとおり歯止めがかからないという状況があり、一方、県民所得向上対策については、大企業の業績の影響が大きく、平成26年度分の県民所得はちょっと低迷をしているところでございます。

そういったところも含めて、今後、統計課の立ち位置といいますか、どういうことができるのかというのを、私も赴任してずっと考えております。

そういう中で、5月に県庁各課にアンケート調査をいたしまして、その中で出てきた主な意見をご紹介させていただきますと、大きく3つに分かれます。

1つ目は、十分な情報提供をしてほしいと。相談した時に、十分応えられる体制をとってほしいということ。2つ目は、要因分析について、委員からご指摘がありましたように、より深掘りをする時の助言をお願いしたいというもの。3つ目が、研修の部分でもう少し関わってもらえないかということでございました。

こういった大きく3つに分かれた意見を踏ま

えまして、来年度、再来年度、少し時間はかかるんですけれども、どういったことができるのかと今まさに検討しております。まだここでご説明できる段階ではございませんけれども、まず、統計課の体制をしっかり固める中で、そういったニーズに応えていけるように私も頑張っていきたいと思っております。

先般の決算審査でもお話ししたんですけれども、まず、基礎的な統計をしっかり正確にやるということはもちろんでございますが、国の方でもＥＢＰＭ、根拠に基づく政策立案ということを盛んに言っておりまして、我が県の統計課も、そういうふうなことができるような環境をつくっていき、各部局の下支えをしていきたいというふうに考えております。

【髙比良委員】 仕事としてやることは、いろんな調査をやって統計としてまとめることでしょう。しかし、それから引き出すべき成果というのは、まさに統計分析をして、いろんな課題等を指摘して、それをいろんな施策につなげるということだろうと思うので、今、課長が言われたことを私は了としたいと思っている。スタッフの業務量とか、そういうこともあってなかなか大変ではあるんだけど、目指すべきはそういうことだと思っているんだよ。

国の場合は、もう嫌というほどいろんな調査を頼んでくるじゃないか、各省ともね。そこまでやる必要はないと思うんだけど、一定実態をしっかり把握した中でやっていかないと、本当に成果のあるものはできないと、そういう意味で統計課の果たす役割は高いと思っているので、頑張っていただきたいと思っています。

【ごう委員長】 ほかに質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 質問がないようですので、県民生活部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

― 午後　２時　３分　休憩 ―

― 午後　２時　３分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、県民生活部関係の審査を終了いたします。

では、この後でございますが、2時30分から交通局の審査に入らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

― 午後　２時　４分　休憩 ―

― 午後　２時３０分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

これより、交通局の審査を行います。

交通局は、分科会付託議案及び委員会付託議案がないことから、委員会による審査とし、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、所管事項についての質問を行います。

交通局長より、所管事項説明をお願いいたします。

【山口交通局長】 今回、交通局関係の議案はございませんので、所管事項についてご報告いたします。

環境生活委員会関係議案説明資料の交通局をお開きください。

今回、ご報告いたしますのは、営業・広報の取組について、車椅子介護優秀者コンテストとバスの乗り方教室について、小集団活動総決起大会について、バスツアー等を通じた地域貢献の取組について、次期中期経営計画の策定につ

いて、平成30年1月ダイヤ改正についてで、その主な内容についてご説明いたします。

営業・広報の取組について。

さまざまな取組を通じてバスに親しんでもらい、バスの利用促進を図るため、積極的に営業・広報活動を行っております。

県外から高速バスと長崎～雲仙特急バスを利用し、雲仙・小浜へ訪れていただくため、「バス旅車窓マップ」を作成し、県営バス長崎ターミナルに加え、天神や博多バスターミナルに設置したところであり、今後は、大分や熊本、宮崎、鹿児島の各共同運行会社と連携し、それぞれのバスターミナルへも設置していくこととしております。

また、11月から長崎～雲仙特急バスの車内放送に西陵高校放送部の皆さんにご協力いただいており、生徒の皆さんのアナウンスによって、沿線風景の紹介に加え、名物や観光地等の案内を行っております。

9月20日のバスの日企画として実施したバス中古部品チャリティバザーでは、売上総額が24万8,590円に上り、熊本城復興支援及び九州北部豪雨災害支援として寄付しております。

これからも営業・広報活動を継続していくことで、バスの利用促進と地域の活性化に寄与してまいりたいと考えております。

車椅子介護優秀者コンテストとバスの乗り方教室について。

高齢者や障害のある方が、より安全で快適にバスをご利用いただけるよう、乗務員の車椅子取扱いの習熟とサービス向上を目的として、平成15年から毎年、車椅子介護優秀者のコンテストを行っております。

15回目の開催となる本年度は、11月14日に諫早市社会福祉会館で開催し、コンテスト終了後は、身体障害者福祉協会と意見交換を行い、貴重なご意見をお伺いすることができました。

さらに今回は、諫早市老人クラブ連合会にもご協力をいただき、高齢者のお客様に向けた、バスの車内事故防止を図るための安全教室の開催にあわせ、ＩＣカードを使ったバスの乗り方教室等を実施いたしました。

今後も、高齢者や障害のある方がより一層利用しやすい公共交通機関となるよう努めてまいります。

小集団活動総決起大会について。

利用者の安全・安心とサービス向上を目的として取り組んでいる小集団活動について、これからの活動をより効果的に推進していくため、平成30年2月に小集団活動総決起大会の開催を予定しております。

総決起大会では、各チームのこれまでの活動報告や、次年度へ向けた新たな目標を発表し、職員一丸となって更なる事故防止に対する意識の向上を図ることとしております。

今後とも「安全」「確実」「快適」「親切」をモットーに輸送品質の向上に努めてまいります。

バスツアー等を通じた地域貢献の取組について。

子会社である長崎県営バス観光とタイアップし、毎年、県内のすばらしい観光素材を改めて認識していただくことを目的としたツアーを実施しております。

今年度は、国の国境離島関係交付金を活用し、「日本遺産認定！国境の島 対馬1泊2日の旅」とするツアーを11月に催行し、また、来年度の「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録を見据え、関連施設を巡る日帰りツアーについても今後実施を予定しておりま

す。

今後も観光振興と交流人口の拡大を通じた地域の活性化に寄与するツアーを企画し、一人でも多くの方に参加いただけるよう、職員一丸となって集客活動に取り組んでまいります。

次に、別冊でお配りしております「追加1」をご覧ください。

次期中期経営計画の策定については、補足説明資料を配付させていただいております。内容につきましては、後ほどご説明させていただきます。

平成30年1月ダイヤ改正について。

今回のダイヤ改正の主な内容としましては、来年1月に予定されている新県庁舎の供用開始に伴い、諫早市及び大村市と長崎駅前を結ぶ高速シャトルバスや長崎市内線の一部について、新県庁前に設置予定の新たな停留所での乗降が可能となるよう、運行経路の変更を行うなど利用者の利便性を向上させようとするものであります。

なお、ダイヤ改正に伴う九州運輸局への事務手続は、現在申請中であり、12月中の認可を経て、1月4日から実施する予定としております。

このほか、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料について、補足説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう委員長】 次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【小畑管理部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました交通局関係の資料について、ご説明いたします。

1,000万円以上の契約案件について、本年9月から10月までの実績は、資料1ページに記載のとおり、計4件となっております。

以上をもちまして、ご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう委員長】 次に、管理部長より補足説明の申し出があっておりますので、これを受けることといたします。

【小畑管理部長】お手元に配付しております環境生活委員会補足説明資料に沿って、説明させていただきます。

交通局では、現在、平成25年度から平成29年度までを計画期間とする中期経営計画に基づき事業運営を行っておりますが、今年度が終期となることから、平成30年度からの次期経営計画を定めようとするものであります。

今回、素案として作成しておりますが、本委員会におけるご意見等を踏まえまして、最終的には3月定例会に成案を提出の上、今年度中の策定を予定しております。

資料を1枚めくっていただき、目次をご覧ください。

計画全体は4部構成としており、県営バス事業の現状と今後の経営の課題、経営計画の策定について、具体的な取組施策、計画期間中の収支見通しとなっております。

今回の計画策定のポイントといたしまして、これまで順次策定してきた中期経営計画につきましては、主に、いかに収支不足を解消してい

くかという経営健全化が主眼となっておりましたが、今回の計画につきましては、総務省の指導のもと、10年の計画としており、経営の健全性を保っていくことを前提としながら、加えて今後の県営バスの方向性や具体的に取り組んでいく施策を、県民の皆様やお客様にお示しできるような計画にするという考えのもとに作成しております。

それでは、資料ボリュームがありますが、順にポイントを絞って説明させていただきます。

資料1ページをご覧ください。

県営バスの使命と役割でございます。

まず、県営バスは、長崎市、諫早市、大村市を中心とする路線バス及び各都市や長崎空港と長崎市を結ぶ都市間輸送などの乗り合い事業のほか、本県と九州5県を結ぶ県外高速事業、県内最大規模の車両数とガイドを有する貸切事業を中心に総合的なバス事業を展開しており、通勤・通学のほか、通院や買い物などの日常生活を支えるとともに、県外からのビジネスや観光客、修学旅行、国外からのクルーズ船などの対応に取り組んでおります。

その上で、（2）の県営バスの使命と役割でございますが、下の四角囲みに記載のとおり、日常生活を支える交通基盤として、地元行政と連携しながら、地域生活路線を将来にわたりしっかりと守っていくこと、県外や国外からのお客様の移動手段として、交流人口拡大に向けた役割を果たしていくこと、さらに、公営企業として観光や高齢者の移動手段の確保などの分野において行政部門と連携しながら率先して貢献していくことであると考えております。

2ページをご覧ください。

県営バスの経営改善に向けた取組としておりますが、県営バスでは、これまで数次にわたる経営計画を策定し、経営の健全化に取り組んでまいりました。特に、平成16年2月に県が策定した県営交通事業のあり方に関する方針に基づき、コスト削減や県繰入金の縮減などの取組を進めております。

図1に交通局の決算の推移を記載しておりますが、この中にございますように、付帯事業として実施していた駐車場収入が平成18年度以降大きく減少する中、県央地区における子会社への運行委託、貸切部門における福岡営業所の設置など、可能な限り収入の確保やコスト削減を図ることで、平成17年度には約3億5,000万円あった県独自の繰出金が、平成27年度に、昭和57年度以降初めてゼロとなるなど着実に経営の健全化に取り組んでおります。

3ページの図2に現行計画の取組状況を記載しておりますが、これまで計画を上回る収支改善を図ってきており、計画期間において約2億6,000万円の収支改善を達成する見込みとなっております。

3ページの中段で、現行計画における主な取組を記載しております。

増収・増客対策として、都市間輸送の強化による高速シャトルバスの大幅な増便や貸切事業の強化などを中心に取組を進めております。

また、安全対策の取組として、ドライブレコーダーの全車導入などに取り組んでおります。

次に、4ページでございますが、新たな取組として、免許返納者パスの実施や高齢者パスの試行運用のほか、空港リムジン車内へのＷｉ－Ｆｉ環境の整備や空港券売機の多言語化対応などに取り組んでおります。また、地域と連携した営業、広報活動にも積極的に力を入れているところでございます。

4ページの四角の下、「また」以降でござい

ますが、総務省が、公営企業の経営状況の把握のため全国的に作成を求めている経営比較分析表の状況を記載しております。

平成27年度決算の主な指標としまして、経常収支比率は100％を超え、経営の健全性を維持しており、他会計負担比率は3.8％と公営バス平均の7.7％を大きく下回っており、一般会計の負担を可能な限り縮減しながら事業運営に努めております。

また、総運行距離当たりの運送原価につきましては民間事業者平均を下回っており、民間事業者と比較しても低いコストでの運行を実施しております。

5ページの下、図5に記載しておりますように県営バスが運行する路線の約7割は採算がとれない赤字路線ですが、指標によるとおり、経営の健全性を維持しながら可能な限り一般会計の負担を縮減しつつ効率的な運行を行っていくことで、不採算路線を含む路線の維持の確保に努めております。

資料6ページをお開きください。

今後の経営の課題としまして4つの項目を掲げております。

まず、（1）少子・高齢化の進行と人口減少ということで、全国的に少子・高齢化が進行する中、県営バス路線においても、その傾向は今後さらに顕著になると考えられます。下の図6にありますとおり、県営バスの乗車人員は、近年は下げ止まり、直近では増加に転じていますが、今後、人口減少やさらなる少子・高齢化の進展により、通勤や通学などの乗車人員は減少が想定されます。

一方で、高齢者が増加していくことで、公共交通機関の重要性はこれまで以上に高まっていくと考えられることから、通勤通学での利用に加え、高齢者のお客様の利便性向上や増加が見込まれる国内外からの観光客など、新たな利用者の確保を図っていくとともに、都市間輸送など市町の域内を越えた広域移動に係る需要を積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

次に、7ページでございますが、（2）施設・設備の老朽化対策ということで、全国的に公共施設が大量に更新時期を迎えることになり、県営バスにおいても、ターミナルや営業所などバスの運行に必要不可欠な施設の老朽化に対応していく必要があります。

次に、（3）経営基盤の強化でございますが、地域の生活路線を将来にわたり維持・確保していくため、人材の確保や収益性の向上など、経営基盤を強化し、経営の健全性を維持していく必要があります。

次に、公営企業としての責務への対応としまして、公営企業として、行政と連携しながら、高齢者の事故防止対策などの社会的要請に率先して対応していくとともに、不採算路線を含めた地域生活路線の確保が求められております。

次に、8ページをご覧ください。

経営計画の策定についてといたしまして、本計画の位置づけと経営方針とを記載しております。

先ほどご説明しました課題を踏まえ、経営方針につきましては、下の四角囲みに記載しておりますとおり、1．安全水準をさらに向上し、今まで以上に安心してご利用いただける公共交通を目指します。

2．高齢者や障害者、国内外からの観光客など全てのお客様が利用しやすく、質の高い輸送サービスを提供します。

3．公営交通として、地域のまちづくりや交

流人口の拡大の貢献に率先して取り組みます。

4．地域生活交通を将来にわたり守っていくため、経営基盤の強化に取り組みます。といたしております。

9ページでございますが、本計画の計画期間については平成30年度から平成39年度までの10年間とし、平成34年度までの5年間を前期、以後を後期と位置づけ、5年後に改めて見直しを行うこととしております。

4の計画の着実な推進として、計画の進捗状況等について、本委員会への報告など適切な管理を行っていくこととしております。

続きまして、10ページをご覧ください。

これまでご説明いたしました方向性を具体化していくための施策体系を記載しております。

大きく4つの柱で構成しており、まずは輸送の安全性の確保、2番目として新たなターミナルの設置や利便性の向上など、誰もが利用しやすく質の高い輸送サービスの提供、3番目として交流人口の拡大など観光振興への貢献及び地域のまちづくりと連携した事業推進、4番目として、経営基盤の確保・強化としております。

12ページをご覧ください。

ここからは、項目ごとに、今後取り組んでいく施策や継続して力を入れていく施策などを記載しております。

まず、輸送の安全性の確保としまして、運輸安全マネジメントの徹底や、重点施策2として効果的な事故防止対策の実施を掲げております。12ページの下の主な取組の欄に記載しておりますが、ドライブレコーダーを活用した指導の強化や、新たな取組として、県営バスの運転技術や接客水準の向上を図るため、県営バスドライバーズコンテストの実施などを計画しております。

13ページで、重点施策3として、安全教育など乗務員の人材育成及び健康管理に取り組むとともに、計画的な車両更新や整備により安全性の確保を図っていくこととしております。

14ページをご覧ください。

誰もが利用しやすく質の高い輸送サービスの提供として、まず1番目に、新幹線建設や都市機能の再配置を見据えた対応を上げております。平成34年度に予定されている九州新幹線西九州ルートの開業や、周辺のまちづくりの進展に合わせ、重点施策1として、長崎及び諫早ターミナルの新たな設置による他の交通モードとの結節機能の強化に取り組むこととしており、また、15ページでございますが、都市機能の整備状況に応じたダイヤ改正や路線の見直し等に取り組むこととしております。

次に、2番として、高齢社会の進展を踏まえ、今後さらに増加が見込まれる高齢者や障がい者のお客様の利便性向上に向けた取組を進めていくこととしております。

具体的には、近年の高齢者による重大交通事故の増加に対する交通事業者への社会的な要請に応えるものとして実施している「免許返納者パス」のさらなる利用拡大や、今後、高齢者の方がさらに公共交通機関をご利用いただけるよう、「高齢者パス（プラチナパス65）」の本格実施を進めていくこととしております。

次に、16ページ及び17ページでございますが、バリアフリー車両の導入促進や、重点施策3として主婦層や高齢者のお客様の日常生活のサポートを図るため、昼間の時間帯の効率的な運行を実施してまいります。

また、右の重点施策4でございますが、高齢者や障がい者のお客様が利用しやすい環境づくりとして、バリアフリー化の推進やバスの乗り

方教室の開催、ガイドを活用したバーチャルバス旅行などに取り組むこととしております。

18ページをお開きください。

快適な輸送サービスの提供といたしまして、まず、新たなＩＣカードの導入による利便性の向上を上げております。具体的には、長崎県内の交通事業者で全国相互利用カードであるｎｉｍｏｃａ（ニモカ）を導入し、積み増し箇所の大幅な増加や観光客のお客様の利便性向上などを図るとともに、バス車内での積み増しが減少することで車内事故の防止にもつながるものと考えております。

次に19ページで、誰もがわかりやすい行き先表示・案内サービスの充実ということで主な取組欄に記載しておりますが、わかりやすい行き先表示案内といたしまして、主要な行き先を番号で表示する制度の導入などに取り組むとともに、わかりやすく多言語表示が可能な液晶運賃表示機の導入や、外国人観光客のお客様に対応するため、通訳ソフトを内蔵したタブレットの導入、ホームページの刷新による情報発信の強化などに取り組むこととしております。

その下の重点施策3でございますが、車両へのＷｉ－Ｆｉ環境の整備や高速車両への車内コンセントの設置など快適な利用環境の整備を図ることといたしております。

次に、20ページをお開きください。

接客、接遇サービスの向上に向けた取組として、接客接遇研修や県営バスドライバーズコンテストの実施を通じ、県営バス職員一人ひとりが、お客様に親切で丁寧な応対を行うよう取り組んでまいります。

続きまして、21ページでございます。

観光振興への貢献及び地域のまちづくりと連携した事業推進といたしまして、まず、交流人口の拡大を通じた観光振興への貢献を上げております。

重点施策1として、県外高速や貸切事業の利用促進を図っていくほか、子会社であります県営バス観光とのタイアップによる企画ツアーの造成により、対応を進めていくこととしております。

次に、重点施策2でございますが、来年度の「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録を見据えながら、国内外からの本県への観光客の利便性向上を図るため、長崎市内の観光地を周遊する観光バスの実施に向けた取組を進めてまいります。

続きまして22ページをご覧ください。

誰もがわかりやすい行き先表示・案内サービスの充実を重点施策3として再掲としております。その下の2番、地域のまちづくりと連携した情報発信と地域貢献ということで、地元自治体との連携強化や地域イベント等への積極的な参加を通じ、バスの利用促進とともに地域での存在感の向上を図ることとしております。具体的には、主な取組欄に記載しておりますが、今年度、諫早市と連携して、熊本行き高速バスの車体に市の観光施設や物産などをラッピングしたバスを運行しており、このような各自治体の観光戦略などと連携した取組を推進していきたいと考えております。

23ページでございますが、地域の観光情報と連携した広報活動による交流人口の拡大としまして、ローカル線にスポットを当てて地域の魅力を紹介するお出かけマップや、雲仙線のＰＲパンフレットの作成など地域の観光情報と連携した広報活動を実施していくこととしております。

続きまして、24ページをご覧ください。

経営基盤の確保・強化としておりますが、まず、事業基盤の充実・強化を上げております。

重点施策1として、安定的な人材の確保・育成ということで、大型二種免許保有者の減少など、運転士の確保はバス事業全体の課題となっておりますが、平成27年度から実施している大型二種免許未取得者に対する免許取得資金の貸与制度の活用などにより、安定的な人材の確保に努めていくこととしております。

また、その下、車両及び営業所の計画的な更新・整備や、コンプライアンスのさらなる徹底に取り組んでまいります。

続きまして25ページでございますが、増収・増客による収入の確保として、都市間輸送のさらなる強化に取り組んでいくこととしております。県営バスの路線特性を生かした高速シャトルバスなどの都市間輸送について、需要動向を踏まえた増便や情報発信の強化などにより増収・増客を図っていきたいと考えております。

また、重点施策2として、ＩＣカード利用データ等の活用による効率的、効果的なダイヤ編成に取り組むとともに、大規模施設などの地域の開発状況に合わせた路線の再編・強化に取り組んでまいります。

26ページをお開きください。

戦略的な営業・広報活動の推進として、地域イベントと連動したＰＲによる利用促進や、今年度から実施しております夏休み子ども定期券や、新たに計画しております親子連れを対象としたお仕事体験など、将来のバス利用促進に向けた取組を進めるほか、ＳＮＳを活用した情報発信の強化などに取り組むこととしております。

また、重点施策4及び5として、貸切事業や高速事業につきまして、Ｗｉ−Ｆｉ設備の設置やＳＵＮＱパスの対象路線拡大などの利便性の向上に向けた取組を通じ、さらなる利用者の確保に取り組んでまいります。

次に、27ページでございますが、デジタルサイネージ広告や県営バスオリジナルグッズの販売などによる広告収入の確保を図っていくこととしております。

続きまして、3、資産活用による収入の確保としておりますが、新たなターミナルや、ターミナル移転後の跡地を含めた資産の有効活用による収入の確保のほか、付帯事業として実施しております駐車場事業の拡大や遊休資産の売却などに積極的に取り組んでまいります。

28ページをお開きください。

行政との適切な役割分担を通じた公的支援の確保といたしまして、地元自治体と十分に連携を図りながら、バス事業者の役割及び行政の役割を明確にした上で、公的支援による収入の確保を図っていくこととしております。

行政とバス事業者との役割分担に係る考え方でございますが、人口減少や少子・高齢化が進展する中、持続可能な地域公共交通網の整備を図っていくためには、行政と交通事業者等が適切な役割分担のもとに協力していくことが必要であり、バス事業者の努力により確保していく路線、行政が政策的に維持していく路線、より小規模なデマンドタクシー等により維持していく路線など、適切な役割分担のもとに補助スキームを構築し、行政と連携しながら路線の維持を図っていきたいと考えております。

具体的な補助スキームについて、29ページに記載しておりますが、運行路線の平均乗車密度5人をラインとして、バス事業者と行政が連携して確保する路線、行政が政策的に確保する路線と、それぞれ位置づけた補助制度の構築を図ろうとするものであります。なお、このスキー

ムにつきましては、現行の中期経営計画にも同様のものを掲げており、この間も両市と協議を進めてきたところですが、現時点では、県営バスとして考える額と諫早市、大村市から受けている補助金額との差があり、引き続き、このスキームについて両市と協議を進めていくこととしております。

次に、さらなるコスト縮減への取組として、入札による電気料金の縮減やＩＣＴを活用した業務効率化などに取り組むこととしております。

続きまして、30ページをお開きください。

本計画における事業展開を踏まえた計画期間中の収支見通しを記載しております。

ｎｉｍｏｃａ導入など投資事業により減価償却費が一定上昇するものの、乗合収入の確保など健全化の取組に加え、人件費の新陳代謝による費用の減などにより収支均衡を図っていくこととしております。

次に、31ページに計画期間中の主な投資事業を記載しております。

これまでご説明いたしました各種事業を記載しておりますが、一番下のターミナル跡地活用事業につきましては、交通局の安定的な収入源として活用するため、内容や時期等について十分に精査、検討の上、実施してまいりたいと考えております。

以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう委員長】以上で説明が終わりましたので、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんでしょうか。

【髙比良委員】 1,000万円以上の契約状況の一覧表を見せてもらったんですが、2番の三菱ふそうトラック・バス株式会社から購入した分、それから3番のいすゞ自動車九州株式会社から購入した分は、落札価格と契約金額にかなり開きがあるね。これはどういうことか説明してくれるか。

【小川営業部長】 まず、2番の一般乗合旅客自動車は、リムジン車両の3両ということですが、基本的には廉価版といわれるもので、背広で言えば既製服みたいな車両がメーカーから提供されています。それをもとに仕様書をつくりまして入札をいただいたということで、1台当たりで消費税抜きで2,860万円という価格での落札になっています。

3番目は高速車両です。通常は2人席の2つで横に4列シートになっているんですが、この分については、主に鹿児島線、宮崎線に導入する足の長い路線を走る車両でございまして、シングルの3列シート形式になっております。また、長い距離を走りますので、車両後部にはトイレを設置しておりまして、高速対応のいろんな附属品がついているということで、1台当たりの車両価格としては高い金額が出てこようかと思っております。この分が1台当たり消費税抜きで約4,090万円ということで、1台当たり1,200万円ほどリムジン車両よりは高くなっているところでございます。

予定価格との乖離でございますけれども、今回予定価格を立てる際には、それぞれのメーカーから事前に見積りを取りまして、その見積りの中の最低価格を基準に予定価格の設定をしております。

リムジン車両の方は、一般競争入札によりま

して3者が入札に参加をしています。高速車両の方も同様の方式で、見積りを出したのは2者でございまして、2者の最低価格で予定価格を設定していたわけですが、一般競争入札だったわけですけれども、最終的に応札をしたのは1者であったというところで、その差が出ているのかなと思っております。

【髙比良委員】落札価格と契約金額との違いは何かと聞いている。これは消費税か。

【小川営業部長】 消費税でございます。落札価格は消費税抜きの額でございますので。

【ごう委員長】 ほかに質問はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 では、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんでしょうか。

【吉村(庄)委員】 経営計画の素案もお尋ねしたいですが、その前に、小集団の総決起集会というものを企画しておられて、私は内容を十分承知していないところがありますので、それはそれなりに意味を持つもので、頑張っていかれるだろうと思いますけれども、中身をちょっとご説明いただけないですか。

あなた方の事業との関係における取組を集団的にというか、グループというのか、私もよくわかりませんけれども、安全・安心やサービス向上を目的として取り組んでいる小集団活動についてと書いてありますね。この小集団というのが、例示的にはどういうものがあって、総決起大会というのはここに書いてあるような意味ということですから、全然わからないことはないですけれども、そこのところをもう少し、具体的なところを含めてお聞きしたいと思います。

【小川営業部長】 まず、小集団の位置づけでございますが、各営業所で6人から10人ぐらいでグループを組んでいただきまして、そのグループごとにいろんな目標設定をしていただきます。例えば、そこで事故とか苦情があった場合に、その原因が何だったのか、どういう改善をすればいいのかというのをグループの中で議論をしていただくことで、サービスの改善につなげていきたいというところでございます。

この総決起大会は、毎年度、各営業所、各グループごとの目標に対する実績と翌年度に向けての目標を乗務員自ら発表していただいて、皆さんにご理解をいただきながら進めていくためでございまして、これには地元の自治体からお見えいただき、県から副知事もご参加いただいて、その前で皆様の決意表明をしていただく場という形で毎年実施をさせていただいているところでございます。

【吉村(庄)委員】 細かいところについては、個別にお尋ねを別の場でさせていただきたいですが、営業所ごとにグループができているということですね。そういうふうに受け取りました。

総決起大会というのは、全部まとめてやるんですか。それとも、それぞれのグループのところで、つまり営業所単位でやるということなんでしょうか。

その場合に、自治体とか、そういうのもありましたが、そこの地域の住民の皆さん方、どういう形になるか知りませんが、自治会や、そういうものの連合体といいますか、いわゆる地域の皆さん方との関係においては、営業所に近いところの単独自治会でされるかどうかわかりませんけれども、地域との関係についてはどうか。それからメンバーはどういうメンバーでやるか、そこのところを。例えば自治会の代表というか、自治会の一員などがそこに入っておられれば、それとの関係は当然推測できますけれども、そこら辺を教えてください。

【小川営業部長】 総決起大会は、長崎地区ということで長崎、矢上、長与と、福岡営業所を入れた4営業所の分を長崎で開催をするようにしています。

諫早、大村の分につきましては、県央地区ということで諫早の方で開催させていただき、総決起大会は2カ所で開催させていただく格好になっています。

当日ご出席いただく方は、基本的には地元警察の方、もしくは地元自治体の方にご参加いただくようになっております。どうしても一定乗務が終わった後でございますので、総決起大会開催の時間帯が19時半以降とか20時以降になってまいりますので、地元自治会には総決起大会へのご参加の呼びかけはしておりません。

それについては私どもが、地元自治会とか老人会とか、婦人会とかといろんな意見交換をする場がございますので、その際に、そういう活動について、取組についても紹介させていただいているところでございます。

【吉村(庄)委員】 それはわかりました。中身のあるものにしていただきたい。

私は、地元自治会というか地元住民はどうなのかなと思いますが、グループのつくり方とかなんとかというのがいろいろ関連しているかもしれませんので、それは後から聞かせていただきたいし、意見についても個別に申し上げたいと思います。

交通局の経営計画の素案が出ています。これについていろいろ意見をずっと言いよると長々となるので、基本的なことだけお尋ねしておきます。3月議会まで通じて計画をつくるということですが、議会との関係でいけば、この経営計画、今は素案でしょうけども、これは議会の承認が要る部類の計画ということになっているんですか。そこの点をまず聞かせてください。

【小畑管理部長】 本計画については、議会の議決を要するものではございませんけれども、成果を得るためにご意見を踏まえたいということで、今回提案させていただいております。

【吉村(庄)委員】 細かいことというか、それぞれについて意見はあるんですけど、計画の考え方としては、全体としての問題としては私は了解できる内容ではないかと、こういうふうに思っていますが、この中に当然のことですけれども、バリアフリーということであれば障がい者の皆さん方のご利用のこととか、高齢者の問題については後の方で免許返納の問題との関わりがありますが、高齢者といっても、ずっと若い方の高齢者というんですかね、そういう皆さん方の病院通いとかなんとか、いわゆる日常的な利用にも焦点を当てているということです。

そういう意味で言うと地域の足を守るという中で、いわゆる交通弱者という言い方も時々出てくるんです。交通弱者という意味では、車の運転ができない皆さん方が県営バスを利用して日常生活をやってもらうんですけれども、周辺地域との関係でいけば、数は少なくなりつつありますが、特に、まだ免許を取れない高校生の通学の問題。もし、経営上その他含めて非常に厳しい路線形態となった時に、数は少ないけれども高校生の通学はどうするのかという話が出てきます。ここの中には、あまりそういう視点が。

全体としては、県営バスが運行する範囲の地域における日常生活を支える交通基盤という書き方をしてありますから、そういうものは当然含んでいるんだろうと思いますが、あまり焦点はね。当てられるかどうかという問題も当然ありますが、先ほど言ったようなところについて、

日常生活を支える交通基盤という意味で言うと、そういうものに含まれているとは考えますけれども、計画の基本的な考え方の中に、そういう部分をしっかり守っていくことが求められていくんじゃないかと、私はこういうふうに思います。その点についても見解を聞かせてもらいたいですが。

そのことと計画期間の問題について、もう全部言いますから、一括質問みたいになって恐縮ですがね。

計画期間について、5年、5年でしていくというのは当然だろうと思うんです。これは10年計画になっているんですね。ただ、私たちの身の周り、県内でもそうですけれども、私たちを含めてそれぞれの生活者の周辺のところでは、例えば車の問題について言うと、かなり変化するというか、例えばＥＶがどうだとか、あるいはまた、いろんな高機能を使った危険を防止する車が今から出現をしていくとか、こんな話にずっとなっていきますと、自動車、モータリゼーションと人間、通常の県民の生活、地域の皆さん方の生活が、この10年の間にはかなり変化をしていくのではないかと私は思うんですよ。

だから、ここに書いてあるように、そういう問題も考えたかどうか知りませんが、どっちかというと収支計画でどうだというようなことを書いてありますのでね。つまり、県営交通の周りのいろんな状況、環境というものが、激動ということではないだろうけど、かなり変わる部分も一定あるんじゃないかと思いますから、そういう視点を計画変更の中の検証のところには当然入れてあると思いますけれども、ぜひそういう観点も必要じゃないかというふうに思います。今の点について、見解があれば聞かせてください。

【山口交通局長】 通学の点でございますけど、これはもう当然ながら、現在のメインのお客様の通勤・通学は2つの柱でありますので、当然意識をしております。

今回取り組む施策の中では、特に高齢者、障がい者の方ということで意識して取り上げておりますけれども、これまでよりもさらに強化をして、そういった点に着目をして事業運営をやっていきたいということでございます。今回、通学という言葉は具体的に出しておりませんけど、さらに文案を整理する段階で工夫をして、調整をしたいと思っております。

それと、計画期間でございますけど、国が、公営企業について10年でつくりなさいという話でございまして。これがほかの水道事業とか、あるいは地下鉄とか、投資期間が非常に長い場合には10年あるいは25年等々出てくるわけでして、バスの場合にどうかというと、これまでは5年ということでやっておりましたけれど、民間企業でも大体3年ぐらいでローリングをされているということもございまして、10年を通してというのはなかなか厳しいという見方をしておりまして、これを5年、5年の前期計画と後期計画に分けております。ただ、この5年の中においても、やはり計画としてはローリングをすべきところはやっていくべきと、そういう認識で進めたいと思っております。

【深堀委員】 経営計画は、よく内容も精査させてもらっていますけれども、それに関連して幾つか質問したいと思います。

公営企業としての責務であったり、県営バスの理念といいますか使命であったりというのはしっかりうたいこまれているんですけれども、先般の本会議の一般質問の中で、Ｖ・ファーレン長崎の観戦での渋滞対策というやりとりが幾

つかあったと思います。

その時に、新聞報道もされているんですけれども、スタジアムへのアクセスが、バスが4%だったと。どんな条件なら公共交通機関を利用するかという複数の質問に対して、「ＪＲ諫早駅とスタジアムの連絡バスがある」というのが約37%と非常に大きかったというふうな報道があるんです。

Ｖ・ファーレン長崎のＪ1昇格は地域としては非常にうれしいことで、これから先、全国各地からメジャーなチームが来て、諫早のスタジアムで試合をするということになれば、これと同じように大渋滞が発生することは予想されるわけです。

県営バスの使命の中で、こういった県にとって重要なスポーツイベントに対する貢献は絶対に考えるべきだと私は思っているんだけれども、そういった点について、まず見解を教えてください。もちろんそれはＪＲ九州とか、Ｖ・ファーレン長崎とか、いろんなところと調整をしなければいけないんだけれども、それを踏まえてどう考えるかというところを教えていただければと思います。

【小川営業部長】 今回のＶ・ファーレン長崎のＪ1昇格という部分で、最終戦は2万2,000人を超える観客が集まったという状況で、周辺の駐車場に入りきれずに、その車が道路にオーバーフローをして、なおさら交通渋滞に拍車をかけたというのが現状でございます。

私どもとしても、当日は諫早駅から競技場間に臨時便として36便を運行いたしまして、臨時便と定期便と合わせまして1,650人ほどの観客を輸送させていただいています。

私ども、いろんな形で諫早の交通体系を考えますと、一番主力を置くべきは、諫早駅もしくは諫早バスターミナルから陸上競技場間に、いかに効率的に人を運ぶかというところを中心にやっていきたいと思っております。また、そのほかには長崎市からシャトルバス等々も出ておりますので、そこの有効活用も含めて、できるだけ私どもバスとか、もしくはＪＲ、公共交通機関を使って諫早の地に訪れていただいて、そこから競技場まで、私どもとしていかに効率的に運ぶかというところに主力を置いていきたいと思っております。

県のスポーツ振興課とお話をして、今後、県とか関係自治体、警察等々、もしくはＶ・ファーレン長崎との協議をやるとお聞きしておりますので、その状況も踏まえながら、私どもとして対応できる部分について検討を進めていきたいと考えております。

【深堀委員】 当日1,650人ほど輸送したということで、非常にありがたいと思います。

先ほどちょっと言い忘れたんですが、公共交通機関を利用する条件の1番は、自宅近くからスタジアム間の往復直行バスがあるということで、2番が諫早駅等との連結ということなので、可能な限り、こういった声に対して応えることができるのであれば、ぜひ、そのあたりはＶ・ファーレン長崎、そして県当局ともいろいろ調整しながら、臨時便なり出せるような体制をとっていただきたいと要望しておきたいと思います。

次に、経営計画の中で聞きたかったことが一つあるんです。

6ページです。県営バスの乗車人員の推移というのが、図6であります。説明書きの中で、近年は下げ止まり、直近では増加に転じていますという表現になっていますね。ここの内訳です。乗車人員には、恐らく都市間輸送の人員や

貸切りと一般路線の部分が多分包含されてこの状態になっていると思うんです。そこがどういうふうに推移しているのか。近年になって増加に転じているというのは、恐らく都市間輸送が増えた結果じゃないのかなと私は勝手に思ったんだけど、そのあたりを詳しく報告いただけませんか。

【小畑管理部長】経営計画の中の人員の推移でございますが、基本的には貸切は除いた定期路線の輸送人員の推移をグラフとして表示しております。具体的なところを申し上げますと、平成20年度以降で減少傾向にあったものが、対前年で0.9％とか1.9％の間で毎年度増加していくというような状況でございまして、具体的に輸送人員を申し上げますと1,500万人を超える乗客の方が定期路線を使っていただいているという状況で、詳細までは申し上げられませんが、おっしゃるように都市間輸送における乗客の増の影響も多分にございますので、それも反映しているものだというふうに考えております。

【深堀委員】 細かい数字はいいんだけれども、近年、回復傾向が出てきているのは、やはり都市間輸送の分が増えてきた結果だということなんですね。

今後ずっとその傾向が続いていった時のことをどう考えるのかなと。経営的にはそれでいいのかもしれないんだけれども、そういった中で一般の地域の路線がなくなるようなことがないのかと。地域の輸送人員があまり動いていないのであれば安心するんだけど、そっち側は減る一方、逆に都市間の方が増えてこういうグラフになっているのであれば、先行き、県営バスとしての使命が本当に守っていけるのかと私は率直に思うんですよ。それについて、どのように考えていますか。

【山口交通局長】まさに委員のご指摘にあったように、近年は下げ止まり傾向、あるいは若干上向きのところがありますけど、これは大きくは都市間輸送の底上げの部分が大きいわけでございまして、一般的な今の自然体での逸走をどういうふうにこれまでの分を見込むかというと、大体平均すると0.2％程度は下がってきているであろうと思っております。

今後どういうふうに見込んでいるかということでありますけど、0.4％ぐらい、これまでの0.2％の倍ぐらいは見込んでいく必要があると思っております。そういう見立てでございます。

こういう中で、路線の維持のあり方と経営をどういうふうに考えていくかということになるわけですけど、28ページに行政との適切な役割分担を通じた公的支援の確保ということがございますが、地域において持続可能な地域の公共交通網を維持していくために、現行のバスの走り方をベストとしていくのかどうかという点があろうかと思います。これは行政負担との関係もございますけれど。

例えば極論でございますけれど、お客様が1人ぐらいしか乗っていらっしゃらない路線をバスで運ぶのが適なのか、あるいはデマンドタクシーとか、部分的にはそういう役割分担を、行政との協議の中で考えていく必要があります。これは、自治体の方で公共交通網の計画をつくることが義務づけられておりますので、そういう議論をされる中で、可能な限り私どもとしてはバスの路線を支えていきたいと、そういう考え方を持っております。ここは、市町の財政負担の問題とも微妙に、あるいは路線維持の市町の考え方とも整合性をとる必要が出てまいりますけど、基本的にはそのような考え方を持っております。

【深堀委員】 わかりました。ものすごく難しい問題なのでね。これは10年の計画なので、当然そういった長期的な、今の乗車人員の動き等も踏まえて、28ページに行政との適切な役割分担というのはもちろんあるんだけれども、そこがうまくいかないからと縮小されることになってもまた単純にはいかない話であって、そこも見据えた上での計画になってほしいというふうに思っていたものですから、質問させてもらいました。

確かに人口減少、高齢化という人口的な話でいけば先行きが暗いというふうにはなるんだけれども、近年、免許返納者パスであったり、今度入るプラチナパス65であったり、今まであまり乗っていなかった人を呼び戻すという方法は、人口が減っても乗る人を増やすことには絶対につながるので、こういった施策を強化していくことが重要だというふうに思っていて。

15ページにそのことが書いてありますけれども、要は、どこまで言えるかわからないんだけど、免許返納パスやプラチナパスを本格実施することによって、県営バスの収支に与える影響がどれぐらいあるのか。これは、あまり細かいことは言えないことはわかっているので、ざっくりでいいので、プラスなのか、マイナスなのか、恐らくマイナスなんだろうけれども、そのあたりの影響がどれぐらいあるのかという報告をお願いします。

【小川営業部長】 まず、免許返納者パスの今の利用状況でございますが、約100人ほどの方にご利用いただいております。ただし、実質購入していただいている方は実人員でいきますと約156人ということでございまして、前回の委員会でもご報告をさせていただきましたように、約9割の方が65歳以上という状況になっています。

免許返納者パスにつきましては、昨年1年間、社会実験という形で、利用者の方に1年間追跡でのアンケート調査をいたしまして、それをもとに収支の計算をいたしましたところ、やはり若干のマイナスかなという格好で捉えております。

今回のプラチナパス65、高齢者パスにつきましては、11月10日から発売しております。12月9日までの1カ月間で474名の方にご購入をいただいておりまして、全体の購入者のうち64%、3分の2の方が65歳から74歳までの間の方という状況でございます。また、全体の購入者のうち76%が女性の方という状況でございます。

それともう1点、今回のプラチナパス65につきましては、住んでいる地域の限定のパスと全線フリーという2種類をつくったわけでございますが、全体の約3割が全線フリーをお買いになっていると。特に顕著なのが、諫早市もしくは長崎市でも東長崎地域の方々につきましては6割を超える形で全線フリーの購入をされているという状況でございまして、これは多分、市域間をまたがる形での移動が、通常の通勤なり、もしくは病院なり、お買いものなりであられるということで、そちらをご利用になっているのかなと思っております。

プラチナパス65につきましては、購入時にアンケートをとらせていただいておりますが、今後、利用に際しまして、試行運用期間が約10カ月間ございますので、この期間中にまたアンケート等をとらせていただき、購入前の利用状況がどうだったのか、購入後に利用状況がどうなのか、そういうものを分析いたしまして、私どもとしての収支がどうなのかという検証をやっていきたいと思っておりますが、この制度を導

入する、試行運用する時点においては、収支についてはほぼゼロだろうと、大きなプラスもないし大きなマイナスもないという形での整理で試行運用をスタートさせていただいているところでございます。

【深堀委員】 わかりました。状況は詳しく報告があったので、よくわかりました。

これは感覚論で申し訳ないんですけど、制度がスタートしてそんなに長くないですが、こういう取組は絶対に乗車していく人を増やしていく取組だと私は思うんですよ。短期間で増えなくても、長期にわたって制度が認知されて、これは便利だとなれば、私は増えてくると思うんです。そうなれば、収支にとってもそんなにマイナスにならんとじゃないかなという思いがあるものだから、いい制度なので、ぜひＰＲを続けて、乗っていない人を、マイカーで動いている人を県営バスに取り込むような動きをしっかりやっていただきたいと思います。

最後にもう1点だけ、ＩＣカードの件です。

経営計画の中にも載っています。ＩＣカードの導入による利便性の向上と。利便性はわかっています。わかっているんだけど、この話は、さきの委員会でもさんざんしましたけれども。

11月27日に、長崎バスグループが独自のカードを使うということが公表されていますね。そうなった時に、長崎県内に、長崎市を中心になるんだろうけれども、ｎｉｍｏｃａと長崎バスの独自の地域カードが存在する。問題は、相互の共用ができるかという話です。

地域ＩＣカードとｎｉｍｏｃａはシステムが異なり、現状では相互利用ができなくなる可能性があると。このため長崎自動車は、ｎｉｍｏｃａで長崎バスを使えるようにシステム対応、ｎｉｍｏｃａの交通事業者でも地域ＩＣカードを使えるよう各社に環境整備をお願いしたいとしているというふうな報道があっています。これ、市民にとっては非常に影響のある話なので、そこは県営バスとしてどうするのか。

もちろん長崎バスが地域ＩＣカードを導入するのはあちらが決めたことであって、それに対してどうのこうのとは言えないことはわかっているんだけれども、市民側として、使う側としては、やはり共用できるような形が絶対に必要だと思うんですよ。そこを県営バスはどう考えるのかというところを教えてください。

【小川営業部長】 今のご質問に対して、長崎自動車から、各事業者に協力要請をしていきたいというような報道発表があっていますが、今の時点で県のバス協会、もしくはほかの事業者に対して、そういう要請とか内容の説明はまだあっていません。ですから、そういうものがあれば、その上で検討する必要があると考えております。

県のバス協会の中で、次期ＩＣカード準備委員会というものを設置していますので、そこの中で検討していく必要があろうかと思っております。その中で、地域カードを全国カードで使えるようにするのでと、システム改修をやるのでという表現がございますが、もともとが地域カードと全国カードの提案があった時点から、地域カードについては片利用を入れたいという予定でございました。

片利用というのは、地域内だけしか使えないんですけれども、全国カードについては、片利用を入れることによって使えるシステムでございます。ですから、よそから来た人、全国カードを持っている人は、地域カードの区域内でも利用ができます。ただし、地域カードを持っている方は、地域カードの区域内では使えますけ

ど、そのほかの区域内では使えませんというカードでございまして、もともとの提案の時点から、そういうご提案を私どもは受けておりました。

その上で全国カードを選択したところでございますので、全国カードを持っていれば、地域カードの方で片利用を入れられるということであれば、全国カードで地域カードの区間も当然乗れるようになりますので、そこで住民の利便性が損なわれることはないのかなと現時点では考えております。

【深堀委員】 もう一回確認だけど、今の話でいけば、ｎｉｍｏｃａを持っていれば、長崎バスに乗って使えますということよね、今の説明はね。

今度は、長崎バスが発行する地域ＩＣカードは、東京に行っては使えませんよと。私が言いたいのは、その地域カードが、長崎県内の公共交通事業者のｎｉｍｏｃａの部分に対して使えるのかという話。そこはバス協会で協議をするということか、そのあり方を。

【小川営業部長】 その部分については、先ほどご答弁したとおり、まだ要請があっていませんので、もし要請があれば、県のバス協会の組織の中に次期ＩＣカード準備委員会というものがございますので、その中で協議をしていくことになろうかなと思っております。

ただし、もともとが全国カードは相互利用で、地域カードは片利用という形でございますので、全国カード側に地域カードを使えるようにするためには、システム改修等々の相当な初期投資と維持管理経費としてのランニングコスト、もう一つは、データが二重化されて、そのデータ管理も、いわゆる手間が倍かかるというような状況が出てまいりますので、そういうもの等々を踏まえた上で、県のバス協会の次期ＩＣカード準備委員会として、どう議論をされていくかというところになろうかなと。そういう大きな課題があるということはご認識いただければと思っております。

【深堀委員】 わかりました。まだ現実的に要請があっていないので動いていないということがわかりました。物理的には可能なんだろうけれども、それに対するいろんな費用、管理の部分でも、ものすごい手間がかかることが予想されますよと、それを踏まえてどう判断するかというのは、バス協会の次期ＩＣカード準備委員会の中で協議をするということね。わかりました。

県民、市民の利便性を追求していくのと、いろんな費用をどういうふうに判断するかというのは、バランスをとらなければいけないでしょうから、そのあたりについて要請があって検討を始めたら、その状況については当委員会でもしっかり報告をお願いしたいと思います。

今回経営計画の最終ページに、ｎｉｍｏｃａの導入費用5億2,300万円と載っていますよね。これは最初の初期投資だと思うんだけれども、結局は、ｎｉｍｏｃａというカードを使うことによるロイヤリティというか、払わなきゃいけないというのがありますよね。そういったランニングコストが出てくる。もちろん機器のメンテも含めて、ランニングコストは当然出てくるわけですよね。そういったところは資料の中に出てきていないんだけれども、そのあたりは大きな数字ではないのか。気にするような額ではないということなのか。

【小川営業部長】利用していくに当たりまして、ＳＦの決済手数料だとか、機器の使用料等々は出てまいります。当然その分については株式会社ｎｉｍｏｃａ側への支払額という形で出てま

いりますが、当然のことながら今のスマートカードの運営につきましてもいろんな経費が出ておりますので、その経費の相殺をすると、そう大きな金額として出てくるようなものではないと。全体の中で集約できる経費として、新たに項目立てをして出てくるような経費ではないということで整理をしております。

【ごう委員長】 ほかに質問のある方は。

【堀江委員】 平成30年1月のダイヤ改正について、質問いたします。

これは現在、九州運輸局に申請中なので、運行経路の変更等は、この委員会では明らかにできないですか。

【小川営業部長】そこに若干の記載がございますが、まずは高速シャトルバスの諫早－長崎、大村－長崎の2本につきまして、一部運行経路を変更いたします。

その一部変更する分といいますのは、今、出島バイパスを通りまして、出島に来てから県庁裏を通って、中央橋から興善町、市役所前を抜けて長崎駅前が終点という形にさせていただいているんですが、それを宝町まで引っ張りまして、宝町から浦上川線沿いを通りまして、新県庁舎前に着けるという分が一つでございます。

もう一つは、出島から大波止、夢彩都前を通りまして、新県庁舎前を通った上で宝町から最終を長崎駅前に着けるという2経路を予定していまして、昼の便は今までの運行形態と変わらないんですが、朝夕の通勤時、退勤時につきましてはそういう経路を入れたいということでございまして、諫早の分につきましては、それに伴いまして、今、往復63便運行していますが、それを67便に増やしたいと考えております。

大村の便については、今、1日当たり42便運行していますが、現行のとおりといたしまして、大村については古賀のスマートインターの供用開始がございますから、そこも踏まえて整理をしていきたいと考えております。

長崎市内線は、基本的には朝の通勤時について、大波止経由もしくは市役所経由で回っておりますバスの便の一部を、夢彩都から県庁前を通って宝町の方に出て、南から来たら北の方に抜けていくというような、北から来たら同じように宝町から浦上川線を通って県庁前を通って中央橋の方に着けると、一部そういう部分をつけたいと。

夕方につきましては、いろんな利用者の声を聴きますと、必ずしも夕方は県庁舎前でなくてもいいということなので、駅前には東口、南口、高架下と3つのバス停がございますので、今は基本的には市役所経由の便数が私どもは多いんですが、その一部を大波止経由に振りまして、駅前南口から乗車ができるように対応していきたいと思っております。

それと、昼間の便につきましては、今、滑石から住吉、本原を通りまして原爆病院、ハートセンターまで来ている便が1日6往復12便ございますが、その分を宝町から浦上川線沿いに新県庁舎前を通って中央橋まで延伸をさせたいと考えております。

内容としては、そういう内容でのダイヤ改正を現在予定しているということで、近日中には認可をいただけるんじゃないかと思っているんですが、まだ現実的に連絡がきていないということで、運輸支局に、できるだけ早く私どもも利用者の方々に詳細な周知をしたいのでというご相談をさせていただいているところでございます。

【堀江委員】 ありがとうございました。私は市内の北部、滑石地域に住んでいるので、新県庁

舎ができたらどうなるのかと、バス停に立っていて会話をするというのがありますので、気になっていたので、可能であれば今日の委員会で明らかにしていただけるかなと思っていたので、今の説明はよくわかりました。ありがとうございました。何かあったら、また相談したいと思います。（発言する者あり・笑声）

【宮本委員】 交通局経営計画について、お尋ねをいたします。

24ページ、経営基盤の確保・強化というところで、重点施策1で安定的な人材の確保・育成とありまして、大型二種免許取得資金貸与制度、継続となっておりまして、免許未取得者も含めた安定的な人材の確保を実施ということですけど、これを今までやってきた中で、一体どれぐらいの運転士が増えたのか、そしてまた、今後に対する取組を確認させてください。

【小畑管理部長】大型二種免許の未取得者を対象としました採用試験の実施状況でございますが、これまで貸与と人材育成を合わせまして、平成27年から試験を6回実施いたしております。

その6回の結果といたしまして、受験者51名いらっしゃるうち合格者が42名で、うち採用者は31名ということで、このうち貸与制度を受けた方が10名で、国の交付金事業の人材育成事業を受けた方が14名と、その他は独自、ご自分で免許を取得された方となっております。

結果としまして、従来、試験を行った際には平均年齢40歳前後だったんですけれども、今回は平均年齢30代の合格者、採用者となっておりますので、若手受験者の雇用の確保につながったという点で非常に評価しております。今後も貸与制度ないし、人材育成事業につきましては平成30年までとされておりますけれども、引き続きこれを活用しながら人材確保に努めていきたいと考えております。

【宮本委員】 もう1回確認ですけど、51人が受験をして42人が合格したと。31人を採用ですね。残りの11人の合格者は、この制度を使って合格したけれども、採用しなかったという解釈でいいでしょうか。

【小畑管理部長】 合格はしましたけれども、結果として免許が取得できなかった方とか、辞退された方を含めましての数になっていますので、結果として採用は31名ということでございます。

【宮本委員】 もう一回確認ですけど、合格したというのは、運転免許証を取れた人ではなくて、採用試験に合格ということですか。

【小畑管理部長】 貸与制度につきましては、基本的には未取得者の方に、その取得にかかる費用を貸し付ける制度でございます。要は、実際に採用試験に合格して、ご自分で免許取得試験を受けに行かれて、その資金を貸与すると。結果として免許取得試験に合格された方の中から採用するという形になりますので、中には免許取得に至らなかった方がいらっしゃるということでございます。

【宮本委員】 わかりました。自力でということですね。

その中で貸与と返還の状況を確認させていただきたいんですけれども、この中で返済が滞っているという状況は今のところはないということでしょうか。

【小畑管理部長】 はい、現在、滞納者の方はいらっしゃいません。貸与された方で、結果として3名の方は免許が取得できなかったんですけれども、3名の方とも滞納はないと、返還をしていただいている状況でございます。

【宮本委員】 わかりました。返還は全部済んで

いるということですね。

非常に若い運転士が誕生したということからすると一定の効果は出ているということではありましょうけれども、今後ともしっかりと、そういった資金の貸与については対応していただきたいと要望しておきます。

それともう1点、先ほど深堀委員からもありましたＩＣカードについて確認をさせてください。

私も、いろいろＩＣカードについては勉強と調査をさせていただきまして、8月の長崎サミットにおいては、地域のＩＣカードが県内で回る仕組みづくりをするのにはもっとも有効であるというような意見もありました。最近の報道でも、深堀委員からあったとおりであります。

25ページに、重点施策の2で、ＩＣカードの利用データ等を最大限に分析・活用するとあります。これは、今のスマートカードでももちろん、カードを使ったビッグデータを集積、分析することはできるという認識でよろしいでしょうか。

【小川営業部長】バスのカードを使ったバスの乗車、降車についてのデータは、今の長崎スマートカードでも当然利用できますし、また、新しいカード、全国相互利用カードになったにしても、そこの部分は私どもとして有効に活用したいと思っております。

ビッグデータといわれる分で、その他の情報が活用できるのかについては、そこは当然個人のいろんな情報の部分もございますので、そこについては現時点においてはなかなか難しいのかなと思っております。

【宮本委員】 新しいカードが平成32年からですから、中期計画でもちょうど入ってくるところではありますけど、ｎｉｍｏｃａというのは非常に母数が大きいものだから、ｎｉｍｏｃａのデータを抽出するのは非常にやりにくいんじゃないかなと単純にイメージするんです。大きいだけあって、抽出は早いんでしょうか。その確認だけさせてください。

【小川営業部長】 今回の全国相互利用カード、ｎｉｍｏｃａのデータにつきましては、次世代型ということで、実はバスの運行途中でもデータがずっとセンターサーバーに飛んでいくというものでございまして、私どもが必要なデータが欲しい部分につきましては、当然バスの乗降に限ってでございますが、その部分については事務所から、一定の期間のそういうデータが取りたいということであれば、即座に対応できるというようなシステムでございます。

【宮本委員】 わかりました。ちょっとイメージと違っていたんですね。非常に難しいのかなと思っておりましたが、そうではないということです。

先ほどありましたけれども、2つ相互利用すれば、2つ手間がかかるということがあるわけですね。その手間がどれだけのものかと考えた時に、先ほどの答弁では非常に簡単にできますということなので、恐らく2つのデータを取るのはそこまで大変な作業ではないかなというイメージではあるんですけれども、言いたいのは、相互利用を私としてもしていくべきであると思っていますから、協会の中でも今後しっかりと協議をしていただきたいと思っています。

他県で、恐らく熊本もこういったシステムを導入していると。2本、地域カードと提携カードと呼ばれているものを利用していると聞きましたので、しっかりとそういったところも聞きながら対応していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

【小川営業部長】 まず、データの件ですが、それぞれシステムが違うデータになりますので、ｎｉｍｏｃａだけのデータであれば簡単に活用ができたとしても、違うシステムのものを一本化するという作業が出てきますので、そこに非常な労力と時間がかかるんだろうと思っております。そこが同じシステムであれば、2つのデータを1つにするのは安易なことだと思うんですが、そこはやっぱり大きく違う点かなと思っております。

私どもは、委員がおっしゃいました熊本の状況も勉強させていただいております。状況をお聞きしましたら、例えば地域カードの区域内の方の利用は、基本的には定期券とかをお持ちの方は地域カードをお使いになって、それ以外のところを使う時にはｎｉｍｏｃａ、全国カードを持たれていて、それで決済をされているような状況が非常に目立つというお話もお聞きしておりますので、そういうものを踏まえた対応をしていく必要があろうかと思っております。

【宮本委員】 わかりました。6月定例会でいろいろ議論したので、ほじくることはもちろんしませんけれども、こういう意見もあるということで、しっかりと協議をしていただきたいと思っております。

【ごう委員長】 ほかに質問のある方は。

【髙比良委員】 中期経営計画の中で3点、お尋ねをします。

まず第1点、16ページ、昼間の時間帯の効率的な運行の実施ということでいろいろあるんですが、現時点でどういう路線での運行を考えているのか、説明してください。ここに書いている路線のほかに。

【小川営業部長】 現時点で具体的な路線、ここからここに通しましょうというようなところまでは想定していないんですが、できるだけ私どもは、先ほどご説明させていただいたように、高齢者等々を含めて通院とかお買い物に特化した、特に住宅地と病院とか商店街があるようなところをいかに結ぶかというところを重点的に検討していきたいと思っております。

【髙比良委員】 通院の方は、いろんな手立てがあるんですよ。一番需要が高いのは買い物なんだよ。私も昨年、三和の中で暮らし応援隊というのをつくっていこうと思って、買い物の問題を取り上げて全世帯にアンケート調査をやった。そうしたら、移動販売車をやるとか、あるいはカタログでのデリバリーをやるとかということもあるんだけど、やっぱり実際にお店に行って品定めをしてと、それが楽しみで、そこに行く足を確保してくれというのが一番多いんだよ。そういう意味で、ここを今やっているんだろうけれども、とにかく各地区とも高齢化が進む中で買い物難民が本当に増えていますので、地区ごとに意向調査をしながら、採算制の問題もあるだろうから、ぜひ拡充をする。これはもうミニバスというか、コミュニティバスみたいな話になると思うんだけど、ぜひ拡充をしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いをします。

2点目、21ページで貸切事業については継続と、取組の内容でクルーズ船やインバウンドについて適切に対応と書かれているんだけれども、継続というよりは拡充という方向で運用できないかと思うんですが。

例えばクルーズ船について対応を考える時に、そこにおいしい素材がいっぱいころがっていますから、県外のランドオペレーターや県外のキャリアに取られてというようなことじゃなくて、可能な限り県営バスでフォローしてほしいと思うものだからお尋ねするんですが。

来年は県内全体で400隻を超えますよと、そのうち長崎市に280だと、年々増えてきている。これまでの実績の中で、国際クルーズ船が入港した時、貸切バスはいろんなところに需要があって使われていると思うんだけれども、日ごとにどれだけをフルキャパとしてこちらに回せる可能性があるかと、そういうデータはとっているんですか。

【濵口貸切部長】 確認でございますけれども、日ごとに受注枠をとっているかということでございますか。

【髙比良委員】 受注しようと思ったら、どこまでキャパとして受注が可能かと、そういうことをデータとして日計的にとっているのかどうかと。

【濵口貸切部長】 今までの実績は1隻当たり大体10台前後でございまして、10台ぐらいは常に確保するようにしていますが、時期に応じて、空車状況に応じて、余裕がある時には20台以上とか、そういった確保はさせていただいています。ただ、当然日々によって、そういった状況は変わってくると思っています。

【髙比良委員】 そうすると、ほかの需要にも応えつつ、クルーズ船にも対応できる構えをしていると。しかもそれは使っているというか、営業に供しているというふうに理解をしていいですか。

【濵口貸切部長】おっしゃるとおりでございます。

【髙比良委員】 そうすると、基本的にはフルキャパの稼働でやっていると、そういう認識なんだな。

それでもなおかつ他県からの車ばかりが目につくということは、やっぱり構えとして足らないという話なんだな。それを貸切事業として、車両を購入して人も入れるというようなところまで踏み込むかどうかという話だろうと思うんだよね。この辺は、採算とか、どういうふうに考えているんですか。

【山口交通局長】 一つ、ランドオペレーターの問題がございまして、これは通常の大手の旅行代理店さんとは違う。大手の国内の旅行代理店さんが手配をされる場合がありますけど、クルーズの場合には中国系資本のランド。しかも、これがかなり入れ替わり立ち代わりという感じもございますし、ランドが力を持っているかといえば、配車時は実はお土産品店が力を持っているとか、さまざまな情報が錯綜したりしておりまして。

私どもが、入港に備えて一定程度、予約もいただいて構えをしていた場合にも、違うランドが船会社から手配を受けて全く空振りに終わった。違うところに行ってしまって、10台予約を入れていたけれど全く動かないということもございました。特に今年の春先、非常にキャンセルが目立ちましたので、どういう受け方をすべきかということで随分議論をした経緯がございます。

最近は少し安定的なところがありますけど、修学旅行とか、従前からの地場のお客様とか、やはり大事にすべきところは大事にしながら調整を図って、ある意味で閑散期といいますか、オフシーズンのところにいかにたくさん受けるかというところが受け方としての知恵の出しようではないかというふうに思っています。

各ランドに綿密に、1社に偏ることなく営業等々をやっていく必要があろうかというふうにも思っておりますけど、なかなか難しい点がございます、正直申し上げて。

【髙比良委員】 基本的には、クルーズ船のツア

ー会社に働きかけをしないといかんですよ。そことランドオペレーターが結びついている。しかもなおかつ、交通局長からもあったけれども、中国系資本の安売り店もそこにくっついている構図の中で今、動かしているわけ。だから、長崎に来ても金は落ちない仕組みになっている。

ここを脱却というか払拭するためには、県内の観光の第1受益者が一緒になってセールスをかけていくと、船会社あるいはツアー会社に。そこをよほど頑張らないと、なかなか成果は生まれないですよ。そういうことを基本的にやっていく前提の中で、さらに伸ばしていくことが検討の俎上に上がっているのか、上がっていないのか。今でもフル稼働と、フルキャパでやっていますよという話だったら、そこに儲けようとする素材はあるんだけれども、投資対効果ということがあって、なかなか踏み出せないというようなスタンスでいるのか。いや、やっぱりそこは、儲けるだけではなくてほかのこともあるから、長崎県として、車両をもっと増やすことも含めてさらに伸ばそうかというふうに考えているのか、そこの点を聞きたい。

【山口交通局長】 一つは、総数として貸切の車両をどう考えていくかというところはあろうかと思いますけど、運賃の制度変更がございまして、国の方で下限運賃、上限運賃制度ができて、そこで過当競争から一定程度は脱却をできたという点があるんですが、それに伴って一般のお客様が、従来より貸切運賃が上がったということで、自分たちでマイクロバスを借りてということもあって、少しお客様離れがあるという現実が一点ございます。

そして、クルーズについての見方をきちんと捉えていくということは、収支上も大事だというふうに私どもも思っているんですけれども、先ほど申し上げたようにツアー会社、各ランドオペレーターが、半年前とは随分違う情報が入ったりしておりまして、どういうふうに捉えてアプローチしていくかというのは非常に難しい感じでございます。

そして、時期的に修学旅行が来る春先、あるいは秋は、バスとしてのひっ迫感も出てくる中で調整をしていくわけです。特にオンシーズンについては、受け方を十分に気をつけていかないと、大量の予約のキャンセルが出てしまうということも実際に春先にございまして、非常に苦慮をしております。

最終的にこれでいくという整理というよりも、まだ試行錯誤をしている段階でございまして、ツアー会社、あるいはランドオペレーターに対するアプローチのやり方、時期的な捉え方、あるいは台数的な調整をどういうふうに考えていくのか、まだ試行錯誤をやりながら実施していくということになりますけど、ここで私どもとしても、収益あるいは観光長崎の受け方として強化していきたいという基本的な考え方は持っております。

【髙比良委員】 10年間を見据えた中期経営計画、その実行計画という5年間のスパンの計画だから、局長が言われるようにＦＳをやって、あるいはマーケティング調査もやりながら、しっかりデータを踏まえた中で検討していかなきゃいかんだろうけれども、ただ、そこにやろうと思えばできる素材があるわけですから、ここはいろんな隘路というかハードルはあるかもしれないけど、しっかり検討していくことはぜひ積極的に取り組んでもらいたいと思います。

それとあわせたところで、観光地を周遊する観光バスの実施を新規で30年からということだけれども、例えば東京のはとバスとか、ある

いは仙台の観光バスとか、そういうイメージでいるのか。どういうイメージですか。

【小川営業部長】基本的には個人旅行型のお客様をターゲットとして考えておりまして、世界遺産登録を見据えてということで、世界遺産だけを見るんじゃなくて、長崎にはいろんな観光地がありますので、それぞれ個人個人で滞在時間を選択できるように周遊型という形でできないかと、今、検討を進めているところでございます。

【髙比良委員】 食事だとか、あるいは観光施設への入館とか、そういったことも組み合わせた中で、いろいろやり方を考えてみてくださいよ。長崎に来たら、このバスに乗るのが一番得だというぐらいな勢いで、このことはぜひつくってもらいたいと思っています。

併せたところで、県営バス観光とのタイアップによる企画ツアーの造成と。例えばランタンフェスティバルの時なんて、福岡とか佐賀とか熊本からバスを貸し切って来て、少し滞在をして、さっと帰ってしまう。県営バスは1台もいない。県営バスが仮に迎えに行くとすれば、1回あたり2往復という話になるので、そこは経費が少し割高になるかもしれないけれども、そういうものをツアーとして売ることも考えられるんじゃないかなと思うんです。

貪欲に企画を立ててもらいたいと思うんですよ。いろんな実弾を考えていくと、仕込もうとして検討していく中で、実際にどれだけのロットでやるかという話になるから、検討は多角的にぜひやってもらいたいと思います。

25ページの高速シャトルバスの話です。今、諫早－長崎、大村－長崎でやっている。これは高速じゃなくて通常のシャトルバスとして、通勤用に使えるような路線がつくれないのかと、これは前にも言ったと思うんだけれども。

特に三菱対策ですよ。長崎バスが運行している路線だけど、昨日、私は予定があったものだから、江川というところに平山台の入り口から行ったんだけど、小ヶ倉交差点のところで事故があった影響もあるんだけど、何と通常8分かそこらで行くところが1時間ですよ、1時間。そんなすごい渋滞なんだよ。これ、朝夕はものすごい交通渋滞、もう常態化しているんだよね。ほとんど三菱の車だらけになっている。

そこは1人が1台という話ではなくて、バスで県庁に通っている人たちが諫早、大村から来るのと同じように、そういう運行をすることができるとすれば、これはものすごい経済効果というか、そういったものを生むと思うんですよね。

三菱の話だとか、あるいは飽の浦も、恐らくバスも出ていますけど、あそこも乗客がだーっと並んでいるよね。そういったところは需要が非常に多いと思うし、ＴＭＥＩＣのところもそうだと思う。

そういう検討をぜひ進めてもらいたいと思っています。路線をつくるということはなかなか難しい、隘路もあるとは思っているんですが、掘り起こそうと思ったらやれる素材もあるんじゃないかなというふうに思うので、高速に限らず市内での通勤バスについても、ぜひ触手を伸ばしてもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

【山口交通局長】規制緩和の時代になっておりまして、従前の免許制の時代から比べると、路線運行について一定の要件を満たせば他事業者の路線への参入も可能になっているわけでございます。これまで、私どもの路線に参入を受けたことがございますし、私どもとしても参入をやったことがございます。基本的には総合的な

他社との環境の中で考えなければならない部分があろうかと思います。従前にも答弁申し上げましたけれど、基本的には、それぞれの営業エリアを尊重して、そこの中でそれぞれが努力をして、お客様サービスに努めていくべきだという考え方を持っております。

ただ、私どもとしても、参入を受けたことによって収入を失うということになれば、基本的に経営が阻害されるわけですので、そういった場合には私どもとしても参入をすることはありますと申し上げております。総合的な環境も踏まえて、これからの検討課題ではないかというふうに考えております。

【髙比良委員】 長崎バスは、深堀行きとか香焼行きによって重工の香焼工場の近くのバス停まで運行しているんですよね。ところが、重工の入り口のところまでは行かないんだよね。長崎バスとしては、どこの路線だという話をするんですけれども。

だから、通勤バスという形で、例えば共同運行をやるとか、いろいろ形態のつくり方はあると思うんだよな。うちが、うちがというんじゃなくて、一緒になってやろうかというような。いろんな隘路はあるかと思いますが、ぜひそういったことで幅広に考えてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

【ごう委員長】 ほかに質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 なければ、山口副委員長、どうぞ。

【山口副委員長】ただいまの髙比良委員の質問とかぶる部分もありますけれども。

経営計画素案の22ページで、地域のまちづくりと連携した情報発信と地域貢献とあります。先ほど、買い物難民が多いとか、いろいろ問題点があって、昼間の時間帯の運行状況も今から検討していかんばいかんということです。

まちづくり3法が変わった時に、県で、まちづくりのガイドラインを設定しているんです。そういう中で、まちなか、準まちなかといったところを設定しております。

長崎バスの成功事例として、団地から準まちなかを通って、また団地に行くと。俗に「ゆりちゃん号」といいまして長与町も通っておりますけれども、それがドル箱といいますか、黒字路線になっているわけです。地域の求めがあるところには、そういう小型のバスを運行していく。今からの高齢化社会の中では、毛細血管が通うようなことをやっていかんばじゃないかというふうに思いますけど、その点についてはいかが考えていますか。

【小川営業部長】今ご指摘の小型バスの運行というところでは、地理的条件によって、どうしても大型、中型は入らないと、小型バスの運行をせざるを得ない区域がございます。私どもが運行しております片淵線、経済学部の裏の方を通る路線につきましては、大半の方が高齢者、もしくは主婦層のお買い物とか通院にご利用されているところでございます。長崎市の三原の方につきましても、車両的には小さい車両で運行しているところでございます。

ただし、どういう形で車両を有効的に、効率的に活用していくかという観点も見据えながら、今後、小型車両の導入も含めて、地域の皆さんのお話をお聞きしながら進めていきたいというところでございます。

【山口副委員長】大きな循環というのも必要だろうし、そういった小さな循環もやっていただければ、地域の足として皆さんが利用でき、バス事業者として採算がのるという形も出てきま

すので、そういうマッチングもぜひ考えていただきたいと思うんです。

それから、地域のまちづくりに貢献しますということですけれども、いろんな地域のイベント、それから自治体との連携という形の中で、市町ではコミュニティバスの検討をしておられます。バス空白地と言われるバス停から300メートル以上離れたところは、ぜひそういったものが必要だという観点で検討をしておられますけれども、それが採算にのらないところが多いということで、なかなか踏み切れない部分がありまして。不採算であれば自治体も、そこに補助金を出しながらやっていきましょうという考え方もございますので、ぜひ、そういった点も一つの検討課題の中に、地域貢献としてのせていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

【小川営業部長】 私自身が現在、諫早市、大村市だけではなくて長与町も含めました地域公共交通会議に委員として入っておりまして、路線ごとのバス事業者、もしくは乗合タクシー等々含めた役割というところの会議にも出席をさせていただいておりますので、そういうところで地域の方々のご意見も十分にお聞きしながら、私どもとして何ができるのかということを十分に検討してまいりたいと考えております。

【山口副委員長】長与町では長崎バスと県営バスの競合路線もあるわけですけど、シーボルト校までだったのを長与駅西口まで延ばしていただいた点で連携が非常にとれて、ありがたいという思いでおります。そういった小さな改善点を広げていくことによってバスの利用者が増えていくという形になろうかと思いますので、そういった点もしっかり検討していただければと思います。

それから、ラッピングバスです。市町でそれぞれイメージキャラクターをつくっています。俗にいうゆるキャラですね。ゆるキャラのコンテストもあったりして、知名度を高めようという形で各市町も考えておりますので、ラッピングバスをつくってみるのもいいと思うし、このキャラクターはどこのキャラクターでしょうとクイズをやってみたりとか、地域に根差したバスであり、子どもたちもそれを楽しみながら乗っていただくと。一つの提案ですけど、そういったことも考えていただけませんでしょうか。いかがですか。

【小川営業部長】まさしく副委員長ご指摘のとおり、私どもも昨年度から、お出かけマップ等々含めてローカル線に特化して、いろんな取組をさせていただいております。

諫早市の小長井町にはフルーツバス停というのがございます。実はそれが今、インスタグラム等々で非常に話題になりまして、他県等々から多くの人が、その撮影のためだけに来るというような状況も出てきておりますので、できるだけ私どもも自治体の方に足を運びまして、こういう取組が一緒にできませんかというような呼びかけもしながら、十分に地元、地域と連携した取組を今後とも進めていきたいと考えております。よろしくお願いします。

【山口副委員長】 それから、議案外のバスツアー等を通じた地域貢献の取組についてということで。

バスツアーによって、いろいろ掘り起しをやろうということでありますけれども、観光素材を改めて発掘、認識していくという形では、そういったこともいいと思います。

また、どの層にターゲットを絞って県内のバスツアーをやっていくかということになろうか

と思うんですけれども、大村湾沿いの直売所をめぐるバスツアーとか、いろんな形でターゲットを絞りながら、そしてまたお客さんをどこに案内していくかといった地域の素材の掘り起こしを、ひとつ県営バスでも考えていただければと思うんですけど、いかがですか。

【濵口貸切部長】委員ご指摘の件でございますが、我々、平成27年度から地元再発見ということで実施をさせていただいていまして、継続するに当たりましては非常に企画内容が重要だと思っております。

副委員長おっしゃいましたとおり、企画内容を充実させるためには、地域の地元の人たちとの意見交換をさせていただいて、ずっと継続するために何をやらなくちゃいけないか、何が今求められているのか、何をよりアピールしなくちゃいけないのかと、そういったものを地元と情報を共有しながらつくっていきたいと考えております。

【山口副委員長】 一つ、基本的なことを忘れておりましたけれども、日帰りのバスツアーを実施する際に、最低の催行人員はどれぐらいになっているんですか。

【濵口貸切部長】最低催行人員は旅行業者が設定するようになっていまして、通常、我々が県営バス観光とタイアップしてツアーを実施する時には、大体30人から35人ぐらいが最低催行人員となっております。

【山口副委員長】 30人から35人を集めるのがなかなか難しいという形もあろうかと思いますけれども、十分に広報をやりながら、このバスツアーをやりますよという形で、日帰りでも楽しめるというのを十分アピールしていただきたいと思います。しっかりアピールに努めて、また新たなお客さんの掘り起しをやっていただければと思います。

局長、一言いいですか。

【山口交通局長】 一つ、顧客管理。特に高齢者の方々等、時間と金銭的な余裕のある方についての顧客管理をきちんとして、リピーターにつながっていけば、それだけさまざまな経費、広告経費等々が不要になるということがございます。

それに加えて、お話にあったように魅力的なコースをどういうふうに設定できるのか、併せて検討していきたいというふうに思っております。

【ごう委員長】 委員長を交代します。

【山口副委員長】 委員長、発言をどうぞ。

【ごう委員長】 長崎県交通局経営計画で、高齢者、障害者のお客様が利用しやすい環境づくりというものをしっかりと明記してあるのは、すごくありがたいと思っています。

2020年は東京オリンピック・パラリンピックがあって、全国各地で障害者の方の公共交通についての意識が高まってきていると思います。

そのような中、これは何度かお伝えしたことがあると思うんですが、長崎空港のリムジンバスが、「長崎空港、リムジンバス、車椅子」で検索をすると交通情報が出てくるんですが、その中に書いてあるのが、「車椅子本人の一人利用はできません」と言い切られている文章があるんです。これは県営バスと長崎バス、両方ともそういう対応をしていますよと書かれているんです。

今、障害者差別解消法ができた中で、この文言は非常に私はどうかと思っています。合理的な配慮をしなければいけない時代になってきている中で。

補助者がいる障害者ばかりとは限らなくて、

お一人で旅行される方はたくさんいらっしゃって、飛行機に乗るのは航空会社がさまざまな手助けをしながら旅行ができるようになっているけれども、長崎空港に着いたらどうすればいいのかとなると、障害のある方、車椅子の方は長崎に来られないという現実があります。

このあたりも今後、5年、10年の計画を立てていく中に少し検討いただきたいと思っていますが、ご見解をお聞かせください。

【小川営業部長】委員長からご指摘がありました障害者差別解消法を念頭に置きまして、九州バス協会の中でも、そういう対応について実は議論はしています。私どもとしましても、可能な限り対応はすべきだろうと。

ただし、どうしても障害者の方は当然お一人おひとり状況が違いますので、例えば乗務員がそのサポートをするにしても、お客様の体格の問題とか、もしくは乗務員の体格の問題を含めて、やはりそこは限度があるのかなということもありまして、原則として、お一人でというのはなかなか難しい部分があるんだろうと思います。

ただし車椅子の場合は、例えば諫早線あたりではスロープがあって乗れるんですが、どうしてもリムジンバスですと、最近の利用者は大きなトランクが必要ですので、その関係でスロープができないと。そうなったら2段3段上らなきゃいけないので、可能な限りご対応をしたいとは思っていますが、そこには限度があろうかなと。そういうことで、やはり介添人とかにいらっしゃっていただければという部分もあります。

乗務員にサポートをさせる場合に、どこまで責任を負わせられるかというような問題も出てまいりますので、そういう部分も含めまして、今後もバス協会の中で十分に議論をしていきたいと思っております。

【ごう委員長】営業部長がおっしゃることはごもっともだと思うんですが、しかしながら、今の時代に合わせて公共交通がどういう対応をしていくのかということは、今までとは変わったことが求められていると思います。

例えば航空会社であれば、事前の予約登録を必ずしてもらいますね。例えばそういうことをあらかじめしていただいて、そこまでしていただいた段階でできるか、できないかの判断をするようなことも私は必要ではないかと思います。

「できません」と言い切ってしまうと、障害者の方の目線からいくと、長崎には行けないんだと思われてしまいますので、もう少し寄り添ったような対応を九州のバス全体でご検討いただけるとありがたいと思います。

もう1点ですが、観光振興へも貢献していくと21ページに明記されております。県営バス観光株式会社とのタイアップによる企画ツアー、先ほどからさまざまな委員からの意見もありましたけれども、このような中にも1点、ユニバーサルツーリズムツアーというものを組み込んでみてもいいのではないかと思います。

これまで長崎という土地は、どうしても坂が多かったりとかということで車椅子の方がご利用しにくかったと思います。しかしながら、ユニバーサルツーリズムを視点に置いた時に、ご家族で旅行なさる方は、1人でも車椅子の方がいれば2人、3人で来られて観光消費額も上がりますよね。今まで行けなかったところに行けるということは非常に喜びにもなりますし、話題性にもつながると思うので、そういったさまざまな種類のバスツアーの企画を今後どのように考えていらっしゃいますか。

【濵口貸切部長】ユニバーサルツーリズム、今

まで県営バス観光は実施したことがございません。今後、どうやったらできるのか、勉強も含めて検討してまいりたいと思っております。

【ごう委員長】 ぜひ、ご検討をよろしくお願いいたします。

併せまして企画ツアーで、Ｖ・ファーレン長崎がＪ1に昇格しまして、他県からのお客様も多数来られると思います。これを県営バス観光でも、Ｖ・ファーレン長崎の試合を起点にした旅行ツアーを考えるとか、県営バスを使ってスタジアムに行くことを促すような企画も立てていただければと思っておりますが、そのあたりはいかがでしょうか。

【山口交通局長】定期バスをどういうふうに利用していただくのか、営業部長も答弁いたしましたけれど、起点となる諫早駅、あるいは諫早バスターミナルと競技場をつないで運行していくことが一番、交通渋滞対策上も、私どものバスの動かし方としても、一番合理的だろうというふうに思っております。

そのほかに、例えば浦和レッズとの試合がありますと、それを企画する相手方の会社もございます。それがどういう形で、例えば長崎泊まりでお客様を、サポーターを送り込む場合もありますし、そこら辺についてまだ十分に私どもも勉強しておりません。

当然ながらＶ・ファーレン長崎とも話をしていく必要がありますけど、エージェント等を通じて他県からたくさんのサポーターがお見えになる場合の運搬手段がどういうふうになっているのか、そこに取り込めるチャンスがあるんじゃないか、そういう視点を実際に私どもも持っておりますので、この部分については十分に検討して進めていきたいというふうに思っております。

【ごう委員長】 ぜひ、これは一つの大きなチャンスになると思いますので、早めにいろんな検討をしていただいて、情報収集なりしていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

【山口副委員長】 委員長を交代します。

【ごう委員長】 ほかに質問がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 では、ほかに質問がないようですので、交通局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

― 午後　４時３１分　休憩 ―

― 午後　４時３１分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなど、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

― 午後　４時３２分　休憩 ―

― 午後　４時３３分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

本定例会で審査いたしました内容、結果について、12月18日月曜日の予算決算委員会における環境生活分科会長報告及び12月20日水曜日の本会議における環境生活委員長報告の内容について、協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りをいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

― 午後　４時３４分　休憩 ―

― 午後　４時３４分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

環境生活分科会長報告及び環境生活委員長報告については、協議会における委員の皆様方のご意見を踏まえ、報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩をいたします。

― 午後　４時３５分　休憩 ―

― 午後　４時３５分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 では、ご一任願いたいと存じます。

それでは、委員改選前の定例会における委員会は本日が最後となりますので、閉会に当たり、理事者の出席を求めております。

理事者入室のため、しばらく休憩いたします。

― 午後　４時３６分　休憩 ―

― 午後　４時３９分　再開 ―

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

委員改選前の定例会における委員会は、これが最後となりますので、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本年2月に委員長を仰せつかりまして、皆様方には大変にお世話になりました。ありがとうございました。

山口副委員長をはじめ、委員の皆様方や理事者の皆様方のご協力を得ながら、委員長としての重責を果たすことができたのではないかと思っております。

この場をお借りしまして、心からお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

1年間を振り返ってみますと、県民生活部におきましては、ＮＰＯと行政や企業との連携、協働に向けた取組、女性の活躍推進、人権教育や啓発、安全・安心な消費生活の実現、統計の普及・啓発、食品の安全・安心の確保などに取り組まれ、犯罪被害者等支援については、本年策定された第3次長崎県犯罪被害者等支援計画に基づき、県警や関係団体ともなお一層の連携を図り犯罪被害者等の支援を推進されるなど、今後とも県民の皆様の暮らしと安全を守る施策に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

環境部におきましては、地球温暖化対策の推進、諫早湾干拓調整池の環境保全対策、大村湾の水質浄化に向けた取組、食品ロス削減対策の推進、汚水処理構想の策定、ジオパークの活用推進、生物多様性保全の推進などに取り組んでおられます。

大村湾の水質浄化対策につきましては、第3期大村湾環境保全・活性化行動計画をもとに、流域の下水道の高度処理化や各種施策の取組を強化していただき、宝の海を取り戻してほしいと思っております。

土木部においては、長年懸案となっております石木ダム事業や九州新幹線西九州ルートの建設推進など、いろいろな面で大変な事業に取り組まれている状況でございますけれども、これも計画的に事業が図られますことを心からお願

いしておきます。

このほか、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりの推進や地域の活力を生み出すための社会資本としての幹線道路や港湾、河川の整備等、関係機関や地元市町との連携を密にし、計画的な事業進捗が図られることを願っております。

交通局においては、先ほどの委員会の中でも論議がありましたように、現在の中期経営計画及び策定中の次期中期経営計画において、人口減少やさらなる少子・高齢化の進展などを踏まえ、引き続き見込まれる厳しい経営環境に適切に対処していただき、今後とも生活路線の確保と観光振興という県営バス本来の役割を果たしていただきたいと思います。

最後になりますが、委員並びに理事者の皆様方には､健康に十分留意され､さらなるご健勝、ご活躍を心からお祈り申し上げまして、私の閉会のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

次に、理事者側を代表して、交通局長にご挨拶をお願いいたします。

【山口交通局長】現県庁舎におけます最後の環境生活委員会の閉会に当たりまして、理事者を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

ごう委員長、山口副委員長をはじめ委員の皆様方には、委員会におけるご審議をはじめ県内外への現地調査などにおいて、環境生活全般にわたる重要課題について終始熱心にご議論いただくとともに、さまざまな観点から貴重なご意見等をいただきましたことに対しまして、心より御礼を申し上げます。

いただきましたご指導、ご提言につきましては、今後の施策の中に反映してまいりたいと考えております。

私ども4部局におきましては、県民の生活を守ることを最優先に、長崎県総合計画チャレンジ2020並びに各部局の個別計画に基づきまして、さまざまな取組を行っております。

今後とも、本県が目指す将来像に向かって、県民の皆様の安全・安心で快適な暮らしにつながる取組を進めてまいります。

委員の皆様におかれましては、今後とも環境生活分野における県政の推進に対しまして、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりましたが、委員の皆様には、お身体に十分留意され、ますますのご活躍を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

【ごう委員長】 ありがとうございました。

これをもちまして、環境生活委員会及び予算決算委員会環境生活分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

---

― 午後　４時４３分　閉会 ―

---

# 環境生活委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成２９年１２月１２日

環境生活委員会委員長　　ごう　まなみ

議長　　八江　利春　　様

記

１　議　　案

| 番　　号 | 件　　名 | 審査結果 |
|---|---|---|
| 第 93 号 議 案 | 公の施設の指定管理者の指定について | 原案可決 |
| 第 94 号 議 案 | 公の施設の指定管理者の指定について | 原案可決 |
| 第 95 号 議 案 | 公の施設の指定管理者の指定について | 原案可決 |
| 第 96 号 議 案 | 公の施設の指定管理者の指定について | 原案可決 |
| 第 97 号 議 案 | 契約の締結の一部変更について | 原案可決 |

計　　５件（原案可決　５件）

| | | |
|---|---|---|
| 委　員　長 | ごう | まなみ |
| 副委員長 | 山口 | 経正 |
| 署名委員 | 中島 | 廣義 |
| 署名委員 | 宮本 | 法広 |

---

| | | |
|---|---|---|
| 書　記 | 梶谷 | 利 |
| 書　記 | 入江 | 恵介 |
| 速　記 | (有)長崎速記センター | |

# 配 付 資 料

# 平成２９年１１月定例県議会

# 予算決算委員会　環境生活分科会
# 関係議案説明資料

県民生活部
環　境　部
土　木　部

# 県　民　生　活　部

県民生活部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第８３号議案　平成２９年度長崎県一般会計補正予算（第４号）のうち関係部分であります。

歳出予算は、

| | |
|---|---|
| 統計調査費 | １０１万７千円の減 |
| 生活対策費 | ３９万８千円の増 |
| 環境保全費 | ２９１万９千円の減 |
| 計 | ３５３万８千円の減 |

となっております。

これは、職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

1　県民ボランティア活動支援センターの指定管理者の指定に伴う、平成３０年度から平成３２年度に要する経費として、

県民ボランティア活動支援センター管理運営負担金　　４，６２３万１千円

2　女性力でながさきを活性化会議ホームページ保守管理業務について、年度開始前に契約手続きを行うため、

男女共同参画基本施策推進事業　　１８万　円

3　ながさき女性活躍推進会議ホームページ保守管理業務について、年度開始前に契約手続きを行うため、

企業における女性活躍推進事業　　１０万４千円

4　長崎交通公園の指定管理者の指定に伴う、平成３０年度から平成３２年度に要する経費として、

長崎交通公園管理運営負担金　　４，７２５万　　円

5　諫早食肉衛生検査所におけるタンデム質量分析装置保守点検業務について、年度開始前に契約手続きを行うため、

タンデム質量分析装置保守点検業務委託　　１６０万　　円

6　環境保健研究センターにおけるガスクロマトグラフ質量分析装置保守点検業務について、年度開始前に契約手続きを行うため、

ガスクロマトグラフ質量分析装置保守点検業務委託　　１３０万　　円

7　計量検定所における特定計量器検査等業務について、年度開始前に契約手続きを行うため、

特定計量器検査等業務委託　　１，４００万　　円

8　計量検定所における事務機器のリース等について、年度を越えて一括契約を締結するため、

計量検定事務機器賃借等　　１５９万５千円

9　諫早食肉衛生検査所及び国見支所における庁舎管理業務について、年度開始前に契約手続きを行うため、

庁舎管理業務　　５０万　　円の増

の債務負担行為を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

# 環　境　部

環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第８３号議案　平成２９年度長崎県一般会計補正予算（第４号）のうち関係部分であります。

歳出予算は、

| | |
|---|---|
| 防　　災　　費 | １万１千円の減 |
| 環 境 保 全 費 | １，３３９万５千円の減 |
| 都 市 計 画 費 | ６２９万７千円の減 |
| 計 | １，９７０万３千円の減 |

を計上いたしております。

これは、職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

田代原野営場並びに金泉寺山小屋及び野営施設の指定管理者の指定に伴い、平成３０年度から平成３２年度までの債務負担行為として、

| | |
|---|---|
| 田代原野営場管理運営負担金 | ４１４万　円 |
| 金泉寺山小屋及び野営施設管理運営負担金 | １２０万　円 |

を計上いたしております。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

# 土　木　部

土木部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第８３号議案　平成２９年度長崎県一般会計補正予算（第４号）のうち関係部分

第８４号議案　平成２９年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第１号）

であります。

はじめに、第８３号議案「平成２９年度長崎県一般会計補正予算（第４号）」のうち土木部関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費について補正しようとするものであります。

歳入予算は、

| | |
|---|---|
| 諸　収　入 | 2万8千円の増 |
| 合　計 | 2万8千円の増 |

となっております。

歳出予算は、

| | |
|---|---|
| 企　画　費 | 6，351万　円の減 |
| 土木管理費 | 580万3千円の増 |
| 道路橋りょう費 | 1億9，339万3千円の増 |
| 河川海岸費 | 5，039万6千円の増 |
| 港湾空港費 | 662万2千円の増 |
| 都市計画費 | 2，291万5千円の減 |
| 住　宅　費 | 135万3千円の減 |
| 合　計 | 1億6，843万6千円の増 |

となっております。

これにより、土木部関係の一般会計歳出予算総額は、

９８２億　８２０万　円

となります。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

地元調整等に不測の日数を要したことにより、適切な工期が確保できなくなったこと等に伴い、

| | | |
|---|---|---|
| 道路橋りょう費 | ２７億　１９７万 | 円 |
| 港湾空港費 | ３億 | 円 |
| 公共土木施設災害復旧費 | １億８，５００万 | 円 |
| 合計 | ３１億８，６９７万 | 円 |

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

１　国交付金事業について、発注の平準化を図ることを目的として、来年度予算事業を今年度に発注するため、

| | | |
|---|---|---|
| 緊急地方道路整備費（交付金工事県債） | ６，０００万 | 円 |
| 道路新設改良費（交付金工事県債） | ７億３，５００万 | 円 |
| 交通安全施設費（交付金工事県債） | ３，０００万 | 円 |
| 道路災害防除費（交付金工事県債） | ７億４，７００万 | 円 |
| 舗装補修費（交付金工事県債） | ４億７，５００万 | 円 |
| 電線共同溝整備費（交付金工事県債） | １億 | 円 |
| 港湾改修費（本土）（交付金工事県債） | ３億 | 円 |
| 港湾改修費（離島）（交付金工事県債） | ３億５，０００万 | 円 |

| | | |
|---|---|---|
| 総合流域防災費（交付金工事県債） | １億 | 円 |
| 地すべり対策費（交付金工事県債） | １億９，２００万 | 円 |
| 急傾斜地崩壊対策費（交付金工事県債） | ２億１，５００万 | 円 |
| 合　　計 | ３３億　４００万 | 円 |

２　県単独事業について、発注の平準化を図ることを目的として、来年度予算事業を今年度に発注するため、

| | | |
|---|---|---|
| 道路改良費（工事県債） | ５億５，８００万 | 円 |
| 交通安全施設費（工事県債） | ２億３，０５０万 | 円 |
| 道路災害防除費（工事県債） | ２億１，５１０万 | 円 |
| 舗装補修費（工事県債） | ３億７，０８０万 | 円 |
| 海岸自然災害防止事業費（工事県債） | ６，５００万 | 円 |
| 海岸自然災害防止事業費（離島）（工事県債） | １，５００万 | 円 |
| 臨時河川等調査費（工事県債） | ５００万 | 円 |
| 臨時河川等整備費（工事県債） | ６，０００万 | 円 |
| 河川自然災害防止事業費（工事県債） | １億５，０００万 | 円 |
| 自然災害防止事業費（工事県債） | ３，５００万 | 円 |
| 合　　計 | １７億　４４０万 | 円 |

国交付金事業と県単独事業をあわせて、

５０億　８４０万　円

の債務負担行為を設定しようとするものであります。

そのほか、

３　代替骨材を検討するための砕砂活用に関する実証実験について、年度を越えて一括契約を締結するため、

砕砂活用研究事業費　５０６万２千円

4　県立総合運動公園の指定管理業務について、年度を越えて一括契約を締結するため、

長崎県立総合運動公園管理運営負担金　　５億４，２２９万９千円

5　ＪＲ橋架替工事用道路借地契約について、年度を越えて一括契約を締結するため、

総合流域防災費　　１，３１２万５千円の増

の債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、第８４号議案「平成２９年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第１号）」についてご説明いたします。

債務負担行為として、平成３０年４月１日から履行開始が必要な業務について、平成２９年度に入札・契約事務等を行うため、

土木行政県有施設等管理業務　　１，９５４万９千円の増

土木行政機器等保守業務　　５１万　　円の増

を計上いたしております。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

# 平成２９年１１月定例県議会

# 環境生活委員会関係議案説明資料

県民生活部
環境部
土木部
交通局

県　民　生　活　部

県民生活部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第９３号議案　公の施設の指定管理者の指定について

第９４号議案　公の施設の指定管理者の指定について

の２件であります。

第９３号議案及び第９４号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、県民ボランティア活動支援センター及び長崎交通公園の管理運営を行う指定管理者を指定しようとするものであります。

「県民ボランティア活動支援センター」につきましては、公募を行いましたところ、特定非営利活動法人Ｆｉｎｅネットワークながさき１団体から応募があり、指定管理者選定委員会において事業計画等の審査を行った結果、指定管理者として適当であるとの意見を踏まえ、指定しようとするものであります。

「長崎交通公園」につきましては、公募を行いましたところ、２団体からの応募があり、指定管理者選定委員会において事業計画等の審査を行った結果、評価が高かった一般財団法人長崎県交通安全協会を指定しようとするものであります。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

（女性の活躍推進について）

県内企業における働き方改革や女性活躍を推進するため、１２月上旬から中旬にかけて長崎、佐世保、諫早地区において、ダイバーシティマネジメント等に精通するファシリテーターのもと、ワールドカフェ形式による大学生・企業若手職員と企業の経営者・管理職の意見交換を実施いたします。

企業経営者等が大学生や若手職員の働き方に対する考え方や、他企業の取組などを共有することによって、働きやすい職場環境づくりや多様な人材の活躍に向けた企業の自発的な取組を推進してまいります。

また、県内大学において、ライフデザインとキャリアデザインを考えるセミナーを開催し、女性のキャリア継続や継続就業のための男性の家事参画、ワーク・ライフ・バランスの推進など、大学生の意識啓発にも併せて取り組み、管理職を目指す女性の拡大など、女性の活躍推進につなげてまいります。

（人権尊重の社会づくりの推進について）

県におきましては、毎年、１１月１１日から１２月１０日までを「長崎県人権・同和問題啓発強調月間」と定め、様々な人権課題について、県民の皆様に一層理解を深めていただくため、集中的な啓発活動を行っております。

強調月間中は、県内各地のバスや電車の車内に人権啓発ポスターを掲示するとともに、Ｊリーグ加盟の「Ｖ・ファーレン長崎」と連携・協力して、１１月１１日の地元での最終試合において、観客２２，４０７人のもと、選手自らが発信する人権尊重宣言や競技場内の大型ビジョンによる人権メッセージの放映、人権啓発ブースの出展などを行いました。

また、去る１１月２１日に長崎市、翌２２日に佐世保市において、県内の企業や団体の人事・労務担当者等を対象に、「企業人権啓発セミナー」前期研修を開催いたしました。本セミナーは、企業や団体内における人権尊重の気風を高めることを目的として、来年２月の後期研修と一体的に開催するもので、前期研修では、企業等における人権問題に対する取組や職場における性的少数者への理解配慮をテーマとした２講義を実施いたしました。

今後も引き続き、温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現に向け、人権教育・啓発を推進してまいります。

（交通死亡事故多発警報の発令について）

本年１１月４日から１１日までの８日間に、県内で交通死亡事故が相次いで６件発生したことから、「交通死亡事故多発警報発令実施要綱」に基づき、１１月１３日に「交通死亡事故多発警報第２６号（全県警報）」を発令いたしました。

交通死亡事故多発警報は本年６月にも発令しており、今年２回目の発令となります。

発令期間の１１月１３日から１１月２２日までの１０日間にわたり、県警、市町、関係機関・団体と連携し、新聞、ラジオ、広報車、防災行政無線等による交通安全広報の徹底、通勤・通学時間帯をはじめとする街頭指導や取締りの強化、イベント等における交通安全活動への参加呼びかけなど、交通事故防止に向け、より一層の対策強化に取り組みました。

（犯罪被害者等支援について）

犯罪被害者等支援につきましては、本年３月に策定した「第３次長崎県犯罪被害者等支援計画」に基づき犯罪被害者等が必要とする各種支援施策を行っておりますが、去る１０月２６日には犯罪被害者等支援に関する情報を共有し、市町における支援体制の充実を図るため、市町の総合的対応窓口担当者に対する研修会を開催しました。

１１月２５日から１２月１日までの「犯罪被害者週間」においては、啓発活動の一環として、県警及び公益社団法人長崎犯罪被害者支援センターと連携し、犯罪被害者等支援に関する県民の理解の増進を図るため、特別講演会やミニコンサートを開催したほか街頭キャンペーンを実施しました。

また、性暴力被害者支援「サポートながさき」においては、専門の女性相談員等により、性暴力被害者のニーズに応じた、きめ細やかな支援など、潜在的な被害者への支援に一定の役割を果たしているところであり、本年９月末現在の相談件数は２２７件と昨年同時期の１．５倍で推移しております。

今後とも、警察、市町、関係機関・団体等となお一層の連携を図り、犯罪被害者等

の支援に関する施策を総合的・体系的に推進していきます。

（統計の普及啓発について）

統計調査を円滑に実施するためには、県民の皆様に統計の重要性を理解していただくことが肝要であり、県では、統計の普及啓発について、様々な取組を実施しております。

毎年度開催しております県統計グラフコンクールにつきましては、本年度は、前年度実績を大幅に超える２７３作品の応募があり、特選作品１２点を全国コンクールに出品したところ、奨励賞を受賞し、特選作品を含む優秀な作品については、１１月に佐世保市や長崎市のデパートで作品展を行いました。

今後、上位入賞を増やし、普及啓発につなげていくために、市町教育委員会や学校との連携を強化してまいりたいと考えております。なお、統計教育の一環として、諫早市内の中学校、長崎市内の学童保育の２箇所で初めて出前講座を実施し、大変好評でしたので、今後、講座を希望する学校等で積極的に実施してまいります。

また、今年は、国勢調査生みの親であり、日本近代統計の祖といわれる長崎市出身の杉亨二氏の没後１００年目の年であり、杉氏の命日である１２月４日に毎年、長崎市が実施している献花式に県も参加し、杉氏ゆかりの民間団体主催の講演会を後援したところであります。

このような取組を続けることで、県民の統計に関する理解を深め、統計調査員の皆様が調査しやすい環境を整えるとともに、統計の利活用にもつなげるよう努めてまいります。

（長崎県総合計画チャレンジ２０２０の数値目標の進捗状況について）

平成２８年度から平成３２年度の５年間を計画期間とする「長崎県総合計画チャレンジ２０２０」に掲げる数値目標の平成２８年度末における進捗状況のうち、県民生

活部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

県民生活部関係分の数値目標１６項目の平成２８年度の進捗状況は、

・目標を達成したものが１１項目

・目標を達成できず、進捗状況にも遅れがみられるものが５項目

となっています。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

（事務事業評価の実施について）

本年度の事業評価において、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価を実施いたしました。県民生活部関係分については、お配りしている資料のとおりでございます。

事務事業評価については、１２件の事業群評価調書により、３９件の評価を実施いたしましたが、そのうち２４件の事業について、平成３０年度に向けて、「拡充」「改善」のいずれかの見直しを検討いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどに取り組んでまいります。

（地方創生の推進について）

地方創生に向けた平成２７年度から平成３１年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等に繋げるため、ＫＰＩ（重要業績評価指標）の進捗状況や取組内容等を踏まえ、平成２８年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行っております。

県民生活部におきましては、総合戦略に掲げる１８の基本的方向のうち、「女性の活躍を促進する」に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

このうち、女性の就労支援につきましては、女性就労相談窓口「ウーマンズジョブほっとステーション」において、結婚・育児・介護などのライフステージに応じた就労相談、セミナー及び県内９地区における巡回相談を実施した結果、相談件数１，３２６件、託児室利用者数４０９人など多くの方が利用しており、就職者数は４８１人となっております。

今後の方向性といたしましては、巡回相談の実施も踏まえたあり方を検討するなど、きめ細やかな就労サポートの充実に努め、引き続き女性の就労を支援してまいります。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

# 環　境　部

環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、
第９５号議案　公の施設の指定管理者の指定について
であります。

第９５号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、自然公園内県営公園施設条例第２条の規定により、平成３０年３月３１日をもって指定期間が終了となる雲仙公園テニスコートなど７施設について、指定管理者を指定しようとするものであります。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。
次に、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

（地球温暖化対策について）

本県では、平成２５年４月に策定した「長崎県地球温暖化対策実行計画」に基づき、県民、事業者、市町と連携しながら、温室効果ガスの排出抑制対策等に取り組んでおり、回避できない影響に対する本県での予防・軽減対策について、関係機関等の意見をもとに取りまとめるとともに、本年１０月、一般社団法人エネルギーマネジメント協会が実施する「省エネ相談地域プラットフォーム構築事業」の支援対象区域に本県が追加されたことから、同協会と連携し、県内中小企業者等に対し、省エネ診断や省エネの取組への支援等を進めることとしております。

今後、１２月１３日から１９日まで実施予定の「県下一斉ノーマイカー＆エコドライブウィーク」や１２月から２月まで実施の「九州エコライフポイント（冬の節電活動）」等を推進し、県民の皆様とともに地球温暖化対策に取り組んでまいります。

また、県自らも事業者として省エネ、節電等に取り組んでおりますが、今年度は、県有施設の省エネルギー改修モデル案を策定し、次年度以降に具体的な整備を進めることとしており、現在、類似施設のグループ分けとともに、県南保健所、県教育センターなど代表的施設の改修モデル案の検討を行っているところです。

（島原半島の窒素負荷低減対策について）

県では、島原半島における硝酸性窒素等による地下水汚染対策として「島原半島窒素負荷低減計画」を策定し、家畜ふん尿の適正処理や堆肥の半島外への持ち出しなどを実施してきており、地下水の水質については、全般として改善傾向にあるものの、一部の調査地点では環境基準を超過したままとなっております。

そのため、今年度は、家畜ふん尿処理施設への指導強化に取り組むとともに、半島内３市等と連携し、家畜ふん尿などをバイオマス資源として活用するための勉強会等を行っております。

今後は、半島内における家畜ふん尿をバイオマス資源として、発電や液肥に活用した、環境にやさしい資源循環型のモデル構築に向け、民間事業者や地元の関係機関と連携して検討してまいります。

（食品ロス削減対策の推進について）

県では、食品ロスの削減や有効活用を図るための取組として、飲食店等で利用客への食べきりの呼びかけや小盛メニューの設定に取り組む「九州食べきり協力店」の募集を行っており、登録された協力店やフードバンク事業者のＰＲを行うホームページを１１月に新たに開設しました。

また、食品ロスやフードバンクへの参加状況等を確認するため、県内の食料品製造業者や小売業者を訪問し、聞き取りを行ったところ、製造過程等で一定の食品ロスが発生すること、生活困窮者に食品が確実に渡る過程が見えないため、フードバ

ンクへの協力には不安があること等のご意見をいただきました。

去る１１月２２日に、食料品小売事業者やフードバンク事業者、学識経験者、消費者関係団体、行政機関等で構成する「長崎県食品ロス削減推進協議会」を発足し、今後、食品ロス削減に関する普及啓発、情報交換等、その具体的手法を検討していくとともに、フードバンクについて、協議会の下にワーキンググループを設置し、新たな拠点の整備や企業が安心して協力できる方策などを検討し、自立可能なフードバンクのシステム構築を目指すこととしております。

（災害廃棄物処理計画の策定について）

東日本大震災をはじめとする大規模災害により生じる膨大な災害廃棄物の処理が被災地域の復旧・復興にとって大きな課題となっていることから、環境省が策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、県内で発生した災害廃棄物の処理について、組織体制・指揮命令系統や応急対応、復旧・復興等に関する具体的手順等を定めた「長崎県災害廃棄物処理計画」の策定を進めております。

本計画におきましては、長崎県地域防災計画における被害想定を踏まえた災害廃棄物の発生量や地震被害時の処理可能量の推計等について基礎調査を行い、その結果に基き、計画の素案を作成したところです。

今後は、市町への意見照会やパブリックコメントを実施し、県民の皆様のご意見を踏まえ、県議会のご意見を伺いながら、今年度中に同計画を策定してまいります。

（生物多様性保全の推進について）

本年８月に琉球大学により公表された対馬で発見されたカワウソについて、環境省が現地調査を行い、ユーラシアカワウソであった旨の調査結果が発表されました。カワウソの由来や個体数は未解明であり、更に今後の調査や分析が必要とのことではありますが、カワウソが生息できるということは、対馬の自然の豊かさを物語るもので

あり、引き続きこの貴重な自然環境の保全を図ってまいります。

また、今年、人体への影響等が懸念されている特定外来生物のヒアリが全国で確認されていることを受け、本県におきましては、ヒアリが定着している中国からの定期貨物航路のある長崎港において、８月から１０月にかけて国及び県によるトラップ調査を行いました。この調査ではヒアリは確認されておりませんが、引き続き県民への注意喚起を行うとともに、ヒアリの監視と市町等関係機関及び県民への情報提供に努めてまいります。

（島原半島満喫プロジェクトについて）

環境省では、国立公園における外国人利用者数を２０２０年までに倍増することを目指し、「国立公園満喫プロジェクト」としてインバウンド対策を進めているところです。雲仙天草国立公園は昨年度、残念ながら先行的・集中的に取組を実施する８国立公園に選定されませんでしたが、環境省は今年度から、先行する８公園の取組を全国の国立公園に展開するためのソフト支援事業を新たに始めております。

本県におきましてもこの事業を活用し、島原半島観光連盟と連携を図りながら、二次交通改善のための交通社会実験や利用者動向調査等を実施し、島原半島が一体となったインバウンド対策を進めることとしております。

島原半島におきましては、地域自らも、国立公園やジオパークなどの地域の魅力を増すための様々な取組を始めており、県もこのような地域の取組を積極的に支援するため、今後も国の支援事業等を活用しながら、地元市町とも連携して地域の活性化に取り組んでまいります。

（長崎県総合計画チャレンジ２０２０の数値目標の進捗状況について）

平成２８年度から平成３２年度の５年間を計画期間とする「長崎県総合計画チャレンジ２０２０」に掲げる数値目標の平成２８年度末における進捗状況のうち、環境部

関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

環境部関係分の数値目標１８項目のうち、平成２８年度目標値を設定していないもの、平成２８年度実績値が現時点で把握できないものなど６項目を除く１２項目の平成２８年度の進捗状況は、

・目標を達成したものが６項目

・目標を達成できなかったものの、総合計画策定時点から改善傾向にあり、やや遅れと整理したものが２項目

・目標を達成できず、進捗状況にも遅れがみられるものが４項目

となっています。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

（事務事業評価及び研究事業評価の実施について）

本年度の事業評価において、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価を実施し、環境部関係分については、お配りしている資料のとおりでございます。

事務事業評価については、９件の事業群評価調書により、４３件の評価を実施いたしましたが、そのうち２３件の事業について、平成３０年度に向けて、「拡充」「改善」「縮小」「廃止」のいずれかの見直しを検討いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどに取り組んでまいります。

また、外部有識者からなる長崎県研究事業評価委員会へ諮問しておりました県の研究機関が行う研究事業について、去る１１月１５日に委員会から知事へ意見書が提出され、環境部関係については、環境保健研究センターの２件について、新規研究事業１件は「概ね妥当である」、終了した研究事業１件は「概ね計画を達成した」との評価を受けました。

なお、評価結果については、ホームページを通じ、県民の皆様にも広く公表すると

ともに、委員会からのご意見を踏まえて、研究事業の効果的、効率的な実施を図ってまいります。

（地方創生の推進について）

地方創生に向けた平成２７年度から平成３１年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等に繋げるため、ＫＰＩ（重要業績評価指標）の進捗状況や取組内容等を踏まえ、平成２８年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行っております。

環境部におきましては、主に「地域の特色を活かした地域活性化策を推進する」に取り組んでおり、世界ジオパーク活用推進事業につきましては、エージェント等を対象にしたモニターツアーの実施によりジオツアーの内容強化と商品化を図るなど、島原地域における環境資源の活用に取り組みました。

今後は、地元３市や島原半島観光連盟等と連携を図りながら、ジオパークや雲仙天草国立公園の活用を行うなど、更なる環境資源の活用に向けて取り組んでいくこととしております。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

# 土　木　部

土木部関係の議案、議案外の報告事項及び主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第９６号議案　公の施設の指定管理者の指定について

第９７号議案　契約の締結の一部変更について

であります。

はじめに、議案についてご説明いたします。

第９６号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、長崎県立総合運動公園の管理運営を行う指定管理者を指定しようとするものであります。

次に、第９７号議案「契約の締結の一部変更について」は、平成２８年１１月定例県議会で可決された一般県道諫早外環状線道路改良工事（(仮称）４号トンネル）について、想定した地質と実際の地質との相違による補助工法及び支保構造等の変更、並びに物価の変動等により、請負代金額の変更契約を締結しようとするものであります。

続きまして、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

平成２９年に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定２件を、地方自治法第１８０条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

内容は、歩道上の点字ブロックの不備によるものが１件、岸壁と連絡橋との接合部分の破損によるものが１件となっております。相手方へ支払った賠償金は合計で

６０４，２２６円であります。

（公共用地の取得状況について）

平成２９年８月１日から１０月３１日までの土木部所管の公共用地の取得状況については、諫早市における道路改良事業ほか３件であります。

続きまして、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

（幹線道路の整備について）

県では、人、産業、地域が輝く、たくましい長崎県づくりの実現のため、交流人口の拡大や産業振興を支える西九州自動車道や島原道路などの規格の高い道路の重点的な整備とともに、安全・安心や快適な暮らしの実現の観点から、生活に密着した道路整備を計画的に進めているところであります。

このうち、九州横断自動車道の４車線化については、１０月に、長崎インターから長崎芒塚インター間のトンネル工事の着手がなされ、平成３３年度の完成に向けて着実に整備が進められております。

また、西九州自動車道の伊万里松浦道路については、１１月５日に、今福インターから調川インター間が開通されたところであり、今回の開通により、佐賀県・長崎県の連携がより一層深まるとともに、観光や水産業をはじめとした地域経済の更なる活性化が図られるものと考えております。

このほか、ながさき出島道路においては、利用者の利便性の向上や料金所の混雑解消等を目的として、１２月１日から、ＥＴＣの利用を開始いたしました。

さらに、１２月中に、島原道路の吾妻愛野バイパスや対馬市の国道３８２号の大地バイパスの開通を予定しているところであり、今後とも、産業の振興や地域の活性化

に資する幹線道路の積極的な整備を推進してまいります。

（石木ダムの推進について）

石木ダムの建設は、川棚川の抜本的な治水対策及び佐世保市の慢性的な水源不足解消のために必要不可欠な事業であり、事業の着実な推進に向け、土地収用手続きを進めるとともに、付替県道工事の進捗に努めております。

付替県道工事については、事業に反対する方々が工事現場内に侵入して重機の下に座り込むなど、依然として妨害行為が継続しているため、繰り返し説得し、妨害者を移動させるなど、安全に十分配慮しながら土工等の作業を進めております。

なお、現場入口付近での妨害行為に対しては、昨年１０月、長崎地方裁判所佐世保支部に通行妨害禁止の仮処分を申し立てていましたが、去る９月２９日、１０名の妨害者に対し、同支部から通行妨害行為を禁止する決定がなされました。

今年は、７月には九州北部豪雨が発生し、本県においても壱岐市の一部で石木ダムの計画雨量を上回る大雨が観測されました。また、１０月には、相次ぐ台風の上陸により河川が氾濫するなど、全国各地で大雨による自然災害が発生しました。

こうした県内外における災害の状況を踏まえ、ダムの役割への理解促進と防災意識の向上を図るため、去る１１月１２日、県と石木ダム建設促進川棚町民の会との共催により、「今、考えよう。多発する水害とダムの役割」と題した講演会を川棚町で開催し、町内外から約１１０名の方々に参加いただきました。

地域住民の安全な暮らしを守るため、今後とも工事の着実な進捗に努め、佐世保市及び川棚町と一体となり、一日も早いダムの完成に向け全力を傾注してまいります。

（九州新幹線西九州ルートの建設推進について）

九州新幹線西九州ルートについては、８月に大村市内の竹松高架橋の工事が竣工し、

また、１０月には長崎市内の平間トンネルにおける掘削の完了に伴い、県内２２のトンネルのうち１５のトンネルが貫通するなど、県内各地で工事が進められております。

今後とも、さらなる事業進捗が図られるよう、関係機関、地元市・町と連携を密にして取り組んでまいります。

（九州新幹線長崎駅舎のデザインについて）

九州新幹線長崎駅舎のデザインが、１１月１４日に鉄道建設・運輸施設整備支援機構九州新幹線建設局長より、提示されました。昨年７月に知事と長崎市長が駅舎デザインに関する要望を行い、今回その提示を受けたものであります。

県民や来訪者に親しまれる駅舎となるよう、今後とも、機構、長崎市と連携してまいります。

（長崎県総合計画チャレンジ２０２０の数値目標の進捗状況について）

平成２８年度から平成３２年度の５年間を計画期間とする「長崎県総合計画チャレンジ２０２０」に掲げる数値目標の平成２８年度末における進捗状況のうち、土木部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

土木部関係分の数値目標１６項目のうち、平成２８年度目標値を設定していないものなど３項目を除く１３項目の平成２８年度の達成状況は、

・目標を達成したものが１０項目

・目標を達成できなかったものの、総合計画策定時点から改善傾向にあり、やや遅れと整理したものが２項目

・目標を達成できず、進捗状況にも遅れが見られるものが１項目

となっています。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

（事務事業評価の実施について）

本年度の事業評価において、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価及び長崎県政策評価委員会による外部評価を実施いたしました。土木部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

事務事業評価については、２３件の事業群評価調書により、７７件の評価を実施いたしましたが、そのうち１３件の事業について、平成３０年度に向けて、「拡充」「改善」のいずれかの見直しを検討いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどに取り組んでまいります。

（地方創生の推進について）

地方創生に向けた平成２７年度から平成３１年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等に繋げるため、ＫＰＩ（重要業績評価指標）の進捗状況や取組内容等を踏まえ、平成２８年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行っております。

土木部におきましては、総合戦略に掲げる１８の基本的方向のうち、主に「地域を創り、支え合うインフラ・サービスを活性化する」や「既存ストックのマネジメントを強化する」に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

このうち、地域活性化を支えるインフラ整備の推進につきましては、規格の高い道路ネットワークの整備に取り組んでおり、着実に整備が進んでおります。今後も、早期の供用開始に向け重点的に取り組んでまいります。

（松が枝地区再開発構想検討について）

松が枝地区再開発構想検討については、県と長崎市による検討会議をこれまでに２回開催し、現在は、松が枝地区の現況及び将来の課題等から開発コンセプトの検討を行うとともに、再開発地区の建築物の高さ規制について長崎市と協議しているところであります。

今後は、第３回の検討会議において、開発コンセプトの設定や導入する機能などについて議論することとしており、引き続き、検討会議を開催しながら県市一体となって進めてまいります。

（長崎県賃貸住宅供給促進計画の策定について）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律が、平成２９年１０月２５日に施行され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を県や中核市に登録する制度、いわゆる新たな住宅セーフティネット制度が創設されました。

また、国土交通省より、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針が示され、この方針に基づき、本県の重要施策である、人口減少・少子高齢化対策として、若者世帯や子育て世帯が安心して子育てできる住宅や移住者を受け入れる住宅の供給を促進するため、長崎県賃貸住宅供給促進計画を定めました。

この供給促進計画を定めることにより、住宅確保要配慮者の追加が可能となり、長崎県では、移住者（単身を含む）や新婚世帯を追加しました。

今後は、この計画の推進のため、長崎県居住支援協議会の会員である、県内２１市町や不動産団体、長崎県社会福祉協議会の理解をいただきながら、新たなセーフティネット制度の普及や住宅確保要配慮者への賃貸住宅の供給の促進に努めてまいります。

以上をもちまして、土木部関係の議案及び所管事項の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

# 交　通　局

今回、交通局関係の議案はありませんので、主な所管事項についてご説明いたします。

（営業・広報の取組について）

交通局では、様々な取組を通じてバスに親しんでもらい、バスの利用促進を図るため、積極的に営業・広報活動を行っております。

地域との結びつきを深めることを目的に、毎年行っている各地域のお祭りやイベントへの参加については、８月に参加した東長崎地区と諫早市の夏祭り以降も、１０月から１１月にかけて諫早エコフェスタや大村秋祭りなどに参加いたしました。

今年のイベントでは、子ども達にバスの運転士やバスガイドへの興味を高めてもらうことを目的として、運転士の帽子や子どもサイズのバスガイドの制服を用意し、子どもたちに運転士やバスガイドの気分を感じてもらうなど、日頃味わうことができない体験をとおしてバスと親しんでいただきました。

また、ローカル線にスポットを当てて地域の魅力を紹介する「県営バスｄｅおでかけＭＡＰ」については、第４弾として長崎市戸石・牧島地域を取り上げ、シーズンの「とらふぐ・かき祭り」などを紹介しており、バスの車内等に掲示しております。

さらに、県外から高速バスと長崎～雲仙特急バスを利用し、雲仙・小浜へ訪れていただくため、バスからの車窓をイメージした「バス旅車窓マップ」を作製し、県営バス長崎ターミナルに加え、天神や博多バスターミナルにも設置したところであり、今後は、大分や熊本、宮崎、鹿児島の各共同運行会社と連携し、それぞれのバスターミナルへも設置していくこととしております。

また、１１月から長崎～雲仙特急バスの車内放送に、西陵高校放送部の皆さんにご協力いただいており、生徒の皆さんのアナウンスによって、沿線風景の紹介に加

え、「じゃがちゃん」や「小浜ちゃんぽん」などの名物のほか雲仙温泉・地獄などの観光地の案内を行っております。

最後に９月２０日のバスの日企画として実施したバス中古部品チャリティーバザーでは、売上総額が２４万８，５９０円に上り、うち１５万円を熊本城復興支援として、残りの９万８，５９０円を九州北部豪雨災害支援として寄付しております。

これからも営業・広報活動を継続していくことで、バスの利用促進と地域の活性化に寄与してまいりたいと考えております。

（車椅子介護優秀者コンテストとバスの乗り方教室について）

交通局では、高齢者や障害のある方がより安全で快適にバスをご利用いただけるよう、乗務員の車椅子取扱いの習熟とサービス向上を目的として、平成１５年から毎年、福祉関係団体のご協力をいただきながら、車椅子介護優秀者のコンテストを行っております。

１５回目の開催となる本年度は、１１月１４日に諫早市社会福祉会館で開催いたしました。

また、コンテスト終了後、身体障害者福祉協会と意見交換を行い、車椅子を利用されている方々の貴重なご意見をお伺いすることができました。

さらに今回は、諫早市老人クラブ連合会にもご協力をいただき、高齢者のお客様に向けたバスの車内事故防止を図るための安全教室の開催にあわせ、ＩＣカードを使ったバスの乗り方教室や免許返納者パス、高齢者向けフリー定期「プラチナパス６５」のＰＲ等を実施いたしました。

今後も、高齢者や障害のある方がより一層利用しやすい公共交通機関となるよう努めてまいります。

（小集団活動総決起大会について）

利用者の安全・安心とサービス向上を目的として取り組んでいる小集団活動について、これからの活動をより効果的に推進していくため、平成３０年２月に小集団活動総決起大会の開催を予定しております。

総決起大会では、各チームのこれまでの活動報告や、無事故を達成したチームの表彰を行い、次年度へ向けた新たな目標を発表し、職員一丸となって更なる事故防止に対する意識の向上を図ることとしております。

今後とも「安全」「確実」「快適」「親切」をモットーに輸送品質の向上に努めてまいります。

（バスツアー等を通じた地域貢献の取組について）

県営バスでは、子会社である長崎県営バス観光とタイアップし、毎年、県内の素晴らしい観光素材を改めて認識していただくことを目的としたツアーを実施しております。

今年度は、国の国境離島関係交付金を活用し、「日本遺産認定！国境の島 対馬１泊２日の旅」とするツアーを１１月に催行いたしました。また来年度の「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録を見据え、関連施設を巡る日帰りツアーについても今後実施を予定しております。

さらに、本年７月に発生した九州北部豪雨の被災地支援を目的として、１１月に福岡県浮羽方面への「柿狩り日帰りツアー」を催行したところであり、今後も観光振興と交流人口の拡大を通じた地域の活性化に寄与するツアーを企画し、ひとりでも多くの方に参加いただけるよう、職員一丸となって集客活動に取り組んでまいります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

# 平成２９年１１月定例県議会

# 環境生活委員会関係議案説明資料
# （　追　加　１　）

土　　木　　部
交　　通　　局

# 土　木　部

【環境生活委員会関係議案説明資料（土木部）４頁１０行目の次に、次のように挿入する。】

（ＪＲ長崎本線連続立体交差事業の事業期間延伸について）

ＪＲ長崎本線連続立体交差事業について、「長崎駅舎・駅前広場等デザイン基本計画」策定に係る調整に不測の日数を要したことから、事業期間を当初より１年延長し、在来線高架切替を平成３１年度末、事業完了を平成３３年度末といたしました。なお、これにより平成３４年度の新幹線開業に影響を与えることはありません。

今後とも、関係者と調整を行いながら、事業の推進に努めてまいります。

# 交　通　局

【環境生活委員会関係議案説明資料（交通局）３頁２１行目の次に、次のように挿入する。】

（次期中期経営計画の策定について）

交通局では、平成２５年度から２９年度までを計画期間として策定した中期経営計画に基づき、経営の健全性の維持を図りつつ、安全性の一層の確保と輸送品質のさらなる向上に努めることにより、地域に必要な生活交通の確保及び本県の観光振興への貢献を果たしていくことを柱として事業運営を行ってまいりました。

現在、平成３０年度以降に係る経営計画の策定作業を進めているところであり、人口減少やさらなる少子高齢化の進展などを踏まえ、公共交通において果たすべき役割を明確にしながら、現行計画終了後も引き続き見込まれる厳しい経営環境などに適切に対処してまいります。

新たな計画においては、国のガイドライン等をふまえ、計画の期間を１０年間とするとともに、経営の健全性の確保を前提としながら、県営バスとしての今後の方向性や次期ＩＣカードの導入及び新たなターミナルの設置などの具体的な取組施策について、お客様や県民の皆様にお示ししていくことを基本的な考え方として策定していきたいと考えております。

今後、本委員会におけるご意見等をふまえ、年度内の策定に向けて取り組んでまいります。

（平成３０年１月ダイヤ改正について）

今回のダイヤ改正の主な内容としましては、来年１月に予定されている新県庁舎の供用開始に伴い、諫早市及び大村市と長崎駅前を結ぶ高速シャトルバスや長崎市内線の一部について、新県庁前に設置予定の新たな停留所での乗降が可能となるよう運行経路の変更を行うとともに、現在、朝夕の通勤時間帯に長崎市役所

経由で運行しております路線の一部について、新県庁前経由や大波止経由に振り替えることで、利用者の利便性を向上させようとするものであります。

なお、ダイヤ改正に伴う九州運輸局への事務手続きは、現在申請中であり、１２月中の認可を経て、１月４日から実施する予定としております。